

平成4年3月4日開会
平成4年3月26日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

平成4年3月4日(水曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 議事説明員、その他		1"
○ 議事日程		3"
○ 開会宣告(午前10時00分)		4"
○ 市長開会挨拶		4"
○ 日程第1	会議録署名議員の指名について(中塚新治・讃岐一太郎・竹内修一)	5"
○ 日程第2	会期の決定について(3月4日～3月27日 24日間)	5"
○ 日程第3	(議案第11号) 和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	5"
○ 日程第4	(議案第14号) 和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について	10"
○ 日程第5	(議案第17号) 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	11"
○ 日程第6	(議案第19号) 和泉市庁舎建設基金条例制定について	12"
○ 日程第7	(議案第20号) 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	13"
○ 日程第8	(議案第4号) 平成4年度和泉市一般会計予算	14"
○ 日程第9	(議案第5号) 平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	20"
○ 日程第10	(議案第6号) 平成4年度和泉市老人保健事業特別会計予算	22"
○ 日程第11	(議案第7号) 平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	23"
○ 日程第12	(議案第8号) 平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	24"
○ 日程第13	(議案第9号) 平成4年度和泉市水道事業会計予算	27"

○ 日程第14	(議案第10号) 平成4年度和泉市病院事業会計予算	29頁
○ 日程第15	(議会議案第1号) 予算審査特別委員会設置について	69"
○ 日程第16	(議会議案第2号) 予算審査特別委員会委員の選任について	70"
○ 散会宣告 (午後0時10分)		71"

平成4年3月9日 (月曜日) 第2日目

○ 出席議員・欠席議員		73"
○ 議事説明員、その他		73"
○ 議事日程		75"
○ 開会宣告 (午前10時00分)		75"
○ 日程第1 一般質問について		
	1番に 19番 木村 静雄 君	75"
	2番に 22番 猪尾 伸子 君	91"
	3番に 21番 勝部 津喜枝 君	105"
	4番に 28番 友田 博文 君	123"
○ 散会宣告 (午後4時45分)		141"

平成4年3月10日 (火曜日) 第3日目

○ 出席議員・欠席議員		143"
○ 議事説明員、その他		143"
○ 議事日程		145"
○ 開会宣告 (午前10時00分)		145"

- 日程第1 一般質問について
 - 1番に 17番 上田育子君 145頁
 - 2番に 7番 赤阪和見君 164頁
- 散会宣告（午後1時23分） 177頁

平成4年3月11日（水曜日）第4日目

- 出席議員・欠席議員 179頁
- 議事説明員、その他 179頁
- 議事日程 181頁
- 開会宣告（午前10時00分） 182頁
- 日程第1 (監査報告第1号)
例月出納検査結果報告（収入役扱 平成3年10月分）
- 日程第2 (監査報告第2号)
例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成3年10月分）
- 日程第3 (監査報告第3号)
例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 平成3年10月分）
- 日程第4 (監査報告第4号)
例月出納検査結果報告（収入役扱 平成3年11月分） 182頁
- 日程第5 (監査報告第5号)
例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成3年11月分） 183頁
- 日程第6 (監査報告第6号)
例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 平成3年11月分）
- 日程第7 (監査報告第7号)
定期監査（平成3年度第一次分）結果報告
- 日程第8 (議案第12号)
和泉市職員の育児休業等に関する条例制定について 183頁
- 日程第9 (議案第13号)
和泉市コミュニティ供用施設設置及び管理に関する条例制定について 190頁
- 日程第10 (議案第15号)
和泉市農地課税審議会条例を廃止する条例制定について 203頁

一
括
上
程

○ 日程第11	(議案第16号) 和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	205頁
○ 日程第12	(議案第18号) 和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について	207 "
○ 日程第13	(議案第21号) 財産取得について (いしたちはら公園用地)	224 "
○ 日程第14	(議案第22号) 平成3年度和泉市一般会計補正予算 (第4号)	227 "
○ 日程第15	(議案第23号) 平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	236 "
○ 日程第16	(議案第24号) 平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算 (第1号)	238 "
○ 日程第17	(議案第25号) 平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	241 "
○ 日程第18	(議案第26号) 平成3年度和泉市水道事業会計補正予算 (第4号)	245 "
○ 日程第19	(議案第27号) 平成3年度和泉市病院事業会計補正予算 (第4号)	248 "
○ 日程第20	(諮問第1号) 人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	250 "
○ 散会宣告 (午後2時05分)		254 "

平成4年3月26日 (木曜日) 最終日

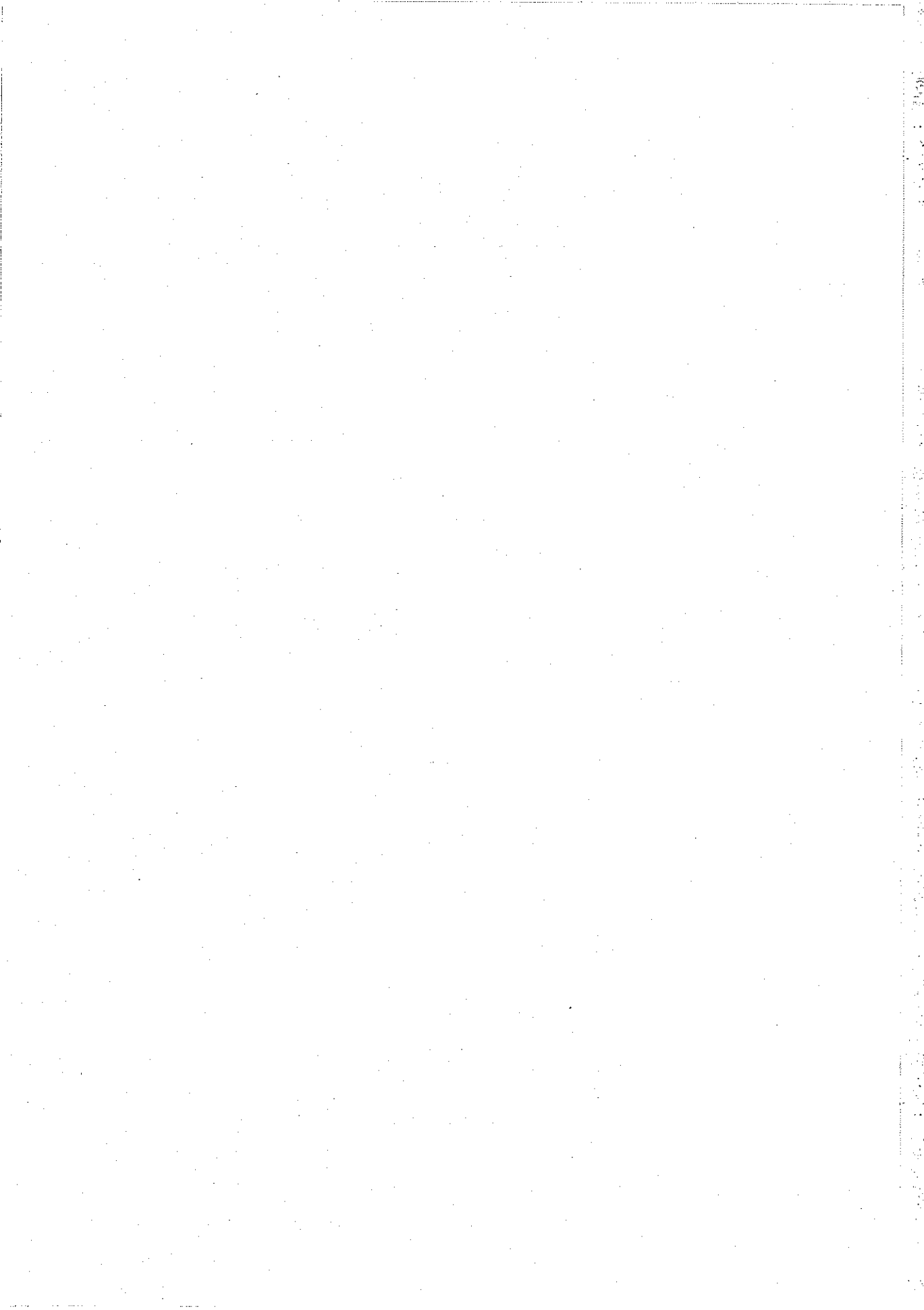
○ 出席議員・欠席議員	255 "
○ 議事説明員、その他	255 "
○ 議事日程	257 "
○ 開会宣告 (午前10時55分)	258 "

○ 日程第1	(議案第11号) 和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	
--------	--	--

○ 日程第 2	(議案第14号) 和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第 3	(議案第17号) 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第 4	(議案第19号) 和泉市庁舎建設基金条例制定について (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第 5	(議案第20号) 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第 6	(議案第 4号) 平成4年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第 7	(議案第 5号) 平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第 8	(議案第 6号) 平成4年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第 9	(議案第 7号) 平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	258頁
○ 日程第10	(議案第 8号) 平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	267頁
○ 日程第11	(議案第 9号) 平成4年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第12	(議案第10号) 平成4年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第13	(報告第 1号) 和泉市土地開発公社平成4年度事業計画書類の提出について	267頁
○ 日程第14	(意見第 2号) 若年層等の障害年金無年金者の解消に関する意見書	275頁
○ 日程第15	(意見第 3号) パートタイム労働者の労働条件改善に関する意見書	276頁

○ 日程第16	(請願第1号) 子どもたちのすこやかな成長を保障するため保育所の充実を もとめる請願	278頁
○ 追加 日程第1	(議案第28号) 監査委員の選任について	280''
○	市長閉会挨拶	282''
○	議長閉会挨拶	283''
○	閉会宣告(午後0時20分)	283''

第 1 日



平成4年3月4日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	竹下義章君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	上田育子君
3番	西口平和君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讃岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部次長	奥村富彦
助役	坂口禮之助	総務部次長	池辺功
助役	田中昭一	総務部次長	阪豊光
収入役	中塚白	同和対策部長	森利治
市長公室長	堀宏行	同和対策部理事	向井洋
市長公室理事	稲田順三	同和対策部次長	戸口泰明
市長公室理事	尾崎秀忠	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室理事	鹿島賢昌	福祉事務所次長	坂田平之
市長公室理事	中辻寿夫	市民生活部長	麻生和義
市長公室次長	井阪和充	市民生活部次長	岸田秀仁
市長公室次長	亀山学	市民生活部次長	明坂文嘉
市長公室次長	池辺一三	市民生活部次長	池辺修次
市長公室次長	今村堅太郎	産業部長	大塚孝之
市長公室次長	山下喬三	産業部理事	藤原清司
市長公室次長	石本博信	産業部次長	高三一行
総務部長	神藤恒治	産業部次長	松林保

参与兼建設部長	浅井隆介	病院事務局長	橋本昭夫
建設部理事	山崎琢磨	病院事務局次長	谷上徹
建設部理事	緒方和夫	消防長	角谷泰夫
建設部理事	中西淳富	消防本部理事兼消防署長	高宮武男
建設部次長	谷俊雄	消防本部次長	一ノ瀬喜広
建設部次長	赤田篤信	消防本部次長	池野透
建設部次長	山崎精二	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	松村吉堯
建設部次長	中野英二	土地開発公社事務局次長	大宅清臣
建設部次長	藤本仁	教育委員長	藤原忠男
建設部副理事	岸本孝二	教育長	杉本弘文
都市整備部長	萩本啓介	管理部長	逢野博之
都市整備部理事	中野義裕	管理部次長	白樫通有
都市整備部理事	三井義秋	指導部長	木村吉男
都市整備部次長	中屋正彦	社会教育部長	生田稔
都市整備部次長	田中武郎	社会教育部理事	竹田明郎
改良事業部長	富田宏之	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部理事	笠木恒忠	収入役室長	藤木意継
改良事業部次長	帛田嗣夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部長	岩井益一	監査委員	庄司清
水道部次長	仲田博文	監査事務局長	吉田陽三
水道部次長	城前伊佐雄	農業委員会会長	森口義忠
病院長	竹林淳	農業委員会事務局長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
次長 河原茂隆
調査係長 井之上光一
議事係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月4日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議案の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第11号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	P. 1
4	議案第14号	和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について	P. 32
5	議案第17号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 44
6	議案第19号	和泉市庁舎建設基金条例制定について	P. 58
7	議案第20号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 61
8	議案第4号	平成4年度和泉市一般会計予算	別冊
9	議案第5号	平成4年度国民健康保険事業特別会計予算	別冊
10	議案第6号	平成4年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別冊
11	議案第7号	平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
12	議案第8号	平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別冊
13	議案第9号	平成4年度和泉市水道事業会計予算	別冊
14	議案第10号	平成4年度和泉市病院事業会計予算	別冊
15	議会議案第1号	予算審査特別委員会設置について	別紙
16	議会議案第2号	予算審査特別委員会委員の選任について	別紙

○
(午前10時00分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。欠席届の出ている議員さんはございません。奥村議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。
- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成4年第1回定例会を開会いたします

- 議長(柳瀬美樹君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。
なお、ここで本日、広報広聴課より「広報いずみ」の作成に当たり議場内の写真撮影と、「声の広報いずみ」作成のため議会の録音の願い出がありましたので、これを許可いたします。

- 議長(柳瀬美樹君) ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、開会あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。平成4年和泉市議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中にもかかわらず御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを心から厚く御礼を申し上げたいと存じます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、平成4年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これらに関連をいたします条例制定等多数御提案を申し上げ、御審議をお願いを申し上げる次第であります。議案の内容につきましては、後ほど、市政運営方針を申し上げ、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を相賜りまして御可決、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

まことに簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく御願いを申し上げます。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、8番・中塚新治君、9番・讃岐一太郎君、10番・竹内修一君、以上、3名の方を指名いたします。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から3月27日までの24日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月27日までの24日間と決定いたします。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第3「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」より日程第14「平成4年度和泉市病院事業会計予算」までの12議案は、いずれも平成4年度予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案については表題のみ朗読させ、各議案の朗読は省略させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第11号

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員旅費条例(昭和31年和泉市条例第25号)の一部をつぎのように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条第1項を次のように改める。

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第3条中「、軌道賃」を削り、「車馬賃」を「車賃」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 2 職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。第8条を次のように改める。

(鉄 道 賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 2 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃

- (2) 急行料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、前号に規定する運賃のほか、急行料金

- (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前2号に規定するもののほか、特別車両料金

- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前3号に規定するもののほか、座席指定料金

- 3 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行については、特別急行料金

- (2) 普通急行列車を運行する線路による片道50キロメートル以上の旅行については、急行料金

- 4 第2項第3号に規定する特別車両料金は、別表第1の第1の項に該当する者に限り、片道100キロメートル以上の旅行について、支給する。

- 5 第2項第4号に規定する座席指定料金は、普通旅行列車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行について、支給する。

第9条を次のように改める。

(船 賃)

第9条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

2 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 別表第1の第1の項に該当する者については、上級の運賃

イ ア以外の者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 別表第1の第1の項に該当する者が、第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃並びに前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

第10条を次のように改める。

(航 空 賃)

第10条 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

2 航空賃の額は、公務の必要に応じ、その利用を特に任命権者が承認した場合に限り、現に支払った旅客運賃による。

第11条を次のように改める。

(車 賃)

第11条 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

2 車賃の額は、現に支払った旅客運賃等による。

第12条を次のように改める。

(日 当)

第12条 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

2 日当の額は、別表第1の定額による。

3 近畿管内の日帰り旅行にあっては、前項の規定にかかわらず、別表第1の定額の2分の1に

相当する額による。

- 4 大阪府内の日帰り旅行にあっては、前2項の規定にかかわらず、別表第1の定額の4分の1に相当する額による。ただし、市内及び規則で定める近隣地域については、日当は支給しない。
- 第13条を次のように改める。

(宿 泊 料)

第13条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

- 2 宿泊料の額は、別表第1の定額による。
- 3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

第15条を削り、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(食 卓 料)

第14条 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

- 2 食卓料の額は、別表第1の定額による。
- 3 食卓料は、船賃又は航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り支給する。

第18条第1号中「軌道賃及び車馬賃の全額（等級の定めがあるものについては3等運賃）」を「車賃の全額」に改める。第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(遺族の旅費)

第21条 職員が旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族に対し、死亡地から旧勤務場所までの往復に要する前職務相当の旅費を支給する。

- 2 前項の遺族とは、職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 3 前項に規定する者が旅費の支給を受ける順位は、同項に規定する者の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

本則に次の1条を加える。

(委 任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

	給料表の類	職務の級	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
第1	特別職		3,000 円	15,000 円	1,500 円
	医療職(一)	特1等級			
第2	行政職	1 等級	2,000	14,000	1,300
	医療職(一)				
	医療職(二)	特1等級			
第3	行政職	2 等級	2,000	14,000	1,300
	医療職(一)				
	医療職(二)	1 等級			
第4	行政職	3 等級	2,000	14,000	1,200
	医療職(一)				
	医療職(二)	2 等級			
第5	行政職	4 等級 5 等級	2,000	14,000	1,200
	医療職(一)	4 等級			
	医療職(二)	3 等級 4 等級			

備考

特別職の職員で次の職以外のものの旅費額は、別に定めのあるもののほか、第4の項に定める額とする。

- (イ) 市長、助役、収入役、教育長及び水道事業管理者
- (ロ) 市議会議員
- (ハ) 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の各委員並びに社会教育委員並びに監査委員
- (ニ) 消防団長
- (ホ) 附属機関の委員

附 則

- 1 この条例は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の和泉市職員旅費条例の規定は、施行日以後に出発する旅行又は施行日前に出発し、かつ施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅

行のうち施行日前の期間に対応する分又は施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

理由

近年の交通費の実情及び国・府下各市の旅費の支給状況に鑑み、本市職員の旅費について所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

和泉市事務分掌条例（昭和60年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 下水道部

第1条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 企画調整部

第2条第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 人事及び給与に関すること。

(4) 人権啓発に関すること。

(5) 市議会との連絡に関すること。

第2条第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（企画調整部の分掌事務）

第2条の2 企画調整部においては、次の事務をつかさどる。

(1) 市の総合企画調整に関すること。

(2) 統計に関すること。

(3) 情報政策及び情報管理に関すること。

- (4) 女性政策に関すること。
- (5) 和泉中央丘陵開発事業及び関連事業の総合調整に関すること。
- (6) 施策の推進に関すること。

第5条に次の2号に加える。

- (4) 環境整備に関すること。
- (5) ごみ減量化対策に関すること。

第7条第1号を次のように改める。

- (1) コスモポリス計画の推進に関すること。

第8条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条の次に次の1条を加える。

(下水道部の分掌事務)

第8条の2 下水道部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 河川及び水路に関すること。
- (2) 下水道に関すること。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

理 由

近年の行政事務の複雑化、多様化に的確に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、施策の積極的な推進及び事務能率の向上を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表中「

和泉市営住宅 運営審議会	市営住宅の建設及び家賃の調査、審議 に関すること。
-----------------	------------------------------

を

和泉市営住宅 運営審議会	市営住宅の建設及び家賃の調査、審議 に関すること。
和泉市福祉計 画審議会	福祉計画についての審議に関すること
和泉市ごみ減 量等審議会	和泉市における廃棄物処理に関する総 合的な施策の調査、審議に関すること

に改める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

理 由

本市の福祉計画を策定するにつき、福祉関係者、学識経験者等広く関係者の意見を反映し、また、今後の廃棄物処理事業を推進するにつき、市民、学識経験者その他関係者の意見等を広く聴いて実施していく必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

和泉市庁舎建設基金条例制定について

和泉市庁舎建設基金条例を次のように制定する。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市庁舎建設基金条例（案）

（設 置）

第1条 庁舎の建設資金の一部に充てるため、和泉市庁舎建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積 立 て）

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管 理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しな

なければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処 分)

第6条 基金は、調査建設に必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委 任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

理 由

近年の国際化、情報化及び21世紀をむかえての新しい行政需要に積極的に対応していくためにも、また、現在の庁舎の老朽、狭隘、分散化による市民サービスの低下の解消に資するためにも、新庁舎の建設に関する基金を積み立てる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「130,000円」を「240,000円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例第6条の2の規定は、平成4年4月1日以降の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

理由

被保険者の給付の改善を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

平成4年度 和泉市一般会計予算

平成4年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,480,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市 税		17,295,631
	1. 市 民 税	9,127,813
	2. 固 定 資 産 税	5,905,267
	3. 軽 自 動 車 税	123,258
	4. 市 た ば こ 税	646,000
	5. 特 別 土 地 保 有 税	69,300
	6. 都 市 計 画 税	1,423,993
2. 地 方 譲 与 税		681,000
	1. 消 費 譲 与 税	450,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	143,000
	3. 地 方 道 路 譲 与 税	88,000
3. 利 子 割 交 付 金		750,000
	1. 利 子 割 交 付 金	750,000
4. 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金		500
	1. 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	500
5. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		400,000
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	400,000
6. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		261,634
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	261,634
7. 地 方 交 付 税		4,710,000
	1. 地 方 交 付 税	4,710,000
8. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		29,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	29,000
9. 分 担 金 及 び 負 担 金		1,036,815
	1. 分 担 金	32,009
	2. 負 担 金	1,004,806
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		455,045

	1. 使 用 料	404,397
	2. 手 数 料	50,648
11. 国 庫 支 出 金		4,044,821
	1. 国 庫 負 担 金	2,741,772
	2. 国 庫 補 助 金	1,230,023
	3. 国 庫 委 託 金	73,026
12. 府 支 出 金		3,172,676
	1. 府 負 担 金	326,884
	2. 府 補 助 金	1,908,230
	3. 府 委 託 金	921,874
	4. 府 交 付 金	15,688
13. 財 産 収 入		1,604,421
	1. 財 産 運 用 収 入	262,139
	2. 財 産 売 払 収 入	1,342,282
14. 寄 附 金		241,000
	1. 寄 附 金	241,000
15. 繰 入 金		1,075,000
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	74,000
	2. 基 金 繰 入 金	1,001,000
16. 諸 収 入		3,098,397
	1. 延 滞 金 及 び 加 算 金	20,000
	2. 市 預 金 利 子	34,903
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	1,033,333
	4. 受 託 事 業 収 入	15,645
	5. 雑 入	1,994,516
17. 市 債		1,624,060
	1. 市 債	1,624,060
歳 入 合 計		40,480,000

歳

出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議 会 費		367,053
	1. 議 会 費	367,053
2. 総 務 費		4,329,289
	1. 総 務 管 理 費	2,844,572
	2. 徴 税 費	640,276
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	304,255
	4. 選 挙 費	109,886
	5. 統 計 調 査 費	23,898
	6. 監 査 委 員 費	31,582
	7. 同 和 対 策 費	374,820
3. 民 生 費		11,312,306
	1. 社 会 福 祉 費	4,833,975
	2. 児 童 福 祉 費	4,022,839
	3. 生 活 保 護 費	2,445,667
	4. 災 害 救 助 費	9,825
4. 衛 生 費		4,776,273
	1. 予 防 衛 生 費	2,220,592
	2. 環 境 衛 生 費	2,460,733
	3. 墓 地 管 理 費	81,288
	4. 上 水 道 費	13,660
5. 農 林 水 産 業 費		448,102
	1. 農 業 費	442,265
	2. 林 業 費	5,837
6. 商 工 費		250,911
	1. 商 工 費	250,911
7. 土 木 費		6,401,598
	1. 土 木 管 理 費	329,170
	2. 道 路 橋 梁 費	1,694,307

	3. 河川水路費	481,504
	4. 都市計画費	2,565,151
	5. 住宅費	1,331,466
8. 消防費		1,098,986
	1. 消防費	1,098,986
9. 教育費		5,195,324
	1. 教育総務費	502,162
	2. 小学校費	1,473,103
	3. 中学校費	1,126,176
	4. 幼稚園費	455,028
	5. 社会教育費	1,471,423
	6. 保健体育費	167,432
10. 公債費		5,312,158
	1. 公債費	5,312,158
11. 諸支出金		908,000
	1. 災害援護資金貸付金	7,000
	2. 基金費	901,000
12. 予備費		80,000
	1. 予備費	80,000
歳出合計		40,480,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
都市計画事業等用地取得事業	平成4年度 平成10年度	1,190,600
環境改善整備事業用地取得等事業	平成4年度 平成6年度	645,733
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記 用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成4年度 平成10年度	元金 1,836,333 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の 元金及びその利子(債務保証)	平成4年度 平成5年度	元金 300,000 及びその利子
計		2,136,333

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
交通安全施設 整備事業	4,600	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
国民年金 保険事業	874	同上	同上	大阪府	6年以内(内据置3年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
老人福祉施設 整備事業	83,200	同上	同上	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年以内) 同上
災害援護資金 貸付事業	7,000	同上	同上	同上	20年以内(内据置3年以内) 同上
道路橋梁 整備事業	292,300	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年以内) 同上
環境改善道路 整備事業	52,100	同上	同上	同上	同上
都市計画事業	272,700	同上	同上	同上	同上
公営住宅 整備事業	400,986	同上	同上	同上	同上
消防施設 整備事業	6,600	同上	同上	同上	同上
義務教育施設 整備事業	422,700	同上	同上	同上	同上
借換債	81,000	同上	同上	同上	同上
計	1,624,060				

議案第5号

平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算

平成4年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,312,289千円と定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

歳

入

(単位:千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険料		2,925,015
	1. 国民健康保険料	2,925,015
2. 一部負担金		20
	1. 一部負担金	20
3. 使用料及び手数料		800
	1. 手数料	800
4. 国庫支出金		2,533,061
	1. 国庫負担金	2,167,626

	2. 国庫補助金	365,435
5. 療養給付費交付金		921,742
	1. 療養給付費交付金	921,742
6. 府支出金		72,269
	1. 府補助金	72,269
7. 共同事業交付金		51,982
	1. 共同事業交付金	51,982
8. 繰入金		780,950
	1. 一般会計繰入金	475,280
	2. 基金繰入金	305,670
9. 諸収入		26,450
	1. 延滞金及び過料	400
	2. 預金利子	2,000
	3. 雑収入	24,050
	歳入合計	7,312,289

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		197,974
	1. 総務管理費	65,947
	2. 徴収費	130,438
	3. 運営協議会費	1,489
	4. 趣旨普及費	100
2. 保険給付費		5,255,798
	1. 療養諸費	4,725,966
	2. 高額療養費	449,882
	3. 助産費	67,920
	4. 葬祭費	12,030
3. 老人保健拠出金		1,747,150
	1. 老人保健拠出金	1,747,150

4. 共同事業拠出金		46,500
	1. 共同事業拠出金	46,500
5. 保健施設費		19,014
	1. 保健施設費	19,014
6. 公債費		13,250
	1. 一般公債費	13,250
7. 諸支出金		2,603
	1. 償還金及び還付加算金	2,603
8. 予備費		30,000
	1. 予備費	30,000
歳出合計		7,312,289

議案第6号

平成4年度和泉市老人保健事業特別会計予算

平成4年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,706,097千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳

入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 支払基金交付金		4,679,743
	1. 支払基金交付金	4,679,743
2. 国庫支出金		1,344,337
	1. 国庫負担金	1,344,337
3. 府支出金		337,310
	1. 府負担金	335,982
	2. 府補助金	1,328

4. 繰入金		342,207
	1. 一般会計繰入金	342,207
5. 諸収入		2,500
	1. 雑収入	2,500
歳入合計		6,706,097

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1. 総務費		7,959
	1. 総務管理費	7,959
2. 医療諸費		6,698,138
	1. 医療諸費	6,698,138
歳出合計		6,706,097

議案第7号

平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成4年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ394,853千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1. 財産収入		74,000

	1. 財産売却収入	74,000
2. 繰入金		166,853
	1. 一般会計繰入金	166,853
3. 市債		154,000
	1. 市債	154,000
歳入合計		394,853

歳 出 (単位：千円)

款	項	金額
1. 公共用地先行取得事業費		156,100
	1. 公共用地先行取得事業費	156,100
2. 公債費		164,753
	1. 公債費	164,753
3. 諸支出金		74,000
	1. 一般会計繰出金	74,000
歳出合計		394,853

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地 先行取得事業	154,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	10年以内(内据置4年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第8号

平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算

平成4年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,267,286千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、

「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳

入

(単位:千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		112,610
	1. 負担金	112,610
2. 使用料及び手数料		198,940
	1. 使用料	198,930
	2. 手数料	10
3. 国庫支出金		128,000
	1. 国庫補助金	128,000
4. 府支出金		34,600
	1. 府補助金	34,600
5. 繰入金		968,036
	1. 一般会計繰入金	968,036
6. 諸収入		10,000
	1. 雑収入	10,000
7. 市債		1,815,100
	1. 市債	1,815,100
歳入合計		3,267,286

歳

出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 下水道事業費		2,751,315
	1. 下水道総務費	674,396
	2. 下水道整備費	2,076,919
2. 公債費		515,471
	1. 公債費	515,471
3. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		3,267,286

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金融資に対する損失補償	平成4年度) 平成8年度	和泉市水洗便所改造資金融資制度に基づき金融機関が当該貸付を行ったことにより損失を生じた場合の元金及び利息の損失補償
公共下水道事業用地取得事業	平成4年度) 平成5年度	30,000
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成4年度) 平成5年度	元金 30,000 及びその利子

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	1,815,100	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議案第9号

平成4年度和泉市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成4年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	46,370戸	
(2) 年間総給水量	16,089,000m ³	
(3) 一日平均給水量	44,079m ³	
(4) 主要な建設改良事業	(イ) 配水管更生事業	21,900千円
	(ロ) 配水管整備事業	23,400千円
	(ハ) 拡 張 事 業	351,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	水道事業収益		2,348,007千円
第1項	営業収益		2,137,083千円
第2項	営業外収益		210,914千円
第3項	特別利益		10千円
	支	出	
第1款	水道事業費用		2,422,900千円
第1項	営業費用		2,107,247千円
第2項	営業外費用		313,653千円
第3項	特別損失		1,000千円
第4項	予 備 費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額261,195千円は、過年度分損益勘定留保資金257,283千円と当年度消費税資本的収支調整額3,912千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	653,710千円
第1項	企業債	320,000千円
第2項	工事負担金	324,700千円
第3項	負担金	9,000千円
第4項	固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款	資本的支出	914,905千円
第1項	建設改良費	739,161千円
第2項	企業債償還金	175,744千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
配水管更生事業	18,000	証書借入	8.0%以内	政 府 公 庫	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。
配水管整備事業	20,000				
拡張事業	282,000				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金額
1. 営業費用	原水及び浄水費	916,361千円
2. 営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	290,803千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費		741,425千円
2. 交際費		800千円

(他会計からの補助金)

第8条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は10,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、268,427千円と定める。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

議案第10号

平成4年度和泉市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成4年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	327床		
(2) 年 間 患 者 数	入 院	106,215人	外 来 235,912人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	入 院	291人	外 来 797人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	器 械 備 品 購 入 費	165,000千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

【 収 入 】

第1款 病院事業収益	5,358,687千円
第1項 医業収益	4,814,076千円
第2項 医業外収益	544,611千円

【 支 出 】

第1款 病院事業費用	5,298,267千円
第1項 医業費用	5,108,781千円
第2項 医業外費用	187,486千円
第3項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額60,420千円は、当年度分損益勘定留保資金60,276千円、当年度分消費税資本的

収支調整額144千円で補てんするものとする。)

【 収 入 】	
第1款 資 本 的 収 入	1,278,340千円
第1項 企 業 債	160,000千円
第2項 出 資 金	118,340千円
第3項 他会計長期借入金	1,000,000千円

【 支 出 】	
第1款 資 本 的 支 出	1,338,760千円
第1項 建 設 改 良 費	165,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	173,760千円
第3項 他会計長期借入金返還金	1,000,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
医療器械 購入事業	160,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 そ の 他	5年以内(内据置1年以内)ただし、 財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、もしくは繰上償還又 は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医 業 費 用

(2) 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2,855,296千円

(2) 交 際 費 1,000千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、515,437千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,530,997千円と定める。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） それでは、ここで市長より平成4年度市政運営方針についての披瀝をお願いいたします。

(市長登壇、市政運営方針説明)

- 市長（池田忠雄君） 本日、ここに平成4年度和泉市議会第1回定例会の開会に当たり、平成4年度の各会計予算（案）を初め関連する諸議案の御審議をお願いするに際し、市政運営の基本方針と重要施策の大綱について私の所信の一端を申し述べ、議員各位の御協賛と市民皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

私は昨年11月の市長選挙に際し、市民皆様方の温かい御支援、御信任をいただき、五たび、市政の重責を担うこととなりました。

改めて、その使命と責任の重大さを認識いたしますとともに、市民の信頼と期待におこたえずべく、新たな決意と情熱をもって市民福祉と市政発展に全力を傾注してまいり所存であります。

議員各位を初め各界各層の市民皆様方の御支援、御厚情に対し衷心より深く御礼を申し上げます。

顧みますと、私が市長に就任以来4期16年間は、オイルショックによる日本経済の低迷、さらに、都市化の進展に伴う人口急増と住民ニーズの複雑多様化が進む中で、本市行財政運営は、まさに再建期から発展期への波乱と激動の時代でありました。

しかしながら、私は、常に「信念・誠実・実行」を市政運営の基本理念として、福祉・教育の充実、農林・商工業の振興、道路・公園などの都市基盤整備、人権の尊重と同和問題の解決等、市行政の各般にわたり渾身の努力を傾注し、次代に誇るべき活力ある「郷土・和泉市」を創造する基礎を確立してまいりました。

おかげをもちまして所期の成果をおさめさせていただきましたのも、これひとえに議員各位の深い御理解と御協力並びに広範な市民の皆様方の温かいお力添えのたまものと心から深く感謝申し上げる次第であります。

さて、昨年は湾岸戦争に明けソ連邦の消滅に暮れ、国際社会はまことに波乱に満ちた1年であり、世界情勢の変革に改めて歴史の流れを見る思いでありました。

幸いにして、泉州地域は、関西国際空港とこれらに関連する事業が急ピッチで進行し、今、まさにルネッサンスを迎えていると言われており、21世紀へ躍動する展望が眼前のものとなってまいりました。

本年は、私の5期目の最初の重要な年であります。

4大プロジェクトを通じ、国・府の協力を得ながら21世紀に向かって飛躍する「調和と活力のある人間都市・和泉」を目指し、行政の持てるエネルギーを最大限に発揮し、繊細にして大胆な市政運営をモットーとして、15万市民の福祉の向上と国際化社会への的確なる対応並びに人権と平和に貢献してまいり所存であります。

特に本年は、複合的多機能都市“トリヴェール和泉”が待望久しく4月町開きの運びとなり、関連して小・中学校の開校と合わせて府立新産業技術総合研究所並びに桃山学院大学の誘致も確定し、事業化が図られ、一段と弾みがついてまいりました。

同時に、道路網の整備、下水道の普及促進を初め迫り来る高齢化社会に対応する福祉施策、女性の地位向上と社会参加、環境保全と再資源対策、情報化社会に対応する教育環境の整備及び本市の特性を生かした「ふるさと創生事業」、庁舎建設の準備等、地域活性化と相まって生活関連事業を基本とした施策対応の組織を確立し、私の5期目の公約の実現に向け邁進してまいりたいと存じます。

さて、平成4年度の経済情勢でございますが、政府発表によりますと、アメリカ・西欧諸国では、景気が総じて緩やかに回復するものと期待されており、中東諸国等発展途上国も回復の兆しが見え、また、旧ソ連邦の経済は、依然として困難な状況にあるものの、世界経済は、全体として成長が見込まれているところであります。

国内的には、内需を中心としたインフレなき持続可能な成長を課題として、調和ある対外経済関係と、中長期的には、豊かさを一層実感できる社会資本の整備と生活環境の充実を目指しております。

こうした中で平成4年度の政府予算(案)は、人口の高齢化や国際社会におけるわが国の責任の増大など、今後の社会経済情勢の変化に対応していくため、後世代に多大の負担を残さない財政体質、簡素にして効率的な行政の実現、国民生活の質の向上に重点を置いた整備を図ることを基本といたしております。

その結果、平成4年度の国家予算(案)の規模は、72兆2,180億円、伸び率2.7%という「緊縮型予算」を編成をいたしております。

さて、本市の財政環境であります。市税収入が大都市圏の地域開発に即応し堅実な伸びを示しているものの、租税負担額は、依然として府下でも下位ランクに位置しております。

一方、公債費や人件費の義務的経費が増加し、さらに、バブル経済の崩壊と相まって、国内景気の「緩やかな拡大」から「調整局面」に入ったことなどにより一般財源の伸びが鈍化し、財政構造が硬直化の厳しい局面に立っております。

私は、こうした現状の厳しさを的確に認識しつつ、本市の立地条件を最大限に生かすプロジェクトをてこに英知を結集して財政健全化に努め、行政の効率的な運営と限られた財源の重点的配分に工夫を凝らし、市民皆様方の御要望にでき得る限りおこたえすべく、最大限の努力を傾注してまいり所存であります。

このほか、国に対しては特別交付税の増額、同和対策経費の特別な助成措置、国庫補助率の復元措置など積極的に要望してまいりたいと存じます。

以上の諸点に立ち、平成4年度の予算を編成いたしました次第であります。

それでは、平成4年度の市政の基本指標とその内容について御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

以上を基本指標とし、編成いたしました平成4年度予算(案)は、

一般会計	40,480,000千円
特別会計(4会計)	17,680,525千円
企業会計(2会計)	9,974,832千円
計	68,135,357千円

と相なった次第であります。

これを前年度と比較いたしますと、

一般会計	3,430,000千円(9.3%)
特別会計(4会計)	2,259,848千円(14.7%)
企業会計(2会計)	883,515千円(9.7%)
計	6,573,363千円(10.7%)

の増額となるものでございます。

次に、基本指標に従い、順次、その概要を御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり

<公園・緑地の整備>

都市における緑は、安らぎと潤いのある美しい空間を創造し、快適な生活環境を形成していく上で欠かせない役割を果たしています。

本市は、古くから豊かな緑に恵まれて発展してまいりました。

しかし近年、都市化の進展とともにこれらの一部が失われつつありますが、でき得る限り保存に努め、また、新たな再生にも努めているところであります。

市民に「緑を大切に守り育てていく」ことへの協力と機運の醸成を図るため、昨年は「商工まつり&都市緑化フェア」を開催し、家族ぐるみの多くの参加を得ることができました。

本年も創意を生かし、都市緑化月間の10月に実施してまいりますとともに、「みどりの日」には花と緑の啓発事業を実施するほか、市民の協力による緑化事業を進めてまいる所存であります。

また、市民の安らぎと潤いの場である公園の整備事業は、小田公園のほか2公園の整備を進めてまいります。

さらに、関西国際空港の関連地域整備大綱に係る松尾寺公園を初め黒鳥山公園の用地確保など、所要の措置をいたしました。

また、公園の安全で良好な管理に当たり、市民の御協力をいただきながら、効率的・効果的に行うべく取り組みを強め、市民の憩いの場として活用いただけるよう努めてまいります。

<和泉中央丘陵整備事業>

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業“トリヴェール和泉”は、住宅・都市整備公団の事業主体により事業の促進に鋭意取り組まれているところであります。

昨年度は、平成4年春の町開きに向け、北部地区を中心に街区整備工事や幹線道路並びに公共下水道整備工事等関連公共事業を初め賃貸住宅・1戸建て住宅の建設が行われ、第1期入居者募集の結果高倍率の申し込みがあり、好評でありました。

引き続き、本年度も賃貸住宅の建設と分譲住宅地の整備を進め、宅地分譲などの募集が予定されています。

これらの入居に合わせて小中学校の開校と保育園の開園が始まり、いぶき野が息づく記念する日を迎えました。

また、西部地区につきましては、「府立新産業技術総合研究所」建設用地の造成工事も進め

られてまいり、東部地区の学園ゾーンに「桃山学院大学」の移転が確定し、平成7年開校予定で具体的な作業に取り組まれることとなりますが、移転について調査を行うため、所要の措置をいたしました。

泉北高速鉄道の延伸につきましては、昨年、法的手続が完了し、平成7年春の開業を目指し具体的な工事に着手することとなりました。

「トリヴェール和泉」は、国際社会に対応する南大阪の核として、次代に誇り得る「産・学・住」兼ね備えた複合的多機能都市を目指し、良好な環境の形成を進めてまいります。

また、地区計画制度の導入に伴う建築条例の制定をお願いし、良好な住環境の保全に努めてまいり所存であります。

なお、引き続き今後の事業進展に伴います地元関係者との協議・調整につきましては精力的に行い、早期完成に向け全力を傾注してまいり所存であります。

<道路網の整備>

今日の本格的な車社会の到来と関西国際空港の関連交通アクセス並びに「トリヴェール和泉」の一部町開きが行われる中で、道路網の整備が急がれるところであります。

本年度は、和泉中央線の泉州山手線から弥生町側の住宅・都市整備公団施行区間(延長1,111m)が供用開始する運びとなりました。

また、住宅・都市整備公団が事業中の「和泉中央線・和泉中央駅前線・和泉中央駅前交通広場」の整備に対し、所要の措置を講じました。

合わせて、新旧市街地の一体化と本市の交通アクセスの基幹道路として、和泉中央線(観音寺町から弥生町区間)につきましては、引き続き用地取得と設計を行い、一層の事業促進を図ってまいります。

光明池春木線は、光明台から府道泉大津粉河線区間の測量と用地取得を初め、新たに府道和气父鬼線から西部地区までの測量を実施してまいり所存であります。

さらに、黒鳥観音寺線の橋梁工事、阪和東側2号線、上代伏屋線、伯太桑原線、池田下万町線、伏屋唐国線、富秋幸線等の道路整備に努めてまいります。

一方、老朽橋梁整備として新たに阿弥陀橋(大野町)の橋梁架替を実施し、通行の安全を確保してまいります。

環境改善整備事業につきましては、地区内道路並びに細街路整備の促進と伯太放光池丸笠線の大阪岸和田南海線から丸笠団地までの間の測量を始める一方、市内一円の市道の維持補修、生活道路整備等生活環境の向上に努めるべく、所要の措置をいたしました。

なお、本市を中心とする広域幹線道路の整備につきましては、府道大阪岸和田南海線、池上下宮線、大阪外環状線、近畿自動車道松原・すさみ線、泉大津粉河線（国道26号からの拡幅）等の事業につきまして、大阪府を初め建設省、日本道路公団など関係機関に対し一層の促進方を要請してまいります。

<市街地の整備等>

市街化区域の土地利用は、地権者の意向が基礎条件であります。

生産緑地地区の指定につきましては、昨年、農業協同組合との連携のもとに説明会を開催し、本制度の趣旨説明と選択を求めた結果、農業者からの指定希望の申し出は、保全する農地の逆線引きを含め約50%の要望が出されております。

本年度、これらの都市計画手続を進めるに当たり、地権者の意向を尊重する立場で取り組んでまいります。また、農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に努めてまいり所存であります。

一方、和泉府中駅前地区は本市の表玄関であり、都市商業業務エリアとして、来たるべき新たな時代…21世紀にふさわしい魅力ある都市機能を持った活力ある町として再生していく必要があります。

このため地元関係権利者の方々に町づくりの御理解をいただくべく、講演会や先進都市の見学会、意向調査等を実施いたしてまいりました。

その結果、町づくりに対する一定の御理解のもとに昨年10月、おかげをもちまして準備組合が設立されたところであります。

本年は、準備組合と市が協力して地元関係者により一層の御理解を深めていただく活動を進めるとともに、町づくりについての具体的な可能性を追求する事業計画（案）の作成に取り組んでまいりたいと存じます。

また、近年の都市化の進展に伴い、市民の住環境への関心はますます高まりつつあります。

本市においては、「トリヴェール和泉」の形成や「和泉コスモポリス」事業等による周辺開発の情勢変化に即応する市街化区域及び市街化調整区域の見直しについて、引き続き所定の都市計画手続を進めてまいり所存であります。

次に、本市の市営住宅につきましては、住環境の整備と居住水準の向上を図るため、建て替え基本計画に基づき、具体化に向け入居者の啓発に努めてまいります。

また、計画修繕を行うことにより住宅の保全にも努めてまいります。

2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

<上水道事業>

上水道事業は、人間の生命や健康を維持し、円滑な都市活動を支えている重要な生活基盤施設であり、常に清浄かつ安定して供給することが使命であります。

このような使命を果たし、市民の期待にこたえるため、本年度から平成15年を目標とした第4回拡張事業を開始することと相なりました。

特に中央丘陵開発等関連プロジェクトへの積極的な施設建設に取り組むと同時に、既存施設への改良投資にも十分配慮しつつ、将来に向けての生活用水の供給に万全を期してまいる計画であります。

さらに、独立採算制を基調とする水道事業経営は、消費税問題を初め諸般の情勢が大変厳しい局面にあります。

こうした中で経営の安定と健全性確保に留意しながら積極的な事務事業の改善を図り、一層のサービス向上と効率化を進めることにより、本年度も引き続き現行料金を据え置いてまいる方針であります。

<交通安全の確保と環境保全>

市民の交通安全対策にきましては、交通安全施設の整備、保守点検の充実を図るとともに、青葉台1号線、府中阪本線等の歩道整備をするほか、JR3駅前における歩行者の事故防止や、町の美化運動の一環として放置自転車に対する街頭指導員を配置し、引き続き自転車放置防止と事故の未然防止や歩行者の安全を確保してまいります。

また、交通安全思想の普及・徹底と合わせて「交通マナー」を高めるために、昨年、和泉警察署に設置された「交通安全活動推進協議会」と連携を密にし、研修・啓発活動を推進するほか、子供を対象とした交通安全教室の開催、高齢者交通安全リーダー活動を推進し、交通事故の防止に努めてまいりたく存じます。

環境保全対策につきましては、大気汚染、水質汚濁、環境騒音等の測定調査を強化するとともに、本年度は、近畿自動車道松原・すさみ線及び泉州山手線の開通に向け、沿道住民の環境を保全するため事前調査を実施するほか、開通後の環境監視を目的とした大気・騒音等の常時監視施設を設置いたし、環境保全に努めてまいります。

合わせて、環境保全の大切さを市民に理解していただくために環境教育や啓発に努めるとともに、河川の水質を保全するため、本年度より山間部地域を対象として、し尿と生活雑排水を合わせて処理する合併浄化槽の普及活動を進め、その費用の一部を助成する所要の措置を行い、

快適で住み良い生活環境を維持するよう努めてまいります。

また、市内の犯罪と事故防止を図り、明るい町づくりとして町会、自治会等に対し防犯灯の設置並びに電気料金を助成いたし、安全で暮らし良い環境をつくってまいります。

<下水道・河川・水路・急傾斜地の整備>

公共下水道の整備につきましては、南大阪湾岸北部流域下水道の幹線整備と合わせて隣接する市街化区域の北部から面整備を図り、快適な住環境の整備に努めているところであります。

本年度は、汚水管の整備に力点を置き引き続き面整備を進め、普及率の向上に努めてまいります。

公共下水道雨水幹線につきましても、芦部幹線、室堂幹線を昨年引き続き実施してまいります。

また、本市の地域開発は、時代の要請とともに市街化区域内外に計画案が浮上する昨今にあつて、都市計画の変更に合わせて下水道計画の変更を行うとともに事業認可区域の拡大を図り、積極的に事業を推進してまいりたいと存じます。

下水道事業の円滑な推進は、下水道に対する御理解と御協力が不可欠であります。

9月の全国下水道デーに“大阪府下水道フェスティバル”が南大阪湾岸北部処理場で開催されますので、市民多数の参加を呼びかけ、下水道普及の啓発活動に努めてまいります。

次に、排水路整備並びに浸水対策事業につきましては、地域の浸水解消と改善に努めるほか、本年度から若澗川改修事業に着手してまいります。

また、市民の御協力による「河川を美しくする会」の清掃活動も、市民団体の自主的な活動として定着してまいりました。河川美化に協力して大阪府では、引き続き榎尾側の環境整備事業が図られています。

一方、松尾川につきましても、旧河川敷を活用した市民の憩いと触れ合いの場として「和気・小田地区」の親水、修景事業計画を策定するとともに、「ふるさとの川モデル事業」の全体構想を府・市の協調と市民の協力で個性豊かな潤いのある「ふるさとの河川」として創造してまいります。

次に、かけ崩れを未然に防止し、地域社会の安全と快適な生活基盤づくりを推進するため、本年度から府・市共同事業として「ふるさと急傾斜地崩壊対策事業（下宮地区）」に着手してまいります。

<環境衛生の向上>

近年、ごみの増加が地球環境を論ずる上で大きな社会問題となり、ごみの減量化と再資源化に向け、国政レベルでの問題解決が求められています。

本市におきましては、ごみの2分別収集を本年度より日常ごみ、資源物ごみ、粗大ごみの3分別収集とし、ごみの減量化と資源化に向け促進してまいります。

なお、ごみ収集については、原則として戸別収集を実施することにより市民サービスの向上を図ってまいります。

また、リサイクルや環境美化を推進していく上で地域のボランティアの果たす役割は極めて重要であります。

従来の散乱空き缶・空き瓶に加え、新たに古紙等の集団回収事業についても奨励金制度を創設し、ごみの減量と資源化を一層推進いたしてまいります。

さらに、ごみの減量化対策についての市民参加の審議会やリサイクルセンターの検討を図る所要の措置をいたし、環境保全に努めてまいる所存であります。

<消防体制の充実>

消防行政におきましては、複雑多様化する各種災害に的確に対応し、市民生活の安全を確保するため、引き続き防火水槽・消火栓などの消防水利の増設、小型動力ポンプ付積載車の購入、老朽消防器具庫の建て替え等を行い、消防力の整備に努めてまいりたいと存じます。

一方、近年における交通事故の増加・高齢化の進展・疾病構造の変化等による呼吸・循環器不全に陥る傷病者の救急救命活動が大きくクローズアップされ、昨年、法改正が行われ、救急隊員の応急処置の範囲が拡大されたところであります。

本年は、これを受けて救急隊員の再教育と救急救命士の養成教育に積極的に取り組むほか、最新式救急資器材の整備を図ってまいる所存であります。

合わせて、救命効果を高める上で市民の正しい応急対応は必要不可欠であるところから、救急普及啓発用備品を整備し、あらゆる機会を通じ市民の皆さんに正しい救急業務の理解と応急処置の実技を習得していただき、傷病者の救命率の向上の一翼を担っていただく実技指導に努めてまいる所存であります。

3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり

教育行政の充実、市政運営の重要な課題の1つであります。

最近、国における教育論議の中で学校週5日制が検討されており、学校教育も大きな転換の時期を迎えようとしています。

また、情報化・国際化・高齢化等社会の急激な変化は、今後も加速度を増していくものと思われれます。

21世紀に生きる子供たちが、この厳しい社会の変化に主体的に対応できるためにも、引き続き生涯学習体系の観点から家庭教育・学校教育・社会教育の充実を図ってまいらねばなりません。

豊かな人間性を育て、高い文化性を持った都市を目指して「人づくり」や「町づくり」に各種施策を推進してまいる所存であります。

<学校(園)教育の充実>

新しい学習内容の全面実施とともに、生涯学習の基礎を培うという立場から学校(園)教育の充実が求められております。

豊かな心を持ち、たくましく生きる子供たちの育成を目指し、引き続き人間形成に重要な役割を果たす道徳教育、人権教育の推進、生徒指導の充実を図るとともに、教職員の資質向上と教育内容、指導技術向上のための教員研修の充実に取り組むことが肝要であります。

その中で本年は、情報化教育の一環としてのコンピュータ教育の推進と環境教育や不登校の問題等、学校教育の今日的課題にも力を注いでまいりたいと存じます。

<学校教育環境の充実>

学校教育に活力を与え、人間性豊かな児童生徒の育成を期するためには、その施設の整備と改善を図ることが肝要であります。

平成5年度から中学校の技術科で高度情報化社会に対応すべく、コンピュータの学習が始まります。

これに向け本年度は、全中学校にコンピュータの設置と教室の整備を実施するものであります。

また、障害を持つ保護者と学校との密なる連携を図り、保護者の声をくまなく受け入れるべく、当該校にファクシミリを設置し、より充実した学校運営を図ってまいりたいと存じます。

<社会教育と生涯学習>

社会経済の変動や週休2日制の進展に伴い、市民各層の文化・スポーツに対する要望が一段

と高まり、各分野において学習・実践される人々が年々増加しつつあり、社会教育活動の充実が求められております。

そのためには、以前にも増して生涯学習事業の内容の充実を図り、機会の提供を広げてまいります。

女性対策として、女性フォーラム報告書や女性問題啓発冊子の作成を行うとともに、女性問題に対する認識を深めるため各種講座や研修会を実施し、女性の地位向上と社会参加を進めてまいります。

芸術文化では、文化協会の協力を得、文化祭行事が市民参加のもと充実した事業に発展してまいりました。

本年度は、友好都市かつらぎ町と音楽文化の交流を図り、市民文化意識の向上に努めてまいります。

青少年教育では、全留守家庭児童会に対し電話機の設置を行い、充実を図ってまいります。

また、地域における青少年の健全育成につきましては、こども会・青少年指導員、さらに、校区青少年問題協議会との連携を深め、青少年の健全育成に一層努めてまいります。

一方、青少年の家を拠点とした「槇尾山森林浴コース」につきましては、市民が自然に親しみ、大阪湾が一望に見渡せる景観地“展望台”や子供たちに親しまれる“ローラーすべり台”等を築造し、幅広い年齢層の方々のレクリエーションや健康づくりの場として創造してまいります。

また、図書館では、市民のニーズにこたえるべく内容の充実、多様な学習情報や資料の提供等、生涯学習の場として市民に親しまれる図書館運営に努めてまいります。

文化財保護につきましては、池上曾根遺跡整備計画に基づき「大阪府・和泉市・泉大津市」の三者により、弥生時代を反映した史跡公園としての整備を促進してまいります。

体育・スポーツについては、余暇時間の増大と健康志向によりスポーツ人口も年々増加しつつあります。

そのため体育館での各種スポーツ教室の充実を図るとともに、スポーツ推進団体と連携を密にし、体力・年齢に見合ったスポーツ活動の展開を図ってまいります。

また、市民の体育意識の高揚と体育振興を図るため、平成9年、本市で行われる国民体育大会馬術競技の開催に向け鋭意取り組んでまいります。

美術館は、伝来の古美術品を鑑賞することによって「心の豊かさ」を育み、明日への創作の糧として活用いただいているところです。

本年も館蔵の名品を中心とした常設展示、また秋には、鎌倉時代から江戸時代に描かれた「

「白描画」の特別企画展を実施いたしたく存じます。

<いずみ・ラーバン・ライフ・リゾート構想>

恵まれた自然の中で自由に遊び、快適でゆったりくろぐことのできる大都市圏域型リゾートを松尾寺公園を含む本市中央丘陵部に実現することを目指し、この構想を策定いたしました。その実現の可能性について総合的な検討を行うため「いずみ・ラーバン・ライフ・リゾート推進協議会」を設立し、各種の調査・研究を行いながら事業化の可能性を求めてまいりました。しかしながら、いわゆる近年のバブル経済の崩壊などにより、リゾートを取り巻く社会経済情勢は大きく変わってまいりました。

このような状況を踏まえ、本年は、まず松尾寺公園の計画区域を第1期計画のエリアと位置付け、事業の推進を図るべく検討してまいります。

4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり

<農林業の振興>

本市の農業は、都市近郊における生鮮食料の供給機能を担いながら、合わせて緑地空間の提供、環境保全の役割も果たしております。

しかし、農地の農外利用による混住化が進む中で、農業労働力の高齢化や担い手の不足など、農林業の経営・生活環境は厳しい状況にあります。

このため本年度は、都市農業振興事業のうち高能率生産団地育成事業として「ぶどうの雨よけハウス」を実施し、生産技術の向上を図り、自立経営農家の育成を目指します。

また、最近の食品嗜好の多様化に着目して、地域農業活性化対策事業による「椎茸、筍」などの農産物加工処理施設の補助事業を行います。

さらに、生産緑地指定の農地利用の積極的な促進を図るため、市民農園の開設整備費等の一部助成制度を講じるものであります。

次に、農地基盤の整備につきましては、国・府との連携によりため池総合整備事業の新規採択を行い、また、農道・水路の新設、改修等においても補助金導入を行うなど、市単独土地改良事業と相まって土地基盤整備の拡充を図ってまいります。

また、森林整備につきましては、森林の健全な育成と高品質材の生産を目的とした森林整備促進事業（間伐・造林・枝打ち）を推進し、林業振興に努めてまいる所存であります。

<商工業の振興>

本市の産業実態は、いずれも経営基盤の弱い小規模経営が大半を占めており、中でも工業関係におきましては、アジア新興工業経済国群等の追い上げ、あるいは昨年来のバブル経済の崩壊により少なからず影響を受けるとともに、依然として労働力不足など憂慮すべき状態であります。

しかしながら、21世紀のに向けた中小企業地域産業の技術振興のニーズを支援する「府立新産業技術総合研究所」の基本設計が完了し、本年度から事業化が図られる運びとなり、本市の商工業の振興と活性化に大いに期待するところであります。

また、例年催されております「商工まつり」は、昨年から黒鳥山公園において実施いたし、盛況を見たところでありますが、より充実したイベントとして引き続き取り組んでまいります。

一方、雇用の安定対策といたしまして、市内の事業所の多くは中小零細企業で、特に小規模零細企業に働く従業員の雇用条件は不安定であるのが実情であり、本年度から「中小企業退職金共済制度」の促進と雇用の安定を図る目的で、加入事業主に対しまして掛け金の補助制度を創設し、労働福祉に少しでも寄与できればと考えるところであります。

さらに、商業者に対しまして、魅力ある商店街づくりのため、国・府施策の補完的役割を果たしていくとともに、小規模事業者に対し引き続き融資あっせんを行うほか、経営を円滑にするため、商工会とも常に緊密な連携を保ち、経営指導・経営相談などの推進を図ってまいりたく存じます。

<和泉コスモポリス>

先端技術産業の集積する新産業団地づくりの「和泉コスモポリス」は、おかげをもちまして約85%の用地を集約させていただき、本事業促進の手法でありますと土地区画理事業の推進に向け、発起人会を発足させていただいたところであります。

地元町会並びに地権者の御理解、御協力に対し感謝申し上げる次第であります。

本年は、早期事業化に向け引き続き都市計画の変更等関係機関と調整を図りつつ、土地区画整理準備組合の設立を図ってまいります。

今後とも、引き続き関係各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

<社会福祉の充実>

わが国は既に人生80年の長寿時代が到来し、世界でも例を見ない速さで人口の高齢化が進んでおり、とりわけ、21世紀初頭においては高齢化率が16%に達するものと見込まれ、今後、増大多様化する高齢者のニーズに適切に対応できる保健・福祉・医療の連携の取れた総合的対策を早急に確立するとともに、高齢者の生きがいづくりを推進することが重要な課題であると認識しているところであります。

このような観点から、昨年来進めてまいりました本市の福祉計画の素案が固まりつつあり、本年度において福祉関係者、学識経験者等の御意見を尊重しながら決定いたしたく存じます。

福祉計画の策定と相まって、高齢化社会への的確な対応を目指し、老人の生活実態調査、ニーズの把握をもとに老人保健福祉計画を策定すべく所要の措置を行い、高齢者保健福祉推進10カ年戦略の推進を図ってまいります。

これらの計画の策定を待つまでもなく、「在宅福祉3本柱」の第1の柱であるホームヘルパーにつきましては、平成3年度に引き続き増員を図るとともに、将来の飛躍的なニーズの増加に対応する人材の育成に努めてまいります。

第2の柱である老人ショートステイ事業につきましても、量的増加を行ってまいります。

第3の柱である老人デイサービス事業につきましては、平成5年度事業開始に向け新たにセンター建設に着手いたしたく、所要の措置を講じました。

また、老人入浴サービス事業、老人福祉電話基本料助成事業、ショートステイ等利用者送迎タクシー助成事業等を合わせて、老人クラブ及び設立10周年を迎えるシルバー人材センターの育成等により、お年寄りの生きがいと生きる喜びを創造してまいり所存であります。

合わせて、施設福祉につきましては、核家族化や長寿社会の進展と相まって増加の傾向にあり、老人ホーム入所への対応についても配慮いたしました。

次に、障害者福祉につきましては、精神薄弱者通所授産施設の市内新設に対応する通所者増の所要の措置を初めとして、心身障害者施設通所交通費及び障害者福祉タクシーの助成、日常生活用具給付等事業、障害者福祉電話基本料助成等を行うなど、障害者の社会進出と自立を図ってまいります。

一方、児童福祉につきましては、北松尾保育園が本年4月、総合園として開園するほか、南池田第二保育園の大規模修繕を行うとともに、従来、保護者負担でありました保育園児の園外保育のバス代を無料化する所要の措置を講じました。

また、就学前の障害児童の発達を目指し、保育園・幼児教室での障害児保育指導員（心理判定員）の指導回数の増加を図るなど、保育行政の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、各種福祉活動の拠点であります総合福祉会館においては、在宅障害者デイサービス事業として、障害者の方々に対しまして機能訓練事業のほか、創作活動の一層の充実を図るため新たに陶芸用窯を設置し、生きがいの向上に役立てていただくとともに、老人大学、各種趣味・教養講座の充実のほか、障害者や老人の自主的な活動の促進、ボランティアの育成等、福祉活動の拠点施設にふさわしい運営に努めてまいります。

これら社会福祉施設を推進していく上で行政の努力と合わせて市民の方々の御協力も重要であります。

地域福祉活動の中核であります社会福祉協議会の活動を積極的に支援し、もって、市民福祉の向上に努めてまいる所存であります。

<健康の保持・増進>

わが国は高齢化を迎え、長い老後を健康で生きがいのある豊かな人生を送るためには、生涯を通じた健康管理が大切であります。

高齢化社会での健康管理の1つ「がん」対策は、早期発見・早期治療が極めて重要になっております。

そのため40歳以上の基本健康診査を初め胃がん・子宮がんなどの各種検診の拡充を図るべく積極的に努め、本年度から子宮がん検診を無料化するとともに、大腸がん検診の導入に取り組むべく準備を進めてまいります。

合わせて、検診後の生活習慣改善指導事業や健康教育・健康相談の質的向上はもとより、在宅ケアを基本とした訪問診査・訪問指導・機能訓練事業の充実を図り、市民の健康の保持増進に努めてまいります。

また、在宅精神障害者対策につきましては、新たな施策として生活指導を行う精神障害者共同作業所に運営補助を行い、精神障害者の社会復帰の支援を図ってまいります。

次に、病院事業の運営につきましては、常に経営基盤の安定と医療サービスの向上に意を配し、効率的運営に努めているところであります。

本年は、「M. R. I.」（磁気共鳴コンピューター断層撮影装置）の最新の医療機器の導入を図り、地域医療の基幹病院の役割を果たし、市民の健康保持に貢献してまいる所存であります。

<国民健康保険事業>

国民健康保険事業は、地域医療の確保と市民の健康保持増進に大きく貢献し、国民皆保険の中核として極めて重要な役割を果たしております。

しかしながら、高齢化社会の急速な進展に伴い老人医療費を中心とする医療費の増高は、財政基盤の脆弱な国保財政を圧迫しております。

本事業の財政環境は、依然として厳しい状況にありますが、最近の社会情勢を勘案し、給付面におきまして助産費を24万円に改善するほか、保険施設事業の一環であります「人間ドック助成事業」を実施し、早期発見と健康管理の増進に努めてまいります。

なお、国においては、保険料の賦課限度額を46万円とする税法改正が予定されていますが、医療費の適正化と内部努力により本年度は保険料率の改定を行うことなく、国民健康保険事業の使命を果たすべく相努めてまいり所存であります。

<人権・同和対策の推進>

人権対策につきましては、部落差別を初めあらゆる差別の解消と、お互いのプライバシーや人権を尊重し合う、差別のない心豊かな社会の実現を目指し、啓発活動に取り組んでいるところであります。

本年も啓発事業として人権啓発リーダー育成講座の開講と市民の自発的な研修ができるよう、各町会並びに各学校、園等に啓発ビデオを提供し、地道な活動を展開してまいるとともに、和泉市人権啓発基本方針を策定し、人権意識のさらなる高揚と啓発活動に努めてまいり所存であります。

また、同和対策として「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、今国会で延長される予定であります。

本市の環境改善整備事業の根幹である改良住宅の建設は、おかげをもちまして計画戸数の完成を見るに至りました。

残る道路・下水道・不良住宅の買収除却等住環境の早期整備を目指し最善の努力を重ねるとともに、各種制度についても引き続き効率的に反映できるよう図ってまいり所存であります。

<連帯と信頼のコミュニティづくり>

心の触れ合う住みよい町づくりを進め、豊かな地域社会の形成が、近年、求められています。

本市においても、人と人とのコミュニティを育み、市民相互の連帯と郷土愛を培うことを目的として、“市民まつり盆おどり大会”を実施してまいり、今年で10回目を迎え、今や和泉市

の夏を彩る一大イベントとして府下でも指折りの“市民まつり”にまで成長いたしました。

これひとえに町会連合会を初め関係団体の全面的な御協力のたまものと厚く御礼申し上げます。

合わせて、友好都市「かつらぎ町」との交流事業につきましても、昨年は、スポーツによる交流を実施しましたが、本年は、文化協会、子ども会、婦人会の交流会として、両市・町民の文化の向上並びに郷土愛の醸成を図ってまいります。

また、市民の自主的な行政参加をより一層円滑に進め、安心して住民活動が行えるよう、無報酬で奉仕いただく市民の方々に対し「ボランティア保険」を適用し、社会奉仕の精神を尊重した市政づくりを進めるべく、所要の措置を講じました。

一方、地域におけるコミュニティ活動と市民の生涯学習の場となる町会館などの整備助成として、所要の措置をいたしました。

次に、近年、暴力団の存在が住民生活に大きな脅威を与えています。

このような現状から関係行政機関・団体・企業が一体となって暴力排除活動を行うことにより、市民生活の安全を図っていかねばなりません。

このため「暴力排除都市」を宣言している本市においては、本年施行された「暴力団新法」により設立される財団法人「大阪府暴力追放推進センター」に対し出資し、暴力のない安心して暮らせる和泉市を目指すものであります。

[その他の施策]

<非核・平和>

国際協調とともに日本の平和の尊厳を一層深めるときであります。

「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨に沿い、「非核・平和展」を実施し、啓発に努めてまいるとともに、平和の尊さや被爆体験を実感として受け止めていただくため、広島市へ市民を派遣する「平和バス事業」を昨年度に引き続き実施してまいりたいと存じます。

<国際交流>

21世紀は、国際情報化時代だと言われています。

特に関西国際空港建設も開港に向け急ピッチで進められており、市民の国際的な交流機会や関心も大いに高まってまいりました。

本市では、これら市民の御要望におこたえするため、昨年は、市国際交流協会を中心に芦部

小学校訪中団の派遣や南通市人民対外友好協会訪問団の来和泉を初め、日中友好国際児童絵画書道展の開催、英会話初級中級講座の開講、日韓親善少年サッカー大会の後援など、多彩な取り組みを進めてまいりました。

本年につきましても、中国南通市との友好交流を進めてまいりますとともに、国際化時代に向け市民レベルの交流を支援するなど諸事業を進め、今後とも国際親善の増進、世界平和の達成に積極的な役割を果たしてまいり所存であります。

<市庁舎建設>

昭和33年に建設された現在の庁舎は、老朽化と行政事務量の増大により狭隘化し、これまで増改築により対応を行ってまいりましたが、近年、南北分室の設置による分散化にまで進み、事務効率と市民サービスに一定の支障となっております。

今後、さらに進む国際化・情報化並びに人口増加を踏まえ、21世紀に対応する市政を積極的に展開していく庁舎整備が課題となっております。

市庁舎建設につきましては、和泉市庁舎建設基金条例の制定並びにそれに伴う基金への積み立てを図るとともに、審議会の設置を行い、さらには、議会特別委員会の設置に向けての準備等、積極的に取り組んでまいり所存であります。

<行政事務改善等>

本市においては、行政事務の改善を進め、もって、住民サービスの向上に資するため、コンピュータの高度利用を図っております。

本年は、既設の住民基本台帳を基本としたオンラインシステムの充実とともに、健康課の窓口業務の改善を目的として、老人保健オンラインシステムを構築し、より一層窓口業務のスピード化と行政事務の省力化を推進してまいります。

なお、個人情報保護対策は、引き続き条例制定に向けて研究及び検討をしてまいり所存であります。

次に、市民課の窓口の延長といたしまして、平成元年度から順次設置してまいりました4カ所のサービスセンターにつきましては、既に3年を経過し、身近なところで各種証明書の交付が受けられると市民から好評をいただき、年々、利用者が増加しております。

本年は、従来業務の上に税務関係の証明のうち可能なものについてできるだけ早い時期に取り扱いを行い、より市民に親しまれるセンターとなるよう努めてまいりたく存じます。

さらに、市民に対する無料法律相談の開催についても現行の月4回を6回に増やし、市民ニ

ーズに対処する措置をいたしました。

一方、職員については、複雑多様化する住民ニーズに的確かつ柔軟に対応すべく不断の研修、研鑽を通じ、1人ひとりの資質の向上を図るとともに、直面する本市行財政の現状を認識させ、もって、市民サービスに徹した市政の執行に取り組むよう指導監督を行ってまいりたく存じます。

最後に、機構改革につきましては、今日の社会情勢と行政需要の課題に的確な対応を図るため、行政組織の改善として、企画調整部・下水道部の増設と、女性対策や高齢化対策など主要施策に対応する組織の確立を図り、総合的な施策推進と活性化に努めてまいります。

以上が、今回、御提案申し上げました平成4年度の予算(案)の概要と市政運営の基本方針であります。

地方行財政を取り巻く環境は、より一段と厳しい状況にあります。本予算(案)は、限られた財源の効率的配分に意を用い、市民福祉の向上を目指し、最大の努力をいたしました。

21世紀を目前に迎え、時代の変遷と住民のニーズを的確にとらえ、みずからの持つ地域特性を生かし、創意と工夫を凝らし、「調和と活力のある人間都市・和泉」を実現すべく、私を初め職員一同、一丸となって精魂込めて全力を傾注してまいり所存であります。

何とぞ私の意のあるところをお汲み取りいただき、議員並びに市民各位の格段の御理解と御協力を相賜りますようお願い申し上げます。

御清聴、ありがとうございました。



- 議長(柳瀬美樹君) ありがとうございました。平成4年度市政運営方針の要旨の説明は終わりました。

先ほど、一括上程いたしました議案の説明を順次お願いいたします。

まず、関連議案の説明を日程表3番から7番の順に願います。

- 市長公室理事(鹿島賢昌君) それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第11号「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本市職員の旅費につきましては、昭和56年以来据え置いてまいりましたが、近年の交通費の状況及び国家公務員並びに府下各市職員の旅費の支給状況を考慮いたしまして、所要の改正を行おうとするものであります。

その内容でございますが、議案書2ページ第1条及び第2条の改正は、旅費規定の基本的な文言上の整備でございます。

第7条の改正は、職員以外の者が、市の要請や依頼によって公務の遂行を補助するために旅行する場合には、所要の旅費を支給しようとするものでございます。

次に、第8条は、鉄道賃についての改正でございまして、鉄道旅行におきましてその運賃と、一乗車片道100キロメートル以上の旅行については特急料金。同様に片道50キロメートル以上の場合には急行料金。また、今回、新たに市議会議員を含む特別職等について、一乗車片道100キロメートル以上の場合特別車両料金、いわゆるグリーン料金を支給しようとするものでございます。

また、第9条は、船賃の改正でございまして、船舶旅行の場合、運賃及び寝台料金、特別船室料金等を等級に分けて支給しようとするものでございます。

第10条及び第11条は、航空賃、車賃について規定したものでございまして、航空旅行の場合には、飛行機を利用した方がより経済的な場合に支給しようとするもので、それぞれ現に支払った運賃を支給しようとするものでございます。

第12条は、日帰り旅行の日当の改正でございまして、近畿管内については2分の1日当、近隣地域を除く大阪府内については4分の1日当を支給しようとするものでございます。

次に、第13条は、宿泊料の改正でございまして、一泊につき特別職等については、現行1万1,000円を1万5,000円に、一般職については、現行1万円を1万4,000円に改めるものでございます。

第14条につきましては、船賃または航空賃の中に食事料金が含まれていない場合に支給する食卓料について規定するものでございます。

また、第18条は、文言上の規定の整備でございます。

第21条は、職員が出張旅行中に死亡した場合、その職員の遺族に対し、死亡地までの旅費を支給することとし、国に準じた規定を設けようとするものでございます。

附則につきましては、本条例案は、平成4年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、旅費の支給につきましては、今後とも公務の円滑な運営のため、市費の適正な支出を図ってまいります。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。9ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議いただきまして原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市長公室理事（稲田順三君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上

程をいただきました議案第14号「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容につきまして、市長公室福田から御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、御承知のように平成6年夏の関西国際空港の開港を間近に控えまして、大阪南部は、今、大きく変化しようといたしております。本市におきましても、その中核都市としての都市機能を整備していくため、そのインパクトを最大限に活用いたしまして、中央丘陵の町づくりの調整を初めといたしまして、4大プロジェクトに取り組んでいるところであります。

本市を住みよい町としていくためには、各種施策を積極的に推進するとともに、今後、より複雑多様化する行政需要に的確かつ柔軟に対応していかなければなりません。特に近年、従来の縦割り行政から部や課を越えた広範囲に関連する行政に変化してまいっております。そのため横断的に調整できる機能の強化が要求されているところであります。

また、魅力ある町づくりを推進していくためには、4大プロジェクトに加えまして都市基盤の整備が非常に重要であります。特に公共下水道の整備促進につきましては、都市基盤整備の中核を成すものでありまして、より積極的に推進することが求められているところであります。

また一方、環境問題が近年、大きな社会問題となっております。特にごみの減量化と再資源対策につきましては、法律の改正なども行われておりまして、地方自治体の責務についても規定されているところであり、より積極的な対応が要求されております。

さらには、女性の社会的地位向上を推進する女性施策の取り組みにつきましても、体制の強化が求められているところであります。

これらの複雑かつ多様化する行政需要に対応するため、また、各種施策を積極的に推進するため、現行の組織を変更する必要性が生じたものであります。

以上が、本条例案を御提案申し上げる理由であります。

続きまして、改正の内容について御説明を申し上げます。議案書36ページから38ページに参考資料として、本条例案の一部改正についての新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

まず、第1条では、部等の設置を規定いたしておりまして、新たに企画調整部及び下水道部の2部を設置しようとするものでございます。その結果、現行の8部から10部となるものでありまして、本条例では規定いたしておりませんが、別に和泉市福祉事務所設置条例で定められております福祉事務所を含めまして、市長部局では11部となるものであります。

次に、第2条では、市長公室の分掌事務を規定いたしておりまして、新たに設置いたします企画調整部に関係する規定を第2条から除き、人権啓発に関すること、市議会との連絡に関する

ること、という規定を付け加えさせてもらったものでございます。

次に、第2条の2では、企画調整部の分掌事務を規定いたしております。まず、市の総合企画調整に関すること、統計に関すること、情報政策及び情報管理に関すること、女性政策に関すること、和泉中央丘陵開発事業及び関連事業の総合調整に関すること、施策の推進に関すること、とするものであります。

次に、第5条では、市民生活部の分掌事務を規定いたしております。環境整備に関すること、ごみ減量化対策に関すること、という規定を付け加えさせていただいたものでございます。

次に、第7条では、都市整備部の分掌事務を規定いたしております。第7条中、和泉中央丘陵開発事業及び関連事業の総合調整に関すること、と規定いたしております第1号を、コスモポリス計画の推進に関すること、に改めるものであります。

次に、第8条では、建設部の分掌事務を規定いたしております。新しく下水道部を設置することから、この第8条中、河川及び下水道に関すること、と規定いたしております第3号を削りまして、第4号を第3号とするものであります。

次に、第8条の2では、下水道部の分掌事務を規定いたしております。河川及び水路に関すること、下水道に関すること、とするものであります。

最後に、施行日についてであります。施行日につきましては、平成4年4月1日とするものでございます。

以上のとおりでございます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第17号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。議案書44ページでございます。

本件は、市長の附属機関として新たに2つの審議会を設置するものでございまして、所管部局が福祉事務所と市民生活部の2部にまたがっておりますが、1つの条例改正でございますので、福祉事務所中川より御説明を申し上げます。

なお、説明の前に申しわけございませんが、議案書に誤りがございましたので、別途、お配りしております正誤表に記載のように訂正方をお願い申し上げます。

議案書本冊45ページの下から4行目「和泉市ごみ減量等審議会」とございますが、「減量等」の次に「推進」とお加えいただきたく存じます。「和泉市ごみ減量等推進審議会」が正しい名称でございます。47ページの新旧対照表につきましても、同様に御訂正をお願い申し上げます。

それでは、初めに提案の理由でございます。

まず、福祉計画審議会関係でございますが、本市の福祉に関する計画につきましては、現在、その案の策定作業を進めておるところでございますが、市民に身近な福祉をその内容とすることから、行政のみでこれを策定するのではなく、幅広く福祉関係者、学識経験者等の御意見を拝聴し、これを踏まえて計画を正式決定すべく、和泉市福祉計画審議会を設置しようとするものでございます。

次に、和泉市ごみ減量等推進審議会についてでございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が第121国会において成立し、昨年10月公布され、近々、施行される予定でございますが、改正後の法律の中で、市町村にごみ減量等推進審議会を設けることができる、とされておりまして、本市におきましても今後の廃棄物処理事業、とりわけ、一般廃棄物の減量等について、幅広く市民、学識経験者その他関係者に御参画をいただき、御意見を反映させてまいりたく、和泉市ごみ減量等推進審議会を設置しようとするものでございます。

次に、内容について御説明申し上げます。

条例第1条第1号の表の末尾の「和泉市営住宅運営審議会」の項の次に「和泉市福祉計画審議会」と「和泉市ごみ減量等推進審議会」の2項を加え、その任務として、福祉計画審議会については、福祉計画についての審議に関すること。ごみ減量等推進審議会については、和泉市における廃棄物処理に関する総合的な施策の調査、審議に関すること、としようとするものでございます。

最後に、附則として、この条例は、平成4年4月1日から施行するものとしたたく存じます。

なお、両審議会とも組織の詳細につきましては、現在、検討を進めており、委員の数は、各20人以内といたしたいと考えております。

以上、簡単でございますが、議案第17号「和泉市附属期間に関する条例の一部を改正する条例制定について」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長公室理事（稲田順三君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第19号「和泉市庁舎建設基金条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして稲田より御説明申し上げます。

関西国際空港の開港を間近に控えまして、本市も国際化の波が押し寄せてまいっております。また、市民意識の向上、地域情報化や情報化社会への推移につきましても、近年、目覚ましく

変化しつつあります。これらの新しい行政需要に積極的に対応していくためにも、また、現在の庁舎のますます進む老朽化や狭隘な事務スペースからくる会議室の不足、南北分室への分散化による市民サービスの低下などの解消のためには、新庁舎建設による対応しかないと考えられるものであります。そこで、この新庁舎建設のための資金の一部を積み立てるため、和泉市庁舎建設基金条例を制定しようとするものであります。

以上が、本条例案を御提案申し上げる理由であります。

続きまして、本条例の内容につきまして御説明申し上げます。議案書58ページでございます。

第1条は、設置に関する規定でありまして、庁舎建設資金の一部に充てるため、和泉市庁舎建設基金を設置する、といたしております。

第2条は、積み立てについて定めた規定でありまして、毎年度積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする、といたしております。

第3条は、管理について定めた規定でありまして、基金に属する預金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない、といたしております。

第4条は、運用収益の処理について定めた規定でありまして、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする、といたしております。

第5条は、繰替運用について定めた規定でありまして、市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる、といたしております。

第6条は、処分について定めた規定でありまして、基金は、庁舎建設に必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる、といたしております。

第7条は、この基金の管理に関し必要な事項は、市長に委任する、旨の規定であります。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成4年4月1日から施行することと定めたものでございます。

以上のとおりであります。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民生活部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第20号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明申し上げたいと存じます。

まず、提案理由でございますが、本市国民健康保険条例第6条の2に基づき支給しております助産費につきまして、平成4年度から国保財政対策として地方財政措置が講じられますと

もに、政府管掌健康保険の最低補償額(?)を基準として引き上げるよう措置を講じた次第であります。これに伴いまして本市の国民健康保険条例の規定につき所要の改正が必要となったものでございます。

引き続きまして、その内容につきまして御説明申し上げます。議案書62ページでございます。現行13万円で支給しております助産費の支給額を24万円に引き上げ支給するものでございます。

なお、当該引き上げに伴います交付基準額並びに政府助成の交付率でございますが、国保財政対策として一般財源化がなされるとともに、交付基準額が13万円から24万円に、また、交付率についても、3分の1から3分の2に引き上げられるところでございます。

最後に、附則として、この条例は、平成4年4月1日から施行させていただき、平成4年4月1日以降の出産から適用するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

なお、63ページの新旧対照表を御参照いただき、よろしく御審議の上、何とぞ原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 引き続き、予算説明に入ります。

まず、一般会計、特別会計の順に説明願います。

○ 総務部長(神藤恒治君) それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第4号「平成4年度和泉市一般会計予算」(案)につきまして、総務部神藤よりその概要を御説明申し上げます。

まず、予算編成につきましては、先ほど、市長が表明いたしました市政運営方針に基づき、諸般の社会経済情勢を踏まえ、財源の効率的配分に意を用い、重要施策の推進と住民の福祉の向上に努めるべく編成いたしましたものでございます。

次に、平成4年度の一般会計予算(案)は、総額404億8,000万円と相なるわけでございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと34億3,000万円、9.3%の増でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。予算書の1ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ404億8,000万円と定めるものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございまして、債務を負担することのできる事項及び限度額等を

定めるものでございます。

内容につきましては、光明池春木線を初めとする都市計画事業などの用地取得並びに土地開発公社に対する債務保証を含め、21億3,633万3,000円の計上でございます。期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」のとおりでございます。

第3条の地方債でございますが、起債の目的、借入限度額等を定めるものでございまして、16億2,406万円を計上いたしました。

起債の方法、利率、借入先、償還の方法は、「第3表地方債」のとおりでございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、55億円と定めたものでございます。

第5条につきましては、各項の経費を流用できるよう定めるもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が、一般会計の予算でございます。

引き続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明を申し上げます。33ページをお願いいたします。

まず、議会費でございますが、議員各位並びに事務局職員の人件費を含め、議会運営費、議会議務局費など3億6,705万3,000円を計上いたしてございます。

次に、総務費（35ページ）でございますが、総額43億2,928万9,000円を計上いたしました。

まず、総務管理費28億4,457万2,000円でございますが、おおむね経常的な経費と合わせ、町会館等整備費助成金、ラーバン・ライフ・リゾート推進協議会負担金、新たにボランティア保険料などの経費を計上いたしました。

事業といたしましては、交通安全施設費の緑ヶ丘11号線、青葉台1号線などの各歩道改良設置工事費並びに近畿自動車道開通に伴います大気、騒音などの常時監視施設の設置事業費でございます。

次に、徴税費6億4,027万6,000円、戸籍住民基本台帳費3億4,255万5,000円、統計調査費2,389万8,000円、監査委員費3,158万2,000円につきましては、それぞれの運営経費等を計上いたしましたものでございます。

選挙費1億9,887万6,000円につきましては、参議院議員通常選挙費並びに市議会議員選挙費などでございます。

同和対策費につきましては、隣保館等の運営経費など3億7,482万円でございます。

次に、民生費（69ページ）でございますが、113億1,203万6,000円を計上いたしました。

まず、社会福祉費でございますが、総合福祉会館の運営費を初め心身障害者福祉、老人福祉

の運営経費並びに在宅福祉対策の推進として、老人デイサービスセンター建設事業費、家事援護型ホームヘルパーの増員、老人保健福祉計画の策定など、老人や心身障害者の方々に対する各種施策を積極的に推進する経費及び医療費助成並びに国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計への繰出金など、48億3,397万5,000円を計上いたしてございます。

次に、児童福祉費でございますが、児童手当扶助費を初め幼児教室の措置費、保育所の管理運営経費並びに南池田第二保育園の大規模修繕事業を含め、40億2,283万9,000円を計上いたしました。

次に、生活保護費でございますが、生活扶助、医療扶助等の扶助費を初め生活保護家庭への見舞い金等、24億4,566万7,000円を計上いたしました。

次に、衛生費（94ページ）でございますが、47億7,627万3,000円を計上いたしました。

予防衛生費につきましては、保健センターの管理運営経費を初め、新たに精神障害者共同作業所に対する運営補助金のほか、老人保健法に基づく各種健康診査を実施する保健事業費、麻疹等の各種予防接種費、和泉診療所や市立病院に対する補助金及び休日急病診療所の運営経費等、22億2,059万2,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、環境衛生費でございますが、伝染病の予防対策費を初め泉北環境整備施設組合分担金、し尿及びごみの戸別収集に要する経費などとともに、新たに再資源事業推進奨励金などごみの減量化、再資源化に要する経費、水質保全の合併処理浄化槽設置助成などを合わせ、24億6,073万3,000円を計上いたしました。

墓地管理費につきましては、市設墓苑の管理経費を初め市営葬儀の経費8,128万8,000円を計上いたしました。

上水道費につきましては、本市水道事業及び泉北水道企業団に対する補助金1,366万円を計上いたしました。

次に、農林水産業費（105ページ）でございますが、4億4,810万2,000円を計上いたしました。

農業費につきましては、農業委員会の運営経費を初め農業振興対策として水田農業確立対策事業、地域農政推進対策事業、都市農業振興事業として高能率生産育成加工施設の助成及び農業用水路、ため池、農道等の農業基盤整備並びに土地改良事業に要する経費など、4億4,226万5,000円を計上いたしましたものでございます。

林業費につきましては、間伐、造林、枝打ち事業など5,837万7,000円を計上いたしました。

次に、商工費（113ページ）でございますが、2億5,091万1,000円を計上いたしました。中小企業に対する振興対策経費を初め、新たに中小企業退職金共済制度への加入促進を図るた

めの助成、商工まつり等に対する補助金、中高年齢労働者福祉センター並びに勤労青少年ホーム運営経費等でございます。

続きまして、土木費（119ページ）でございますが、64億159万8,000円を計上いたしました。

まず、土木管理費につきましては、市道の管理経費等3億2,917万円でございます。

道路橋梁費につきましては、市内一円の道路維持費を初め黒鳥観音寺線、伏屋唐国線、光明池春木線、環境改善道路の整備事業費並びに唐国橋、阿弥陀橋橋梁架設事業費、市単独道路整備事業費等、16億9,430万7,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、河川水路費4億8,150万4,000円でございますが、職員の給与費を初め一般河川の維持工事費、市内一円の水路整備事業費等、また、若樫川河川改修事業、急傾斜地崩壊対策事業に係る経費を計上いたしました。

都市計画費25億6,515万1,000円につきましては、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計への繰出金を初め和泉府中駅前再開発事業に要する事務経費及び公園費として公園管理経費並びに黒鳥山公園、松尾寺公園などの整備事業費を計上いたしましたものでございます。

街路事業費につきましては、阪和東側2号線、和泉中央線並びに中央丘陵内における住宅・都市整備公団の直接施行に伴う負担金を計上いたしました。

浸水対策費につきましては、市街地排水路の整備事業費を計上いたしました。

開発費では、開発総務費の経常経費、大学設置に伴う調査経費を措置いたしました。

次に、住宅費でございますが、職員の給与費を初め市営住宅の管理経費、計画修繕費及び改良住宅整備事業費として、13億3,146万6,000円を計上いたしました。

消防費（141ページ）でございますが、10億9,898万6,000円を計上いたしました。

これらは消防署及び消防団の経費でございまして、防火水槽及び消火栓などの新設、消防器具庫の改築並びに小型動力ポンプ積載車等の購入費でございます。

また、救急救命率の向上を図るため、救急資器材、啓発用備品購入経費等でございます。

次に、教育費（146ページ）でございますが、51億9,532万4,000円を計上いたしました。

まず、教育総務費でございますが、教育委員会事務局の運営経費を初め小、中、幼の教育指導及び教職員の研修に要する経費等、5億216万2,000円を計上いたしました。

次に、小学校費14億7,310万3,000円、中学校費11億2,617万6,000円、幼稚園費4億5,502万8,000円でございますが、国府小学校の用地購入費を初め、中学校では情報化社会への対応としてコンピュータ整備に要する経費を措置いたしました。その他小、中、幼の管理運営等に

要する諸経費を計上いたしました。

社会教育費につきましては、生涯学習、婦人対策、芸術文化等に要する経費及び青少年教育費並びに青少年の家、美術館、図書館等各公共施設の維持管理経費を初め、ふるさと創生事業による槇尾山森林浴コース整備事業費、文化財保護費として史跡池上曾根遺跡用地購入費など、14億7,142万3,000円でございます。

次に、保健体育費でございますが、市立体育館を初めコミュニティ体育館等各運動施設の維持管理経費など、1億6,743万2,000円を計上いたしました。

次に、公債費（183ページ）でございますが、市債の元利償還金及び一時借入金の利子等、53億1,215万8,000円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、9億800万円を計上いたしました。内容といたしましては、災害援護資金貸付金並びに公共施設整備基金、庁舎建設基金への積立金を計上いたしましたものでございます。

最後に、緊急及び不測の経費に充当いたすべく、予備費として8,000万円を計上いたしました。

以上が、歳出予算の事項でございます。歳出総額404億8,000万円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。事項別明細書3ページをお願いいたします。

まず、市税でございますが、172億9,563万1,000円を計上いたしました。前年度当初と比較いたしますと、8.8%の伸びでございます。

次に、地方譲与税（4ページ）でございますが、6億8,100万円計上いたしました。内容につきましては、消費譲与税、地方道路譲与税等ございまして、実績等を勘案し計上いたしましたものでございます。

次に、利子割交付金7億5,000万円、自動車取得税交付金4億円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億6,163万4,000円、地方交付税47億1,000万円、交通安全対策特別交付金2,900万円、これらにつきましては、それぞれ実績等を勘案し計上いたしましたものでございます。

また、特別地方消費税交付金につきましては、新たに款を設けて50万円を計上いたしました。内容につきましては、都道府県が徴収する特別地方消費税の一部が市町村に交付されるため、所要の措置を講じたものでございます。

次に、分担金および負担金（6ページ）でございますが、10億3,681万5,000円を計上いたしました。

分担金につきましては、ため池、農道等の事業分担金として、また、負担金につきましては、精神薄弱者、身体障害者、老人、児童などの施設入所者負担金を初め道路、河川、公園等の事業負担金などがございます。

次に、使用料及び手数料（7ページ）でございますが、4億5,504万5,000円を計上いたしました。

使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもので、4億4,397万7,000円。手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の各種手数料5,064万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、国庫支出金40億4,482万1,000円、府支出金31億7,267万6,000円を計上いたしてございますが、これらは、いずれも歳出予算の経費に充当する特定財源でございます。

次に、財産収入（27ページ）でございますが、公共施設整備基金の運用収入を初め市有財産売払収入等、16億4,422万1,000円を計上いたしました。

寄附金につきましては、一般寄附金及び開発指導要綱に基づく寄附金並びに福祉基金積立指定寄附金など、2億4,100万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金及び公共用地先行取得事業特別会計からの繰入金等、10億7,500万円を計上いたしました。

諸収入につきましては、30億9,839万7,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、病院事業貸付金元金収入及び国民年金印紙売捌収入等でございます。

最後に、市債でございますが、16億2,406万円を計上いたしております。これは歳出予算と関連するものでございまして、適債事業に対しそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が、歳出予算でございまして、総額404億8,000万円と相なるものでございます。

以上をもちまして、平成4年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第5号「平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」（案）につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険として市民の健康と生命を守るための重要な制度でございますが、国保財政の基盤が脆弱なことから、他の保険制度と財政調整を図るべく制度改正が行われてまいりました。平成4年度において、国は賦課限度額を44万円から46万円に引き上げられる状況でございますが、本市では、基金より3億5,677万円の繰り入れを行い収支の均衡を図り、事業運営を行ってまいりたいと考えている次第でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。予算書の12ページをお願いいたしま

す。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億1,228万9,000円と定めるものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」としておりであります。

第2条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費並びに保険給付費につきましては、流用できる旨を規定いたすものでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。217ページをお願いいたします。

まず、総務費でございますが、総務管理費といたしまして6,594万7,000円を計上いたしました。

徴収費につきましては、1億3,043万8,000円を計上いたしました。

次に、運営協議会費でございますが、国民健康保険運営協議会の運営に係る経費でございまして、148万9,000円を計上いたしましたものでございます。

趣旨普及費（220ページ）につきましては、啓発活動費でございまして、10万円を計上いたしました。

次に、本会計の大宗を成す保険給付費でございますが、療養諸費といたしまして47億2,596万6,000円、高額療養費として4億4,988万2,000円を計上いたしましたものでございます。

助産費（221ページ）として、現行13万円を24万円に改正し6,792万円を、また、葬祭費として1,203万円を計上したものでございます。

次に、老人保健拠出金でございますが、医療費拠出金並びに事務費拠出金といたしまして17億4,715万円と相なったものでございます。

次に、共同事業拠出金でございますが、高額医療費共同事業拠出金並びにその他の共同事業といたしまして、4,650万円を計上いたしましたものでございます。

次に、保健施設費でございますが、本年度より実施いたします人間ドック助成事業費1,901万4,000円を計上いたしましたものでございます。

222ページでございます。公債費につきましては、歳計現金に不足が生じたときの一時借入金の利子でございまして、1,325万円を計上いたしましたものでございます。

次に、諸支出金でございますが、保険料過誤納還付金並びに還付加算金といたしまして、260万3,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、予備費でございますが、疾病の集団発生等予測し難い費用の支出に備えるため、

3,000万円を計上いたしましたものでございます。

以上、歳出予算総額73億1,228万9,000円と相なるものでございます。

次に、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算につきまして御説明申し上げます。213ページをお願いいたします。

まず、国民健康保険料でございますが、29億2,501万5,000円を計上いたしましたものでございます。

一部負担金につきましては2万円。

使用料及び手数料につきましては、80万円を計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、事務費負担金として1,760万円。これは前年度に比べ減額となっておりますが、平成4年度より人件費が一般財源化されたためでございます。

療養給付費等負担金として21億5,206万円、財政調整交付金として3億6,543万5,000円を実績等を勘案の上計上いたしましたものでございます。

次に、療養給付費交付金でございますが、9億2,174万2,000円を計上いたしました。これは1人当たり医療費と被保険者数が増加したためでございます。

次に、府支出金でございますが、国保事業に係る府の助成補助金として1,910万円、老人等医療費波及分補助金として2,979万6,000円、単独事業国庫削減分補助金2,337万3,000円を計上いたしましたものでございます。

共同事業交付金でございますが、歳出で御説明いたしました高額医療費共同事業に伴う交付金でございますが、5,198万2,000円を計上いたしました。

次に、繰入金でございますが、一般会計からの繰入金として3億6,028万円。これは一般財源化に伴います人件費並びに助産費の増でございます。

また、保険基盤安定繰出金として1億1,500万円、基金繰入金として3億567万円を計上いたしましたものでございます。

最後に、諸収入でございますが、第三者納付金、医療費返納金等といたしまして、2,645万円を計上いたしましたものでございます。

以上、歳入予算総額73億1,228万9,000円と相なるものでございます。

まことに簡単でございますが、平成4年度国民健康保険事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第6号「平成4年度和泉市老人保健事業特別会計予算」(案)について、その内容の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、本制度は、70歳以上の老人と65歳以上の寝たきり老人を対象としたもので、健康の保持及び福祉の増進に資することを目的としたものでございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。予算書15ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億609万7,000円と定めるものでございまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

次に、事項別明細書により歳出予算から内容の御説明申し上げます。237ページをお願いいたします。

まず、総務費でございますが、総務管理費の一般管理費といたしまして、795万9,000円を計上いたしてございます。

次に、医療諸費でございますが、これは平成4年度で見込まれる受給対象者8,827人に係る医療費並びに医療費審査支払手数料といたしまして、66億9,813万8,000円を計上いたしましたものでございます。

以上が、歳出予算でございます。

次に、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算につきまして御説明申し上げます。235ページをお願いいたします。

まず、支払基金交付金でございますが、これは医療費の70%並びに医療費の審査に係る手数料合わせて46億7,974万3,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金といたしまして、医療費適性化対策事業費負担金及び医療費の20%、合わせて13億4,433万7,000円を計上いたしてございます。

次に、府支出金といたしまして、医療費の5%及び受給者健康指導事業補助金でございまして、3億3,731万円を計上いたしてございます。

次に、繰入金といたしまして、医療費の5%及び当該事務に係る経費の所要額を合わせ、3億4,220万7,000円を一般会計から繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

次に、諸収入でございますが、236ページでございます。これは第三者行為等による医療費償還額として、250万円を計上いたしましたものでございます。

以上が、歳入予算の内容でございます。

まことに簡単ではございますが、平成4年度老人保健事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第7号「平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」(案)につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

本会計は、公共用地の先行取得を図るものでございまして、主に黒鳥山公園の用地取得でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。予算書17ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,485万3,000円と定めるものでございまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、地方債でございますが、起債の目的、限度額等を定めるものでございまして、内容につきましては、「第2表地方債」のとおりでございます。

次に、事項別明細書により歳出予算からその内容を説明を申し上げます。242ページでございます。

公共用地先行取得事業費といたしまして、黒鳥山公園用地取得費1億5,610万円並びに公債費といたしまして、起債の元利償還金等1億6,475万3,000円を計上いたしました。

次に、諸支出金でございますが、土地売払収入分を一般会計へ繰り出すべく、7,400万円を計上いたしました。

次に、これらの歳出予算に充当する歳入予算について御説明申し上げます。241ページでございます。

まず、財産収入といたしまして、一般会計への土地売払収入7,400万円並びに市債として1億5,400万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、1億6,685万3,000円を計上いたしました。これは歳入不足相当額を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、平成4年度公共用地先行取得事業特別会計についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第8号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」(案)につきまして、その内容を御説明申し上げます。

公共下水道の整備につきましては、流域下水道和泉忠岡幹線及び和泉泉大津幹線の進捗に伴う和気、小田、寺門、府中地区での面整備、環境改善整備地区及びその周辺での面整備並びに近畿自動車道松原・すさみ線等幹線道路内の雨污水管の布設工事などが主なものでございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。予算書20ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を32億6,728万6,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務を負担する事項等を定めたものでございまして、水洗便所の改造資金の融資に対しての金融機関に対する損失保証及び松尾川両岸に公共下水管を布設する事業に伴う用地取得事業でございます。内容につきましては、「第2表債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、地方債の目的、限度額等を定めたものでございまして、その内容は、「第3表地方債」のとおりでございます。

第4条は、歳出予算の各項の経費を流用できるよう定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしたものでございます。

次に、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。249ページでございます。

まず、下水道事業費といたしまして、27億5,131万5,000円を計上いたしました。

内容といたしましては、職員の給与費を初め下水道処理経費、南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金、泉北環境整備施設組合分担金など下水道総務費6億7,439万6,000円並びに公共下水道整備に伴う雨污水管の布設工事費等下水道整備費20億7,691万9,000円でございます。

次に、公債費でございますが、市債の元利償還金等5億1,547万1,000円を計上いたしました。

最後に、予備費として50万円を計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。247ページでございます。

まず、分担金及び負担金でございますが、1億1,261万円を計上いたしました。

内容といたしましては、受益者負担金及び下水道整備に伴う下水道事業負担金等でございます。

次に、使用料及び手数料といたしまして、下水道使用料等1億9,894万円を計上いたしました。

次に、国庫支出金1億2,800万円、府支出金3,460万円、市債18億1,510万円を計上いたしました。これらは歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

次に、繰入金でございますが、歳入不足相当額9億6,803万6,000円を一般会計から繰り入れたいすべく措置いたしました。

次に、諸収入1,000万円につきましては、消費税還付金を計上いたしました。

以上が、歳入歳出予算の内容でございます。

何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳瀬美樹君） 次に、水道事業会計の説明を願います。

○水道部長（岩井益一君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第9号「平成4年度和泉市水道事業会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容について、水道部岩井から御説明申し上げます。

初めに、水道事業の経営につきましては、独立採算制のもと、年々増加する諸コストを初め消費税肩代わり負担など、経営状況はまことに厳しいものがあります。こうした中でハンディターミナル検針を初め業務の積極的な電算化を推し進め、また、企業意識の高揚によりさらなる経営効率の増進を図りつつ引き続き現行料金水準を維持し、需要家サービス向上に一層努めてまいり所存であります。

また、事業面では、トリヴェール和泉の一部町開きを初め平成15年を目標とした第4回拡張事業など建設改良事業に積極的に取り組み、将来に向けての生活用水の供給確保に万全を期してまいり所存でありますので、何とぞ御理解の上、御支援のほどよろしくようお願い申し上げます。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。別冊予算書1ページでございます。

まず、第2条は、本年度の業務予定量を定めたものであります。給水戸数を4万6,370戸、年間総給水量1,608万9,000m³、また、1日平均給水量4万4,079m³と定め、主な建設改良事業としては、配水管更生事業2,190万円、配水管整備事業2,340万円、拡張事業3億5,100万円をそれぞれ予定いたすものであります。

次に、第3条は、収益的収入及び支出でございます。

第1款 水道事業収益は、23億4,800万7,000円を予定計上いたしました。

その主な内容といたしまして、第1項 給水収益等の営業収益21億3,708万3,000円。第2項 加入金等の営業外収益として2億1,091万4,000円を予定いたしているものであります。

また、支出では、第1款 水道事業費用は、24億2,290万円であります。

主な内容といたしましては、第1項の職員給与等のほか、受水費等の営業費用として21億724万7,000円。第2項 企業債借り入れに伴う支払い利息等の営業外費用として3億1,365万3,000円を予定いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出では、第1款 資本的収入として6億5,371万円を予定計上いたしました。

その主な内容は、第1項 企業債発行予定額として3億2,000万円。第2項は、住宅・都市

整備公団を初め宅地開発などによる配水管布設工事等の原因者負担金として3億2,470万円。
第3項 消火栓新設に伴う一般会計からの負担金として900万円をそれぞれ予定いたしております。

支出では、第1款の資本的支出額は、9億1,490万5,000円でございます。

その内訳といたしましては、第1項において、水道施設の拡充強化に伴います配水管布設工事等の建設改良費に7億3,916万1,000円。第2項は、企業債の償還元金に充てるため1億7,574万4,000円をそれぞれ予定いたしておるものでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,119万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から2億5,728万3,000円のほか、当年度消費税資本的収支調整額で補填いたすものであります。

次に、第5条でございますが、本条は、起債の目的及び限度額等を定めるもので、本年度は、配水管更生事業に1,800万円、配水管整備事業に2,000万円、拡張事業に2億8,200万円をそれぞれ発行予定いたしているものであります。

第6条及び第7条につきましては、いずれも各項の経費の流用限度額を定めたものであります。

第8条では、一般会計から受ける補助金を1,000万円と定め、最後に、第9条では、建設用資材等のたな卸資産購入限度額を2億6,842万7,000円と定めるものであります。

以上の結果、損益収支では7,489万3,000円の欠損額が生じる見込みであります。

以上が、今回、上程させていただきました平成4年度水道事業会計予算(案)の概要であります。

詳細につきましては、5ページ以下に記載いたしておりますので御高覧賜り、よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) 最後に、病院事業会計の説明を願います。
- 病院事務局長(橋本昭夫君) それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第10号「平成4年度和泉市病院事業会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容につきまして橋本から御説明を申し上げます。

本年度は、若干の診療報酬の改定が実施される予定でございますが、同時に大幅な薬価基準の引き下げも実施される見込みでございまして、病院財政にとりましては、依然として厳しい状況下でございます。しかしながら、市民皆様方の医療需要にこたえられる医療水準の向上に努めるべく、平成4年度中に磁気共鳴コンピューター断層撮影装置などの医療機器の導入を図りながら、地域の基幹病院としての役割を果たしてまいりたいと存じております。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。別冊予算書1ページでございます。

まず、第2条は、本年度の業務の予定量を定めたものでございまして、病床数327床。患者数は、入院で1日平均291人、年間で10万6,215人。外来で1日平均797人、年間で23万5,912人。

また、本年度の主要な建設改良事業は、医療器械購入費1億6,500万円をそれぞれ予定しているものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定でございます。

収入第1款の病院事業収益として、53億5,868万7,000円を計上いたしました。

その内容でございますが、第1項は、入院、外来等の医業収益でございまして48億1,407万6,000円。第2項は、一般会計からの補助金等の医業外収益でございまして、5億4,461万1,000円を予定しているものでございます。

次に、支出第1款の病院事業費用52億9,826万7,000円でございます。

第1項は、職員給与費、診療材料費等の医業費用でございまして、51億878万1,000円。第2項は、企業債及び一時借入金の利子等の医業外費用でございまして1億8,748万6,000円。第3項は、予備費として200万円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定でございます。

収入第1款の資本的収入12億7,834万円でございます。

第1項は、本年度発行を予定しております企業債1億6,000万円。第2項は、一般会計からの出資金1億1,834万円。第3項は、一般会計からの長期借入金10億円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、支出第1款の資本的支出13億3,876万円でございます。

その内訳でございますが、第1項は、医療器械等の購入のための建設改良費1億6,500万円。第2項は、企業債の償還元金1億7,376万円。第3項は、一般会計からの長期借入金の返還金として10億円をそれぞれ予定計上いたしましたものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し6,042万円不足することになりますが、この不足する額につきましては、損益勘定留保資金6,027万6,000円と消費税資本的収支調整額14万4,000円をもって補填することといたしております。

次に、第5条でございます。本条は、起債の目的、限度額等を定めるものでございまして、本年度は、医療器械購入事業として1億6,000万円の起債の発行を予定しているものでございます。

次に、第6条でございます。本条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、本

年度は、10億円と定めるものでございます。

次に、第7条でございます。本条は、予定支出各項の流用できる場合の規定。

次の第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたものでございます。

次の第9条は、一般会計からの補助を受ける金額を定めたものでございまして、本年度は、5億1,543万7,000円を予定しているものであります。

次の第10条は、たな卸資産の購入限度額でございまして、15億3,099万7,000円と定めるものでございます。

以上の結果、医業収支で2億9,470万5,000円の欠損と相なりますが、医業外収支では3億5,712万5,000円の利益が生じ、予備費を含めた当年度の損益収支は、6,042万円の利益を計上することができる予定であります。

また、病院事業の長年の懸案でありました不良債務の解消につきましては、平成3年度中に達成する見込みでございますが、冒頭に申し上げましたように、医療を取り巻く環境は殊のほか厳しく、今後とも患者サービスの向上と財政基盤の安定により一層努力してまいりたいと考えております。

また、5ページ以下に予算に関する説明書、28ページ以下に予算参考資料を添付しておりますので御高覧を賜り、よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については十分審議をお願いいたしたいと思っておりますので、次の日程で特別委員会を設置願ひ、付託の上、休会中の御審査をお願いいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第15「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第1号

予算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

平成4年3月4日 提出

和泉市議会議長

柳瀬美樹

記

1. 委員会の名称
予算審査特別委員会
2. 付託事項
平成4年度各会計予算並びに関連する諸議案
3. 委員会の構成
本委員会は委員13名をもって構成する
4. 付託期限
平成4年和泉市議会第1回定例会会期中

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件は、先ほど上程されました日程第3「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」より日程第14「平成4年度和泉市病院事業会計予算」までの各議案を慎重に御審査願うため、本特別委員会を設置願うものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第1号は原案どおり可決いたしました。



○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第16「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第2号

予算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

平成4年3月4日 提出

和泉市議会議長

柳 瀬 美 樹

記

予算審査特別委員会委員（13名）

- 議長（柳瀬美樹君） 本予算審査特別委員会委員の選任については、私から選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認め、私から選任させていただきます。
- 委員の氏名を局長をして朗読させます。
- （市議会事務局長朗読）
- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。
- 予算審査特別委員会委員に須藤洋之進、穴瀬克己、竹内修一、並河道雄、讃岐一太郎、松尾孝明、西口秀光、出原平男、天堀 博、友田博文、上田育子、原 重樹、奥村圭一郎、以上、13名でございます。
- 議長（柳瀬美樹君） ただいまの朗読どおり選任することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認めます。よって、議会議案第2号の委員選任は、朗読どおり選任することに決しました。
- 委員の皆さんには大変御苦勞ではございますが、付託されました諸議案をよろしく御審査賜りますようお願いいたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。
- お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認めます。
- なお、明5日より8日までを休会とし、9日より一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。
- それでは、本日はこれにて散会いたします。長時間、御苦勞様でした。
- （午後零時10分散会）

1944

1944

...

...

...

...

...

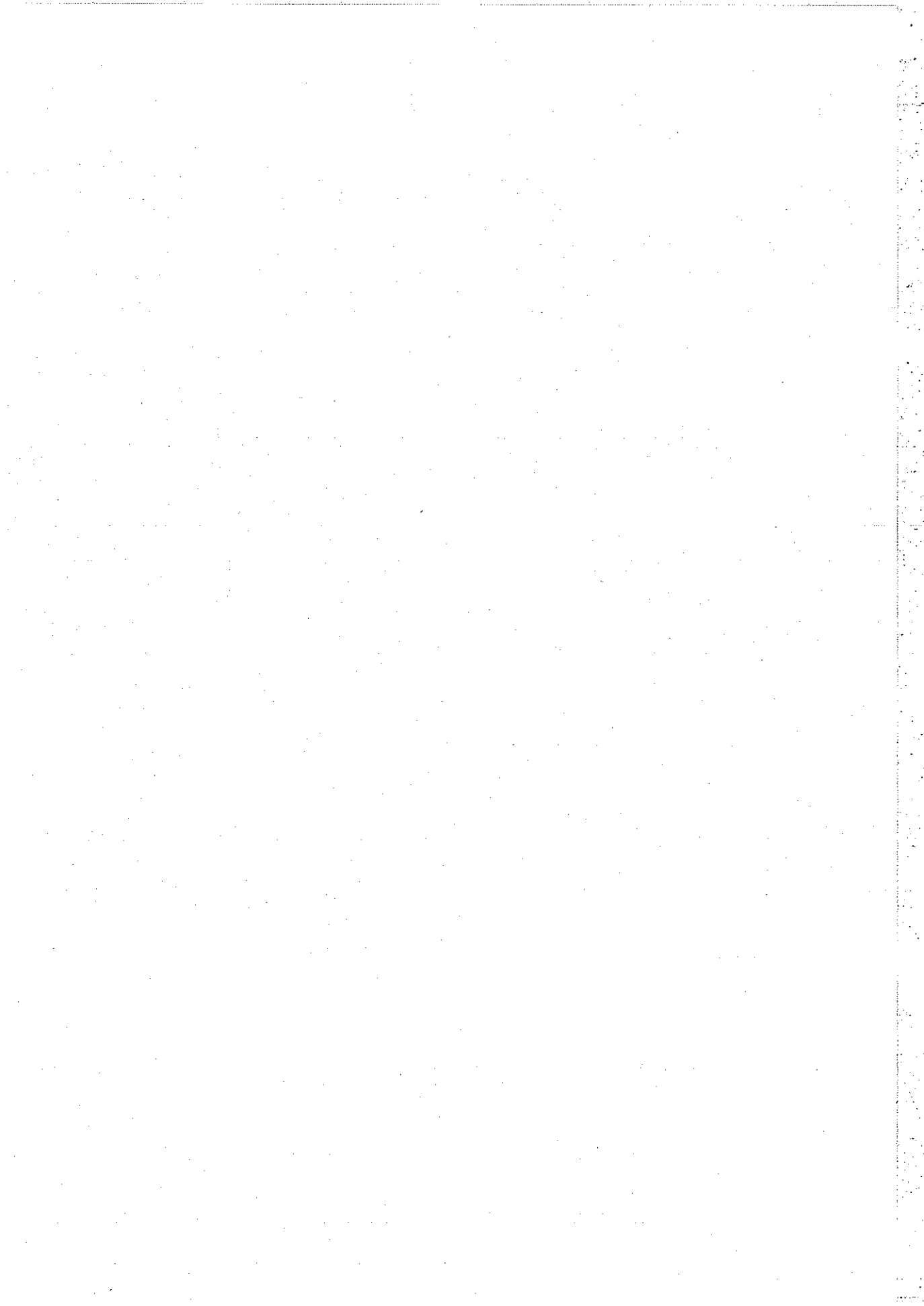
...

...

...

...

第 2 日



平成4年3月9日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	竹下義章君	17番	上田育子君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君
16番	西口秀光君		

欠席議員(1名)

3番 西口平和君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	市長公室次長	石本博信
市長公室長	坂口禮之助	総務部長	神藤恒治
市長公室理事	田中昭一	総務部次長	奥村富彦
市長公室理事	中塚白	総務部次長	池辺功
市長公室次長	堀宏行	総務部次長	阪豊光
市長公室次長	稲田順三	同和対策部長	森利治
市長公室次長	尾崎秀忠	同和対策部理事	向井洋
市長公室次長	鹿島賢昌	同和対策部次長	戸口泰明
市長公室次長	中辻寿夫	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室次長	井阪和充	福祉事務所次長	坂田平之
市長公室次長	亀山学	市民生活部長	麻生和義
市長公室次長	池辺一三	市民生活部次長	岸田秀仁
市長公室次長	今村堅太郎	市民生活部次長	明坂文嘉
市長公室次長	山下喬三	市民生活部次長	池辺修次

産 業 部 長	大塚 孝之	水 道 部 次 長	城 前 伊佐雄
産 業 部 理 事	藤 原 清司	病 院 長	竹 林 淳
産 業 部 次 長	高 三 一 行	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
産 業 部 次 長	松 林 保	病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹
参 与 兼 建 設 部 長	浅 井 隆 介	消 防 長	角 谷 泰 夫
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	消 防 本 部 理 事 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
建 設 部 理 事	緒 方 和 夫	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
建 設 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 本 部 次 長	池 野 透
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	用 地 担 当 理 事	松 村 吉 堯
建 設 部 次 長	赤 田 儔 信	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	大 宅 清 臣
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	藤 原 忠 男
建 設 部 次 長	中 野 英 二	教 育 委 員 長	杉 本 弘 文
建 設 部 次 長	藤 本 仁	教 育 長	逢 野 博 之
建 設 部 副 理 事	岸 本 孝 二	管 理 部 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 次 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 理 事	中 野 義 裕	指 導 部 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 理 事	三 井 義 秋	社 会 教 育 部 長	生 田 稔 郎
都 市 整 備 部 次 長	中 屋 正 彦	社 会 教 育 部 理 事	竹 田 明 郎
都 市 整 備 部 次 長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
改 良 事 業 部 次 長	席 田 嗣 夫	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	着 本 善 夫
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	監 査 委 員	庄 司 清
水 道 部 長	岩 井 益 一	監 査 事 務 局 長	吉 田 陽 三
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	農 端 小 一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長 北 野 敦 雄
次 長 河 原 茂 隆
調 査 係 長 井 之 上 光 一
議 事 係 員 田 村 隆 宏

平成4年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月9日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時00分開議)

○ 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

○ 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは21名でございます。西口平和議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届けの議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、21名でございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○ 議長(柳瀬美樹君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

最初に、19番・木村静雄君。

(19番・木村静雄君登壇)

○ 19番(木村静雄君) 19番・木村静雄でございます。通告に従いまして、質問の要旨を説明いたします。

第1番目として、市所有地(松尾山)処分に係る泉北環境整備施設組合の事業計画について、本市の対応をお伺いしたいと思います。

当用地は、昭和50年6月から昭和51年2月にかけて、和泉市土地開発公社において先行取得したものであります。昭和51年3月から昭和53年3月にかけて、土地開発公社より和泉市が行

政財産として購入したものであります。

なお、当用地を和泉市より泉北環境に売却しようとするものであります。

以上の点から泉北環境の焼却灰松尾山埋め立て処分場の建設が本格的に開始される運びとなっている模様であります。この点について、(1)から(4)までについてお尋ねしてまいります。

(1)事業計画の内容について。本件につきましては、埋め立て計画並びに建設工事の概要については、さきの7月議会におきまして説明を受けておりますので、その具体的な点についての説明をお願いいたします。

(2)泉北環境と本市との調整についてはどうなっているのか、ということで、事業計画作成に至るまでの関係についてお伺いをいたします。また、埋め立て処分場建設工事から完了までについての本市の調整についてお伺いをいたします。もう1点、埋め立て事業完了までについての本市の調整についてお願いいたします。

(3)として、埋め立て事業完了後の跡地利用については、どのように考えておられるのかをお伺いいたします。

(4)周辺地区との調整についてでございます。昨年7月の議会では、事業計画を地元の説明していきたい、という答弁がありましたが、その関係についてお伺いをいたします。

次に、2番目といたしまして、民間住宅地開発に伴う調整池設置と今後の取り扱いについてでございます。

和泉市中央丘陵整備事業も順調に促進され、平成4年春の町開きに向けての諸準備、諸施設の建設も進められております。また、東部地区の学園ゾーンには桃山学院大学の移転も確定いたし、平成7年の開校を目指して具体的な準備作業に取り組まれているところであります。合わせて、公共事業、公共下水道事業も推進されていることであります。

以上の状況の中で、中央丘陵開発では、防災上の調整池を数カ所計画され、また、公共下水道整備により雨水対策も行われる模様であります。そのような現状から民間開発地の調整池は必要がなくなるのではないかと思います。

以上の点につきまして、(1)から(4)についてのお尋ねをいたします。

(1)開発地域の調整池の実態についてお伺いをいたします。全市的に何カ所あって、どのように管理運営されているのか。

(2)トリヴェール和泉内の調整池との関連性についてお伺いをいたします。特に東部地区についてお願いいたします。

(3)今後の調整池に対する市の対応についてお願いいたします。

(4)最後に、その取り扱い窓口の対応についてお願いいたします。現在、本件につきましては、

取り扱い窓口が整備されていないように思います。ある部分については農業関係、ある部分については水路関係、また、下水道関係、また、道路関係も入ってくるという、非常に窓口が明確になっていないように思いますので、その点、明確に御答弁をお願いいたします。

以上、答弁いかんによりましては自席での再質問の権利を保留いたしまして、説明を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） ただいまの松尾山処分場に係る泉北環境整備施設組合の事業計画等に関しまして、環境衛生課岸田からお答え申し上げます。

まず、泉北環境整備施設組合が予定しています事業の概要でございますが、基本設計は、厚生省から示されています廃棄物最終処分場指針に基づき、事業を実施する計画でありまして、このごみ焼却場から出る焼却灰等の最終処分場として、処分地面積4万8,471㎡、全埋め立て量は41万6,554㎡を予定しております。

埋め立て工法は、サンドイッチ、階段式埋め立てを採用し、焼却灰と覆土を交互に投入し、順次、埋め立てていく方法を採用しております。

投入された焼却灰、土砂等の流出防止対策としては、処分場下部に高さ7mの逆T字型擁壁を築造する予定で、水処理対策といたしましては、周辺地下水の汚染を防止するため、埋め立て地底部に厚さ1.5mmの合成ゴムの遮水シートを敷設し、場外への流出を防止するとともに、浸出汚水については、集水ピット、調整槽を経てポンプアップにより上部まで汲み上げ、焼却施設まで搬送し処理することとしており、当地での直接的処理は行わない方式を採用しております。

雨水等の表面水の処理については雨水調整池を設け、U字側溝により集水し、調整池から東松尾川に放流していく予定でございます。

処分場の管理については、飛散防止及び外部からの立ち入りを防止するためにネットフェンス、門扉等を設置し、また、場内を監視できる位置に管理棟を設置し、職員を常駐させるとともに、ごみ、浸出水、地下水、放流水、悪臭等のモニタリングについては定期的に資料採取を行い、検査を実施していくように聞いております。

工期といたしましては、場内の整地、樹木の伐採に入っており、4月ごろから雨水調整池の工事、その後、汚水調整池、擁壁等の工事を進め、処分地内の整地、配水管の敷設、遮水シートの敷設工事を終え、平成5年4月から埋め立てを実施していく予定を組んでいるとのことであり、その後、約20年間、埋め立て処分場として活用してまいりたく、フェニックス処分場との併用を予定しております。

手続き的には、一般廃棄物処理施設の設置について、廃棄物及び清掃に関する法律第8条第1

項の規定によりまして知事への届け出が必要で、これについては、平成3年12月1日付で行い、平成4年1月17日付で受理されております。

また、本市環境保全条例第28条の規定に基づく廃棄物等埋め立て処理の届け出につきましても、平成3年10月29日付で提出されております。

次に、泉北環境に対しこの用地を処分していくわけですが、事業計画内容等については、従前から同組合との協議の中で調整を図っており、一定、計画の熟度を待ち、また、補助対象事業として採択されましたことにより処分方法等についても協議を行っており、本市財産評価審査委員会の議を経て議会にお諮り申し上げ、処分を行ってまいりたいと考えております。

用途指定等特約条項については、法律で許される範囲内において泉北環境と協議を行い、処分契約書に盛り込んでまいりたいと考えております。

処分場閉鎖後の跡地利用については、約20年間の長期にわたる埋め立て事業であり、泉北環境では具体的な計画を策定していないということで、今後、事業の進展に応じ具体化を図ってまいりたいと考えておりますが、本市としては、スポーツ等に利用できる多目的な広場を設置していただけるよう要望してまいりたいと存じます。

それから、周辺地区との調整に係る問題で苦情処理の窓口はどのようになるのか、とこのことですが、事業実施主体が泉北環境でございますので、直接的には、やはり同組合が当たっていくべきものと考えておりますが、市として地元との調整が必要であれば、決してやぶさかではないと存じております。

以上でございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 2番目の民間住宅地開発に伴う調整池設置と今後の取り扱いについて、の4点を合わせまして、都市整備課田中よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の開発地の調整池の実態ですが、開発許可基準においては、1ha以上の開発で雨水の放流先である下流河川等が未改修の場合は、必要に応じて一時雨水を貯留するための調整池を設けること、と規定されております。この規定によって設置されております調整池につきましては、緑ヶ丘と青葉台の2カ所が代表的なものでして、いずれも開発者によって所有管理されております。

次に、2点目のトリヴェール和泉内の調整池との関連性についてですが、緑ヶ丘、青葉台の調整池は、集水区域の設置内容から代替機能を持ってございませんので、河川改修が進捗するまでの間、廃止は困難でございます。

3点目の今後の調整池に対する市の対応につきましては、既に設置されている調整池は、河川

改修によって廃止が可能となるまでは現況の管理をお願いするものでして、不用となった時点で宅地としての利用協議をお受けすることとなります。

また、4点目の取り扱い窓口ですが、調整池が廃止になり、宅地としての再利用についての協議は、都市整備課が窓口対応させていただきますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 19番（木村静雄君） ただいまの答弁に対しまして、再質問をいたします。

一応、泉北環境の事業計画がある程度鮮明になってきた感じもいたします。しかしながら、内容を聞いておきますと、まだこれから財産評価審査委員会等で検討して詰めていきたい、という感じでございます。

そこで、お伺いをいたしますが、まず、この処分場の建設工事の設計業者はどこがやっているのか。合わせて、その工事は、どこの業者が施工するのか。

まず、この点をお願いいたします。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 1点目の設計業者はどこか、という御質問でございますが、まことに申しわけございませんが、今、資料を持ってございません。工事につきましては、前田建設が請け負っております。

○ 19番（木村静雄君） 設計業者の資料を持っていない、ということですが、これは一番大事なことはないかという感じがしております。と言いますことは、こういう事業につきましては、日本全国を見ましても、まだまだ建設業界におきましては、十分に慣れていないという状況ではないわけです。新しい産業として取り組んでいるのが現状ではないかという点から見ましても、設計を中心として業者選定が一番大事ではなからうかという感じがしております。

次に、事業計画書が本市に提出されていると思いますが、その内容についての検討は、市としてどのようになされたのか。また、その検討の結果、どういう問題点が摘出されたのか。

以上の点についてお伺いをいたします。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 今までの届け出の内容でございますが、われわれが地元へ協力をお願いに行く際のいろんな条件整備がございます。その条件を整えられるよう泉北環境を指導し、その後、そのようにしていただけるよう協議を進めております。要するに、われわれの地元対策についての問題点はございませんので、届け出を受理したということでございます。

○ 19番（木村静雄君） 質問の要旨をよく理解した上で御答弁をお願いしたいと思います。私がお聞きをしているのは、この事業を進める中で設計の技術的な問題、施工の方法等の問題などいろいろあるわけですが、その事業計画書の中には当然、そういうものがあるわけです。本市として、その技術的な内容をどのようにして、どのような場で内容検討されたのか、そういう意味で

ございます。そして、問題点はあったのか、なかったのか。計画書どおりでいいのかどうか、何らかの判断があるわけでございますので、その点を明確にさせていただきたいということです。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 申しわけございません。われわれ担当部課として交通公害、下水道等を交え、設計の内容等について検討を行いました結果、排出量についても対応できる処置でございましたので、受理させていただいたということでございます。

○ 19番（木村静雄君） 十分であったかどうかわかりませんが、検討してきたということです。そこで、問題はなかった、というようにお聞きをしておきます。

それではお聞きをいたしますが、一応、今回の埋め立て事業の中での作業部分では、全体を一括して埋め立てる方法、あるいは幾つかに区分して埋め立てる方法等いろいろ方法はあると思いますが、それによって汚水ピットの大きさや、現在の地形をどのように変更していくのかということ、例えば急傾斜面や各小尾根がありますが、それらをどのように削り、どのように状態を変化させていくのかという問題もあろうかと思えます。そのつくり方において、汚水ピットの大きさなどのいろんな問題に関連してくると思えますが、そういうものも検討しているのか。汚水ピットの規模、表面水の流出、放流規模等技術的に関連する問題が出てくるのではないか。

もう1つは、平成3年度中に環境アセスメントということでいろいろ調査活動をしてきたという報告は聞いておりますが、その中では、現地の土の状況、土壌検査はされているのかどうか。担当課では十分に御承知かと思えますが、和泉市の中でいろいろあった事柄で一番問題になったのが、和泉市のこの地区の土壌はこうなんだ、ある地区はこういう土壌を持っているんだという問題が、今後、変わるであろう状態の中でどう変化していくかということのキーポイントになると思えます。そういうところもどのように土壌の分析を事前調査の中でやられているのか、その点もお伺いをいたします。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 埋め立ての工法についてはどのようにするのか、という御質問ですが、1期、2期、3期に分けて埋め立てをさせていただきます。

それから、傾斜地についてはどのようになっているのか、ということですが、先ほどもお答えさせていただきましたように、階段式に段を付けて埋め立てをしていきたい。一番上部につきましては、われわれが希望している多目的なスポーツ施設云々ということで検討しております。

それから、汚水槽についてはどのような大きさになっているのか、ということでございますが、約4,800の汚水槽を設けております。

また、雨水についてはどうか、ということでございますが、1期事業の埋め立てているところについては汚水槽に入っていく、2期、3期の計画については、雨水の沈砂池の方に直結できるように考えております。

それから、土質調査についてはやっております。あの辺は、鉄分が多い土質ということも聞いております。

以上です。

- 19番（木村静雄君） 一番大切な現場の土壌調査がまだのようでございます。これは非常に大事なことだと思いますので、まだ時間的には間に合うと思いますので、十分に検討をお願いしたいと思います。

この事業の埋め立て事業に入った場合、これは泉北環境の直営でやるのか、それとも、下請化というか、そういう形で作業が進められるのか、その点、わかっておりましたらお願いしたい。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 埋め立ての内容について、泉北環境が直接やるのか、下請業者に入札でやらせるのか、という問題については、まだはっきり聞いておりませんが、多分、下請に出されるのではないかと考えております。

- 19番（木村静雄君） その点では、泉北環境の事業計画書の内容がもうひとつお粗末な気がいたします。仮に直営で事業をやる、あるいは下請が事業をやっていくやり方については、でき上がりにいろいろと違いがあるかと思えます。

それから、先ほどの汚水につきましては、ここでポンプアップしてタンクローリーで泉北環境の高石の処理場まで運び、処理する。流れとしては、そういう施設も持っておりますのでよくわかるわけです。ところが、先ほど私が一括してやるのか、分けけてやるのか、とお聞きしましたが、やり方によっては大変な問題です。水の量の問題につながってまいります、その点を心配したわけです。先ほど、お聞きしたところでは3期ということですが、それで高石まで運ぶとしても、量的には、恐らく1日に10トン以上の水が出るのではないかと思います。これも大変なコスト高という問題もありますので、正確にそういうことが維持できるかどうかと心配する一面がございます。

次に、道路の問題ですが、一応、7月の説明では、170号線から農免道路に入り車の出入りするのだ、と言われました。それにつきましては、現在の道路の状況でいいのかどうか。その道路の補強その他保全についてどのようにしていくのか。あくまで泉北環境の事業の中でやるのか、それとも、本市がやるのか、その点をお伺いいたします。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 焼却灰の搬入については、泉北環境と協議をする中では、1日7台から最高10台までということで、経過については、横山地区からと久井地区から入る。それから、道路の舗装については、既に舗装をやり替えておりますので、10トン車が通るのに可能な道路だと判断しております。

以上です。

○ 19番（木村静雄君） 納花の方からは入らないということで理解をしておきます。

トータル的に泉北環境から出されている計画書を見る中では、それに関連してくる防災上の問題があります。例えば周辺住民が一番心配しておりますのは、泉北環境の事業だけでなく、周辺にいろんな事業がございますので、その点も含め鉄砲水が出るのではないかということです。そういう防災上の問題についてはどうのお考えですか。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） お答えさせていただきます。

防災上の対策といたしましては、地元とも協議をさせていただき、一番底の用地に雨水の沈砂池を設け、できる範囲内でその沈砂池で処理をさせていただきたい、このように考えております。

○ 19番（木村静雄君） (2)に関連して再質問をいたします。

まず、この事業については、一応、一般ごみという形での法的な位置付けがございます。したがって、産業廃棄物は含まれていないので、許認可権の問題については、事業主から当該市町村長に届け出、市町村長がよろしいと言え、認可というか同意をするということだろうと思います。この場合、実は、この事業の申請者である泉北環境施設組合の管理者は池田忠雄さんであり、当該地の市長さんも池田忠雄さんであります。申請者と許可者が全く同一人です。その点では、一般市民の間で一方的に誤解があってはならないと思います。その点の区分をきちんとされた中でやられているのか、その点についてお伺いをいたします。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 先ほども御答弁をいたしましたとおり、設計内容について、内部の担当者レベルで十分協議をやらせていただいております、それなりの調査検討は終わっております。

以上です。

○ 19番（木村静雄君） 先ほどの答弁の内容については、それなりに理解はしております。十分だとは申しませんが、こういう技術面については、こういう専門家を交えてやったんだ、という答弁がほしかったが、それがなかった。しかし、この許認可権については、同じ人が申請者であり、それを認める人であるという立場が現実にあるわけです。その線引きをきちんとして、立場を変えてやっているんだということを市民がきちんと判断できるようにするのが、現状の立場ではなかるうか、こういう意味で言ってるんです。

○ 市長（池田忠雄君） 木村議員さんの御質問に対しまして、市長からお答え申し上げたいと存じます。

表面的な御指摘としては、木村議員さんのおっしゃる点もあろうかと思えます。御案内のとおり、組織であります。泉北環境整備施設組合は、和泉市、泉大津市、高石市3市の市民が排出するごみ処理等について携わっております。組合議会もあるわけでございます。たまたま、昨年度

よりそうした組織の長に私が仰せ付かっておるということでございます。そういう組織的な3市の市民が日常生活の中で排出するごみ処理でございますが、受けます和泉市としては、地元直轄地であります。幾ら3市のごみ処理とは言え、公害を出さないよう万全を期していくよう、市と泉北環境が調整を図ってまいらなければならないということは、御指摘のとおりであります。

これは個人ではございません。組織と組織の問題であります。その点では万遺漏なきようきちんとやらせていただきたい、かように理解をさせていただいているところでございますので、今後とも御指摘を胸に置きまして、地元和泉市と3市の集合体である泉北環境との連絡調整についてははじめを付けさせていただき、遺憾のないように対応させていただきたい、このように存じております。

なお、先ほど来の御質問の中で1点、埋め立て跡地の利用についてのことがございました。担当の岸田次長よりお答えさせていただきましたが、関心事でもございますので、私より改めてお答えさせていただきたいと存じます。

御案内のとおり、フェニックス計画もぼつぼつ稼動する、4月からだと思いますが、5～6年で埋め立てが終わってしまうようなことでございます。本市の松尾山処分場は、現状の人口から排出されるごみ焼却灰処理につきましては、約20年間の埋め立てが可能という容積率を持っております。今後、人口増もあるかと存じますが、平均して約20年間という、現状の統計ではそうなっております。こうした埋め立ての経過の上に立ちまして、泉北環境に事業移管をし、所有権が移るわけでございますが、本市としては、地元市でありますので、十分3市と連絡調整を取らせていただきながら、また、地元市としての意見は強く申し上げていきたいと存じております。

何とか地元市としては、埋め立て跡地については、20年後近い将来のことでございますが、市民がスポーツのできる健全な施設にもっていききたいものだと考えております。今後、3市の話し合いの中で煮詰めていきたいと存じておりますので、合わせて御答弁を申し上げておきます。

○ 19番（木村静雄君） このたびの予算の中で挙げられてございますが、和泉市から泉北環境に売却をする計画になっております。それについての考え方ですが、対泉北環境の目的ははっきりしているわけでございますが、焼却灰処理のために泉北環境に売るということでございます。それについての売却条件というか、例えばあそこに埋め立てをせずにパチンコ屋をつくった、あるいは埋め立て事業を途中で止めて転売をした、ということが想定される場合、これは一般新聞紙上でも公的な場所を払い下げる場合、払い下げ時点の計画がその後変更され、いろいろ社会問題になることがよくあります。その点からいたしまして、売却に当たっての泉北環境との売買契約書の中では、それに関する条件があるのかどうか、お伺いしておきたいと思っております。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） お答えさせていただきます。

あくまでも売却条件は、泉北環境から出る焼却灰の埋め立て処分地という条件を付けてご
います。それ以外は何も付けておりません。焼却灰の埋め立て処分にウエートを置いての処理場と
いうことで売却をするわけでございます。

○ 19番（木村静雄君） その意味はわかるんですが、これが実行段階になりますと議会に出され
るんじゃないかと思いますが、そこで明らかになるということでもよろしいですね。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） はい。

○ 19番（木村静雄君） そこで、こういう事業を進めていく場合、言葉はいろいろあろうかと思
いますが、端的に申し上げまして、その埋め立て事業に対する監視制度とか立ち入り検査とか、
いろんな問題が出てきょうかと思いますが、本市としての考え方はいかがですか。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） われわれが売却するに当たっては、埋め立てをするについ
ての地元要望がございますが、地元の方々の立ち入り調査をしたいという条件が付いた場合、地元
の方々によって立ち入り調査をしていただけるよう泉北環境と協議を終えております。もちろん、
われわれも立ち入り調査は可能でございます。

以上でございます。

○ 19番（木村静雄君） 何か地元の話が出たようでございますが、こういう埋め立て物等の内容
の検査については、素人が何百人行ってもだめなんです。そういうことで行くのは結構ですが、
それ以前に本市の責任体制として、本市行政執行の中でそういうことを考えているのかというこ
とをお聞きしているわけです。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） われわれとしては、市民の立場に立って十分に監視をしてい
きたい。交通公害も交え、水質についても立ち入り調査を継続して監視をしていきたいと思いま
す。

○ 19番（木村静雄君） 先ほど、市長の方からも少し答弁がありました。実は、フェニックス
計画との関連がございます。泉大津で事業が始まりまして、その過程において若干、これは新聞
紙上でしか知りませんが、その事業を進める中で困った問題として焼却灰の問題が出ております。
私も新聞の範囲でしか知りませんが、今日は資料を持って来ていませんが、その内容からいきま
すと、あそこでも産業廃棄物の中で品目規制がされてございます。その中で焼却灰の取り扱い
の不慣れ、全体的な経験不足からの心配という形が残っていると思います。そこで、ひょっとし
たら、ある時点では調整をせざるを得ないのではないか、また、制限をせざるを得ないのではな
いかという意見も含んでいたように思います。ということは、何を意味するか、わからないとい
うことは、危ないということにも通じます。安全面での問題です。その点で出てきた意見があり
ます。現在、泉環が持って行っておりますが、そこでの焼却灰の問題は正式には出ておるのかど

うか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 担当からお答えさせていただきます。

今のところ、われわれ市町村には、そういう通達は来ておりません。その前に、われわれとしては、フェニックス計画についての調査費として、各市で応分の負担をさせてもらっております。われわれの当初計画から松尾山、フェニックスで2分の1ずつの搬入ということで十分に協議も終わっておりますので、今のところ、そういう通達はもらっておりません。2分の1は継続して搬入するという段階でございます。

- 19番（木村静雄君） これは相対的なフェニックス計画の中での問題ですが、いずれにしても、搬入量の制限ということで安全性を図っていくという意味だと思います。

先ほどの市長の答弁では、跡地につきましては、20年先の遠い話ですが、その中でスポーツ施設として市民に利用してもらったらええやないか、ということです。これは地元の和泉市長としてのお考えだと思いますが、それに対して泉北環境の方のお考えはどうなんですか。

- 市長（池田忠雄君） 先ほど、お答えいたしましたように、まだ3市の中で跡地利用の問題は議題に供しておりません。率直な話、3市としても20年先の話、と言えば語弊がありますが、今後、埋め立てをしていく中で協議をしていけばいいではないかというムードでございます。時間的な余裕も十分ございます。ただ、地元市の市長としては、一定の考え方を持って泉北環境に臨んでいきたい。私の主観としては、将来の埋め立て完了後、スポーツ施設的なものにもっていくのが、一番地元市民にとっていいのではないかという考え方でございます。

- 19番（木村静雄君） わかりました。それで、跡地利用ということでお尋ねしたわけですが、本来、このごみ処分という問題では、アメリカでは、内陸部で埋め立て、そして、土に返そうという流れできている。そして、日本でも埋め立てて処分してもよろしいという法律がございます。しかしながら、穴を掘って埋め立て、覆土していくのですが、少なくとも元の状態に復する。例えばそこが畑であったとするならば、そこで柑橘や木を植えられる状態に復しなさい、というのが法の精神です。スポーツ施設も結構ですが、まず、その跡地利用について、農地としての利用はできるんですか、できないんですか。どういう判断をされていますか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 先ほども御答弁していますとおり、まだ先が20年ということですので、今後の対応として、農地にできるのかどうかということにつきましては、われわれは、多目的なスポーツ施設というものというぐあいに考えておりまして、農地云々まで考えてございません。

- 19番（木村静雄君） 私の答弁の内容をよく理解していただきたい。本市としてもスポーツができるような施設をつくっていかばどうかということですが、私もそれはそれでいいと思います。

しかし、私が聞いているのは、その覆土した跡地が、農地として使える状態になるのかどうかです。それを農地として使う、使わないは別としてね。例えば、前にそこにみかんの木が植えられていたが、今度は無理ですよ、という状態になるのかどうか。それとも、元どおり植えられる状態になるのかどうかという、その判断を聞いているんです。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） やはり覆土は1m50ぐらいしてもらえば必要があると考えておりますので、農作物を耕作できるかどうかの内容までまだ十分に検討しておりません。先ほど、市長が答弁されましたように、今後の検討課題の1つだということでございます。今後、議員さんの御質問は考慮させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 19番（木村静雄君） これは大切な問題ですが、今から検討していく、ということです。本来、ここで、こういう事業をしてよろしい、ということについては、その事業が完了した後のことも明確になるようにしておかないと、使ってよろしいということは言えるのかどうかという問題があります。その意味でお聞きをしたわけですが、残念ながら、今後、検討していくということです。

そこで、(4)ですが、この事業計画書が出され、その内容について地元にもどのような説明がなされているのか。いつ、どこで、どういう内容の説明がなされているのか。いかがですか。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 説明内容につきましては、泉北環境整備施設組合が松尾寺町会に説明をしているように聞いております。

以上です。

○ 19番（木村静雄君） ちょっと納得しかねるんです。地元の協力を得るために十分趣旨説明をしていただきたいと、7月の議会でもその点を要望しているんですが、それに対して、早速やります、という答弁もいただいております。私が聞いた範囲では、大筋については、地元としては同意というか、了解はしております。ただ、具体化していく時点では、その都度、あるいは整備していく段階でお話があるだろうという感じで受け止めておるわけです。しかし、それはありません、というお話が地元からございます。その点を心配いたしまして、7月の議会で特に要望しておいたわけです。

今年1月の何日でしたか、泉北環境の方があいさつ程度に来られたというお話を聞きました。正月の月なので新年のあいさつ程度という感覚で地元の方々は受け止めております。それでは十分でないとする、まことに遺憾でございます。これから息の長い付き合いを地元としていかなければならない重大な問題です。地元の協力なくしては、この事業は成功しないことは明らかです。地元に対しては、十分に納得できる説明をしていただきたい。これは重ねて要望しておきます。

それから、もう1つ地元で心配しておりますのは、今回は、ここで泉北環境の事業でやられるわけですが、しかしながら、既に大高さんを初め2カ所ぐらいでいろいろ事業が行われております。また、将来的にはどうなるかわかりませんが、中山製鋼さんの予定地という問題もあります。これらについても将来、何か埋め立て事業がやられるのではないかと受け止め方をしております。その中で一番心配しておりますのは、泉北環境の事業はこうだ、どこそこの事業はこうだ、中山製鋼の事業はこうだ、ということで推察していくわけですが、土壌検査もやられていない中では、土質によっては崩壊の危険性もあります。将来、何かの問題が出てきた場合、これは泉北環境、これは大高、これは中山製鋼というぐあいに色付けをして問題がなっていない。地元が、あれは中山製鋼、これは泉北環境という形で和泉市が考えておられてはとんでもないと非常に心配をしております。

そういう地元の苦情なり意見なりについて、総合的に周辺地区という問題でとらえていただいて行政窓口を明確にし、この問題の安全性を確保していくことに十分に配慮していただきたいということを付け加えて要望し、この問題については終わります。

2番目の民間住宅地開発に伴う調整池設置と今後の取り扱いについて、再度、お尋ねをしておきたいと思います。

(1)で挙げておりますが、開発地域の調整池の実態について、全市的にどのぐらいあるか、という点をお尋ねしたところですが、ただいまの答弁では、規模的に小さいものはあるが、その中で緑ヶ丘、青葉台が代表的なものというお答えがありました。それは、それなりに了解をしておきます。

次に、トリヴェール和泉の建設について、既にできた調整池、今からつくっていくところなどいろいろありますが、その関連の問題です。一応、今の答弁によりますと、都市・整備公団がつくる池と、既存の民間がつくった池とは性格が違うから関係がない、端的に言えば、そういう答弁でございます。

机上的には理解もいたしますが、問題は、実態です。その実態から見ますと、必ずしも関係がないということにはならないという気がいたします。と言うのは、これは青葉台の例ですが、現在、青葉台の内部に調整池があります。そして、今度、その下流というか、その地点に公団の調整池ができるという水系になっております。

池自体を見た場合、関係はないわけですが、青葉台内部を流れている水路がございます。その水路は、このたび公団が買収する天上坊池というのがありまして、それから松尾寺にかけての用地買収が終わっておりまして、その建設計画があるわけです。青葉台内部の水路を流れておりますのは、天上坊池に落ちてきた水であります。言うならば、公団の用地から出てくる水です。そ

それが青葉台の中の民間でつくった遊水池に注ぎ込まれ、それがまた水路を通して最終的に松尾川に入るという形です。その点から見るならば、公団と既設の民間の池とは関係がないとは言えない。換言すれば、公団から出てくる水を民間開発の池が面倒を見ていると言っても間違いがないという関係があります。

もう1つは、現在の調整池は、自然調整という形の中での機能にしております。中へ入ってみると、工法的にはいろいろあると思いますが、実際的にはその池にたまることなく、自然に流下するような構造に結果的にはなっております。この池があって実際に価値があるのかどうかという問題があります。机上的には、ここに池をつくっておけ、ということでつくったという感じすらあるわけです。その点では、もう少し公団との関係について掘り下げて答弁を願いたいと思います。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） お答えいたします。

和泉中央丘陵東部ブロックの全体面積は約142ha、トリヴェール和泉内1カ所の調整池は、和泉中央線と学園ゾーンの間、緑ヶ丘住宅に面したところで、面積約1万4,000㎡、調整池容量は約2万3,200トンでございます。もう1カ所の調整池は、和泉中央線と青葉台住宅との間で面積が約2万6,000㎡、容量約7万6,700トンでございます。着工は、それぞれ平成4年度ないし5年度の予定となっております。

この2カ所の調整池の利用目的といたしましては、東部ブロック、学園ゾーンを除いた区域内での利用方法となっております。先生が御指摘の青葉台内の調整池に住宅公団買収池よりの流入についてはさらに確認の上、住宅公団と協議を重ねたいと思います。

調整池廃止の時期については、松尾川の改修時期において、大阪府河川砂防課との調整により、住宅公団東部ブロック内部の2カ所と青葉台内の合わせて3カ所については、一定の考え方ができるかと思えます。

また、東部全体の雨水対策といたしましては、昭和59年に計画決定をしております丘陵中部幹線、丘陵南部幹線の和泉市公共下水道計画により対策するようになっておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 19番（木村静雄君） 今の答弁もわからないことはないわけですが、実情を十分に把握していただきたい。ただいま、公団との関係をお述べになりました。先般、私たちも説明を受けたわけですが、学園ゾーンの中に桃山大学の移転が確定した中では、来年度ぐらいから具体的な建設の状況に入っていく時期にまいっております。その大学の建設計画の素案が出てございます。そうなりますと、その大学用地と緑ヶ丘の遊水池とは隣接しております。大学用地は、大学用地なりに今後の雨水対策なり防災対策は必要かと思えますが、それに緑ヶ丘の遊水池が隣接しており

ます。

地元住民の気持ちとしては、大学ができると、おのずから公共下水道も大学の建設までに必然的にでき上がるだろうということになります。そうすると、この遊水池は要らんのじゃないかというのが人情だろうと思います。その点で地元住民としては期待もしているところであります。片方をやり放しにしながら、片方でそういう形が出てくるということは、全体を経済的に見ても何の利点もない。このたびのこの問題も十分に把握して、その中での考え方に組み入れなければならぬという感じがいたします。

そこで、こうした公共下水道と遊水池との関係をどのように考えておられるか。公共下水道が上がってきて、その中で雨水、汚水対策もやられますが、特に雨水対策は、下水道が整備されるならば処理できるのではないか。その関係はどうですか、とお聞きをしております。

- 建設部長次（山崎精二君） 下水道課の山崎よりお答えいたします。

下水道計画につきましては、排水口は道路網幹線にかかわる排水計画に基づいて区画割りをして排水水路を決定していきます。今回の中央丘陵幹線については、青葉台の排水路と現在の排水路の計画水量を決定して中部幹線、これは松尾川が吐け口ですが、3 m80×3 m80のボックスの中に接続して放流するようになっております。

青葉台の方につきましては、南部幹線の方に2,300×2,300のボックスの中に入れていく計画でございます。

以上でございます。

- 19番（木村静雄君） 以上、いろいろお尋ねをいたしました。今、つくられている遊水池なるものが20数年になりますが、その間、1 cmの水もたまったことがありません。これはある意味では、非常に幸せなことであると判断いたします。しかしながら、不必要だという限界があります。その点からいたしまして、今後、この問題を重大にとらえていただき、このたびの公団の開発の問題、合わせて和泉市全体が成り立つような施策を計画的に進めていただきたい、このように思います。

最後になりますが、いろいろお聞きをした中で、基本的には松尾川の改修が整わないとすべてが処理できないということは理解いたします。しかし、そこで実態というものをよく把握していただきたい。現状の調整池は機能しておりません。ただいま申し上げましたように1 cmの水もたまったことがない。松尾川の改修という問題はありますが、現在、松尾川の改修計画がどのようになっているかという点と、今回の公団の開発に従って泉大津から奥までの松尾川全体という意味を指しているのか、あるいは東部のあたりの問題については、どのぐらいの範囲が改修できればこの問題が処理できるのか。その辺についてお伺いしたい。

○ 建設部理事（山崎琢磨君） 松尾川の改修でございますが、先生が言われるように青葉台、緑ヶ丘の遊水池が機能廃止に至る考えにつきましては、一応、府道の露華橋までの改修ができれば、という考えでございます。改修の目標年次でございますが、平成7年ということをやっておりますが、川のことでございますので、完全にできてしまうのが平成7年かどうかというのは非常に問題があります。特に用地買収がございますので、目標としては、そうだということでございますので、御了解願いたいと思います。

○ 19番（木村静雄君） 実際にもものがありながら何の役にも立っていないならば、有効活用ということもありません。仮にこれが宅地にでもなれば、市の税収も増えて潤うということまで含めて考えております。

先ほどからの答弁からいきますと、調整池が廃止になって後の再利用ということになれば宅地にしていきたい。そういう計画ならば、窓口は都市整備課であるという、これは質問も何も要らない当然なはずですが、しかし、私がここでお聞きをしているのは、今は、どちらともつかない中途半端な状態の中にあります。言うならば、農林課も入るでしょうし、河川関係、下水道関係、都市整備や道路課も入るという状態です。そこでは、廃止が決まるまでの窓口はどこか、ということをお聞きしたい。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 都市整備部の萩本からお答えいたします。

先ほども担当課長から申し上げましたが、基本的には、公的であれ民間であれ、開発に関することにつきましては、都市整備課が担当しております。その意味では、開発に係る関係につきましては、都市整備課が窓口であると解釈しております。

○ 19番（木村静雄君） 了解いたします。

最後に、これはお尋ねというよりも要望も含めているわけですが、この大筋においては御理解をいただいていると思いますし、これから強力に取り組んでいただきたいということですが、現有の調整池が廃止になるまで、これは大阪府の許可がいるのか知りませんが、その結果、廃止してもよろしい、という決定が出るまでには時間が要ります。それまでの間、例えば公園化していくとか、その池を有効利用できないものか。

先日、神戸の西神ニュータウンを視察に行きましたが、あそこにはすばらしい調整池をつくっています。規模も大きく、日ごろは、その中にゴルフの打ち放しというか、ミニゴルフ場とか、芝生も植えられてますが、いざというときには調整池の機能も果たすわけです。これは大したものだな、という感じがいたしました。何もゴルフ場とは言わないにしても、現在は、あくまでも所有者の管理ということで、年間数十万円のカネもかけて2～3回、草刈りもしています。また、戸口のあたりはマムシの巣ですので、一般の人は危険で入れないという状況でございます。

そういう点も含めまして、その間の再利用というものができるかできないのかどうか、その点をひとつお尋ねをしておきたい。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 答弁いたします。

青葉台の調整池は面積約4,000㎡ございます。実態管理も含め青葉台自治会と開発事業者の間でいろいろ利用方法も含め、協議をしていると聞き及んでおります。今後、和泉市においても、側面的に地元自治会の意向に沿って開発事業者に申し入れたく考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 19番（木村静雄君） くどくど申し上げませんが、いずれにしても、私の質問の意味を十分に御理解いただき、効果的な1つの政策に向けて取り組んでいただくよう要望という形で申し述べさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、22番・猪尾伸子君。

（22番・猪尾伸子君登壇）

- 22番（猪尾伸子君） 22番・猪尾伸子です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

私は、市長の市政運営方針に沿って、その中から何点かお伺いをいたします。

まず第1に、「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」についてでございます。

中央丘陵の開発が進みまして、大変整備の行き届いた町づくりができておりますが、一方、既存地域では、いろんな建物や業種が入り組んで無秩序で雑多と言えるような町が広がっております。それに対して整備や見通しがどういう方向で進んでいくのか。例えば府中町で高層マンションができようとしているとか、どんどん増えているパチンコ店など、町の整備について、あるいは今後の遠い将来に向けて和泉市の町づくりを行う上でどのように臨まれようとしているのか、そのビジョンなどをお伺いをしたいと思います。

2つ目には、中央丘陵開発に伴う周辺地域の調査について、その進捗状況はどうなっているのかをお伺いをいたします。

3点目は、市政運営方針の中では3つ目の項目に入っていますが、いずみ・ラーバン・ライフ・リゾート構想について、市政運営方針の中では、「いわゆる近年のバブル経済の崩壊などにより、リゾートを取り巻く社会経済情勢は、大きく変わってまいりました。このような状況を踏まえ……」と書かれていますが、その開発の方向あるいはそのプランに対する市の対応が変わったのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

4つ目には、中央丘陵の公益施設の設置について、前回の議会でも体制も充実させて、現在あ

る施設の利用状況の調査などを含めて検討を進める、ということでしたが、その後、どこまで検討が進んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

大きな2つ目に、「安全で快適な生活環境を整えるまちづくり」についての項目では、ごみ問題についてお伺いをいたします。

ごみの3分別戸別収集が4月から開始されることが広報で市民に知らされましたが、市民への周知は、広報だけで徹底されるとお考えでしょうか。ほかに何か方策を講じられているのであれば、その方法、内容についてお伺いをしたいと思います。また、広報の届いていない市民あるいは町会、自治会に入っていない世帯への周知は、どのような方法によってなされるのか、この点も合わせてお伺いをいたします。

2つ目に、原則戸別収集をうたっておられますが、本当に市民からその点が歓迎されているかどうか。ステーション方式、ミニステーション方式を望む声も聞きますが、その点はどの程度把握し、どういう対応をしていけますでしょうか。

3番目には、ごみの減量化、資源の有効活用、環境保全を本当に考えるならば、回収方法だけでなく、リサイクルの手立てを抜きには、有効な方策は講じられないのではないかと考えております。この点でリサイクルセンターの設置については、どういう見通しをお持ちなのでしょう。

4点目は、ごみ問題は、家庭の責任を問うだけでは解決できないと思います。事業系のごみをどのように減らすのか。また、メーカーに社会的責任をどう果たさせていくのか。この点について、市はどのように臨まれるのか、お答えをお願いいたします。

さて、大きな3つ目の「豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり」の項目です。

この項では、1つは、学校週5日制が今年9月から実施されますが、それに先立って、4月の新学期から新学習指導要領に基づく授業が開始されます。この新しい指導要領は、現在の中身に比べてもより高度な内容、より多くのものを子供たちに習得させようとするものです。しかも、学校週6日制を前提につくられたものであり、この内容をそのままにして学校週5日制が実施されれば、子供たちへの負担が大きくなることは明らかだと思いますが、この点は、いかがお考えになっていますでしょうか。

そして、学校週5日制が実施されるに当たって、親の方の週休2日制が必ずしも完全に実施されず、親の休みが必ずしも保証されていないことで、本当に子供たちにとって有意義な5日制にするためには、地域が負う役割は大変大きいと思います。この点では、どう対応していこうとお考えか。その施設面から、そこでの指導的な役割を果たす人的配置の面からお答えをいただきたいと思います。

もう1点は、女性の地位向上を進める上でその活動、また、情報の拠点となり得る女性センタ

一の建設を望む声がありますが、これについてのお考えをお聞きをしたいと思います。

以上、自席からの再質問をさせていただくことを付け加えまして、質問を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 猪尾議員さんの1番目の「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」の中で企画に関係します部分が3点ほどあったかと存じますが、企画課今村よりお答えさせていただきます。

まず、将来の町づくりについての市のビジョンという点でございます。御指摘のとおり、町づくりを行っていくためには、長期的視点での町づくり指針、ビジョンといったものが必要であると考えております。本市では、昭和59年3月に第2次総合計画の基本構想部分につきまして本市議会において御議決を得、同年10月に基本計画を策定し、本市町づくりの基本指針として掲げ、平成7年を目標年次として、るる町づくりを推進してまいったところであります。

社会経済情勢が目まぐるしく変化し、行政ニーズも複雑多様化、広域化してきている中、新しく発生し、考えてまいらねばならない問題、課題も数多くありますが、トリヴェール和泉、コスモポリス計画など4大プロジェクトを初めといたしまして、道路、公共下水道、公園といったいろんな都市基盤整備、また、教育施策、福祉施策など行政施策全般にわたるそのよりどころは、やはり本市総合計画を基本指針とするものでなければならぬと考えております。

したがって、将来の和泉市の町づくりに向けて行政全般にわたる施策を実施していく上において、本市第2次総合計画を町づくりの基本指針としてとらえ、古い町と新しい町の調和、市街地と山手の調和、開発と自然の調和などに努め、バランスのいい都市基盤の構築を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、丘陵部周辺整備の調査状況でございますが、本市丘陵部で進められておりますトリヴェール和泉は、住宅機能を初め鉄道の新駅、道路網の整備、商業業務機能、学術研究機能など、もろもろの都市機能が整備されます大規模開発でありまして、特にその周辺丘陵部の土地利用に大きなインパクトを与えるものとなります。このようなことから丘陵部の今後の土地利用のあり方と整備方向を明らかにするため、現在、調査検討を行っているところであります。

調査対象範囲としては、おおむね府道岸和田南海線、光明池春木線、堺市及び岸和田市との市境界に囲まれた地域としております。

また、調査項目としては、調査対象区域の現況土地利用の把握、空闲地の把握とカルテの作成、空闲地の人口配置や地区別の土地利用、機能配置の検討、先進都市の先行事例の検討、モデル地区の機能配置計画の作成や調査区域全体の土地利用計画、機能配置計画とさらに整備手法などでありまして、既に調査を進めてまいったものもございまして、近いうちに全体の取りまとめがで

きるという予定をしております。

調査体制でございますが、調査等の取りまとめのための委員会と、その傘下に調査研究の実働部隊の小委員会の2つを設置しております。委員会の構成は、委員長に大阪大学工学部の紙野先生をお願いをいたしまして、副委員長には本市の両助役、委員には、大学の先生2人のほか関係部長、次長13名の計18名の方に参画をいただいております。小委員会の方は、次長級から係長級までの関係しますセクションの担当者14名で構成しております。これらの調査体制で収集いたしました調査データをもとに計画の取りまとめに向け、現在、いろいろ議論や検討を重ねている最中でございます、案の取りまとめができるまで、もうしばらく時間的な猶予をいただきたいと考えております。

次に、ラーバン・ライフ・リゾートについて、現下の情勢を受けてどう進めるか、というお話でございます。御指摘のとおり、バブル経済の崩壊によります民間開発意欲の減退などによりまして、日本の各地でリゾート開発の見直しが行われつつあります。特に高知県ではリゾートを推進する部隊、国民休暇県局といった組織を来年度から廃止するというようなこともございます。そういう状況を受けまして、国においても開発規模の縮小、公的資金の活用等一定のテコ入れをこの4月からですか、委員会等を設け検討するという事を聞いております。

ただ、本市の場合につきましては、リゾート法の適用を受けるような大規模なものではございませんが、構想を実現していくには、やはり民間資本の協力が必要でございます。推進協議会を設立し、官民が協力して各種の調査研究を行いながら、事業化の可能性を探ってまいってきたわけでございます。

事業化の検討に当たりましては、事業主体をある程度想定しながら検討を進めていくということも必要でございます。バブル経済の崩壊を原因とする社会経済情勢は、そういった面では大きく変化をしたという状況でございます。このような状況の変化を踏まえまして、全体構想区域を一挙に事業化をするのではなく、まず、松尾寺公園の計画区域を第1期計画のエリアとして、事業主体となる可能性のある企業の調査を行いながら、事業化の検討を進めていくというところでございます。

それから、特に気になるかと思いますが、市の主体性あるいは公共性という点につきましては、産業を振興し地域を活性化する、スポーツ・レクリエーション機能を整備する、良好な地域環境の形成を図る、民間活力を積極的に活用する、公共性と事業の採算性を確保する、ということの基本方針として取り組んでおります。特に自然を守るという立場につきましては、3点目の良好な地域環境の形成を図るという方針によりまして、豊かな自然環境を活用した整備を行うことによりまして、環境保全を進めてまいりたいと考えております。

また、施設の内容等につきましても、地域の合意形成を図りながら地域との一体的な整備を促進いたしまして、事業の採算性も合わせて確保してまいりたいと考えております。全体構想につきましては、第1期計画が終わってから段階的にと考えております。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」の4点目、トリヴェール和泉の公益施設の整備状況について、都市整備田中より御答弁申し上げます。

関係各課より公益施設の整備について、項目別に規模、内容、財源、補助金はどうか、との集約を行いながらも、都市整備課、企画課、財政課の3課を交え一定の考え方を検討いたしました。施設設置の財源のめど、補助金の確保、また、単発、複合利用などの整理段階の検討に入っております。

一方、市のシビックセンター調査結果に対して公団とのすり合わせも含め今後、協議をしておりますが、市の構想の中では、一定、シビックセンター内では、複合施設の利用の考え方といたしまして、行政サービスの施設といたしまして支所または出張所、文化会館、図書館等が複合利用できる施設と考えられ、一定、検討項目と考えております。また、その他の施設についても、今後、地区全体の進捗状況と合わせて検討いたしたく思いますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 「安全で快適な生活環境を整えるまちづくり」について、4月からスタートいたしますごみの3分別収集実施に関しまして、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。昨年10月に発足いたしましたごみの排出抑制、減量化、再生利用を目的として廃棄物処理法が改正されるなど、ごみ問題は、環境保全の立場からも今や大きな社会問題となっております。この問題を解決するためには、単に行政レベルではなく、市民参加を含めた市民1人ひとりの御理解、御協力なしでは達成できるものではございません。

本市におきましてもごみの減量化、資源化等を目的として、3分別収集の実施に当たり市民の御理解、御協力を得るため広報でPRに努める一方、校区あるいは町会単位での住民説明会を現在まで延べ13回、30の町会等に対し実施してまいりました。

今後、要請のある町会等に対し説明会を開かせていただくことはもちろん、広報やチラシ等を通じてごみの出し方、分け方等について検討、世帯配布をし、また、市民PRに努めてまいりたいと存じます。また、説明会等を通じて御意見、御要望をいただくことにつきましては、ごみの減量化、資源化につながるものであれば、できる限り御意見等を反映した形で一元的に対処して

まいりたいと存じます。

本市のごみの減量、リサイクルということで、今回の3分別実施に対しまして、今後、より一層取り組みを強化してまいりたいと存じますが、平成4年度におきましては、従来の施策に加え、新たに古紙等の集団回収団体に対する奨励金制度の創設、ごみ減量推進等審議会設置などを提案させていただきます。当審議会には、幅広い市民団体等の御参加をいただき、今後におけるリサイクルのあり方について審議を願いたいと存じております。

ただ、リサイクルセンターにつきましては、現在、泉北環境整備施設組合で稼動しておりますが、先進都市の事例等を調査し、今後のあり方等について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 指導課長（西川義憲君） 指導課西川より学校週5日制の基本的な考えを少し長くなりますが御理解いただく中、御質問の趣旨にお答え申し上げたいと思います。

まず、第1点目の子供たちの負担と新学習指導要領との関連についてでございますが、国の研究調査協力者会議の審議のまとめが、本年2月20日、ようやく発表されました。その内容を要約いたしますと、最も基本となる考え方は、21世紀を目前にいたしまして、情報化、国際化等これからの激しい変化の予想される社会におきまして、子供たちがたくましく、しかも、豊かな心を持って生き抜いていくために必要な資質、いわゆる思考力や創造力を育成することが大切なのだ、という学力観あるいは教育観に立っております。

具体的には、子供たちの学力を単に知識の量や技能の量としてとらえ、それらを身に付けさせることを第一義にしてきた教育から、主体的に生き抜いていくための資質や能力、新しい文化の創造に必要な個性や創造力、国際社会に貢献できる資質等を育てることが、これからの教育の目標だという考え方を基本に据えておりまして、学校教育においては、平成元年度に告示された新しい学習指導要領による教育課程を適切に実施することが基本である、と述べられております。

そこで、これらの資質や能力を育てるためには、子供たちを学校という狭い枠の中だけで考えるのではなく、いわゆる生涯学習の枠組の中でとらえることが必要となってまいります。従来、子供の教育のほとんどを学校教育に頼ってきたわが国の教育の流れを、学校、家庭、地域社会と互いに連携を取りながら、新しい教育観に向けて歩み出そうとするものでございます。単に6日制が5日制になるという問題だけでなく、教育の役割分担やその狙いも大きく改革していこうとするものでございます。

次に、授業時数や子供のゆとり等につきまして、研究指定校の報告を見ましても、月2回土曜日実施の段階では問題はなかった、との報告が出ております。

次に、学校が休みの日の対応につきまして、保護者の方がおうちにいらっしやらないとか、あるいは指導員の問題や施設等の問題についてでございますが、学校5日制は、休みになった土曜日にすべての子供たちをどこかの施設に集めまして、学校の代わりに教育をするというのが本来の狙いではなく、原則的には、家庭で保護者とともに親子の時間として活用したり、地域の人たちと交流する中で、家庭、地域の教育力で育てていこうとするものでございます。

しかしながら先生御指摘のように、保護者が土曜日に家庭にいない場合や、地域において子供たちが自主的に活動する場がない場合においてどのように対応していくかが、ハード面の課題として起こってまいります。また、ソフト面では、学校教育の硬直化を見直すとともに、家庭における親子関係、隣近所の関係等、地域社会の教育力の高揚が何よりも強く求められてまいります。

このような状況下にあります、先ほど申し上げましたように、文部省が審議のまとめの結論を受けまして、平成4年度2学期から月1回の形で第二土曜日に段階的に実施することが適当と決定しております。

一方、大阪府教育委員会では、学校5日制大阪府推進会議を設置し、現在、その検討に入っていると聞いております。その第1回会合が2月20日に開かれたようでございます。その会議の内容を踏まえ、何らかの形で府教委としての指導が、府下市町村教委へ本年度中になされるものと聞いております。

現段階では、文部省、府教委とも公式文書等による指導はございませんが、口頭による情報として、文部省は、学校5日制は国において判断することが必要であり、各府県が独自に行うことは好ましくない、との見解を示してございまして、現在、指導員報償費や市町村での推進会議の設置運営費等の予算要求を積極的に進めている段階にあると聞き及んでおります。

和泉市の教育委員会といたしましては、国や府の情報と指導を参考にしながら、ただいま指導部、社会教育部、管理部の3部を合わせましてハード面、ソフト面から各種課題について検討し、合わせて学校5日制の趣旨を市民の方々に御理解をいただくためにも、和泉市学校5日制推進会議を新年度早々に設置すべく検討計画中でございます。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 社会教育課長（田丸勝之君） 学校5日制の施行に伴い、地域における女性活動の場としての女性センターが必要になり、そのセンターの建設について、ということで社会教育課田丸よりお答え申し上げます。

学校5日制が施行されることによりまして、家庭や地域社会においては、子供がゆとりある生活のさまざまな体験を通して生き方を学んだり、人間性を高めたりすることが大切であると思

ます。まず、そのためには、一般的には女性すなわち母親の果たす役割は非常に大きなウエートを占めることが予想されます。

行政といたしましては、女性の地位向上や社会参加の促進のためにも、長期的な展望に立って女性関係施策の推進の基本的方向を示し、市の政策として総合的に取り組まねばならないと考えます。来年度より主要施策として対応する組織の確立が立案され、長期的計画で推進してまいる所存であります。したがって、女性センターもその施策の一環として検討されなければならない課題であると思っております。

以上でございます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁が終わりました。質問の途中であります。再質問は午後に行うこととし、ここで、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

（午後1時00分再開）

○ 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。猪尾議員の再質問からお願いいたします。

○ 22番（猪尾伸子君） 午前に引き続き、質問をさせていただきます。1番目の町づくりの問題から順番にお伺いをしたいと思います。

和泉市の将来の町づくりについては、古い町と新しい町の調和とか、開発と自然の調和とおっしゃいましたが、先ほども申し上げましたけれども、現実的には、いろんな建物が大変混在したりして調和が取れているとは、どうも首をかしげたくなる状態があちこちにあります。また、地域の市民の皆さんからは、もっと住みよいゆとりある優良な住宅環境を保っていくためにも、用途地域の見直しについての要望なども出ているかと思えます。ゆとりがあり、緑豊かで調和の取れた町づくりを現実的に進めるためにも、用途地域の見直しとか、地区計画を進めるということも考えていただかなければならないと思えますが、この点での見直しなどはいかがでしょうか。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） ただいまの用途地域等の見直しの予定はどうか、ということですが、計画課中谷より御答弁申し上げます。

現在、議員さん方も既に御承知いただいていることと思いますが、一部新聞等の報道によりますと、今国会において建設省が用途地域等を中心とする地域地区等の見直し改正案を提出するという記事、さらに、具体的な改正案の中身等が一部報道されております。また、私どもも官庁速報等を通じて一定の概要を把握しておりますので、その点につきまして、状況等を兼ねて御報告申し上げます。

まず、用途地域等の改正、いわゆる都市計画法及び建築基準法の改正につきましては、地価高騰に関連して国の土地政策の一環として、建設大臣の諮問機関であります都市計画中央審議会におきまして、かねてより経済社会の変化を踏まえ都市計画制度のあり方を中心的課題といたしまして、また、同じく建築審議会におきましては、経済活動の高度化、多様化に対応した市街地環境整備方策についてそれぞれ審議検討され、昨年末、答申がなされたものと聞いております。

改正案の概要につきましては、昨日の新聞にも一部載っておりましたとおり、現行の住居用途地域は3区分ございますがそれを7区分に、いわゆる新たに4地域を設定することによりまして、それぞれの住居地域における土地利用の目的をさらにきめ細かく対応し、もって適切な住環境の保護を中心とした調和ある町づくりを図ろうとするほか、他の地域地区制度についても一定、改正されるものと聞いております。

また、今回の改正案につきましては今国会において閣議決定され、平成4年度中に施行通達が出される予定で、平成5年度より見直し検討業務に着手することになるものと思われま。したがいまして、今後、建設省の施行通達を初め見直しの基準、スケジュール等が明らかになった時点におきましては、市といたしましても、将来に向けての良好な市街地形成を基本的な課題といたしまして、今後、十分検討の上、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

- 22番（猪尾伸子君） 今回の法の改正に基づいて見直しをするという点については、和泉市にとっては大変いいチャンスだと思います。本当に良好な住宅地をつくり、自然環境を守って調和の取れた町づくりをしていくという点では、根本的なところで見直しをする、遠い将来を見通した計画を持って臨んでいただかなければならないと思います。

その際、これはその後でお聞きをいたしました丘陵部の整備検討調査とか、ラーバン・ライフ・リゾート構想問題とも共通して言えることですが、町づくりとか開発を考えると、本当に自治体としてどういう視点で、どういう理念を持ってそれを進めていくかによって、随分そのあり方や進め方が変わってくると思います。本当に市民や、しかも、弱者の立場に立って緑を守るといふ観点に立ち切るのか、それとも、土地の有効利用という言葉で言われるように、効率性や利潤をいかに生み出していくかということを中心に、あるいは前面に据えて進めていくかで、そのあり方が全く違ってくると思います。その辺では、和泉市としては、どんどん削り取られていく緑を守り、市民や弱い立場の人たちが本当に暮らしやすい町づくりを進めていくという観点をしっかり貫いてやっていただきたいと思います。

ラーバン・ライフの問題などにしても、公共性を追求し、市の主体性を貫く、と答弁されております。これからいろんな社会経済情勢の変化はあると思いますが、その都度、手直しをしてい

く。どうしても余儀なくされる点はあると思いますが、先ほど申し上げましたような基本姿勢を貫いて進めていっていただきたいことを意見として申し述べておきたいと思います。

次に、中央丘陵の公益施設の問題についてお聞きをしたいと思います。御答弁の中でシビックセンターの具体的な内容について、シビックセンターが完成した時点で、市の出張所なり支所及び複合施設について、文化施設や図書館も含めて検討するという点では、以前の答弁に比べて具体的な内容を示していただいた点についてはその御努力を認めるところですが、今回、入居される新しい市民に対しての入居の受け付けなどの業務についてのサービスセンター的なもの、シビックセンターが完成するまでのサービスセンター的なものについて検討していただくというふうになっていたと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 中央丘陵の町開きに向けての臨時的な現地での行政サービスのあり方について、以前に御質問をいただきましたとき、調整いたします、というようにお答えさせていただきました。その結果でございますが、新しく入居される方が、まず、手続としてしなければならないのは、全世帯が対象になります転入あるいは転居という手続でございます。そこで、市民課を中心に調整を行いました結果、全入居者が対象となります転入あるいは転居の届け出、それから、同じく市民課の業務となります印鑑登録の受け付け事務について対応してまいりたいと考えております。

場所につきましては、住宅・都市整備公団の御協力をいただきまして、賃貸住宅の方の集会所をお借りいたしまして、4月5日（日）午前9時から午後5時まで受け付けを行う予定をしております。

なお、入居される方へのお知らせでございますが、住宅・都市整備公団の方で「カギ渡し」というのがありますが、そのカギを渡されるときに案内文を配布していただけることになっております。

なお、今回につきましては、かなりの数の世帯の方が関係すると思われることと、特に義務教育施設の新学期の始まる日と入居日が接近しております。したがって、この小中学校への転入学届けの受け付けも同時に行いたいと考えております。

○ 22番（猪尾伸子君） 4月5日に現地で受け付けをされるということですが、以前にお聞きをしたことについて具体的に対応していただいたことについては、大変御努力をされてきたことと思います。しかし、私がある時点でお願いをいたしました、周辺住民も含めての暫定的な形でのサービスセンター的なものを何とか検討してほしい、という点からすれば、ただ1日だけ、今回の入居者だけを対象にしているということについては、まだまだその点が充足されているとは言い難いと思います。

この4月の初めという時期は、現場の方々にとっては大変な時期であろうということはお察しいたします。その時期に1日でも出て行くということは、それなりに努力をされているということとはわかりますが、そうしましたら、今後、新たに賃貸住宅などへ入居される方々も増えてきたときはどうするかという、その都度、対応を迫られると思います。そのためには、人員の配置も含めてサービスセンター的なものを設けていただく。いずれ、シビックセンターにきちんとした支所あるいは出張所をつくっていただくにしても、それまでの暫定的な施設を設けていただくことについては、もっと前向きに検討していただきたいと思います。

このサービスセンターにつきましては、光明台や鶴山台などのように人口が密集している地域とか、横山など市役所から遠い地域などでは実施をされております。今回のトリヴェール和泉につきましても、当面は250世帯が入られるだけですが、池田下町や伏屋町などの人口が密集している地域が隣接しておりますし、万町など交通の不便な地域も控えておりますので、サービスセンターについて、具体的に実現をする方向で検討していただきたいと思います。この点につきましては、市長さんの胸中深く秘められているものがございましたらお聞きをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 市長（池田忠雄君） 庁舎の財源問題につきましては胸中深く秘めておりますが、この件につきましても、それほど深く秘めておられない点もございます。率直な話、トリヴェール和泉の中で支所なり出張所という考え方を持たせていただくことについては、ぜひつくっていききたい、これこそ胸中深く秘めているだけでなく、大いに思っておるわけでございます。

ただ、今年、来年、再来年の年次においてできるか、ということになりますと、先ほど、企画の方から申し上げましたように、その時々サービスをさせていただきながら、やはり新駅のできる平成7年を目途に一定のサービスセンターというよりは、支所なり出張所的なものをぜひつくらせていただかなければならない。それまでは、恐縮ながら暫定措置で御理解をいただきたい。その時々、年次年次でお願いをさせていただかざるを得ないのではないかと。ただ、平成7年を目途にそうした点をぜひ実現できますように、公団とすり合わせをさせていただきたいと思っております。この点だけは明確に申し上げ、それまでの間は、暫定措置として御理解を相賜りますればありがたいと思っております。

- 22番（猪尾伸子君） 支所なり出張所ができるときには、その機能的なものについて、十分機能を持たせたものをつくっていただくことをお願いすると同時に、今後、入居が進んでくる時点での入居される人々への対症的な事務的なものについては、周辺の方々も便乗ができるような、今回の対応よりもさらに一歩充実した対応を考えていただくことでぜひよろしくをお願いをしたいと思っております。

2番目のごみ問題に移らせていただきますが、ごみ問題につきましては、市民への十分な徹底ができていくかということと、リサイクルセンターの問題、そして、1つ答弁漏れがありました。ごみは家庭の責任だけでなく、業者指導やメーカーの社会的責任については、市は、どのように対応していくか、ということについて御答弁がなかったと思います。その点についてはいかがですか。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 失礼いたしました。われわれといたしましては、事業者やメーカーなどの社会的責任も、ごみ問題を解決する上で特に重要な課題だと思っております。本市といたしましても、今後、事業者やスーパーなどに対しまして、ごみのリサイクル等について積極的に取り組みを行っていく一方、国やメーカーに対しまして、従来から全国都市清掃会議等を通じて種々提言を行っておる中でございますので、今後も引き続きそういう要望を強化していきたいと考えております。

○ 22番（猪尾伸子君） ごみ収集問題につきましては、今度、新しい方式になるということで昨日、私の自治会の班会がありまして、そこで班長会の報告ということで、この問題について班員の皆さんに説明がありました。その内容は、これまでどおり出すように、ということでした。私の所属する自治会では、ミニステーションに出すことになっておりますが、日常ごみと燃えないごみは別々の場所に出すことになっております。ところが、市役所の広報のお知らせでは、日常ごみと燃えないごみは同じ場所に出すように、となっておりますね。

昨日の班長会に出席された方は、今までどおり日常ごみは日常ごみの置き場、不燃ごみは不燃ごみの別の置き場と、今まで出していた置き場に出されると思いますが、班長会に出てこられなかった市民の方で広報だけを見た人は、日常ごみの置き場に不燃ごみも出されると思います。私は、その場で市の方針と班長会で出された指示の食い違う点について指摘をし、それを自治会の役員さんや班長さんに確認をしてもらうように言いました。そして、4月の不燃ごみの収集日までに正しい出し方を回覧なりで回してもらうようお願いをしました。

ところが、班長さんがおっしゃるには、次の班長会は3月末ということで、それは次期の班長さんとの引き継ぎの会議であり、新しい役員体制で4月の不燃ごみ収集日までに間に合うように回覧ができるかどうかかわからないということでした。こういう状態で4月に入ってしまうと、取り残しが出ないという保証はあるでしょうか。今、自治会などに説明会に行っている、と言われておりますけれども、まだまだ私の周囲では、実際、昨日もそういう状況でしたが、あちこちで同じようなことが起こっているのではないのでしょうか。そこでは、いろんなトラブルや取り残しが起こったときは、どう対処されるのでしょうか。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） われわれが説明会に行く中では、ごみの分け方などの御質問

が多いですが、本市の道路事情などを反映いたしまして、ステーション方式を残してくれ、という町会もごございます。ステーションの適正な管理を町会で行っていく中では、町会で行っていただくことを条件にして現実的に対応してまいりたいと思います。

しかし、原則的には、戸別収集方式について大きな反対はなかったということと、もう1点、取り残しが出ないか、という問題についての課題ですが、今回、そういう点についても、市民にPRなり業者指導をしていく係も対策を講じておりますので、そうした係の中で市民や業者にも指導をしていきたい。取り残しの措置は、2カ月～3カ月は、そういう問題についての対応は出てくるであろうというぐあいに認識しておりますので、そのように対応して処理していきたい、かように思っております。

- 22番(猪尾伸子君) 対応していただくのは当然だと思いますが、実際に業者指導をしていく、とおっしゃいましたが、取り残しなどが出た場合には、電話をすれば取りに来ていただけるということですか。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 私の方は、要するに分別を徹底していただいている中での取り残しについては、電話をしていただければ収集させていただく。やはり収集ができないものを出された場合には、収集はしていかないという方向も、市民の方々にその場所でPRをいたします。よろしく願いいたします。
- 22番(猪尾伸子君) 今回の3分別戸別収集については、民間委託をすることを同和問題に絡めて進めてきたことについては、私も日本共産党は、これまでも議会の中で批判をしてきました。市民合意が形成できるよう十分に論議をして啓発啓蒙し、そして、十分な市民理解が得られるような準備活動をした上で実行に移していくべきだと主張をしてきました。しかし、4月から新たな業者を参入させることも含め、民間委託を推し進めてこられたわけです。

資源問題、環境問題、市民への啓発というようなことで、これから審議会をつくって検討論議をスタートさせるということではありますが、事は、全く順序が逆に進んでいるように思います。本当に論議をして市民が納得し、分別のやり方、出し方、場所等の細かい問題にしても、十分周知徹底をしないでこれをスタートさせるということでは、現実に混乱が起こるのではないかと予測される事態が既に起こっているわけです。審議会の設置が議案に上っておりますが、今回、具体的にその場、その場で対応していただくのはもちろんですが、市民の意見や今まで市民が自発的に取り組んできたいろんな運動や、そこから生み出されてきた経験などが十分に生かされ、ごみ問題が本当に多くの市民参加によって減量化、リサイクル、環境問題等で本当に成果が上がるような審議会の内容にしていただきたいと思います。こういうことを意見として述べさせていただきます。

合わせて、自治体として事業所への指導、メーカーの社会的責任を果たさせるという点での働きかけも、引き続き強力に行っていただくことをお願いをしておきます。

次に、学校週5日制の問題ですが、新学習指導要領と週5日制の問題につきましては、国が打ち出している大きな方針ですが、かなり突っ込んだ議論を深めていかなければならない問題だと思えます。土曜日の休みが月に1回といっても、学年が低ければ低いほど、年間の授業数に占める土曜日の割合は大きくなるはずで、学年が低いほど、将来の土台になる学力を少しでも多く身に付けていかなければならない時期だと思うんです。今でさえ、授業のスピードが速くて付いて行けず、落ちこぼれていく子供が少なくない中、また、授業の濃度が高くなり、そして、量も多くなると、ますます授業がわからなくなる子供たちが増えてくることは十分予測されるのではないのでしょうか。

こういう点で現場の先生としては、本当にすべての子供たちに基礎学力を身に付けさせ、わかる授業をし、学校が楽しいところにするため、いろんな努力や工夫をされていると思います。市として現場の先生方の自主性や工夫を最大限に尊重し、現場の先生方の意見や実践が本当に生かされるような尊重の仕方をしていっていただきたいと思えます。

それから、地域での対応という問題ですが、それ以前に学校週5日制が実施されることで休みになる土曜日の学童保育はどうされるのでしょうか。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 学校週5日制に伴います学童保育について、社会教育よりお答え申し上げます。

現状、14学級を各小学校区で開いておりますが、それについても、以前よりも述べておりますように、補助金等の絡みや器の問題等がございます。ただ、19校（平成4年度は20校）中14校の中につきましては、週5日制の準備検討会が教育委員会内部にございますので、その中でも議題として取り上げていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 22番（猪尾伸子君） 学童保育につきましては、今、夏休みや春休みなど学校の長期休暇の中でも実施をされているわけですので、ぜひ実施をし、指導員さんも配置をしていく方向で検討していただきたいと思えます。

それから、地域での対応をどうするか、という問題でございますが、週5日制の問題について、学校からどこか1カ所に集めて子供を指導するということが狙いではない、と言われました。当然、そうだと思います。子供たちがいろんな体験をし、地域の人たちや家族とのコミュニケーションを強めていくことが大切です。

しかし、必ずしも、親の保護あるいは親と一緒に土曜日を過ごせる子供たちばかりではないと

いう状況の中で、先に学校5日制が実施されるという現状です。子供たちが、地域の中で本当に安心して良好な環境の中で過ごせるような場が今の和泉市を見渡してもあるでしょうか。ちょっと自転車で走れば自由に遊べる児童館があるとか、あるいはプラネタリウムみたいなものがあって科学的な知識が身に付けられるような施設があるでしょうか。あるものといえば、ゲームセンターであり、レンタルビデオ店であり、カラオケボックスであり、パチンコ屋などではないでしょうか。

そういう中で子供たちが本当に健全に育成され、有意義に学校5日制を活用するためには、大人が果たすべき役割は大きいものがあると思います。これは町づくりにもかかわりのある問題ですが、本当に子供たちの健全育成あるいは地域のコミュニケーションが十分に果たせる施設を、町中に調和の取れた形で適切に配置をしていくことをしなければ、本来、望まれるような学校週5日制の目的を達成することは難しいと思います。町づくりとも関連いたしますが、そういう施設の充実、そこへの人的な配置についても取り組んでいただくよう要望させていただきます。

続きまして、女性センターの問題ですが、学校5日制の問題と絡めて御答弁をいただきましたが、学校週5日制が実施される場合、地域での女性の役割は大きいと思いますが、どこの子供たちにも温かい目を注ぎ、声をかけ、子供たちが健全に育つよう、危なくないように見守ってやることは、女性であれ、男性であれ、果たす役割は同じだと思います。これは単に5日制に対する地域のお母さん方の果たす役割だけでなく、女性が積極的に社会参加をし、地位向上を目指すという点でいろんな情報を得、学習もし、市政にも女性がみずから参加をしていくことにつきまして、ぜひそういう施設をつくっていただきたいと思います。また、入れ物だけでなく、行政としていろんな審議会に女性を登用していくとか、行政を進めていく上で女性の能力を有効に活用するための体制の問題も含め、今までさまざま取り組んでこられた女性フォーラムなどの実績も有効に利用し、さらに、発展させていくという観点からぜひ取り組んでいただきたいと思います。そういう要望を述べまして、私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、21番・勝部津喜枝君。

（21番・勝部津喜枝君登壇）

○ 21番（勝部津喜枝君） 21番・勝部津喜枝でございます。市政運営方針に関して一般質問を行います。

まず、最初に触れておきたいと思いますのは、池田市長は、市政運営方針の中で「世界情勢の変革に改めて歴史の流れを見る思い」と述べられております。私は、戦後のアメリカのベトナム侵略戦争の敗北、ソ連邦の解体など、20世紀は、全体として大国主義、覇権主義が破綻し、それ

それぞれの国の国民が主権を確立し、民族自決権が成熟し、民主主義と進歩の方向に移り変わっていく世紀であると考えております。

この大きなうねりの中で地方政治におきましても、例えば今日、バブル経済の崩壊という形をとって表現されているさまざまな影響が、自治体にも住民にもあらわれてきております。開発、福祉、教育などさまざまな分野での住民の新たな力が発揮される時代となってきました。真に豊かな生きがいと喜びを共感できる、市民こそ主人公の政治の実現に努力すべきであると考えております。

それでは、質問の趣旨説明を行います。

第1に、「地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり」の中から3点、お尋ねをいたします。

その1、生産緑地指定について。昨年末の第1次申請について、本市の状況と府下平均の状況をお示してください。また、第1次申請の本市の状況をどのように受け止めておられるか、お尋ねをいたします。さらに、3月末となっております第2次申請で予想される状況についてお尋ねいたします。

その2、去る2月5日に説明会がありました府立新産業技術総合研究所について。市政運営方針では、「大いに期待する」と述べられておりますが、本市の商工業の振興と活性化に役立つものにする具体的なお考え、また、安全面については、どのように考えられているのか、お尋ねをいたします。

その3、和泉コスモポリスについて。①計画の現状の進捗状況と今後のスケジュールについて②環境影響評価の調査は怎么样了か③企業誘致については、現在、怎么样了か④府立産業技術研究所とのかかわりはいかがでしょうか⑤推進協議会の負担金が平成3年度は200万円であったと思いますが、平成4年度予算計上は100万円になっておりますが、どういうことでしょうか、御説明をいただきたいと思っております。

2、「生きがいを感じ健やかならしと心のふれあいを広めるまちづくり」の中から4点お尋ねをいたします。

その1、福祉計画について。市政運営方針の中では、「素案が固まりつつあり」と述べられております。私は、デスクプラン的な施策づくりに終わることなく、実践の課題として取り組んでいただくよう強く要望するものです。

そこで、まず、お尋ねしたいのは、福祉計画策定のため、過日、福祉関係団体の意見を聞く場を持たれたと思いますが、市として、どのように受け止められておりますか。

その2、老人保健福祉計画の策定について。地方自治法第2条第5項は「市町村は、その地域

における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めなければならない」とされています。1990年6月、国は、法律を新たに改正してまで、福祉について地方自治体に実施計画を立てることを義務付けました。この背景には、消費税の強行などがあったとはいえ、現実には高齢化社会の進行、世論の高まりの中、命と暮らしを守る具体的施策、自治体固有のものとして地域に則した計画、住民の切実な願い、声なき声、潜在的している声を積み上げる計画に練り上げて取り組むことが期待されます。

そこで、お尋ねをいたします。策定指針の骨子が示されていると思いますが、体制、住民参加、決定公表、時期、期間、府との関連についてどのように示されていますか、お尋ねをいたします。

その3、福祉会館について。市政運営方針では、「福祉活動の拠点施設」と位置付けています。そこで、①福祉会館の利用実態を御報告ください②福祉バスの要望署名が相当数提出されていると聞いておりますが、どのように受け止めておられるのでしょうか。

その4、市政運営方針の中では、福祉計画や老人保健福祉計画の策定を待つまでもなく、施策を進め充実させていかなければならない、とも述べられております。私も全く同感でございます。高齢者の命と暮らしを守ることは、年次計画として悠長に構えて取り組むものではなく、緊急性、必要性のあるものは、既成の法律や基準を積極的に発展させ改革し、実施していく市長の勇気ある決断が求められるところであります。

そこで、お尋ねをいたします。在宅福祉3本柱の1つであるホームヘルパーの過去の実績、平成4年度予算について御説明ください。また、ナイト ケア、ホームケア、入浴サービスの利用状況と平成4年度予算の状況について御説明ください。

3、同和行政について。市政運営方針では、特別措置に関する法律に関して、改良住宅の計画戸数の完成、残事業に対する努力、各種制度の引き続き効率的反映、という表現でごく簡単に述べられております。私は、平成4年度予算編成上、同和対策については、現行の地域改善財特法が期限切れとなり新しい局面を迎えている今こそ、本市においても国民的融合の立場に立ち、一般行政への円滑な移行、同和行政の完了を国に先がけて進めていくことだと主張いたします。

そこで第1に、毎年度予算議会でお尋ねをしている平成4年度一般会計予算に占める一般と同和の割合及びその財源内訳、建設費に占める一般と同和の割合及びその財源内訳、公債費についても同様お尋ねをいたします。起債残については平成3年度末見込み、平成4年度末見込みについて、それぞれ一般、同和の割合をお示しくください。

その2、平成4年度予算編成に当たり事業の到達点と今後の見直しへの見解をお尋ねいたします。また、幾つかの自治体では、終了に向け宣言をするということも聞き及んでいますが、これについてはどう受け止められるか、お尋ねをいたします。

以上、自席での再質問の権利を留保し、質問の趣旨説明を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） 1番目の生産緑地に関係いたします御質問につきまして、計画課中谷より御答弁申し上げます。

まず、生産緑地指定に係る第1次申し出の状況でございますが、本市といたしましては、面積で約98.8、面積比で約32%の申し出の率でございます。また、別途保全する農地のもう1つの方法でございます逆線引き、いわゆる市街化調整区域への編入の御要望につきましては、面積にして約57ha、面積比にして約18%の御要望をいただいております。この申し出もいわゆる営農を基本といたしておりますことから、これを合わせますと面積で約156ha、面積比にして約50%の申し出の状況となっております。

次に、府下の平均でございますが、市街化区域内農地約6,291haに対しまして約2,700haの申し出ということで、面積比約42.9%が平均となっております。

次に、本市における第1次申し出の状況をどう見ているか、という御質問でございますが、このたびの営農継続を基本とする保全する農地の方法といたしまして、生産緑地の指定か、あるいは市街化調整区域への編入かのいずれかを御選択いただくということでございます。逆線引きの要望につきましては、府下で本市が一番高い率と聞いておりまして、府下各市におきましては、逆線引きの要望がわずかに数%という状況だと聞いております。したがって、府下の他市におきましては、ほとんどが生産緑地の指定を選択されたものと考えております。このようなことから、府下各市の第1次申し出の状況と本市の逆線引き要望を含めた約50%の申し出率を見ますと、府下平均より本市の方が上回ると考えております。

次に、第2次申し出受け付けについてでございますが、まず、第2次申し出の受け付けにおいて考えられますのは、先ほど申し上げました逆線引きを要望された農地等で逆線引きの基準等に沿わないため生産緑地への切り替えを御検討願っている農地等が、約50%弱の対象農地となっております。

また、第1次の3月13日までに第1次分の同意書の提出をお願いしておりまして、これの提出期限までに間に合わなかった方々の農地等が、第2次において逆線引きかどうかの選択、さらに、同意書の提出が間に合わなかったもの等が、第2次の中心業務になるのではないかと考えております。

何分にもこのたびの保全か、あるいは宅地かの選択につきましては、各農家の土地利用の意向なり個々の事情等により判断されることでありますので、第2次の申し出の分につきましても、地元意向を十分に尊重させていただく立場で対応していきたい、かように考えておりますので、

よろしく願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 商工課参事（山本茂樹君） 続きまして、新産業技術総合研究所に關しまして、商工課山本よりお答え申し上げます。

本年度におきまして基本設計を終え、平成7年度開館を予定いたしております新産技総研に關しましては、地元産業への効果的な役割等につきましては、本研究所で得られました研究成果や最新の技術情報を活用し、企業への指導相談や技術の普及を行い、既存産業の活性化を促進させるとともに、繊維に關しましては、織る技術やデザイン等の企画など基本的な研究を行うとともに、人造真珠分野においては技術的な指導や研究についてなど、地元商工業や産業の発展のため、府に對しまして機会あるごとに積極的に申し出てまいりたく考えております。

また、安全面につきましては、研究所の機器あるいは材料等、また、施設によりますところの周辺の住民の方に危ぐを及ぼすことが生じないように、安全性の確保等についても、今後とも府と協議の場がございますので、そのたびに強く要望してまいりたいと存じます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長公室次長（山下喬三君） コスモポリスに關する御質問につきまして、推進課山下からお答え申し上げます。

まず、第1点目の現在の進捗状況と今後のスケジュールでございますが、現在の用地集約の状況につきましては、平成元年8月より用地の買収に着手しております。地元町会及び地権者の御協力を得まして、全地権者数195件のうち162件、公募面積66万9,407㎡のうち、70.8%に当たる47万3,185㎡の用地買収を済ませております。

また、本事業の手法であります土地区画整理に對しまして同意をいただいた地権者28件の面積9万7,117㎡、割合にして15%を加えますと、約86%の用地を集約しておるところでございます。

残り14%の用地集約の見通しでございますが、権利者を大別いたしますと、ため池、相続関係の問題のある地権者、それから、代替地を希望するなどがございます。いずれにしましても、本事業に對しまして絶対反対という地権者がおられないのが実情でございます。今後、これらの関係権利者との交渉は時間を要するものの、解決できる見通しを立てているところでございます。

次に、本事業の手法であります土地区画整理組合設立に向けまして関係地権者と協議をいたしまして、昨年12月19日に24名で構成される土地区画整理組合設立のための発起人会を発足させました。この春ごろには準備組合の設立ができるよう、発起人の方々と協議を進めているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、現在の市街化調整区域から市街化区域へ編入するための手続といたしまして、市の都計審を経、府の都計審を平成5年中に終え、土地区画整理組合を設立し、平成6年の初めごろには、造成工事に着手いたしたいと考えております。

次に、コスモポリス計画における環境影響評価の調査はどうなっているのか、したか、ということでございますが、このコスモポリス計画に係る環境影響評価の調査は、事業者である株式会社いづみコスモポリスにおきまして、昭和63年、平成元年の2カ年で現況調査などを済ませております。しかし、当時の大阪府の環境総合計画によりますと、予測評価を昭和75年（平成12年）をめどとしておりましたが、その後の新計画の変更によりまして昭和85年（平成22年）をめどとすることになりました。また、事業者においても一部、計画区域の見直しをいたしましたので、現在、事業者におきまして調査の追加見直しを行っているところでございます。近々、この調査も完了するというを事業者から聞いております。

3点目のコスモポリス計画地域への企業誘致に当たりまして市はどのように対処するのか、ということでございます。現在、企業誘致活動はいたしておりませんが、今後、都市計画の変更等も完了した暁（平成5年の後半ごろをめどに置いておりますが）には、企業誘致について具体化してまいりたいと考えております。どのような企業を立地させるかにつきましては、事業者であるコスモポリス会社が独自に決めるのではなく、府及び市、また、地元の関係者と検討の場を持つよう、われわれとしては努力してまいりたいと考えております。

次に、4点目のコスモポリスと府立産業技術研究所どのかかわりはどうか、という御質問でございますが、トリヴェール和泉の西部ブロックに府立産業技術研究所が立地することが平成元年12月に決定されました。コスモポリス計画を推進している関係者にとりましては、今後、企業誘致活動に当たり、21世紀を担えるような研究開発型の先端技術産業が立地していただければ、と期待をしているところでございますが、企業誘致に際して大きなメリットがあると思っております。

5点目のコスモポリス推進協議会の負担金が平成3年度までは200万円だったが、平成4年度の予算では100万円に減額しているのはなぜか、というお尋ねでございます。このコスモポリス推進協議会は、行政と産業界との綿密な連絡のもと、3コスモポリス計画地域へ先端技術産業や大学等の立地を促進し、泉州地域の経済振興、産業構造の高度化に資する目的で昭和60年6月に設立されたものでございます。この推進協議会の主な事業内容は、企業向けのPR活動、国内外への企業誘致活動及びコスモポリス計画を題材にした講演会の開催等であります。

本年度の予算減額の理由は、基本的には負担金100万円ですが、海外の先進都市視察を計画した年度におきましては、200万円の負担金となっております。平成2年度、3年度の推進

協議会の事業計画の内容では、海外の先進都市視察などを計画しておりましたが、諸般の事情によりまして海外視察の実施をすることができず中止した、と事務局から聞いております。平成4年度の事業計画素案でも海外の先進都市視察についての予定はない、ということを経理より聞きましたので、本年度の負担金は100万円としたわけでございます。

以上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 福祉課長（金谷宗守君） 2点目の「生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり」の1点目、2点目につきまして、福祉課金谷からお答え申し上げます。

まず、1点目の福祉計画に係る関係者の意見の聴取についてでございますが、一言で申し上げますと、われわれが期待しておりました長期的な展望に立った御意見というものは少のうございました。現に困っていることに対する要望、要求などが多かった。換言いたしますと、福祉という身近なものであるだけに、市民は、切実な現実と直面している問題の早急な解決を望んでいることを改めて実感いたしました次第であります。

内容を総括的に申し上げますと、やはり在宅福祉とか地域福祉施策の充実、福祉マンパワーあるいはボランティアの育成、保健と医療の連携、福祉の町づくりといったところが、大きな流れとして出されたというふうな受け止めておるところでございます。

2点目の厚生省から出された老人保健福祉計画策定指針の骨子についてでございます。老人保健福祉計画につきましては、所管が市民生活部と福祉事務所の2カ所にまたがっておりますが、代表いたしまして福祉事務所の方からお答えを申し上げます。

まず、骨子のうち策定体制でございますが、行政内部の体制といたしましては、老人保健担当課、老人福祉担当課の両課を中心といたしまして、それぞれ担当部局が緊密な連携を取りながら、国民健康保険を初めとする関連部局との連携を取るようになっております。その他学識経験者等専門家の御意見も聞くよう配慮することとされております。

次に、住民参加につきましては、アンケート、ヒアリング、懇談会等によりまして、高齢者の意見あるいはニーズの十分な把握とプライバシー保護に留意すべきものとされております。

次に、計画の決定や公表につきましては、計画の決定に先立ちまして、主要な部分について原案がまとまれば、まとまった段階で府の意見を聞くなど府と事前に十分調整をする。さらに、計画の策定と同時に府知事に提出するとともに適宜の方法で住民に公表する。他の保健や福祉に関する計画との調和に留意するなどされております。

次に、計画の策定期間でございますが、時期といたしましては、基本的には、平成5年度中に策定すべきものとされております。また、計画の期間といたしましては、平成5年または平成6

年からゴールドプランの目標年次であります平成11年までとするのが望ましいとされております。

次に、府との関係でございますが、府での老人保健福祉計画は、基本的には、市町村の老人保健福祉計画の数値を積み上げて策定するものとされておりますし、また、その他一定の圏域、例えば泉州地域あるいは泉北地域になるかも知れませんが、その圏域ごとに市町村の計画との調整を府が図ることとされております。

以上が、計画策定指針の骨子の概要でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 総合福祉会館館長（松尾 守君） 続きまして、福祉会館の関係につきまして、福祉会館松尾からお答え申し上げます。

御質問の内容につきましては、3点ほどあったかと思えます。まず、福祉会館の利用実態でございますが、平成2年度は、4万1,686名でございました。これを前年度の平成元年度と比較いたしますと、利用者数で7,276名、率で申し上げますと、21%の増となっております。

次に、福祉会館を福祉活動の拠点として充実発展させていく必要があるが、その方策いかん、という御質問でございます。福祉会館では、老人及び身体障害者に対しまして、それぞれいわゆるカルチャー事業を中心とした事業を展開し、その場を通じて相互の交流を深め合うと同時に、生きがいづくりの場として、いわゆるサービス事業を実施してまいったところでございます。おむね、この事業につきましては、充実を図ることができたと考えている次第でございます。合わせて福祉関係団体に対しましては広く活動の場の提供を行うなど、文字どおり福祉諸活動の拠点として、施設機能の活用に努めてまいったところでございます。今後とも会館事業の一層の進展を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、福祉バスの運行に向けての要望署名の提出がなされたが、市としてこれをどう受け止めているか、ということでございます。福祉バスの運行を求める署名につきましては、昨年9月と11月の2回に分けて御提出がございましたが、これを受理させていただいたわけでございます。この署名を提出されました団体の代表者と過去2回、話し合いの場を持たせていただく中、市といたしましては、この問題の実現には、相当の経費負担その他諸般の事情によりまして非常に厳しい状況であることを御説明させていただき、御理解を求めてまいったところでございます。

なお、この問題のニーズが高まりつつあることは承知しておるところでございまして、要望署名の提出のあったことについても、厳粛に受け止めていただいております。この件につきましては、福祉会館における課題であることを認識しておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 続きまして、2の4番目にお尋ねのホームヘルパーなど在宅福祉関係でございます。

まず、ホームヘルパーにつきましては、平成2年度実績は、派遣世帯数が48世帯、延べ派遣時間数が6,719時間でございます。これに当たったホームヘルパーは、臨時職員を含め市で約7名（一部6名）でございます。平成3年度におきましては、1月末現在で派遣世帯数は52世帯、延べ派遣時間は、4月から1月までの10カ月合計で既に前年度年間実績を20%上回っておりまして8,102時間、ヘルパーは、登録ヘルパーを含め市で平均10名程度従事しております。

次に、4年度のホームヘルパー計画でございますが、登録ヘルパーを含め市においては、常時17名のヘルパーが稼働する体制でございます。光明荘への委託もございまして、委託については、4名のヘルパーが稼働する体制という予定でございます。これらがフル活動すれば、計算上では、延べ2万時間の派遣が可能でございます。

次に、ホームケア促進事業、ナイトケア事業でございますが、これは平成2年度に創設いたしまして、平成2年度、3年度の実績はともにゼロでございます。平成4年度につきましては、ただいま申し上げましたような実績でございますが、平成3年度当初予算と同じく、ホームケアについては7名を受け入れる体制、ナイトケアについては、22人を受け入れる体制を見込んでおります。

次に、寝たきり老人入浴サービス事業でございますが、これにつきましては、平成2年度は登録者合計が47名、延べ160回の派遣でございましたが、3年度につきましては、派遣回数の上限を従前の月1回から月2回に増やしたことがございまして、本年1月末現在の登録者数が57名、延べ派遣回数415回と、10カ月で前年度の年間実績の2.6倍に達してございます。

平成4年度は、ただいま申し上げましたように市民に非常に好評な実績を踏まえまして、今年度当初見込みの2倍以上の912回の派遣を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 総務部次長（阪 豊光君） 3点目の同和行政の予算に関する件につきまして、財政課よりお答え申し上げます。

一般会計の総額といたしまして404億8,000万円、うち同和対策の関係経費として57億8,208万1,000円、14.3%。内訳といたしましては、国庫支出金といたしまして40億4,482万1,000円中2億1,386万3,000円、5.3%、府支出金31億7,267万6,000円中7億7,285万5,000円、24.4%、地方債16億2,406万円中4億3,198万6,000円、26.6%、その他の特定財源といたしまして

44億9,179万9,000円中1億8,014万9,000円、4.0%、一般財源271億4,664万4,000円中41億8,322万8,000円、15.4%でございます。

次に、建設事業費関係でございますが、総額66億3,323万7,000円中11億4,423万5,000円、17.3%。財源内訳といたしましては、国庫支出金7億3,057万6,000円中1億5,344万8,000円、21.0%、府支出金12億4,144万9,000円中1億4,681万5,000円、12.2%、地方債15億3,518万6,000円中4億3,198万6,000円、28.1%、一般財源24億6,724万9,000円中4億1,198万6,000円、16.7%でございます。

次に、公債費の内訳でございますが、一般会計総額の元金として31億70万1,000円、利息として20億2,455万円、計51億2,525万1,000円でございます。そのうち同和対策といたしましては、元金として12億7,114万3,000円、41.0%、利息として9億9,773万6,000円、49.3%、計22億6,887万7,000円、44.3%でございます。

最後に、起債残高でございますが、平成3年度末残高におきましては、一般が154億595万円、同和対策関連の残額として188億2,790万円。それに対しまして4年度末の残高として147億4,736万6,000円、同和対策関連の残額として180億984万3,000円でございます。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 同和対策部長（森 利治君） 引き続きまして、同和行政に係る予算以外の問題につきまして、同対部森より御答弁を申し上げます。

同和対策事業につきましては、昭和46年、和泉市環境改善整備事業計画を立案、翌47年に住宅地区改良法によりまして環境改善整備事業をスタートさせたところでございます。以来20年、住宅対策を根幹といたしまして、道路、下排水路などの生活環境の改善及びコミュニティ施設の充実、さらに、福祉保健対策、産業振興対策、教育対策など、総合的な改善のために事業推進を図ってきたところでございます。生活環境等につきましてかなり改善され、それら事業につきましても、相当の成果を上げてきたものと認識をしているところでございます。

事業進捗の状況を見ますと、改良住宅建設につきましては、おかげをもちまして本年度末におきまして、計画戸数1,642戸の完成を見ることができました。これもひとえに市議会を初め地元住民、関係機関等々の御協力のおかげと感謝を申し上げる次第でございます。

一方、その他の事業の進捗状況につきましては、当初基本計画に比して不良住宅の買収事業が88%、道路整備が76%、下水道整備が82%となっております。なお、対応が必要な事業が残されているところでございます。

今後の事業対応につきましては、こうした現状を踏まえさらに精査検討を行い、今後、実施す

べき事業を明確にしていまいりたい、かように考えておるところでございます。これにつきましては現在、関係担当部局におきまして協議を行い、最終的な事業計画の策定を行うべく作業を行っているところでございます。早急に計画を明確にし、その事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、ソフト面におきましても、種々、対策を講じてきたところでございますが、これについても、教育あるいは生活、就労、啓発等、まだまだ解決すべき課題が多く残されているところでございます。昨年12月には、地对協の意見具申がなされ、これを受けまして現在、現行法の延長案が国会において審議をされているところでございます。また、大阪府におきましても現在、大阪府同和对策審議会において一定の審議がなされているところでございます。本市といたしましても、こうした国、府等の動向を見極めながら、今後の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、先ほど御指摘がありました他市の事業終息宣言につきましては、現在、まだそうした情報を十二分に把握しておりませんので、これについての評価は差し控えたい、かように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 21番（勝部津喜枝君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。

第1に、地場産業の問題ですが、生産緑地について御答弁をいただきました中で確認をさせていただきたい点があります。本市は、逆線引きについては府下で一番高く、18%ということでしたが、そのうち50%が基準に合わないということでの問題点を持っているという御答弁だったのでしょうか。

それから、今、始まっている第2次申請では、第1次申請におけるさまざまな書類上で不備などをきちんとするということが中心業務になると理解してよろしいでしょうか。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） 18%の逆線引きにつきましては、逆線引きにつきましては、最終決定が建設大臣の認可ということになりますので、現在は、こういう見込みということでございます。いわゆる大阪府との協議調整の段階でございまして、逆線引きで市の素案に乗せられる一定の見通しの段階でございまして、約18%が市の素案に乗せていけるということでございます。

それから、第2次の分ですが、申し出受け付けの中心業務として考えておりますのは、先ほど申し上げましたように、逆線引きの基準等をベースにした府との協議の段階で、約50%弱の対象農地が逆線引きの意向に沿いかねるという話でございまして、いわゆる府との協議の段階で逆線引きの意向に沿いかねる分につきましては、別途、市の方から逆線引きを御要望された各農家に対して、生産緑地への切り替えの御検討をお願いしていくということでございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） それでは、32%と18%で50%ということでございますが、その中でお尋ねいたしました第2次申請の中では、ほぼ書類の不備を整えるということから、これ以上の伸びは余り見込んでいないと受け止めてよろしいでしょうか。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） 先ほど申し上げましたとおり、逆線引きから外れて再検討を願っている分、それと、第1次の分で同意書を取りまとめられておまして、この3月13日が同意書の提出期限でございますが、それまでにいろんな事情で同意書の取りまとめがおくれた方々につきまして、第2次の中で受け付けを同時にさせていただく、こういうことが中心業務になると考えております。

また、どれだけ伸びるか、というお尋ねに対しましては、そういう見込み等の判断の基準が難しゅうございますので、お答え申し上げかねます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 若干、新聞報道等で読んだ知識ですが、第1次の申請で府下平均を大きく上回った八尾市等が60%以上の中、窓口での説明も含め、農業と緑を守る立場から行政を含め取り組んだ経験が報道されておりました。その辺で本市の第1次の申請状況等をお尋ねしたわけです。この問題につきましては、昨年12月議会で天堀議員が、農業と緑を守る立場で窓口業務の改善等を要望しておりますが、これがどのように具体化した数字として反映してきているかという立場からお聞きをしたわけです。ありがとうございました。

そこで、1つ具体的にお聞きをしておきますが、市政運営方針の中で（26ページ）「生産緑地指定の農地利用の積極的な利用の促進を図るため、市民農園の開設整備費等の一部助成制度を講じるものであります」とありますが、この市民農園は、平成4年度予算編成方針の中で、生産緑地指定農家や緑を守る立場から一層促進することを示されていると受け止めてよろしいでしょうか、その点を再質問いたします。

○ 産業部次長（松林 保君） 市民農園の件につきまして、農林課松林よりお答え申し上げます。

市民農園につきましては、昭和59年度より市街化区域及び調整区域における農地所有者の方の御理解をいただきながら市が借り受け、要望のある地元町会もしくは自治会組織と契約によりまして、市民農園の開設に伴う区画割や排水施設、耕うん費用等諸経費の一部の助成をしてきたところでございます。

ところで平成3年9月、生産緑地法の改正が施行された中で、市街化区域内農地の土地利用につきましても、区域区分による方向が示されたところであります。また、農林省が所管いたします市民農園法との関連におきましても、生産緑地指定の際あるいは指定後において、都市における緑地機能を補完することの意義を持って、農地所有者みずからも部分的に農作業に関与するもとの、市民農園業の促進を図る旨の通達が出されました。

市といたしましてもこの趣旨を踏まえながら、また、近年の傾向として、みずから土に親しみ、野菜など手づくりの農産物を育てたいと考えている市民の方が多いことにかんがみまして、農家との交流を深めていただくため、農協等の団体の協力を得て制度の啓発、普及を図り、助成措置を講じてまいる所存でございますので、よろしく願いいたします。

○ 21番（勝部津喜枝君） ここに「和泉市民農園事業要綱」というのをいただきましたが、趣旨として、「地域社会を築くための連帯意識を育てる」ということが大きくうたわれております。ただいま御答弁をいただきましたが、私が端的にお尋ねいたしましたように、今回の市政方針で述べられております市民農園の一部助成制度などの促進を図るというのは、生産緑地指定との関係で積極的にやるということだけでなく、従前からの市民農園事業の充実という立場である、聞いておいてよろしいのでしょうか。

○ 産業部次長（松林 保君） 結構でございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 次に、府立産業技術研究所の関係で再質問いたします。

御答弁いただきました中で、府と協議の場があるということですが、具体的にどういう場があるのでしょうか、公的な会議の場とかがあるのでしょうか。

また、機会あるごとに積極的に申し出ていく、と言われましたが、機会あるごと、というのは、今後、どのように具体化されてくるのか。本市の姿勢を占う上で1つの大きなポイントになるかと思えます。

この2点についてお尋ねいたします。

○ 商工課参事（山本茂樹君） ここで申し上げております機会あるごとに申し出る、あるいは今後、府との協議の場がある、というのは同一の考え方でございます。これから産技研を建設していくわけですが、それに関しまして、例えば事前協議とか確認申請の問題等で府の方から市の各セクションの御意見等をお聞きする場が、公的というか、そういった内容の場がございますので、その場において要望等をしてまいりたいということでございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 今後、そういう場での協議の状況等を議会にも御報告いただきますようお願いをしておきたいと思えます。

この問題については、まだまだこれからというように私どもも勉強していかなければならないと思えますが、現時点での意見を申し上げますと、例えば先立っての説明会でいただきました資料を見ますと、2ページに「世界に開かれた研究所のイメージの具現化を図る」ということが書かれております。

過日の新聞報道では、今年の国の予算が大変大きくこういう研究開発型のおカネについて出していく、ということが書かれておりました。また昨年、産業技術法というのが改正され、いろん

な特許が外国企業にも開放することになった、という新聞報道がありました。その中で「世界に開かれた研究所」と書かれておりますと、果たして地元和泉市のささやかとも言える中小地場産業との関連がどう結び付いてくるのかというあたりが今後の課題として問われてくると思います。この点につきましては、そういう問題点等も感じておりますので、なお一層議会への報告等も含めまして、この問題については終わっておきますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、コスモポリス事業について幾つか答弁をいただきましたが、1つお聞きをしておきたいと思えますのは、企業誘致については、今のところ、全然働きかけをしていない、という御答弁でしたが、過去、コスモポリスについての企業からの問い合わせが大変たくさんある、という御答弁を委員会なり議会でお聞きをしたように記憶しております。その点では、積極的な誘致活動はしていないとしても、現在、企業からの問い合わせ等はどうなっているのか、再質問をしておきたいと思えます。

○ 市長公室次長（山下喬三君） お答え申し上げます。

現在、企業からの問い合わせの数でございますが、私どもの方へコスモポリス事業計画の内容の問い合わせとかパンフレットの請求とか、分譲時期、分譲価格等いろんな問い合わせが140社余参っております。しかし、分譲価格とか分譲時期等については、具体的に私どもの方からはお話ししておりません。なぜかと言いますと、用地がまだ完全に集約できていない、開発の年次がはっきりわからないというようなことがございまして、いたしてございません。

それから、最近、企業からの問い合わせはちょっと途絶えているというか、1カ月に1件あるかないかという内容でございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） ありがとうございます。

次に、「生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり」の中での再質問を行います。

まず、第1に、福祉計画策定で住民福祉関係団体の意見ということで、その内容についての御答弁をいただきました。これについては、せっかくそこまでやっていただいたのですから、ぜひともこの計画に反映をさせるということが必要ではないかと思えますが、その点でのお考えを改めてお尋ねしておきたいと思えます。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 先ほど、御答弁申し上げましたように、非常に切実な身近な問題に直面しているということで、非常に心の奥深くしまったわけでございます。福祉計画を策定するに当たりまして、お聞きした御意見を十分参酌してまいりたいと考えております。

○ 21番（勝部津喜枝君） 心の奥深くどうされたのか知りませんが、福祉計画を策定するに当

たって関係団体の声を参酌する、というのは、どういうことですか。

- 福祉課長（金谷宗守君） 十分参考にする、という意味でございます。
- 21番（勝部津喜枝君） 参考にする、ということは、福祉計画策定に生かすというふうに受け止めてよろしいですか。
- 福祉課長（金谷宗守君） そのとおりで結構だと思います。
- 21番（勝部津喜枝君） 趣旨説明でも申し上げましたように、福祉計画策定につきましてはデスクプランに終わることのないよう、実施計画としてもぜひ進めていただきたいをお願いをいたしました。今日、控え室に「つくしの会」のニュースということで配られておりました。各議員さんのところにもいっていると思いますが、例えば「市民プールに障害を持った方が泳ぎに行けるように、プールサイドにバギー、車椅子で乗り入れることができるようにしてほしい」というような要望が書かれておりました。まことにそのとおりだと思うんです。

先日、猪尾議員さんと一緒に光明池にあります「ファインプラザ大阪」というところに行って参りました。「広報大阪府」の中に「特にプールが人気で、障害者を含めて大変多くの府民の方で賑っている」ということでした。そこで、このプールの受け付けやプールサイドの状況、また、そこでの監視員の方にお会いして聞いて参りました。そこでのお話では、「バギーや車椅子で何ら問題なく受け付けを通過して自由にプールサイドまで行っていただいています。若干、プールサイドでのビニールシートを用意していますが、何の問題もなく十分利用していただいています」というお話でした。これは大変参考にしなければならないのではないかと考えているわけです。

また、10年来、市民の皆さんや議会でも声が出てまいっております焼却場の余熱を利用した温水プールも市長さんのご努力をいただき、企画の方で聞きましたら、具体化の方向が示されております。こういう新しいプールでありますので、そのような観点からつくっていただきたいと、この場を借りてお願いをするわけです。福祉計画の策定に当たりましては、いますぐ改善しなければならない、また、改善する必要がある既成の施設などについても見直すことを計画の内容の中に盛り込んでいただきたい、こういうことを要望しておきたいと思います。

次に、老人保健福祉計画ですが、体制など指針の骨子について詳しく御説明をいただきました。その中から何点かだけお尋ねしておきたいと思います。

その1つは、策定体制ということですが、この策定体制につきましては、もう1点、福祉の体制が非常に弱いということが、昨年、猪尾議員さんの質問の中で明らかになりまして、本年度に充実する、というようなことも聞いております。1つは、福祉の庁内体制の充実と、この老人保健福祉計画を策定する体制と2つあると思いますが、その1つの庁内体制については、平成4年度にどのようにお考えになっていただいているのでしょうか。これは企画かと思いますが、お尋

ねしておきます。

もう1点の老人保健福祉計画の体制ですが、これにつきましても、指針の骨子の中でも十分福祉関係の担当部局の意見を積極的に取り入れるように、と述べられております。その点では、いろいろ申しいただきました団体のみならず、生きた内容にするため、そういう積極面を原課でも生かしていただくよう要望しておきたいと思います。

それで、庁内の機構というか体制についてお尋ねしておきたいと思います。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 老人保健福祉計画の策定につきましては、これは福祉の方で答弁をしていただくことといたしまして、今回、機構改革の議案をお願いしているわけでございます。それは部という単位でございますので、そこには出ておりませんが、福祉事務所の充実につきましても検討しているところでございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 充実の立場で検討をいただいていると受け止めてよろしゅうございますか。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 結構でございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） ありがとうございます。

それでは、骨子の中でもう1点、お尋ねしておきたいと思いますが、先ほど、金谷課長さんの方から府との関係について、基本的には、市町村の計画を積み上げて府が計画をつくる、ということですが、これは下からずっと積み上げていくという点で福祉にとっては大変いいことだと思います。

ただ、もう1点、一定の圏域ごとに市町村計画の調整を府が図る、となっておりますが、この点の具体的な説明はどうかと思いますが、そちらの方で研究されておりましたら御説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 市町村と府との関係ですが、府の一定の圏域での調整でございますが、具体的には、圏域ごとの調整はまだ行われておりません。今、府と市の間で行われておりますのは、先ほど申し上げました策定指針の骨子とか政府の動き、そういうところあたりでございます。具体的な圏域内での調整は、来年度末あるいは平成5年度になるのではないかと思います。

○ 21番（勝部津喜枝君） 私が取り寄せました資料の中では、圏域の策定の問題につきましても、骨子の中では次のように指摘をされております。「保健・福祉・医療の連携を図る観点から、基本的には、都道府県医療計画の二次医療圏と合致させることが望ましいこと。この場合において、二次医療圏の圏域が老人保健福祉計画策定上支障が懸念される場合には、二次医療圏の変更について検討することとし、変更ができない場合には、広域市町村圏等を踏まえ、適切な圏域を設定

してもかまわない」ということが骨子の中で示されております。

大変難しい内容だと思いますが、ここで懸念されますことは、いわゆるお年寄りの病院からの追い出しというような現状が出ております。いわゆる地域医療が、二次医療圏ということで全国的に見直されております。こういう中では、病院からの老人の追い出しを初めとする医療費削減等の施策と福祉計画とがどこかで合致すれば、大変なことになると懸念するわけです。その点では、今後、本市の老人保健福祉計画の中で十分その点を踏まえ、計画策定の実務に当たっていただきたいと思うわけです。

この点については、これで終わっておきます。

次に、ホームヘルパーの問題について再質問いたします。

大変詳しく御説明をいただきましたが、もう少しお尋ねをいたしますと、平成3年度の予算執行について、10カ月の状況について御答弁をいただいたんですが、予算を編成された当初に比べ執行というか決算というか、いわゆる需要と供給は、具体的にはどのような状況なんでしょうか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） ホームヘルパーの状況でございますが、平成3年度は、一応、予算では、常時15名が稼働できる体制を見込んでおりましたが、1月末までの実績を見ますと、派遣回数等からすれば、10.8人が稼働している体制でございます。もちろん、その中には休暇等もございますので、10.8人よりは実際に動いているのは多いんですが、予算の15名に対して、稼働実績は10.8人ということでございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） 正職とか非常勤、登録ヘルパーなどいろんな形態の問題もあると思いますが、ヘルパーさんの要望ということで積極的に予算を組んでいただけてますが、稼働回数とすれば、まだ十分周知徹底されていないというか、せっかく予算を組んでいただいたのに市民の方にうまく利用されていない。しかし、平成4年度予算では、なおそれを上回る予算を組んでいただき、福祉ヘルパーさんの充実を図ろうということが伺えるのではないかと思います。

そこでは、ヘルパーさんの利用が要らないということでは決してなく、頑張ってもらっているんですけど、もっとヘルパーさんが市民やお年寄りの中へ入っていくための方策について、どこかで研究する余地があるのではないかと思います。

その点では、これも資料ですが、大阪・吹田市で正職のヘルパーさんを35名増員した中での経験が報道されています。この中の記事を見て感じましたのは、ヘルパーさんのお仕事は、1人で1軒の家を訪問するということですので、いわゆる問題の集団的な検討や勉強がなかなか成果として持ち寄りにくい。その中で積極的にヘルパーさんが勉強会を持つとか、行政がそれを応援してさまざまな場を持つということで、大いにヘルパーさんが使命感を持って仕事をしていくための行政の援助がされた経過が報道されております。

その点につきましては、平成4年度で17名ですか、随分たくさん予算を組んでいただいておりますが、ぜひともこれに心を入れていただくというか、本当に利用していただくよう、今後、さらに検討研究もしていただきたいと要望しておきたいと思っております。

次に、福祉会館の問題についてお尋ねいたします。

結局、松尾館長さんから御答弁をいただきましたが、この数字で言えば、現在の福祉会館は、毎日、一生懸命にたくさんの方が使い、賑やかに頑張っていると受け止めてよろしいですね。

○ 総合福祉会館館長（松尾 守君） そのとおりでございます。

○ 21番（勝部津喜枝君） ぜひ引き続き頑張っていたきたいと思っております。私のお知り合いの高齢者の中にも熱心に通っておられる方がおりますので、頑張っていたきたいと思っております。

そこで1つは、署名の提出を厳粛に受け止めている、ということは、どういう認識としてこちらが受け止めればいいのか、

また、御存じのように大変広い和泉市です。今の利用実態からすれば、第2、第3の福祉会館が必要ではないかとも考えますので、その辺のお考えを中川福祉事務所長さんからお聞きをしたしたいと思います。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 厳粛に受け止めている、という言葉でございますが、財政的な問題等の事情によりましてバスの運行にまでは至りませんが、8,000余名の署名についてはその精神を十分に尊重し、今後の福祉行政の前進のために生かせるよう努力してまいりたいと考えております。

○ 21番（勝部津喜枝君） 第2、第3の福祉会館については……。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 第2、第3の福祉会館についての御質問でございますが、現在の福祉会館が昭和62年10月にオープンして4年半でございます。この間の利用状況については、先ほど、館長の方から答弁をさせていただきましたが、高齢化の進行や現在の利用状況等から申し上げまして、さらに、次の福祉会館の建設については重要な検討課題である、という点で認識をしております。

以上です。

○ 21番（勝部津喜枝君） ありがとうございます。時間ということで議長さんからメモをいただきました。最後の同和行政につきましては、先ほどの趣旨説明でも申し上げましたように、特別な対策を必要としない状態を1日も早くつくることこそが、部落解放につながる大前提であると考えております。その意味で一般対策へのスムーズな移行を実現していく立場からも、予算措置の問題を考えなければならないと思っております。

以上、いずれ予算委員会に共産党から天堀議員、原議員が参画しますので、そこでの詳しい審

議も行われることと思いますので、私の一般質問はこれをもって終わります。ありがとうございました。

- 議長（柳瀬美樹君） 勝部議員の質問が終わりました。

ここで、3時15分まで暫時休憩をいたします。

（午後2時45分休憩）

（午後3時15分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。28番・友田博文君。

（28番・友田博文君登壇）

- 28番（友田博文君）28番・友田です。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。通告の順番が2番が1番になり、1番が6番になっておりますので、よろしくお願いいたします。

池田市政は、4期16年間の長きにわたり波乱と激動の時代の市政を担われてきました。赤字財政から黒字財政への財政面の健全化を図るとともに、和泉市の未来を創造する大規模なプロジェクトを打ち出し、今、花が咲き、実を結び、まさにルネッサンスを迎えていると言って過言でないと思います。私は、市長の功績に感謝を込めてありがとうございます、と御礼を言いたいと思います。今後は、このプロジェクトが市民のために幸福をもたらし、本市が調和と活力溢れる都市になることを期待いたします。

それでは、交通、環境安全対策からお尋ねいたします。

近年、車社会と言われて久しいですが、本市の道路事情はパンク寸前ではないかと考えます。泉大津粉河線、和気父鬼線の縦軸幹線道路は1日中混雑し、渋滞しています。これから発生する狭隘な市道、里道等も安全面で大変懸念されます。この上トリヴェール和泉の町開きがされますと交通渋滞が増加し、安全面でお年寄りや子供ばかりでなく運転者のことも懸念されます。この点について、どのように渋滞解消を図り、歩行者の安全を確保していこうと考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。また、上代伏屋線の交通事故が多発していると聞いておりますが、その実態と問題点、安全確保についてもお願いいたします。

次に、産業廃棄物と井戸水についてであります。有害物質が混在している場合、20年、30年という長い期間を置いて出てくるそうです。トリプロエキシンの有害について、アメリカの例をテレビで放映しておりましたが、大変怖いものです。私の住む横山地域では、いまだに井戸水で生活をしているところがたくさんあります。そこで、地下水に怖い物質が混在していないかと大変懸念しております。また、年に何度か自前で検査を依頼しているとも聞いております。

そこで、お伺いをいたします。和泉市の地下水は絶対安全なのでしょうか。

次に、消防体制でございますが、救急隊が増加され、市民の皆さんに大変喜ばれていることと思います。隊員の皆様方には、昼夜にわたって市民の生命と財産を守るために御苦勞をおかけしております。厚く御礼を申し上げます。

さて、交通問題について、消防署はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、救急隊員の応急処置の実態についてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

また、市民の応急処置の習得と実態についてもお伺いをいたします。

次に、コンピューター導入について。新年度から中学校にコンピューターが導入されるということですが、情報化社会と言われる現在、避けて通れない重要課題のようであります。しかし、コンピューターは計り知れない多くの問題があるように思います。

そこで、お伺いをいたしますが、教育内容はどのようになっているのでしょうか。また、体を与える影響についてはどのような対策を考えておられるのでしょうか。教育として取り入れられると、コンピューターの普及は一段と加速されると思いますが、この点についてもいかがお考えなのでしょうか。

また、市民課において戸籍総合システムが取り入れられることになりましたが、私は一元的に管理をすることが望ましく、効率的にも経費的にも安全管理や職員の応用範囲にも適していると考えますが、なぜ別管理にするのか、その理由と今後の戸籍管理についてのお考えをお伺いいたします。

次に、老人医療保健システムについて、その内容も合わせて御説明願いたいと思います。

次に、農業振興対策について。柑橘栽培農家は、ますますその経営に苦慮しております。みかんの出荷は、東北、北海道という遠距離の需要地へのお荷をしておりますが、運賃や諸経費も大きく農業経営を圧迫しております。生産地の近くに大きな消費地がないわけではなく、光明台や泉北地域といった一大消費地を近郊に持っております。それなのになぜ遠くの消費地へ出荷しなければならないのか。

そこで、お願いをします。トリヴェール和泉の中に生産者が生産物を売れる場所を確保してもらえないか。和泉の農業を活性化するためにも、行政側から手を差し伸べていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、市庁舎建設について。庁舎建設が打ち出されてからはや4年目になります。庁舎が狭隘化し、南北分室ができましたが、北分室においては駐車場の確保ができず、市民サービスは大変低下しているように思います。

そこで、お伺いをいたします。建設時期が平成7年を目途と聞いておりましたが、實際上、い

つごろになると考えているのか、再度、お伺いをいたします。

次に、場所についてであります。原則的に現在の場所ということですが、市民の利便あるいはサービスを考えると、現在の場所が最適か否か、疑問があります。建設場所についてどのようなお考えを持っているのか、お示し願いたいと思います。

次に、トリヴェール和泉についてでございますが、和泉中央丘陵に描いた市長の夢が着実に実現されてきました。産学住を兼ね備えた都市は近隣にはなく、その実現が可能になった今、新しい都市の構想が必要ではないかというわけです。泉北鉄道の和泉中央駅を中心に大学、産技研、コスモポリス、光明池、新市街地、旧市街地等をいかに取り込み、いかなる都市にしようとお考えなのでしょうか、お伺いをいたします。

以上、質問の要旨を述べまして、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 交通公害課長（大塚俊昭君） それでは、交通、環境安全対策について、交通公害課大塚よりお答えいたします。

本格的な車社会を迎えまして自動車の交通量が引き続き増加し、本市内においても交通渋滞が激しくなっております。この渋滞の解消策の1つといたしまして、道路交通網の整備が必要であると考えております。また、交通安全の確保につきましては、交通モラルの向上に努めるとともに交通安全施設の整備を図らなければならないと考えております。交通公害課といたしましては、当面、信号機の時間調整や交差点の改良、歩道の設置、道路照明灯や道路反射鏡の設置等について、関係機関との連携により促進をまいりたく存じます。

また、上代伏屋線の交通事故の状況であります。事故の発生原因としてはスピードの出し過ぎが多く、先月の23日に発生いたしました死亡事故につきましては、若年者によるレースまがいの無謀運転であったと同っております。交通ルールの遵守を促すとともに、カーブや勾配のきつい箇所等の安全対策につきましては、関係機関と調整を図りまして点検整備に努めてまいりたいと考えております。

産業廃棄物と井戸水との関係でございますが、農免道路沿いでは産業廃棄物による埋め立てが行われております。これの水質保全の立場から、事業者との協定によりまして定期的に市が立ち会いをいたしまして水質検査等を実施させております。また、交通公害課としても単独に周辺の水質を調査すべく、現在、予定をいたしております。

地下水汚染を防止するためには、今のところ、大阪府では平成元年度より2kmメッシュに1カ所の割合で水質調査を実施いたしまして、和泉市内においても、現在まで13カ所調査をいたしてございます。その結果は、いずれも基準に適合しておりました。この調査は、大阪府において今

後も実施をされるものであり、引き続き水質保全に努めてまいりたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 消防本部理事兼消防署長（高宮武男君） 消防関係の御質問につきまして、消防本部高宮から
お答え申し上げます。

第1点目の交通事情につきましては、御指摘のとおり、緊急出動時における交通渋滞につつま
しては、苦慮いたしておるところでございます。災害出動時の緊急出動には一刻を争う必要があ
ることは、御案内のとおりであります。交通渋滞時におきましては、ドライバーの協力を得な
がら、出動隊員には交通事故防止に万全を期するよう指導し、最善を尽くしているところござ
います。御理解いただきますようお願いいたします。

第2点目の救急患者の応急処置につきましては、現状は、従前の救急隊員の資格で実施できる
範囲で処置いたしておるところでございますが、法改正による応急処置範囲の拡大に対処するた
め、これに対応できる救急隊員の資格の習得を進めているところでございます。また、必要な救
急資器材の整備にも努めておるところでございますが、本年度は、救急隊員の体制と資器材の整
備が整い次第、可能なものから順次対応してまいりたい、かように存じております。

第3点目の市民の応急処置の指導につきましては、現在、婦人会、こども会等を対象に実施い
たしておるところでございますが、救命効果を高めるためには、市民皆様方の御協力を得まして、
一刻も早い人工呼吸や心マッサージが重要なことから、現在、救急啓発車の整備を進めていると
ころでございます。啓発車に積載いたします実用資器材の整備ができ次第、積極的に啓発活動を
推進してまいる計画でございます。御理解いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 教育研究所所長（藤原武久君） 中学校へのコンピューターの導入につきまして、教育研究所
の藤原よりお答え申し上げます。

先生からもお話がございましたように、平成5年度から中学校技術家庭科情報基礎領域の中で
パーソナルコンピューターを使った授業が取り入れられることになっております。この領域では、
生徒1人ひとりが実際にコンピューターの操作を通して、コンピューターの仕組みや基本的な操
作及び使い方を学習するものでございます。また、コンピューターを活用していく上で配慮しな
ければならない事項、例えば著作権、プライバシー等についても指導し、情報化社会のマイナス
面についても指導していく必要があると考えております。

次に2点目の体に与える影響と対策につきまして、コンピューター操作による健康障害、特に
視力の低下が問題になってくると考えられますので、快適な教育環境をつくり、健康管理を行っ

ていきたいと考えております。対策といたしましては、コンピューター画面に反射の少ない照明器具の設置や、操作時間の適性配慮等を考えております。

3点目のコンピューターの普及による保護者への負担につきましては、コンピューターを活用する授業につきましては、指導内容等を考慮し、学校内での時間帯で十分対応できることにより生徒間で過度な競争にならないよう、先生が御指摘の保護者への負担影響を少なくしてまいりたいと考えております。例えば放課後使用できるよう配慮するとかクラブ活動での指導、また、保護者に対する趣旨の徹底を図っていききたいと考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民生活部次長（明坂文嘉君） 戸籍総合システムにつきまして、市民課長からお答え申し上げます。

戸籍事務は、国の機関委任事務として法務省から実務の手順が細かく指揮監督を受けてございます。住民票、印鑑証明が電算処理されているのに比べ手作業で行っているのが現状であり、単純な転記、集計事務に多くの時間を費やしております。また、戸籍記載に使用するタイプ浄書には、事務に精通しある程度の熟練も必要ですが、長年及ぶと頸腕症の原因にもなりかねないため、職員の育成と確保並びに健康管理に配慮する必要がございます。

このような問題を解決するため、小型のオフィスコンピューターによる戸籍総合システムの導入をしようとするものでございます。このシステムの導入によって戸籍事務が機械的に処理されることにより、手作業業務の省力化、職員の精神的負担の解消、戸籍作成時間の短縮による市民サービスの向上が図られ、電算化による戸籍事務の古いイメージからの脱皮で職員の士気の向上、職員の育成と確保が容易になるなど、その導入効果は大変高いものと考えます。

次年度に検索項目を入力すれば、現在、煩雑で難解なため数十分を費やしている除籍改正原戸籍の発行時間を10分の1程度に短縮できる検索機能も備えており、また現在、法務省で研究開発が進められている戸籍のペーパーレス化（電算化により現行の紙の戸籍をなくす方式）に向けての第一歩となるものでございます。

なお、議員さんにおかれましては、市の電子計算組織に深い御理解をいただいているところでございます。市民課といたしましては、国の機関委任事務として法務省から細かい指導があるわけですが、近い将来におきまして市のホストコンピューターにつなぎ、集中的、効率的に利用が図られますようオンライン化処理をしてまいりたいと存じますので、よろしく御理解願いたいと存じます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 情報管理課長（岩崎充男君） 続きまして、コンピューター関係の3番目、老人医療保健システムにつきまして、情報管理課岩崎よりお答えいたします。

従来より情報管理課におきましては、住記オンラインシステムの充実に努めているわけですが、このシステムも、その一環として整備をするものでございます。

内容は、4点ほどございます。1つ目は、健康課窓口における市民への対応策の改善として、当該老人の住記情報、老人医療の加入状況、住民税や所得の状況、老人保健の資格状況及び国保資格などを、オンラインシステムにより端末機で検索するシステムでございます。

2つ目は、現在、手書き処理をしている受給者証、一部負担金助成証明書及び受給者台帳を自動処理する発行システム。

3つ目に、保険の種類変更や被保険者変更処理システムなど。

4つ目に、年4回に被保険者通知する医療費の通知書を自動処理するバッジ処理システム。

以上、4つのシステムを構築し、事務改善を図るとともに市民サービスの向上を図ろうとするものでございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業部次長（松林 保君） 農業振興対策につきまして、農林課松林より御説明申し上げます。

府下随一のみかん産地であるものの、みかん価格の低迷とオレンジ輸入の自由化を迎え、農家の一層の兼業化、高齢化が進む中、樹園地の転換、廃園等農業経営に対する意欲が著しく低下していると存じております。このような中生産地の活性化を図るため、生産者団体の組織化、生産技術の普及、優良品種の選定等を図りながら、消費者に対するセールスポイントを的確にとらえ、府下市場への出荷が中心となるような体制に流通改善への取り組みが必要であると思われま

す。近隣の大消費地への出荷につきましても、一部の試みがなされている生産地域もあるかと存じております。

トリヴェール和泉での消費者に対応する場所といたしましては、現在のところ、まだ町づくりの途上であり、駅前広場、市民の憩いの広場などでの空間利用による生産者と消費者との交流の場としての青空市場、朝市等、また、ユニークな市場が開設できることにより、販売経路の拡充につながる空間の提供を関係部局と協調を図りながら機会あるごとに申し入れを行い、新住宅市街地での位置付けを得られるよう努力してまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 5点目の市庁舎建設問題につきまして、稲田よりお答え申し上げ

げます。

市庁舎建設につきましては、御質問のとおり、現在のところ、平成7年度中の着工を予定いたしております。しかし今後、審議会及び特別委員会を設置していただきまして、いろんな問題点につきまして御審議をお願いしていく予定でありますので、この問題につきましても慎重に御審議をいただきたいと考えております。

次に、市庁舎を建設する場所でございますけれども、この御質問につきましても、現在、この場所で、と考えているところでございます。しかし、市庁舎を建設する場所の選定につきましては、非常にいろいろ難しい問題もあろうかと考えております。したがって、先ほどの着工時期等の問題とも合わせまして、今後、審議会及び特別委員会におきまして慎重に御審議をいただきたい、かように考えておるところであります。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 都市整備部次長（田中武郎君） 6点目のトリヴェール和泉の問題につきまして、都市整備の田中より御答弁申し上げます。

トリヴェール和泉の開発は、和泉市総合計画に基づき泉北高速鉄道の延伸を基軸として都市基盤整備に努め、既成市街地と調和した良好な新市街地の開発を促進しているところであります。既に御承知のように、トリヴェール和泉は北部、東部、西部の3つの地区から形成され、居住機能、都市機能、研究開発機能、すなわち産学住を兼ね備えた従来の泉北ニュータウンの開発などと違った複合多機能都市を目指しております。

まず、居住機能では、景観づくりに留意しながら多様な住宅需要にきめ細かく対応するため、多様なタイプの住宅を段階的、計画的に配置し、住宅地区として良好な居住環境を形成するため、和泉市で初めての地区計画制度の導入を図り、また、CATV地域情報化についても、現在、地区全体では、テレビ電波の受信状況から、また、景観上からもテレビアンテナをなくし、CATV受信、システム有線によるテレビ番組の伝送となっておりますが、将来的には、需要量の増加によって総合的な情報通信基盤施設の利用も可能となります。

また、東部の学園ゾーンは、本市の高度な教育環境の創出を図るための高等教育機関として、昨年、桃山学院大学の全面移転が確定されたところであります。

西部ブロックでは、研究開発機能として研究開発型産業の誘致施設ゾーンを計画し、先端技術産業の研究所の核となる、また、コスモポリスを支援する府立産業技術総合研究所の誘致も決定されたところであります。

一方、泉北高速鉄道の1駅延伸も、平成7年の開業を目指し工事に着手されました。鉄道の延伸とともに大学の開校、産技研の開所と、北部地区を中心に一定の人口が定着されてまいります。

これらと並行して泉州山手線、和泉中央線の一部の骨格道路の整備と、周辺地区からの要望であります既設道路が整備され、合わせて松尾川の改修、下水道の整備促進が図られ、また、既成市街地に隣接して計画しております都市計画公園の整備によって、新旧住民の交流が図られることとなります。

このように中央丘陵開発によって本市のおくれておりました道路網の整備、下水道、公園などの都市基盤整備が促進され、本市の総合計画の目標に向けて事業を進めているところであります。

また、本市の丘陵部や山間部では、槇尾川と松尾川に沿った集落を基礎に発展してまいりましたが、本中央丘陵開発によって東西の集落が新市街地の形成によって一体化され、また将来、道路網の整備によって都心と副都心を核とした市内循環バスの導入などによって、市民の利便性と快適性の向上につながるものと考えられます。よろしく御理解賜りたくお願い申し上げます。

○ 28番（友田博文君） いろいろ答弁をいただきましたが、意見やら再質問をさせていただきます。

最初の交通、環境安全対策につきましては、何回も言っていることなので今さら言うことは無いと思いますが、現在、私が横山からこの役所まで来るため、1日に何回か往復することもあるのですが、大変混雑が激しくなっているように思うんです。泉大津粉河線を通ったり、隣の和気父鬼線を走ったり、中央丘陵の中を走ったり、何とか早く来れないかと苦勞しております。また、何時に待っているからということで、特に早く走らなければならないときもありますが、大変混雑が激しくなっているように思うんです。この庁舎から府道に出、26号線まで出るのも大変なんです。どないして出ようかなと思うぐらい混雑しております。

そういう状況の中、この4月にトリヴェール和泉の町開きがされるわけですが、この調子だとどうなるか。私らも、ここの議会の10時開会を10時半ぐらいにしてもらわんといかん、そんなことも考えております。この交通問題につきましては、特に考えていただきたいと思っております。

まして、後になります、庁舎の建設がされます。今回、基金条例も出てきましたが、そういう大きなプロジェクトも脆弱な財政、脆弱な財政、と言いながらも組める。これは市民サービスの向上のために必要であると思います。市民サービスに必要なから、そんな格好で建てていただきたいと考えるのですが、同じ市民サービスでも、これだけ道路交通が渋滞しますと、バックの状態だろうと考えております。この状態を本当にもう一度真剣に考えていただきたいと思っております。また、トリヴェール和泉の中でも申し述べますが、その辺を意見として言っておきます。この道路問題は交通公害課だけでなく、いろんな方面からもう一度考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、交通事故の問題ですが、無謀運転で事故が発生しているんですが、その事故で運転者が亡くなるんならまだいいんですが、何も関係のない人が亡くなっているということで、地域の人は、「わしら、そこの道路を見るのもいやや。何とか昔の道路のように復旧してくれないか」という意見も聞かれます。この交通事故の実態について、上代伏屋線という道路をどのようにもっていったらいいか、交通の安全確保と合わせて、もう一度答弁をお願いいたします。

続いて、井戸水の関係ですが、この前も委員会で説明してもらいましたが、2kmメッシュでやっている、ということです。今、松尾川水系の方で産業廃棄物が非常に多いわけです。私が言っている横山地域ではそういう投棄は少ないんですが、冒頭にも述べましたように、地下水というものは、どこへどういう水系を通過して流れて行くかわからないということで大変懸念されております。そして、それが20年、30年という長い期間を経て人間の体に影響を与えるわけです。

先ほど、市の方では強気に検査を推進されているということですので、一定、安心はしていますが、地下水は、どういう方向でどこへ流れて行っているかもわかりません。この地下水は、こういう水系を通過してこの方向へ流れていると確定されれば別ですが、一体、どの方向に走っているか全くわからないと思います。そういった面から、できるだけ地下水の検査は多くやっていただきたい。特に井戸水の検査をしてほしい、という要望のある方については、これは保健所か和泉市かわかりませんが、和泉市でもやるという御答弁がありましたので、負担の面では、何とかそういう人たちにも手を差し伸べ、気持ちよく井戸水が使えるようにしてやってほしいと思います。その辺で検討していただくようお願いをしておきます。

次に、消防関係ですが、これも道路問題と非常に関係するんです。市長さん、消防署が大変苦慮しているわけです。それは、私もよくわかるんです。この前、私の後ろを救急車が走ってきましたが、どうしても横へよけられない。よけるのに時間がかかったということでございます。生命を預かる消防隊が、自由に動けないようでは大変困るわけです。消防車の充実とか、いろんな面が大変整備されていますが、そういった大事な1分1秒を争う消防隊として活躍してもらわなければなりません。生命がかかってますので、大変大事な問題です。これも後のトリヴェール和泉の中で総合的に話をさせていただきますので、このぐらいで置いときますが、消防署が非常に困っているということを頭に置いてほしいと思います。

それから、救急患者の応急処置ですが、私もちょっとわからない点がありましたので御答弁をいただいたのですが、救急隊員の資格取得制度というものがございまして、その資格を取らないとできないのかということについてちょっとわかりませんので、後で御答弁をいただきたい。私も前に体験させていただきましたが、こういうことが起こってから消防署でそういう実態があったのかどうか、その辺のところもお伺いしたいと思います。

それから、市民の救急処置ですが、市民の方への指導はもちろん必要ですが、和泉市には、幸いにもしっかりした大きな消防団がご 있습니다。この消防団の方々について、そういう救急処置に対する計画はされているのかどうか、その辺も再度、お伺いをしたいと思います。

それから、コンピューターですが、中学校教育の中へコンピューターが入ってくるということは、大変な革新的な授業だと考えます。皆さん方のところにもどれほどのコンピューターが入っているのかわかりませんが、非常な勢いで普及するだろうと考えます。

私の経験から考えまして、やはり教育の中でコンピューターはこれから必要でございますけれども、その中でどのように使っていくかということです。委員会の中で30時間という時間指定も話されましたが、操作自体が大変でございます。最近、ワープロが普及し、だれもかれもがワープロを使うようになりました。また、読むのにも便利ですが、それを使う中においても、これは規格に沿った使い方をすることが一番基本であります。私の上司もそうだったんですが、私は、基本について何か月も習ってきたものですから、今は、ガイドキーに自然に手が乗るという状態ですが、一般的には、なかなかできないと思います。そのような中で、子供の教育として教えるに当たっては、そういう基本もきちんと教えてあげてほしいと思います。

内容については、千差万別いろいろありますが、子供は大変欲が深く、覚えるのが早いので、すぐに教育内容を飛び越えていろんな方向に使われていくと思います。最近、昔のコンピューターゲームからパソコンを使ったコンピューターゲームの方向に走っております。操作も大変難しくなっておりますが、それらも簡単にこなしていくという状態の中で、これから学校の学習に取り入れられることによってますます普及が進むだろうと考えます。その点では、学習内容をいろいろ詮索していただき、次の段階では楽にコンピューターを使えるように、基本的な分野の習得をできるだけしてやっていただきたい、このように思いますので、その辺、よろしく願いいたします。

また、コンピューターは、目には大変悪いです。2時間、3時間あるいは長い人は8～9時間も使います。初めは、30cm、40cmぐらい目を離していても、時間が長くなればなるほど、目が20cm、15cmと前に行きます。そのため目には大変な問題が起こってきます。また先ほど、市民課の中で頸腕症というお話がございましたが、片手で使っておれば、その片手だけが頸腕症になります。反射の少ない照明器具等あるいは時間を配慮していくことも大事ですし、基本を間違えないように子供に指導していったほしいと思います。

次に、コンピューターの普及ですが、和泉市に200台以上とか聞いてますが、それだけ増えれば、使う子供の数も何百人という格好になってくるかと思ひます。それだけ使えるようになると、普及していくことはどうしようもない。学校で使うんやから、ということになると、委員会で聞

いたところでは、理科の学習とか数学の学習に使うことも考えられるそうです。それによって子供は親にねだったり、いろいろしてくると思います。また、家で使うことによって一段と技術的に進むようになるので、子供の夢を育てることも必要だと思います。これは悪いことではないんですが、親の方にもいろんな問題が起ってきて悪い面も多いということです。学習の中にコンピューターを導入することは、大変大きな問題を持っております。まだ初めてなのでわかりませんが、私はそう思います。

その証拠に小学校の先生でも、学校にワープロを入れるんやから、自分の家にもワープロを導入する。そして、家で原稿を打ち、そのフロッピーを学校へ持って行けばそのまま出てくるし、修正も自由にできるということで楽だという先生方も大勢おられます。これは決して衝動的なことではなく、必要だからです。そのようなこともあって、子供だからそれができないということではなく、子供やからよけい親にねだるということになると思います。その辺で普及の状況はわかりませんが、学校教育にコンピューターを入れる以上、学校は、子供がコンピューターを買いたいとなれば市販で買わすのでなく、メンテも整ったところをあっせんをしてやらないといけません。また、負担についても、教育委員会でちょっと考慮していただきたいということも考えておりますので、教育長さん、その辺もひとつ配慮のほどをお願いいたします。教育のコンピューターの件は、これぐらいをお願いをしておきます。

次に、市民課の戸籍総合システムですが、これも今まで大変な仕事だったのが効率的にできるとか、職員の精神的な負担が軽くなる、時間が早くなる、職員の士気の向上につながる、職員の育成、確保が容易になるなど、いろいろ言われましたが、導入効果が大変高いということです。その意味では、いいことをやっていただいたと思っております。

これについても、私が常々言っているんですが、これはホストコンピューターに入れずに別管理でやるということですので、あえて取り上げているんですが、やはりこういう問題も、すべて1つのところから受発信ができるということが大事ではないか。それによって省力化もでき、各課の交流もやりやすくなる、端末機も一定のもので処理できる。費用の面では、どちらが高いか安いかはわかりませんが、将来的なことを考えていけばその方がいいんじゃないかと、いつも思っております。

老人医療保健システムについては、情報管理課でそういうシステムを構築していただいたという、その面では非常に喜んでおります。大変省力化が期待できるということで、医療システム担当の方々も喜んでいいるということで、私の趣旨に沿って動いてくれたな、とありがたいと思っております。

そこで、情報管理課に少し質問をいたします。

今までも市民課へのコンピューターの導入あるいは教育関係などで情報管理課の方へ相談があって、それに対してどのように指導してきたか、その指導内容も含めてお聞かせ願いたいと思います。

次に、教育の方のコンピューターですが、今までは、皆さんも御承知のように、市場ではNECが独占しているわけでございます。その理由は、ソフトが多いとかいろいろありますが、その中で私が聞く範囲では、NECを入れるとか富士通を入れるとか聞いてますが、これらをどういう方向に入れるのかということと、互換性を持った機種を入れるとすれば、どのような互換性があるのか。あるいは1つの学校へ2種類も3種類もの機種を導入することによって、それをだれもが互換性を持って使えるのかどうか。また、それが教育内容にどのように反映されるのか、ということについてお願いしたいと思います。

次に、情報管理については、一元的に管理をするのが望ましいんですが、能率や財政面からも集約すべきであると思っております。そこで、SEの関係についても、今、和泉市は、NECにSEを依存しているということですが、私は、やはりコンピューターの専門技術者を和泉市の中に置くべきであると考えております。その点の養成訓練も含めてどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

続きまして、農業関係でございますが、御答弁の中に新住宅地の中に青空市場とか朝市等をやるのが一番望ましい、活性化につながる、ということです。この件についても何回も質問しているわけですが、これだけ大きな消費地がある中で、なかなか泉北地域へも和泉市のみかんを販売できない。私は、組合にも関係しているので意見を述べさせていただくんですが、どうしてもできないということです。

しかし、できない、できない、と言うだけでなく、やはりトリヴェール和泉という大きな町を和泉市につくっていくわけです。その中で和泉市の1つの産業として農業があるのですから、その農業を活性化していく上では、どうしても1つの場所を提供していただきたい。また、その努力をしていただきたい。トリヴェール和泉の中へ1つのそういう売り場をつくっていただくことは、和泉市の農業従事者の夢だと思うんです。それだけたくさんの方が需要があるわけです。産技研や大学、コスモポリスなど大きなプロジェクトが取り巻いてるんですから。できることなら、その中へ売り場をつくる努力をしてほしいと思います。

この駅前広場というのは問題が多いんです。泉ヶ丘を見ればわかります。いろんなものを売りに来ます。また、ラーメン屋さんとかタコ焼き屋さんとかが入って来ましたが、今、全部撤去されています。1つ何かが入ってくると、その町の色が変わります。松林次長が答弁していただきましたが、それが1つの前へ進むことについてはいいことだと思うんですか、今からできる町に

対して、われわれが市の行政も含めて、そういうことをその場でしなさい、と言うことはできないと思います。町を汚し、それによってほかのものを誘導すれば、せっかく広場をつくってもよそに占領されて後でゴタゴタせないかん。それで、泉北の泉ヶ丘においては、10年も20年もの経過の中で2、3年前、やっと全部撤去したという状況でございます。その辺では、和泉市においてもそういうことは余り好まないと思っております。

その中でどうすれがいいか、やはり1つの商店街のポイントというか、あるいは和泉中央線の沿線に店を張り付けることになっておりますが、そういうところへ生産物を販売できる共同販売所等をつくっていただき、だれもがつくったものを持って行けば販売できるという施設をつくっていただきたい。これは和泉市がそこを取得して貸してやるとか、組合で取得してやっていくとか、そういう方向で1回、やっていただきたい。この辺では、そういうところはどこにもありませんので、市長も決断していただき、公団に強く働きかけてほしい。和泉市の農業の発展のために御努力を願いたいと思います。市長、よろしく頼んでおきます。

市庁舎の関係につきまして御答弁をいただきましたが、市長は、平成7年を目途に原則的にこの場所で庁舎を建設する、ということは何回も言っておられますし、私らも聞いております。今回、審議会や特別委員会を設置し、庁舎建設に入って行くわけでございますけれども、私らは山手の方ですので、和泉市の庁舎はトリヴェール和泉に建てるのが当然、という意見をよく聞くわけです。中央やから、ということだろうと思います。先ほど、道路事情の関係も申し上げましたが、中央へ持ってくればどこからでも簡単に来られるし、混雑も緩和されるのではないか。これは1つの方向付けとして、そういう意見もあるということを考えておいてほしい。どこへ持って行け、とは言いませんが、そういう意見もあるということを知っていただきたい。

そのような中で、今回、最初の積み立てが7億という基金条例も出てきております。新聞報道等を見ますと、各市とも大体80億から100億円ということで、その半分を積み立ててから建設する、というようなことも書かれておりました。その半分とすると50億、7億円ずつ積み立てれば平成11年ごろから始まっていくのかな、と思います。市長としても建設に意欲を持っていることですから、あと3期ぐらい頑張っていただかなあかんということですが、できるだけ平成7年を目途にする、と言っておられますので、同じ建てるならば、やはり平成7年がいいんじゃないかと考えております。その点でどのように基金を計画しているのか。また、審議会や特別委員会の設置時期については、平成7年を目途にしようとするれば早くしなければ間に合わない。その辺では、一体どのようになっているのかということ再度、お聞かせ願いたいと思います。

以上の点について再度、答弁を願いたいと思います。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷より上代伏屋線の交通事故防止対策についてお答え申し

上げます。

上代伏屋線の山荘から下ってきたカーブのところで事故が多発していることは、私も承知をしております。この道路は、道路構造令に基づきまして幅員7mの2車線、時速40kmの道路として施行しております。時速40kmの速度制限の表示をしておりますが、相当なスピードオーバーによって事故が発生しているのが実態でございます。したがって、その対策といたしましては、警察とも協議をしながら看板の設置とか反射鏡の取り付け、また、中央線には、はみ出し禁止のスポットフレックスというイボイボが付いた、車が通ると音がするというものも設置をしております。しかし、まだ事故が起こっているようでございますので、さらに事故防止のため、警察とも協議をしながら事故防止対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

- 消防本部長兼消防署長（高宮武男君） 救急隊員の関係についての再質問 にお答え申し上げます。

救急隊員の資格の関係についてお尋ねがございましたが、現行の救急隊員は、135時間の教育で一定の資格を得ているわけでございます。一応、2段階と申し上げておりますが、さらに、それに115時間の研修を受けることによって医療器材を用いた医療の確保など、9項目の応急処置が追加される資格を得られるということでございます。

なお、さらにその者が約6カ月間の研修を受け、救急救命士の国家試験に合格すれば救急救命士の資格が得られ、半自動式除細動器等を使用する応急処置等3項目が追加された応急処置ができる資格が設定されております。詳しくは、たくさんございますので省略させていただきます。

次に、救急隊員が行った応急処置の実績でございますが、平成3年度の集計ができ上がっておりませんので、平成2年度の統計を申し上げますと、平成2年度中の救急搬送人員3,324名中、救急隊員が応急処置を行った救急患者は2,247名、約67%でございます。このうち人工呼吸を行った者は74件、心マッサージを行った者が77件となっております。大体、人工呼吸と心マッサージは並行して行うのが常識のような形になっております。

なお、消防団員に対する応急処置の指導についてはどうか、ということでございます。消防団員につきましては、各地域の防災の中核的な役割を果たしていただいております関係上、今後は、応急処置についても熟知していただく必要があろうかと考えております。したがって、救急啓発車の導入とともに、早急に来年度は研修指導を実施していきたいと存じておりますので、よろしく願い申し上げます。

- 情報管理課長（岩崎充男君） コンピューター関係につきまして、情報管理課長よりお答えいたします。

3点ほど質問がございましたが、最初に、教育委員会や市民課から相談があったとき、情報管理課としてどういう指導をされたのか、その指導内容等について、ということでございます。確かに昨年度より教育委員会並びに市民課からそれぞれコンピューター導入に関しての御相談なり計画の中身について御説明を受けてまいりました。具体的に何を指導したのか、というお尋ねでございますが、現段階では、これはこうした方がいい、という技術的な援助をするところまで詰めた話はしておりませんが、導入についての機種決定やソフトの選択等、そういうところでの技術的な援助ができるのではないかと考えております。

それから、教育委員会のコンピューター導入について機種統一、互換性を考えているのか、という御質問でございますが、これらにつきましては、教育委員会の方からお答えがございましたように、教育研究所におきまして16台のコンピューターを購入し、技術科の先生方に対する研修が進められているやにお聞きをしております。したがって、それらとの整合性は当然、考えていく必要があるのではないかと考えております。いずれにしても、これらについても、まだ機種決定等具体的に検討する時期ではございませんが、教育委員会と一緒に検討ないしは技術的な援助をしていきたいと考えております。

それから、3番目の専門技術者の設置について、特にSE等についてどう考えているか、という御質問でございます。現在、私どもにおります職員は、すべて事務職員でございます。その事務職員が、それぞれプログラムの修正、改定等を行っているのが実情でございます。専門技術者の問題でございますが、例えばSEとかプログラマーという名前を一般的に使うわけでございますが、国の国家試験でいう技術者名では、そういう名称はないわけでございます。プログラマーとかシステム管理者とか、そのどれがどこに該当するのか、申しわけございませんが、私も存じません。いずれにしても、SEとかプログラマーというのはいわゆる略称でございます。

それから、現在のコンピューター関係の業界をめぐる情勢の中で申し上げますと、どこも専門技術者が不足をしております。メーカーも含め専門技術者の育成に多大な労力と経費をかけているのが実態のようでございます。したがって、和泉市で専門技術者を設置するかどうか、というお尋ねであったように存じますが、私どもの方でそういう人間をほしいということで募集をしても、なかなか応募者がいない状況が一般的にあるというように理解をしております。

それと、現在の事務職員をもっと教育研修を重ねてSEレベルまで引き上げたらどうか、という意見もあるかもわかりませんが、確かにSE等の養成はできなくはありませんが、非常に長期間の研修が必要でございます。特にコンピューターは、半年段階でどんどん変わってまいります。したがって、そのようなハードの変化をずっと追いかけていかなければならないというメーカーの苦悩でもあり、同時に、私どもも、そういう専門技術者を養成する上で非常に困難な部分あるという

ことを理解しないとSEの仕事ができないということで、非常に難しいと存じます。したがって、現在の状況の中では、専門技術者がつくった設計図を見ながら、こうした方がより合理的ではないか、という良し悪しの判断ができる能力を持った職員が、幸い、私どもの方で何人かおられますので、今のところ、そういう能力でやむを得ないのではないかと考えております。

以上でございます。

○ 28番（友田博文君） 時間が迫ってきましたが、道路の事故の関係でございますが、本当に危ない、危険や、ということです。私も葬式でよくあそこを通るのですが、道路が急に下ってまた上がるということで、子供たちにとっては、バイクで走ったら気持ちが悪いかもわかりません。何かエレベーターに乗っているような感じで冒険的なことだと思います。しかし、その人らが死ぬのは自業自得ですわ。しかし、そこを通過している何の関係もない人が事故に遭って死ぬということは、絶対に避けなければいけません。

そのような事故を避けるため、聞くところによると、見えなかったということですので早急にライトアップをすとか、また、いったん止めて、あそこがどんな実態になっているかを再度調査をしていただくとか、それから、中央分離帯をつくるとか、今、白線でブーンとなりますが、それをもっと広げ、もっとたくさんつくって事故防止をすとか、もう少し具体的に考えていただきたい。人間の生命がかかってますのでね。その地域の人らが、「もうあの道路を見るのもいやや」と言うてますが、その点では、われわれも気を付けなければいけません。いつ、だれが、どんな事故に遭うかもわかりません。その辺では、交通公害課になるのか道路課になるのか、はっきりわかりませんが、十分配慮していただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それから、消防関係ですが、救急隊員が心マッサージをしたのが77件ということですが、大変結構なことだと思います。今、救急救命士の研修に何人行っておられるのか、それだけ聞かせてください。

○ 消防本部長兼消防署長（高宮武男君） 現在、1名が研修に行っております。

○ 28番（友田博文君） そういう方たちをできるだけ増やし、和泉市が救急救命士を含めて救急隊が充実しているということで、市民が安心して暮らせる環境をつくっていただきたいと思えます。また、消防団の方たちもできるだけ早くそういう格好で習得していただければ、もっとその輪が広がるのではないかと考えますので、その辺もよろしく願いをいたします。

それから、コンピューターの関係ですが、今、聞いていると、問題が一杯あるように思うんです。何もしていないということは、大変不愉快です。なぜ前から言うておるのをきちんと聞いて対策を練らないのか、非常に不愉快です。なぜ技術者が養成されないのか。消防署はちゃんとやっているやないか。なぜ、あんたとはできないのか。おかしいやないか。何を考えているんか。

今後、予算委員会の中で頑張らせていただきますので、その点も十分お願いいたします。

最後になりましたが、トリヴェール和泉の問題ですが、町づくりということで私の考えを少し述べさせていただきます。トリヴェール和泉の町づくりは、市長の描かれた計画のとおり運んでいると思います。町づくりのために去年は産技研が誘致され、今年は桃山学院大学の誘致に成功されましたが、これは市長の非常な努力が実を結んだと敬服している次第でございます。産学住を兼ね備えた町が和泉市にできるということで、本当に喜ばしいことだと思います。さらに、下水道が整備され、鉄道が延伸されて和泉中央駅ができ、日本で初めての複合的多機能都市という難しい名前を付けておられますが、他市に胸が張れるものができてくと喜んでおります。

そこで、私は欲張りかも知れませんが、21世紀の和泉市を見ますと、市長が言われるルネッサンスに一步でも近付くため、私たちも意見を言わせていただきたい、このように思うわけでございます。

現在、町づくりに必要なものは、環境問題、ごみ問題、交通問題、地域整備等ではないかと考えているわけですが、日本に例を見ない都市ということで注目されておりますので、その点では、斬新な他市に誇れる町づくりをしていただきたい。

今、地球環境問題が叫ばれておりますが、緑をたくさん残していくことが第一ではないかと思えます。そのためにはまず、公園の緑の比率を高めていただきたい。また、こういう住宅地の開発については、せせらぎが余りないのですが、東部、北部、西部の地区で小川のようなもの、せせらぎをつくってはどうか。多くの緑と水を配置することは、人々の心を和ませ、ゆとりあるすばらしい町になるのではないかと思います。

ここに、住宅・都市整備公団が出しているパンフレットがあります。いいことをたくさん書いてます。私たちは、日常余気を遣わずに“トリヴェール和泉”という言葉を使っていますが、この“トリヴェール”とは、フランス語で「3つの緑」という意味であり、大変緑を大切にしているんやなと考えております。また、「臨空都市圏」の核都市をつくる。そして、ここが問題なんです、「恵まれた交通アクセスが実現」とありますが、今、われわれが考えている「恵まれた交通アクセス」とは何かという問題があります。

「豊かな自然、歴史的遺産を大切に」とありますが、その中に槇尾山が入っていないのは憤慨なんです。たくさんの祖先の人たちが築いてきた歴史的な遺産の中にぜひ槇尾山も入れとほしいと思います。そういう歴史的遺産の保存が望まれます。

それから、学園ゾーンは「緑の丘」と位置付けられていますが、これは「緑の丘」と言えるようにお願いしたい。

また、「研究開発の一大メッカ」とありますが、これは産技研を指して言っているんだろうと

思います。和泉市が、この3大コスモを合わせた研究都市のメッカであると誇れるような配慮を
願いたいと思います。

それから、シビックゾーンに広場ができてますが、ここには、やはり象徴的、シンボリックな
ものとして、一流の有名デパートを1つ持ってくれば市長の株がまた上がるんじゃないかと考えま
す。

「3つの緑」ということで公園・緑地につきましては、木村議員さんも池のことをおっしゃっ
てましたが、泉北へ行けばわかりますが、1つの地域が、1kmぐらいにわたってずっと公園にな
ってます。ここにも「ゆたかな緑でネットワークした道路」とありますが、本当に美しい緑一杯
なものをつくっていただきたい。そういうことによってこれからの高齢化社会の中、皆さんが本
当に和泉市に住んでよかった、住みたくなるような町づくりができるのではないかと。

もう1つ、忘れてならないのが旧市街地だと思います。新市街地とどのようにネットワークす
るか、これは大変な問題だと思います。泉北においても、ほとんど閉ざされたままになっており
ます。和泉市では、これから町づくりが始まる場所ですから、新市街地ができて10年、20年後、
旧市街地の人たちが、なぜ、わたしのところも力を入れてできなかったのか、となってくると思
います。大変難しいことかも知れませんが、旧市街地もネットワークに入れていけば、新市街
地の方ばかりでなく、旧集落の方々も、市長が本当にいいものをつくってくれた、と喜んでい
ただけるようなトリヴェール和泉をつくっていただきたい。

最後に、駅から学園ゾーンの桃山学院大学のキャンパスまでですが、ここに緑溢れる「ボン
ェルフ道路」の絵がかかれています。皆さんが駅から歩いて行くとき、「これは本当にすばらしい
道路だ」と言われるような道路ですが、いろいろ数ある中でも、これだけは和泉市が誇れる道路
として最低つくっていただきたい。

そして、先ほども言いましたように、豊かな緑に囲まれ、小川のせせらぎが聞こえ、小鳥のさ
えずりが聞こえるような住んでよかった和泉市、住みたくなる町づくり、町には学生たちが一杯
いる活気に満ち溢れた町、また、コスモポリスの建設で産業が活性化し、和泉市全体が調和と活
力溢れる町となるように希望して、私の質問を終わります。



○ 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これ
に御異議ありませんか。

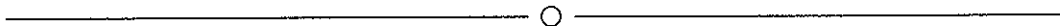
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

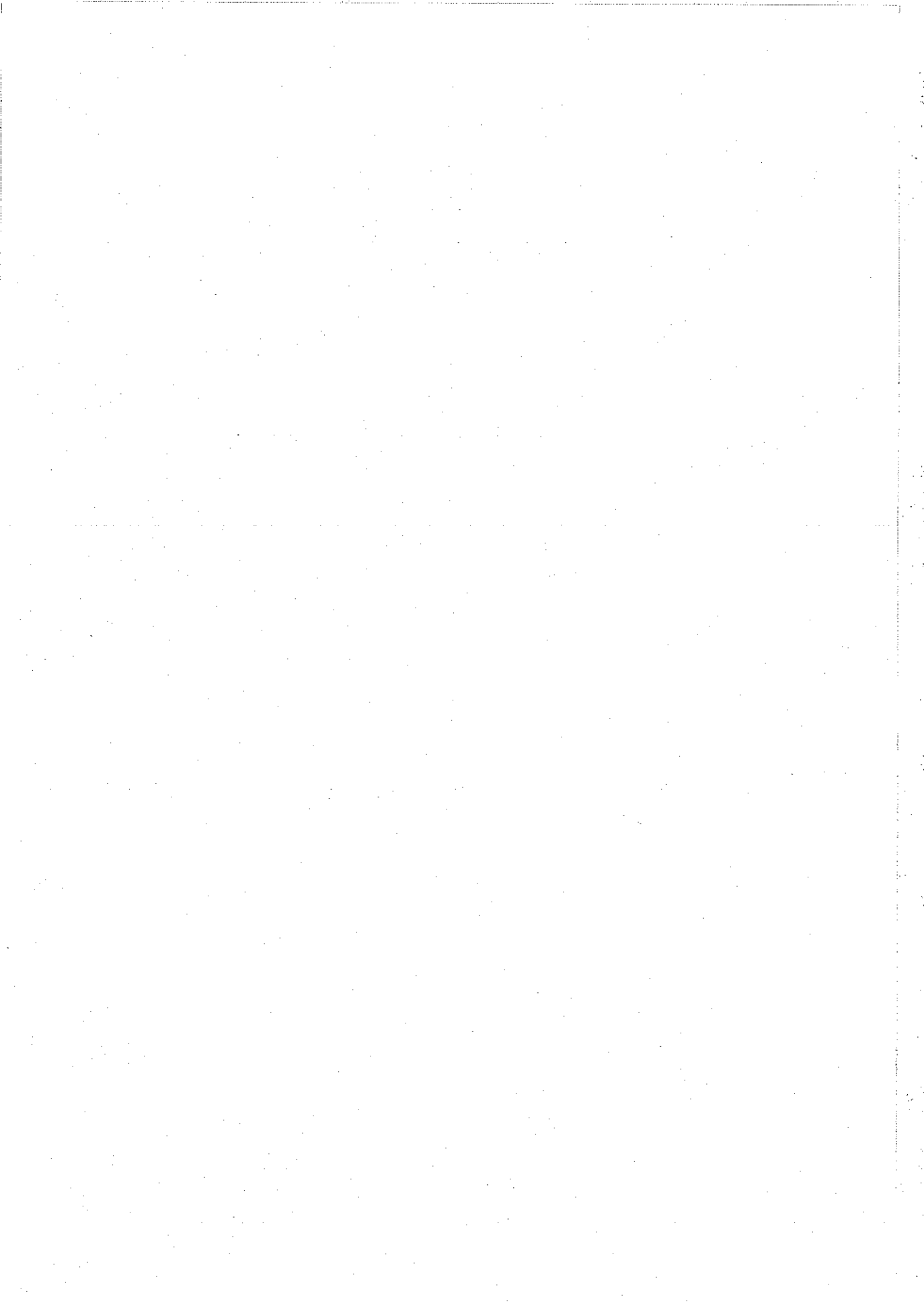
それでは、本日はこれにて散会いたします。

(午後 4 時45分散会)



THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY

第 3 日



平成4年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	竹下義章君	17番	上田育子君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君
16番	西口秀光君		

欠席議員(1名)

3番 西口平和君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室次長	池田忠雄	市長公室次長	石本博信
市長公室理事	坂口禮之助	総務部長	神藤恒治
市長公室理事	田中昭一	総務部次長	奥村富彦
市長公室理事	中塚白	総務部次長	池辺功
市長公室次長	堀宏行	総務部次長	阪豊光
市長公室次長	稲田順三	同和対策部長	森利治
市長公室次長	尾崎秀忠	同和対策部理事	向井洋明
市長公室次長	鹿島賢昌	同和対策部次長	戸口泰明
市長公室次長	中辻寿夫	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室次長	井阪和充	福祉事務所次長	坂田平之
市長公室次長	亀山学	市民生活部長	麻生和義
市長公室次長	池辺一三	市民生活部次長	岸田秀仁
市長公室次長	今村堅太郎	市民生活部次長	明坂文嘉
市長公室次長	山下喬三	市民生活部次長	池辺修次

産 業 部 長	大塚 孝之	水 道 部 次 長	城 前 伊佐雄
産 業 部 理 事	藤 原 清司	病 院 長	竹 林 淳
産 業 部 次 長	高 三 一	病 院 事 務 局 長	橋 本 昭 夫
産 業 部 次 長	松 林 保	病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹 夫
参 与 兼 建 設 部 長	浅 井 隆 介	消 防 長	角 谷 泰 夫
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	消 防 本 部 理 事 兼 消 防 署 長	高 宮 武 男
建 設 部 理 事	緒 方 和 夫	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
建 設 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 本 部 次 長	池 野 透
建 設 部 次 長	谷 俊 雄 信	用 地 担 当 理 事 長	松 村 吉 堯
建 設 部 次 長	赤 田 儔 信	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	大 宅 清 臣
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	藤 原 忠 男
建 設 部 次 長	中 野 英 二	教 育 委 員 長	杉 本 弘 文
建 設 部 次 長	藤 本 仁	教 育 長	逢 野 博 之
建 設 部 副 理 事	岸 本 孝 二	管 理 部 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 次 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 理 事	中 野 義 裕	指 導 部 長	生 田 稔 郎
都 市 整 備 部 理 事	三 井 義 秋	社 会 教 育 部 長	竹 田 明 喜
都 市 整 備 部 次 長	中 屋 正 彦	社 会 教 育 部 理 事	北 野 喜 平
都 市 整 備 部 次 長	田 中 武 郎	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 継
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	収 入 役 室 長	高 橋 正 道
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	着 本 善 夫
改 良 事 業 部 次 長	席 田 嗣 夫	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 清
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔 一	監 査 委 員	吉 田 陽 三
水 道 部 長	岩 井 益 一	監 査 事 務 局 長	森 口 義 忠
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	農 業 委 員 会 会 長	農 端 小 一
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
 次 長 河原茂隆
 調査係長 井之上光一
 議事係員 田村隆宏

平成4年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月10日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中連日にわたりまして御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
 ただいま御出席されている議員さんは21名でございます。西口平和議員さんから欠席の届出が
 ございます。遅刻届けの議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなく
 お見えになることと思います。現在、21名でございます。
- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しております
 ので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、
 よろしく御了承願います。

- 議長(柳瀬美樹君) それでは、日程審議に入ります。
 日程第1「一般質問について」を行います。最初に、17番・上田育子君。

(17番・上田育子君登壇)

- 17番(上田育子君) おはようございます。17番・上田育子です。通告順に従いまして、質問
 をさせていただきます。

まず、女性の地位向上と社会参加についてでございますが、市長は、市政運営方針の中で「女性
 対策として、女性フォーラム報告書や女性問題啓発冊子の作成を行うとともに、女性問題に対
 する認識を深めるため、各種講座や研修会を実施し、女性の地位向上と社会参加を進めてまいり
 ます」と書かれています。私は、女性対策というような言葉をどのような視点でお使いになって
 いるのか、大変疑問であります。今、和泉市民、和泉市政にとって、本当に女性の命とともに生

きてきた、自然とともに生きてきたその女性たちの目というものを、この自然の中に少なくとも半分以上反映をしていくことが一番大切なことではないかと考えているんです。それを単なる対策の問題としてたった4行で書かれていて、後の中でどのように報告がなされているのか、非常に関心があったわけですが、ボランティアとして福祉の場で女性を活用するというような視点しかないというところで大変残念であります。

女性の地位向上に関しまして、大阪府も国も、また、各市町村においても既に総合プランをつくっており、あらゆるジャンルで、それは働く場とか福祉の場、教育の場、文化の場という、それぞれのところで女性が完全参加と平等をどのように獲得しながら町づくり、そして、社会づくりを進展させていくかという、いろんなところでの準備が行われております。和泉市においても、そのようなことをもっと進展させていただきたいという視点で、以下の点について御質問をしたと思います。

まず、1986年、今から6年前になりますけれども、市長に対し、パート労働者の退職金制度化と待遇改善を求める署名8,201通を同実行委員会によって提出をしてきた経過があります。このことは、パート労働者が働く場において男女平等の職場をどのように実現していくのか、そのことを通じて女性の自立を図っていききたいという切なる願いの要望署名であったと思います。市長には、この署名に関しては単なる民間のパート労働者の要求ではなく、市という公の場で働く非常勤職員も含めた要求であるので十分検討していただきたいという形でお渡しし、検討する、というお返事を受けてまいりました。その後、5年間経過いたしました。一体どのように施策の中で反映されてきたのか、お答えいただきたいと思います。

2点目には、継続雇用を繰り返している市の非常勤職員の実態についてであります。これは今の問題とも非常に関連がありますが、今の1年ぼっきりの雇用というような条件に縛られ、勤続加算等や厚生年金も付いていないという大きな制約が行われています。その中で既に北海道で実施され、大阪府でも検討に入っている退職金制度化の問題について、和泉市では、既に6年前に提出した署名で十分に検討されてこられたかと思いますが、どのように具体化されているのか。

そしてまた、既に10年以上勤務している非常勤職員もおられるわけですが、1年ぼっきりでなく、継続雇用という形で事実上働いている非常勤職員に対する育児休業制度の適用をどのように考えておられるのか。

3点目の質問であります。時間短縮がこの議会の中でも多くの方々から質問なり意見なりの形で出だされております。その時間短縮に伴っていつも泣き寝入りをさせられているのがパート労働者であります。土曜日が強制的に休みにされた場合、時間給計算が行われているパート労働者の収入はゼロになり、月の収入がさらに少なくなるという実態があります。和泉市においても

労働相談を行われていますが、そのような賃金カットの質問があった場合、どのように指導されているのかであります。

4点目は、市長は再度、当選なさったときの演説の中で、女性の管理職を2割登用する、という御発言をなされましたが、1992年度の市の女性管理職登用計画が具体的にどのようなになっているのか。そして、先ほども申しましたが、男女平等社会の実現ということで計画的な女性プランが必要になってまいります。そのプランの中では、まだ数年あります20世紀中に果たしてこの女性管理職の登用が、この場におられる皆さん方の半分が女性で占めるという時代をつくってくださる決意がおりなのかどうか、その点についての質問です。

さらに、過去、いろんな伝統の中でこのような男女不平等社会ができてきたとは思いますが、新しく市長が決意されて以降できる審議会においては何割の女性メンバーを登用されるおつもりですか、その点の質問でございます。

5点目でありますけれども、先ほど申しましたように、女性差別撤廃に向けた総合計画づくりと女性センターの建設についてですが、女性差別撤廃条約が批准され、均等法が実施されて以降この取り組みについては、当市においてはおくれているのではないかと残念に思います。この具体化についてぜひともお答えいただきたいと思っております。

第2点目ですが、いよいよ和泉市も総合福祉プランということでアンケートや素案づくりについて、ようやくそのスタートに立っているのではないかと思います。そこで、老人、障害者、被爆者の福祉充実について質問させていただきます。

まず、鶴山台で今年4月1日から障害児、障害者7人のミニ授産所がオープンされますけれども、これの補助金が一応500万円と伺っています。この家に関しましては4DKで、庭にちょっとした空間があるというようなところなんです。鶴山台の障害児の親たちは、子供たちが卒業して生活をしていく場、そして、できることならば、そこで仕事のことも考えてみようということで数年前から計画され、そして、非常に高額な家ですが、和泉市で具体的に自分たちの子供が生き生きと生活ができる場が十分に望めないの、やむを得ず自費でこの家を購入したという経過があります。ただいまも6人の人がまだこの家のおカネを完全に払い切れず、月々、相当なローンで返済をしている状態です。

この作業所に関しましては、既にミニ作業所としてすいせんと解放作業所がありますが、ここは公的な作業所ですので、家賃や設備費、光熱費は要らないと聞いております。この鶴山台のミニ作業所に関しましては、そのような家賃の補助、光熱費の問題、さらに、購入する必要がある車やトイレ等改善費の問題、さらに、他市が行っている重度加算という、これは介護手当の加算ですが、この重度加算については、和泉市として福祉の充実をしていこうとする現在、どのよう

に検討されているのか、お答え願いたいと思います。

2点目は、3年前にこの議会で各会派の議員さんの総意によって提出された重度障害児の緊急一時保護についての意見書が採択されております。この意見書は、重度障害児に対しては、確かに府がつくるとなっているわけですが、和泉市では、この3年前に採択されたこの意見書を具体化するためどのような努力を行ってこられたか、その経過と現状について説明願いたいと思います。

3点目は、総合福祉プランに関してであります。昨日も勝部議員が質問されていましたが、行政団体と個人の要望がそれぞれ出ていて、お答えの中では、長期的な展望に立った要望などはなかった、と言われていますが、例えばこの中でオンブズマン制度に対する要望とか、長期的な展望に立った要望というものも、もちろん幾つかの団体からあったと思いますので、具体的にどのような要望が出ていたのか。そして、素案の中でどのように反映されるのか、もう少し詳しくお答え願いたいと思います。

さらに、審議会のメンバーとして約20名と言われていますが、もうそろそろこの議会の中でお互いに考えていかななくてはならない問題だと思っておりますので、その構成の計画についても説明願いたいと思います。

4点目は、老人保健福祉計画についてであります。市政方針の中でも、老人の生活実態調査を行っていく、とありましたが、①この生活実態調査については、総合福祉プラン策定のときは大阪府に委託して調査を行いました。この生活実態調査については直営でされるのか、それとも、また府に委託して行われるのか、その点について質問いたします。

②計画策定段階での市民参加について、具体的に総合福祉プランのように審議会をつくっていかうとされているのか。それとも、ゴールドプランで既におカネがおりているから、それを自動的に市の判断だけで使っていけばいいと思っていられるのか、その点についてお答え願いたいと思います。

③在宅福祉充実のための3本柱の1つであるホームヘルパー増員問題について、昨日も勝部議員から質問がありました。そこで私は、ホームヘルパーの中で正規職員、非常勤職員、登録ヘルパーについては、それぞれ仕事の内容がどのように違っているのか、その点について伺ってきたいと思います。さらに、ガイドヘルパーについては、全身性麻痺のガイドヘルパーについては、今年度からの実施ということ強く要望してまいりましたが、具体的にどのようにお考えをされているのか、お答えを願いたいと思います。

④高齢化社会に向かってますます在宅医療を求める人たちが増えてくると思います。そのような中、既に地域のお医者さんから在宅医療を和泉市ではどのように考えているのか。和泉市が民

間のお医者さんと提携し、必要なら往診に行く用意がある、と質問されていますが、そのような在宅医療のネットワークについてのお考えを伺いたいと思います。

⑤老人福祉月間で大阪府は、鍼灸・施術に対して補助金制度をつくっていますが、和泉市としては、具体的にこの制度の活用をしておられるのか。また、今後、どのように活用しようとされているのか、伺いたいと思います。

5点目でありますけれども、和泉市は、非核都市宣言を行っています。市政方針の中でも「平和の尊さや被爆体験を実感として受け止めていただくため、広島市へ市民を派遣する平和バス事業を昨年度に引き続き実施してまいりたいと存じます」とあります。私たちの町でも、約80名以上の被爆者が既に登録という届け出をされていると聞いております。この被爆者の実態について、特に福祉の面においてどのように把握されているのか、お答えを願いたいと思います。

以上であります。お答えのいかんによっては自席から再質問をさせていただきますので、よろしく願います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 商工課参事（山本茂樹君） それでは、1番目の女性の地位向上と社会参加について、うちの1点目、パート労働者の退職金の制度化と待遇改善について、3番目の時短に伴いますパート労働者の賃金カットにつきまして、商工課山本よりお答え申し上げます。

まず、1点目のパート労働者の退職金の制度化と待遇改善についてでございますが、本市におきまして、かねてより各方面からパート労働者に係る退職金制度化などにつきまして、機会あるごとに御要望がございました。労働福祉あるいは中小企業対策の一環といたしまして、常に検討を加えてきたところでございますが、先生も御案内のとおり昭和61年12月、パート労働者の退職金を制度化し待遇改善を求める署名、泉大津和泉実行委員会から8,201名の署名を添えまして、和泉市長、泉大津市長あてに要望がございました。円高あるいは不況などにより産業雇用等地域経済全体が厳しい状況にある中、要望の趣旨を慎重に受け止めまして、政府関係の特殊法人であります中小企業退職金共済事業団が運営いたします共済制度への加入を促進する方向で検討を進めてまいりました。いろいろな問題点が想定されましたが、パート労働者を含め勤労者の福祉の増進と中小零細企業の雇用の安定を図るため、平成4年度より新規施策として所要の措置を講じたところでございます。

続きまして、3点目の時短に伴うパート労働者の賃金カットについてでございますが、労働時間短縮問題に関しましては、現在、国におきましても法制化の方向で検討されているようでございます。御指摘の内容につきましては、ゆとりを求める労働者の要求は一定、満たされるといたしましても、半面、パート労働者を初めとする単時間労働者につきましては、収入減となるよう

な状態が生じることも考えられます。市といたしましては、国、府の補完的な立場ではございますが、労働基準監督署や上級庁と十分協議し、必要な指導を行ってまいりたいと存じます。

なおまた、事業所によりましては、パートタイム雇用労務管理者を選任しているところもございますので、この事業所につきましては、管理者も交えた中での指導も合わせて進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長公室次長（石本博信君） それでは、御質問の2番目の非常勤職員の退職金制度等の考え方、4番目の非常勤職員の育児休業の適用、5番目の女性管理職の登用につきまして、人事課石本の方からお答えさせていただきます。

まず、市の非常勤職員でございますが、地方自治体におきましても、その公務労働につきまして、正規常勤職員による行政が基本であるものの、非常勤職員の活用についても、その重要性は従来にも増して高まっている状況でございます。ところで、市の非常勤職員は、一般的には常勤職員の4分の3以下の勤務時間で、通常1年以内の期限付き任用職員でございます。公務員の分野におきましては、この期限付き任用の非常勤職員はあくまでも期限付き任用とされ、いかに任用が更新されたとしても、期限の定めのない職員に転換しないことは、最高裁判例として確立されているところでございます。

ところで、御質問、御要望にあります非常勤職員の勤務条件につきましては、常勤職員のように明文規定はなく、適用関係諸法も複雑なものの公法関係によることには変わりなく、市行政の効率的な運営のため、その活用についても従来にも増して高まってきている中、現在、一定、勤務条件の整備を検討している段階でございます。御指摘いただいております退職金等についても法的に支給できるか、他の地方公共団体の状況も調査研究しながら、今後とも、その活用について適正に対処努力してまいりたいと考えているものでございます。

次に、非常勤職員の育児休業問題につきましては、地方公務員の育児休業に関する法律によりまして、期限付き非常勤職員につきましては適用除外となっております、この法律によりまして、市の条例でも適用除外とされているわけでありまして、その理由といたしましては、非常勤職員については、常勤職員に比べ勤務時間が4分の3以下と拘束される時間に違いがありまして、育児への影響も異なることから対象外となっているものであります。

次に、女性管理職の登用の問題でございますけれども、これまでも議会の方で御指摘、御質問をいただいておりますが、一般行政職に占めます女性管理職が概して少ないことは、御指摘いただいております。これまでもお答えさせていただいたとおり、女性職員の能力発

進んでいくためには、管理職への登用について、能力主義に基づき積極的に行っていくことが重要であると考えております。そのためには女性職員の職域の拡大の推進、研修を通じての能力開発の推進と同時に、職場風土の整備、女性職員の意識改革が課題であると考えております。登用の計画については、いつごろ、何人といったものは申し上げられませんが、今後とも人材育成の観点から、女性管理職の登用につきましては積極的に推進する方針でございますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長公室長（堀 宏行君） 1番目の5点目、審議会に何割の女性メンバーを登用するか、につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

本市における各種審議会への女性の参画につきましては、前回の議会で市長から、当面20%を目標としたい、というお答えをさせていただいております。私どもといたしましても、今後、設置される各種審議会等の委員を委嘱させていただく場合、審議会の性格を考慮する中、当面、その目標を実現したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 続きまして、6点目の女性差別撤廃に向けた総合計画づくりと女性センターの建設につきまして、社会教育課田丸よりお答え申し上げます。

1985年7月、女性差別撤廃条約が発効され、それに伴い法制度も少しずつ改正され、男女雇用機会均等法、国籍法、育児休業法など男女差別を解消する手立てがとられてまいりました。しかし、依然として差別が残っているのが現状でございます。行政といたしましては、女性の地位向上や社会参加の促進のためにも、長期的な展望に立って女性関係施策の推進の基本的な方向を示し、市の政策として総合的に取り組まなければならないと考えております。

来年度より主要施策として対応する組織の確立が立案され、長期的計画で推進してまいる所存であります。したがって、女性センターも、その施策の一環として検討されなければならない課題であると思っております。女性問題の解決には、行政の取り組みと市民皆さんの自主的活動とが相まってこそ大きな成果が上げられるものと考えております。

以上でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 大きな2点目、老人、障害者、被爆者の福祉の充実につきまして、福祉課金谷よりお答え申し上げます。

まず、1点目の鶴山台ミニ授産所の関係でございますが、家賃あるいは光熱水費、乗用車やトイレ等に要する費用についての考え方でございます。大阪府におきましては、いわゆるミニ授産

所に対する補助金の市への補助基準額が大幅に増額されました。これを受けまして本市といたしましても、新年度から補助金を上限一杯まで大幅に引き上げて補助金を交付してまいりたいと考えております。そういうことですので、家賃等についても、その範囲内で対応していただきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいとお願い申し上げます。

なお、重度加算につきましては、現在のところ、これを実施するというところまでは至っておりません。

次に、2点目の重度障害児の緊急一時保護の関係でございますが、3年前、市議会におきまして意見書を採択していただきました。われわれといたしましても、おっしゃいますように、この制度が府の制度でございますので、これを受けまして、折に触れ何度も大阪府に対しまして、特に泉州地域にこの施設を設置するよう要望を重ねてまいりました。その結果、当時、重度重複児の緊急一時保護施設が2カ所ございましたが、現在、6カ所に増えております。その当時、和泉市から一番近いのが枚方市の枚方療育園ございましたが、6カ所となった結果、一番近いのが阿倍野区、それから富田林、太子町のあたりかと存じます。和泉市内ではございませんが、かなり近い位置に設置されましたが、残念ながら今のところ、泉州地域には設置されておられないのが現況でございます。この問題につきましても、われわれとしてもこれで満足しているところではございません。引き続き、泉州地域に設置するよう要望を重ねてまいりたいと存じます。

次に、3点目の福祉計画に係る関係者からの意見の聴取でございますが、その内容についての御質問でございますが、非常に多岐にわたっておりますので、1つずつ言っておりますと時間の関係もございますので、その概要を申し上げます。この点につきましては、昨日も他の議員さんからの御質問で申し上げましたように、現況も含め現に直面している問題、将来的な問題も含めまして大まかに申し上げますと、大きな流れとしては、在宅福祉、地域福祉施策の充実、福祉マンパワーの確保、ボランティアの育成、保健と医療の連携、福祉の町づくりのあたりが出されたものでございます。

次に、4点目の老人保健福祉計画でございますが、まず、第1点目の老人の生活実態調査の実施主体でございますが、昨日も申し上げましたように、市が直接実施する予定でございます。なお、その分析に関しましては一応委託をしたい。調査そのものは、本市が主体となって行いたいと考えております。

次に、2点目の計画策定過程での市民参加でございますが、この市民参加につきましては、昨年11月に厚生省から示されました老人保健福祉計画策定指針の骨子におきまして、アンケート、ヒアリング、懇談会等により高齢者の意見やニーズを把握すること、というこの指針の骨子の趣旨に従いまして、市民の意見を十分把握するよう努めてまいりたいと考えております。その方策

につきましては、アンケートも含めて今後、検討してまいりたいと存じます。

次に、3点目の在宅福祉の問題の中でまず、ホームヘルパーの関係でございますが、職員、非常勤ヘルパー、登録ヘルパーのサービス業務上にどんな違いがあるか、という御質問でございますが、サービス業務上の差異は、本来的にはございません。しかしながら、処遇が困難なケース等につきましては、職員を中心として職員や非常勤が当たることといたしておりますし、また、登録ヘルパーの指導あるいは取りまとめという業務につきましても、職員を中心として非常勤ヘルパーにも当たらせているところでございます。

次に、脳性麻痺者等の全身性障害者ガイドヘルパーでございますが、この制度の創設につきましては、平成4年度において一定、検討してまいりたいと存じます。

4番目は健康課の方からお答えいただくとして、5番目の老人福祉月間の鍼灸・施術でございますが、おっしゃっておりますのは、大阪府の在宅老人福祉対策総合補助金制度の中の補助対象事業の1つである老人健康マッサージ等事業であろうかと存じます。この事業は、マッサージ師等を老人福祉センターあるいは老人集会所等へ来訪させましてマッサージ等を行い、もって老人の健康の保持増進及び健康に対する意識の啓発を行おうとするものでございます。ただ、その出張していただくマッサージ師の確保であるとか施術場所の問題等がございまして、本市を初め府下でも実施事例が少ない補助事業の1つでございます。現在のところ、本市でこれを実施する計画は持ってございません。

最後の被爆者の実態でございますが、被爆者対策につきましては、本来的には、保健所の所管でございます。市といたしましては、これを補完する意味から被爆者団体に対して補助金を交付しているほか、本年度、平成3年度から被爆者に対して給付金を支給する制度を発足させたところでございます。

お尋ねの原爆被爆者の実態でございますが、市内に居住している被爆者は、先ほど、先生がおっしゃいました80名ではなく110名程度、うち被爆者団体に加入しているのが78名であるということ把握しております。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） 在宅医療の往診等についての今後の進め方につきまして、健康課池辺より御報告申し上げます。

在宅医療の往診等につきましては、現在、かかり付けの主治医、開業医の先生方によって行われているのが現状でございます。健康課において実施しております老人保健事業に伴います寝たきり老人等の訪問指導におきまして、その中に老人訪問健康診査がございまして、この健康診査等

におきまして家族からの申し出があった場合、たまには主治医の先生がおられない家庭がございますが、このようなときには、医師会の先生方の中で老人保健事業を担当しておられる先生がございまして、その先生と日程等を調整して訪問健康診査等を実施しているのが現状でございます。

なお、今後の在宅医療の進め方についてでございますが、現在、堺市を除く阪南8市4町の医師会、歯科医師会、薬剤師会の3師会並びに行政で構成しております泉州保健医療協議会の中で在宅医療に関する専門部会がございまして、現在その部会におきまして、在宅医療の進め方について協議検討を重ねているところでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○ 17番（上田育子君） 女性の地位向上と社会参加について再質問をさせていただきます。

まず、1点目のパート労働者の退職金制度化と待遇改善を求める署名の件に関する質問ですが、今年度から和泉市中小企業退職金共済加入促進補助要綱というものがつくられ、それが実施に移されるという方向のお答えではなかったかと思えます。市長の市政運営方針の中で女性の地位向上をうたいながら、女性勤労者の3分の1を占めるパート労働者の待遇改善をしない限り女性の自立はあり得ないということをおっしゃって来た女性たち、そして、それを応援する多くの人たちの声を十分に反映され、この退職金補助要綱の中にパートタイム労働者の退職金の加入促進ということが盛り込まれていないということと合わせ、何か特別の意図があったのかどうか、その辺の姿勢を質問させていただきます。

2点目ですが、継続雇用を繰り返している市の非常勤職員の実態について、非常勤職員が何名で、それぞれどういう職種に付いておられるのか。そして、勤続年数が最高何年、平均で何年か。また、労働時間は、それぞれどういう労働時間なのか、その実態について教えていただきたいと思えます。

次に、育児休業制度についてであります。先ほど、ホームヘルパーの中でもお話がありましたように仕事の内容は正職員と全く変わらない。非常勤職員の勤続年数も、私が知っている限りでは、数年あるいは10年を超える人がございます。そうした中で非常勤職員を除くということが、新しい育児休業法の中に、人勤の内規ですか、そこに書かれているのは、1年を限っての非常勤職員であり、事実上、長期雇用で正職と仕事の内容が全く変わらない、ただ、安上がりというだけでこういう形でしか雇っていないのが非常勤職員の実態です。だからといって、その身分は、子供を産み育てていくという段階でせきかく制度化された育児休業の適用から除外されていることは、女性の地位向上と社会参加に前向きな当市において本当に恥ずかしいことではないかと思えます。

そこで、運用面で非常勤職員の待遇については、市町村の長が最終的には決定をする権限があるというふう聞いておりますけれども、どのように考えておられるのか、教えてください。

それと、(5)の市の管理職登用計画でございますが、平成4年度については、人数とかはわからない、ということですが、既に4年度の予算も決まろうとしている現在、まだその人数とかはわからないということは、とても納得がいきません。それと、20世紀中にどのようなことになるかということは、今後、女性プラン等々の中で明らかにされていくのかもしれませんが、少なくとも、女性の地位向上と社会参加を大きな和泉市の目標として打ち立てられた市長は、どのようなお考えを持っておられるのか、お教え願いたいと思います。

それから、各種審議会に2割の女性メンバーを登用する、と言われましたが、その根拠について、なぜ2割であるのか、説明してください。目標が2割と言われましたけれども、その目標が達成されようとしているのか、それが本当に実現するのか、教えていただきたいと思います。

それから、3点目の総合計画づくりと女性センターの建設については、具体化をするというところで、人材も含めどのような新しい特別の職場をつくられる、というお話ですが、どのような人員の構成で進められようとしているのか、教えてください。

一応、以上で再質問を区切ります。

- 商工課参事（山本茂樹君） 補助要綱の中にパートタイム労働者の明記がない、という御質問だと思います。この要綱を起案いたしましたときには、当然、起案文書の中には、パートタイム労働者を含む、という内容で明記してございました。この要綱で言いますところの労働者というのは、いわゆるパートタイム労働者の加入を主眼として策定したものであると御理解いただければ結構かと存じます。

以上でございます。

- 市長公室次長（石本博信君） 人事の石本の方から何点かの再質問についてお答えさせていただきます。

まず、非常勤職員の実態についての御質問でございますが、非常勤職員数は、150人でございます。職種につきましては、主なものを申し上げますと、パート保母、ホームヘルパー、留守家庭児童会指導員、パート看護婦、一般事務等約16職種であります。

勤務形態、勤務時間等につきましては職種によって異なりますが、主な職種で申し上げますと、パート保母が1週24時間以内、一般事務、ホームヘルパーが週31時間30分で割り振りをしております。パート看護婦が週33時間または29時間、留守家庭指導員が週23時間となっております。

また、勤務形態の状況でございますが、1年未満が7名、1年以上3年未満が58名、3年以上が85名となっております。その中には、先生がおっしゃいますように10年以上になっている職員もございます。

それと、育児休業適用の問題でございますけれども、1年を限度とするものに限る、というこ

とで市長の裁量で運用面でどうにかならないか、という御質問でございますけれども、先ほどもお答え申し上げましたように、法律により適用除外となっております、地公法上の任用形態が、期限付き任用職員の繰り返しということでございます。もう1点、やはりこういった職員の労働条件を考える場合につきましては、地公法によりまして、その労働条件については、国や他の地方公共団体と均衡を考慮しなければならない、という点がございます。そういった問題もございまして御理解願いたいと思います。

それから、女性の管理職登用につきましては、わからない、ということではなく、先ほど、御答弁させていただきましたように、女性の登用は積極的に推進していく考えでありまして、現段階で何人登用するかについては、わからない、ということではなく、今、検討中という考え方でございますので、よろしく願います。

○ 市長公室長（堀 宏行君） 各種審議会に女性が参画していただく割合について、当面の目標2割と申し上げました。前回の市議会で担当の方から、現状の審議会において約1割の女性が参画していただいている、とお答えをしたはずでございます。われわれといたしましても、当面、この1割を2割に増員していただくということをまず、実現していこうではないかということでございます。

なお、審議会によりましては、例えば人権擁護委員会は、現在でも4割を女性が占めております。おのずから各審議会の性格によるものでございまして、今回、設置をお願いしております和泉市福祉計画審議会、和泉市ごみ減量等推進審議会等もでございます。さらには、今後も多くの審議会が設置されると考えられますが、当面の目標として2割ということで、特に根拠を持って2割ということではございません。

さらに、遠い将来には、御指摘、御要望のありましたように、審議会の委員が男女5割ずつになる可能性も秘めているように思いますが、現状においては、まず、1割を2割に増やしていくという目標でございまして、決して2割を根拠として女性の登用、参画をしていただくということでございません。あくまでも、当面の目標が2割ということで御理解を願いたいと思います。よろしく願います。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 企画の今村から女性行政の件に関しましてどのような体制で取り組むのか、という点につきまして、組織という観点でお答えさせていただきます。

女性の地位向上、社会参加を図っていくためには、女性があらゆる分野に参画をしていくことが重要であると考えております。これまで教育委員会の社会教育課の方で教育あるいは啓発を中心にしながら取り組んできていただいたところですが、今後、労働における男女平等、社会参加の促進、自立を支える社会環境の整備、母性の保護と健康の維持等、市行政の各分野における取

り組みが必要になるのではないかと考えております。そういう観点から市長部局の方へ事務を移したい。新設を予定しております企画調整部の中で対応してまいりたいと考えております。

- 17番（上田育子君） 退職金の制度化について、パートタイマーを含むということを目的のところでも明らかにするというお話がありました。非常に温めてきた退職金の制度化と待遇改善でありまして、今回、ようやく少しながらも補助金という形でこの制度の中で受け止められたことについては、本当にパート労働者にとっては、一歩前進であろうかと受け止めさせていただきます。

ところで、そのことの徹底を図るため、和泉市の市政方針や広報の中でも、もっともっとういう退職金の制度化ができたので事業主が活用するように、パート労働者はこの制度の適用を受けることを要求するように、というPRをやっていたきたいと、この項に関しては最後に要望させていただきます。

さらに、(1)の①の退職金に関しては、公の場で働く非常勤、臨時職員に対しては、この退職金制度化がまだ行われていないという問題があります。国や近隣都市との均衡とおっしゃっておられますけれども、7年もの間どのようにするかということで、市として対策を考えてくださっているものと期待をしておりますので、その進展ぐあいと今後の決意のほどについて、署名を市長にお渡ししたとき、前向きに検討する、という回答をいただいた経過もありますので、ぜひ市長からお答えをいただきたいと思えます。

それから、育児休業制度の適用の問題ですが、正規職員は時間が長い、と言われましたが、非常勤職員は時間が短いという点に関しては、先ほど、それぞれの職種についてはほぼ4分の3ということでしたが、事実上、時間外労働も行っているという実態がありますので、この正職の労働時間とかけ離れているわけではないと思えます。正職の職員も子育てをしながら仕事をする場合、保育時間という育児時間が取れることになっておりますので、そういうやり方もできると思えます。

育児休業制度というのは、子育てができないので、その期間、今までの仕事の権利を失わず、引き続き育児休業をすることができる権利という意味でありますので、非常勤職員にも均等に権利が与えられてしかるべきであると思えます。それは一般的に法律で書かれた除外ではなく、先ほども明らかにされたように、3年以上の非常勤職員が85名と最も多く、その中には10年以上の方も確かにいる、と言われました。職種については、保母、ホームヘルパー、指導員、看護婦という形でして、人と接しながら教育とか看護、介護とかの形で経験や熟練度を必要とする仕事に付かれていると思えます。そのような和泉市固有の実態を考えた上で、非常勤職員に対しても、育児によって今までの地位を奪われないような育児休業制度の適用ということについて、運用面で十分に検討できるのではないかと思います。その点についても、最終的にその権限は自治体の

市町村の長にある、うたわれておりますので、市長の決意のほどをぜひともお聞かせ願いたいと思います。

それと、パートタイマーの賃金カットの件に関しても答弁がありました。事業主に対しても、具体的に労働基準監督署と相談した結果としてこのような方向があるんだ、というPRをぜひとも行っていただく中、③については要望させていただきたいと思います。

それと、各種審議会への女性の参画という点では、1割だったのを2割に増やす、ということですが、人権擁護委員会のように性格によっては女性の比率が変わっている、というお話がありました。ところで、新しくつくられようとしている福祉計画審議会やごみ減量に関する審議会でも、福祉とごみに関して女性が2割でいいという意味は、一体、どんな感覚をお持ちなのか、すごく疑問に思っています。日々、お年寄りや子供、病人に接しているのは、多くは女性であるはず。その計画を立てるのになぜ女性を2割しか審議会に入れようとならないのか。

ごみに関してもそうです。和泉市は、いつも何か建設をすることばかり重視をし、後始末をしない。家を建ててもトイレをつくらないとか、そういう考え方が計画のあらゆる面で目立つわけです。この後始末をしていくごみの審議会でも、既に3分別収集が行われることが決まり、その後追いで審議会がつくられようとしております。今後、この審議会が本当に有効活用されるためには、少なくとも、女性が5割参画すべきだと思います。日常ごみに関して、一体、どのようにしてリサイクルしていくか、どのように減量していくかという面で、あらゆる知恵がこの審議会に反映されるべきだと思います。

福祉に関してもごみに関しても、新しくつくられようとしている審議会に関しては、今までの地位や名声、伝統とかを乗り越えた新しい姿勢が必要だと思います。福祉とごみの審議会になぜ5割の女性メンバーを入れることができないのか、この点についても市長からぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 上田議員さんの各般にわたります御指摘、御要望、御質問がございました。それぞれの所管の担当からそれぞれの部門についての御答弁をさせていただいておるところでございますが、肝心な点については市長答弁ということでございますので、私の方から御答弁をさせていただきたい、このように存じます。

先ほど来、申し上げておりますように、今議会にお願いをしております機構の一部改革、これは部制のことでございますが、企画調整部と下水道部の2つの部を新しく創設する議案を御提案をさせていただいているわけでございます。複雑多様化する行政需要にこたえていく体制をとってまいりたい、このような思いでございます。その企画調整部の中に女性政策課という課の新設を提示させていただいているのが私の気持ちであるわけでございます。従来の女性対策としては、

教育委員会部門の社会教育の中の1パートでございましたのを、全庁的に女性問題について調査研究あるいは検討を加え、女性の地位向上に資してまいりたい、こういう熱意を持って今回、機構改革を行ってまいりたいと考えております。

なお、教育委員会につきましては、従来どおり、女性の教育委員会部門における対策を講じてまいりたいとは思っておりますが、全庁的にいろいろな女性政策を調査検討あるいはまとめている中、この部門は教育委員会、この部門は産業、この部門はどこの部という中で、それぞれ調査検討の上に立って全庁的な体制をとらせていただき、それぞれ部門と連携をしながら女性の地位向上に資してまいりたいこのように決意をいたしております。そうした女性政策課での今後の活躍につきまして御理解をいただき、御指摘もいただき、お育てもしていただきたいと存じます。その中で行き届かない点につきましては全庁的な立場から種々検討精査を加え対策を強化してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

その前段の御質問であろうかと存じますパート労働者の方々の退職金制度につきましては、先ほど来、担当よりお答えをいたしましたように、前々からの御要望でございますので、何とか一歩前進を図らせていただきたいという熱意で制度化を考えているわけでございます。その他の問題につきましては、先ほど、御答弁をいたしましたように検討課題として、今後とも行政として取り組ませていただきたい、このように存じておるわけでございます。

それから、女性職員につきましては、大いに登用をしてまいりたいと考えております。しかし、先ほどから御答弁をいたしておりますように、やはり登用していくには登用していただくの女性としてのそれぞれ対策というものがございます。その中で幹部職員に登用していくための勉強を通じて漸次、登用を拡大をしてまいりたい、このように思っております。幹部職員への登用には、やはり能力の問題、勉強の問題、職場での風土の問題等を勘案する中で的確に役立つ女性職員の皆さんに登用し、活躍をしていただきたい。ただ、数だけの問題ではなからうと思っております。質の問題も含めまして、これから女性職員には大いに頑張ってもらいたい。その間口も広げてまいりたいと存じます。

それから、審議会に対する2割というのは、当面2割ということでございまして、一般論として、先般の議会で御質問がありましたとき、今の1割程度を2割を目標に各界の審議会に女性のパワーと英知をぜひお貸しを願いたい、という意味合いで2割と申しただけでございます。その審議会の性格等もございまして。御指摘の福祉問題、ごみの問題についても、女性の感覚と考え方をもっと重視をせよ、という御意見はごもっともでございます。何も2割にこだわっているわけではございません。これからの人選でもございますので、そういう向き向きに対しましては、登用御参加を2割にこだわらず考えてまいりたいと思っております。

いろいろ御質問がございましたが、エクスだけをお答え申し上げ、今後の女性政策課の活躍に御期待をいただきたい、このようにお願いをして答弁に代えます。

○ 17番（上田育子君） 市の非常勤職員の退職金の制度化と育児休業制度に関しては、今後、検討したい、ということで受け止めてよろしいでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） はい。

○ 17番（上田育子君） どうもありがとうございます。審議会に関しましても2割ということにこだわらず、ぜひとも福祉やごみに関しては5割ということにもこだわらず、圧倒的に女性たちが日常接している問題の解決のために、女性の比率を拡大しながらいい意見を反映させ、町づくりに生かしていただきたいということを最後に要望しておきます。

2番目の項目ですが、ミニ授産所のオープンに関してはこれだけしかだめだ、というお答えでしたが、指導員さん1人来ていただいても、その人件費だけでも500万円ぐらいかかってしまうわけです。おまけにトイレも改善しなければいけないし、段差もなくさなければいけないし、改造費もかかるわけです。1人の指導員さんでは、とても重度の障害者7人の面倒を見ていくわけにはいかないと思います。また、光熱水費や払っているローンの問題もありますので、どうしてもこれだけしかだめだ、ということだけでなく、重度加算とかいろんな形で、何とかせっかく予算を付けていただいているミニ授産所が、本当に障害者にとって生きがいを持って生活できる場として実現をしていくため、今後とも当該の親たちや地域の方々の意見に耳を傾けていただき、成長させていただきたいということを要望しておきます。

それから、(2)の重度障害児の緊急一時保護施設について再質問をさせていただきますが、再三、府に要望している、というお話でしたが、要望する場合、ここにあるこれをこういうふうにしてくれ、と言わないと、一般的に要望してもできないことであると思います。具体的にどのような内容で、どこに何を、どういう予算でつくってほしい、ということで要望してくださったのか、伺いたいと思います。

あと、老人保健福祉計画に関してですが、アンケートは直営で、計画の策定段階ではできるだけ市民の意見も聞いて、ということでしたが、ゴールドプランということで、在宅福祉3本柱で膨大なおカネが消費税と引き替えということも含め国や府から下りてきて、市も予算を付けるという大事な計画でございますので、ぜひとも市民参加でおおやけの審議会等をつくっていただきながら、市民の意見や要望を十分取り入れと策定をしていただくことを要望しておきたいと思っております。

③の在宅福祉の充実のためのホームヘルパーの問題についての再質問でございますが、正職員と非常勤職員、登録ヘルパーですが、やっていることがほとんど変わらない、というお話でした。

重度の難しいものは正職員や非常勤にしてもらっている、というお話でしたが、登録ヘルパーの身分、雇用契約における行政の責任について、そのことがどのような状態になっているのか。今後、登録ヘルパーを拡大しようとしているのか、それとも、正職に徐々に移行しようとしているのか、その辺のことを教えていただきたいと思います。

それと、昨年、和泉市におきましては、財団の府のヘルパー研修会に20名、今年は、ガイドヘルパーを含め47～49名と聞いています。本当にたくさんの人たちが関心を持ってホームヘルパー研修会に行ってきたわけです。90時間とか40数時間とかの時間をみずから使いながら参加しているわけですが、そのヘルパーの人たちの熱意を具体的に今後の老人福祉計画の中にどのように取り入れようとされているのか、伺いたいと思います。

在宅医療に関しましては、できるだけ積極的にお医者さんと現状のニーズをネットワークする方向で今後とも善処していただきたいと思います。

⑤の補助金の活用については、計画はない、ということですが、これは相当な予算ではなかったかと思うんです。お年寄りにとっては、鍼灸が3,000円のところを府が1,000円、市が1,000円、本人が1,000円ということで、せめて老人月間だけでも安いおカネで鍼灸が受けられるということであつていただいた補助金制度でありますので、何とかそれを活用できる方向でぜひとも検討していただきたいと思います。

(5)の和泉市の被爆者の実態ということで数は聞いておりまして、また、給付金を1万円出すことになったことも聞いております。戦後、もう47年になろうかとしている現在、被爆者も高齢化している中、寝たきりの方もいらっしゃるでしょうし、毎年、お亡くなりになった方もいるのではないかと思いますか、わざわざ広島まで行って被爆体験云々ということではなく、本当に二度と戦争のない非核都市宣言が充実している町ということを考えて場合、その痛みを一番味わっていらっしゃる被爆者に対して、和泉市としてどのように福祉を充実していくのか。そして、実態について、私たちが被爆者の体験を生かしていくことがもっともっと大切かと思ひます。

1万円の給付金ということだけでなく、保健所の管轄ということでもなく、私たちの身近な被爆者とどうして助け合っていくのか。そして、戦争の悲惨さを本当に子供たちにわかってもらうためにも、身近な人たちとともにどういう生き方をしていくのかということについて、行政が具体的な手厚い、ともに生きていくための福祉施策の充実を被爆者に対して行っていくことからやっていかななくてはならないと思います。その点について、今後の方向性というものをぜひとも聞かせていただきたいと思ひます。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 何点かの御質問でございます。

まず、緊急一時保護に関して具体的な要望を行ったか、というお話でございます。特に問題とな

っております重度心身障害児（重複障害児）の緊急一児保護施設となりますと、その身体の状況が極めて不安定でございまして、いつ発作が起きるかもわからないとなりますと、障害児の介護に熟練した職員の配置と、それだけの施設も必要でございまして。そういうことからすれば、府のほうで行っておりますように、重度心身障害児の入所施設に併設することが最も適当であると考えております。そういうことからいたしまして、既にある施設の中に設置をしていく、あるいは新設する場合、その緊急一児保護も同時に受けられる施設が必要であろうかと存じます。

その意味からわれわれの要望といたしましては、今、申し上げましたようなことは、府でも当然わかっているところでございまして、現在、その重度心身障害児の施設がこの近辺にないというところから、それらも含めて緊急一時保護施設をつくっていただきたいということで要望しているところであります。この場所にこれを、というところまでは行っておりません。

次に、2点目にお尋ねの登録ヘルパーの身分等でございまして。登録ヘルパーの身分に関しましては、あくまでも、原則ボランティアでございまして。報酬ではなく、報償金でお支払いしております。したがって、雇用契約なるものは存在いたしておりません。

次に、行政の責任でございまして、基本的には、ボランティアとしてやっていただきますが、それを行っていただく市の責任は、いささかも免れるものではございません。すべて行政が責任を負うところでございまして。

次に、その将来方向でございまして、昨日も申し上げましたが、来年度は、延べで常時20名程度のヘルパーが稼働する体制を考えておりますが、平成11年、1999年を目標にした国のゴールドプランでは、本市の人口規模では、130～140名のヘルパーの必要性を掲げられております。それらをすべて正職員等で賄うのは困難でございまして。どんどん高齢化が進行していきますと、逆に稼働年齢層が少なくなるわけでございまして。それからいたしますれば、家庭内で余っている労働力あるいは尊い奉仕精神をお持ちのボランティアの方々の活用も合わせて考えてまいらなければならないということから、今後とも、ボランティア精神をお持ちの登録ヘルパーの方々の活用は図ってまいりたいと考えております。

その意味から3点目にお尋ねのその熱意を計画にどう取り入れていくか、という問題は、ボランティアの育成あるいは地域福祉の推進というところとまさに轍を一にするものでありまして、計画の策定に当たっては、その方々のボランティア精神、地域福祉の精神をより高めていく方向に持ってまいりたいと考えております。

それから、最後にお尋ねの原爆被爆者の関係でございまして、なるほど、先生がおっしゃいますように、被爆者の方々の傾向は大変お気の毒でございまして、それなりのふさわしい対応は必要かと存じます。ただ、本来的には、大阪府の保健所がその主たる業務を担っているところでご

ざいます。私たちは、それを補完する意味から対応してまいりたく存じます。

以上でございます。

- 17番(上田育子君) 緊急一時保護施設に関してですが、今度、できるだけ今後、ゴールドプランの中のデイサービスも含め、老人のデイサービスセンターを特別養護老人ホームの光明荘に併設する方向である、ということをし少し聞いたことがあります。府としても、特養のあるところにできるだけデイサービスとかショートステイを建設する方向である、ということで、多分、それは医師や看護婦の体制も含めてそのような指導もされているのではないかと思います。そこで光明荘であれば、すぐ近くに母子保健センターという府の施設もありますし、ここといろんなタイアップをし、その気になれば、そこに障害児の緊急一時保護施設も何とかできるのではないかと、思うんです。

それから、国際障害年の施設として、泉ヶ丘に障害児を中心とした施設をつくる計画もありますが、できるだけ緊急一時保護というのは、市内の方がいいことはいいんですが、この泉ヶ丘の障害児中心の施設の中に入れていただくとか、これは泉州地域全体の問題でもありますので、8市4町ですか、それぞれ横の連携を取りながらぜひとも具体的に進めていただきたい。せっかくの意見書です。切実な親の声、障害児の声でもありますので、ぜひそういうところで実らせていただきたいということを要望しておきます。

それから、ヘルパーにつきましては、ボランティアで地域福祉の推進という、随分女性に甘え切った方向性を考えていらっしゃるのでも本当に腹が立つんです。登録ヘルパーというのは、例えば福祉事務所など役所に立ち入りの義務がないとか聞いております。もちろん、雇用契約もなく身分も不安定、公務災害ということにもならないと思います。その辺の生活保障についても、全面的に行われていかないと、思います。

さらに、地区の民生委員とかケースワーカーと相談したり、お医者さんと相談したりして対処しなければならない家庭も随分あるかと思えます。それをあらかじめ予測できない形でそういうことが起こり得ると思えます。そのとき、その障害者とかお年寄り、どの民生委員にかかっているか、障害が何級か、どういう設備が必要か、いろいろ本人の秘密に関することも、登録ヘルパーが公的なヘルパーでない限り知ることはできないと思えます。

その意味では、障害者とお年寄りに対し、行政として公的なヘルパーとして責任を取り切れない登録ヘルパーをこのまま増やしていったとしても、福祉を受ける側に取っての問題点が多々あります。そして、何というか、登録ヘルパーの側にしても全く身分が安定していない、今月の収入が幾らかわからないということで、それこそ、女性労働者の身分の不安定とか低賃金が進んでいくのではないかと、すごく心配です。その意味では、安易に登録ヘルパーというボランティアに

依存した福祉でなく、大阪府あるいは昨日出ました吹田市等々で行われているヘルパーの正職登用という方向で全面的に検討していただくことを最後に要望して終わりたいと思います。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、7番・赤阪和見君。

○（7番・赤阪和見君登壇）

○ 7番（赤阪和見君） 7番・赤阪和見です。今回の私の質問要旨の通告は、「ごみ減量に夢を託そう」（ごみと緑と星空を）でありまして、スローガンの通告にはとてもなじむものではないことは私も十分承知をしながらも、あえて取り上げさせていただきました。この面を御理解の上、ただいまからの説明質問は、行政のあり方について基本的な問題でもありますので、市長を代表として両助役、教育長の特別職の皆様にご答弁をしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

京都大学環境保全センター教授の高月紘氏は、著書まんが「コミック廃棄物」の中で「鈍感の悲劇」との題で一コママンガを書いています。それはカエルの話でありまして、カエルという動物は神経が若干鈍いので、器に冷たい水を入れそこにカエルを入れてやり、ゆっくりゆっくり暖め、じわっと加熱してやると飛び出しもせず死んでしまいます。これは実際に起こる有名な理科の実験であり、御存じの人もあろうと思います。もちろん、熱い湯のところへぽっと入れるとカエルはびっくりして飛び出してしまいますが、ゆっくりゆっくりと変化していく環境の変化に対しては、残念ながら付いていけないので、このような悲劇が起こるのであります。

もう皆様方もおわかりのとおり、カエルをわれわれ人間に置き換えていただくとわかつて思います。この地球環境問題、まだまだ明日は大丈夫、1年や2年では、ということでおりますと、じわじわと変化していく環境の変化に結局は気が付かない間に、カエルと同じような運命になってしまうのではないかと、今、非常に心配されている訳であります。人間は今、カエルを越えることができるか、というのがテーマになるのですが、それをどう解決していくのかということが、これからの私たちの課題でもあるわけです、と氏は話しております。

これと同じような例で私は、時の流れ、時代の流れに流されている自分に気が付くのであります。それは、子供のころ、たくさん飛んでいた赤トンボ、鬼ヤンマ、ホタルであります。クモの巣を探し回り、糸に石を結び付け、どこまでも青い空に向けて投げ付け、満天の星空の下で怪しげく光るホタルをつかまえ、蚊帳の中で長い夏の夜を母に吐られながら遊んだ思い出は私1人ではないでしょう。

今、だれがホタルがいない、トンボが見えないといって大騒ぎをする人がおるでしょうか。年々、ゆっくりゆっくり、じわりじわり減ってきた虫たちにだれが気付き、だれが手当をするので

しょうか。

市長、あなたは平成4年度の基本指標として、

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

とうたっていますが、①緑豊かな活力あふれるとは②安全で快適な生活環境とは③豊かな人間性を育てとは、また、⑤生きがいを感じ健やかな、等々の中に、本当に行政すべてにわたって基本指標が行きわたっているのかと、私は疑問を持っているものであります。

それは今回の質問を届け出たとき、ごみということで市民生活部のみでありました。16年目を迎えた議員生活の中で、機会あるごとに私は心を訴えてきたつもりであります。余り通じていなかったのか、それとも、わかっているが、行政という組織の中でどうすることもできなかったか、話はわかるが実践となると難しいのか、私にはわかりませんが、基本的に人間は生きていく以上すべてに関連を持ち、どこかでつながっているものであります。

ごみを出すのは人間だけであり、他の動植物は一切ごみを出しません。人間が生活する上において、昔は出なかったごみも、現在の生活の上では、どうしてもごみを出さずに生活することは、絶対とは言いませんが無理であります。人間以外の他の生物は自然界の中で食物連鎖を繰り返し、自然淘汰の中でバランスを保ってきたのであります。食物連鎖とは、稲に代表される植物があってイナゴが生まれ、イナゴがあってカエルが生きられ、カエルをヘビが、ヘビをワシ、タカが、というように、1次消費者のイナゴ、2次消費者のカエル、3次消費者のヘビ、4次消費者のワシ、タカ、これらの動物は従属栄養生物として生き、それから排出される廃棄物、すなわち糞尿、屍体、枯れ葉等の有機物は、アリ、ミミズ、ヤスデ、ダニ等の原生動物によって、分解者として植物の肥料(栄養)となるわけであります。稲があってイナゴが生き、カエルがおってヘビが、ヘビがいてワシ、タカが生きるというように、太古の昔から営々として繰り返し繰り返してきたのが生命であります。その命の中で、人間すなわち私たちが生活を営まさせていただいているのが原点であります。

アフリカの諺に「未来の子供たちからの預かり物である地球だ」と言われていますが、今、ごみ問題は地球環境問題ともつながり、非常に大きな社会問題となっています。地球環境問題というと、とかく地球の温暖化やオゾン層の破壊など、どちらかと言えば、私たちの身近な生活から遠くかけ離れた現象としてとらえがちですが、実際には、私たちの毎日の生活が非常に活発にな

りすぎ、使い捨ての生活で燃料や資源をむだに使っていることの上に、この地球環境問題が起こっているのではないのでしょうか。身近な生活を考えるとすると、それは私たちの日々の生活のごみの問題でもあり、あるいは家庭排水の問題となってくるのだと思うものであります。

そのような点をよく考え、ごみの問題が大変なことになっているということをまず理解していただかなければ、これから市長を初め各部局、市民全員がごみを減らし、リサイクルをするということのきっかけ、動機付にはなかなかありません。上司から、議員から、市から「やりなさい」と言われてやるのではなく、「ごみを減らそう」「生活を見直しましょう」とみずからこういう気持ちになってやるのが非常に大事なことであります。そこで、市としてごみ減量は、どこでどうやれば楽しみながら、夢を持ちながらでき、地球の自然がどうすれば守られるか、ともに考えていきたいと思えます。

第1に、現在の経済流通のかなめである商工ですが、長年にわたり1コインが最近崩れたのが自動販売機であります。全国の心ある市町村が空き缶公害に悩まされ、デポジットシステムの導入を試みた各所で、1コインであるのでデポジット導入は難しいと、メーカー並びに業界から拒否され続けてきたことがうそのように今回の業界の値上げであります。最近、一升瓶が生活の場から姿を消そうとしています。流通のどこかで1リットルペット容器にとって代わられています。牛乳パックも今や主流になり、瓶もワンウエーのものばかりであります。

昨年、私はヨーロッパへ研修に行かせてもらいましたが、どの国へ行っても自動販売機が町中で見られません。空港にたった2台あっただけで、他には一切なかったのです。スーパーマーケットには瓶の自動販売機があり、返品すると、その店のチケットが出てくるのであります。缶入り飲料の年間消費量は、1人当たりフランス13個、ドイツ62個、イギリス121個に比べ日本は205個、アメリカ353個になっているようであります。缶コーヒー、ジュースには角砂糖が8～14個が入っていると言われるものであり、特に子供が喜んで飲むために健康の上からも注意が必要ではありませんか。また、自動販売機の電力もばかになりません。全国で冬も夏も動き放しであるため、100万kwの原子力発電所1基ぐらいを必要とするという状況になっていると言われております。

また、地場産業である織物の使用を以前から訴え、布おむつの使用も取り入れていただいておりますが、最近では、紙おむつを使うのが当たり前になっております。今では60%を超す利用率になり、貴重な森林資源を破壊しております。もう少し付け加えますと、紙おむつという名称ですが、実際は、40%以上のプラスチックを使っているようであります。正確には、紙プラスチックおむつであります。人は、100%バージンパルプの製品でより白い製品を好み、なかなか再生紙トイレットペーパーを使用しようとしません。再利用、リサイクルを口にしても、リサイクル

された商品が、今の経済活動の中にうまく噛み合っていないのが現況ではないでしょうか。和泉市の商工課は、身体に優しく健康に優れ、心豊かに自分は環境に優しく、地球に優しい、緑にもやさしい人間だと自覚し、自信を持てるような社会経済流通をつくるのが、ごみとかかわり、生活に潤いある町づくりではないでしょうか。

布おむつ、紙おむつのどちらを使用するかは、最初の医師、助産婦、看護婦さんたちの指導で決まるわけで、どれが赤ちゃんに優しく、人間に優しいか。医師が、助産婦が母親に対し「あなたが楽をして紙おむつにした分だけ緑が消え、ガスをまき散らし、一番弱いところへ悪い影響が来るんです」「布おむつにすれば、赤ちゃんとのスキンシップができ、よりいとおしくなりますよ」と優しく丁寧に指導すればどうでしょう。そのため医療関係者にもごみのメカニズムを学習する機会をつくるべきでありまして、それが地場産業の発展につながれば非常にうれしいことであります。

2点目に、選挙管理委員会、建設部局は、最近の熱帯雨林破壊、森林資源を荒らしているとも言われております。それは言い過ぎであるとも思いますが、大阪府、大阪市においては、コンクリートパネルのリサイクル使用を建設業界に指導し、着々と方向付けを持って動いております。大きな府、大きな市だからと言っておられないとききております。いますぐにできなくとも、民間、公共事業を問わず検討に入る時期ではないでしょうか。

また、5～6年前よりある東京の市議会議員さんは、公営掲示板に自分のポスターは張らない。それは一杯ざらしのベニヤが板が可哀想で資源のむだ遣いであるとの考えからであり、森林資源を守ろうとの決意からであります。近隣の高石市ではアルミ掲示板を使用し、何回も利用しています。予算、予算で片づける問題でもないとも思いますが、その点もよくお考えを願いたい。

次に、下水道部局が新年度より新設されると聞き喜んでいるものでありますが、この部と関連があるのが水道部でありますので、合わせて申し上げますが、古来「水は三尺流れれば澄む」と言い伝えられてきましたが、現在はどうか。水質の悪さもさることながら、水量の問題も決して見逃すわけにはいきません。

最初に、生ごみ処理用ディスポーザーの使用であります。業者の広告には「貴女のお台所をより便利に、より衛生的に」「欧米の多くの都市で衛生上、使用が義務付けられています」「お台所の水洗化ディスポーザーは、アメリカではもう50年も昔から実用化されており、汚い生ごみを手で扱うことは女性の最大の恥と考えられるようになり、欧米では、今やほとんど全家庭のお台所が水洗化されています。また、アメリカの多くの市町村では、このディスポーザーの設置が条例で義務付けられています。（日本でも船舶は、ディスポーザーの設置を義務付けられている）」等々とうたっていますが、和泉市の実態になじむのかどうか。設置による環境破壊が一段と進む

というよりは、進んでいるのであります。これは生ごみの河川投棄であります。槇尾側桑原周辺では親水対策の工事も進んでおりますが、人々が憩い、水に親しもうとしても、薄汚れた水にどのように親しむのか。これこそ、仏つくって魂入れずにならないのかどうか心配であります。

河川工法においても、河川・溝の三面張り工法が河川水質汚染の犯人であるとも言われております。溪流や瀬を渡る水は白い泡を噛み、せせらぎの音を立てて流れている、このバシャバシャとしぶきを上げることで空中の酸素を取り込んでいるのであります。これをフラッシング効果と言い、また、石ころだらけの川底の石も表面がぬるぬるしていますが、このぬるぬるこそ水を浄化してくれる微生物なのです。石ころがあるため水に触れる表面積が極めて大きく、こうして水は、流れれば流れるほどきれいになっていくわけであります。

ところが、コンクリートの三面張りでは河床が広べたくなるとフラッシング効果もゼロになり、さらに、水に触れる表面積も激減し、流れも速くなり、昔あった小さな小川も水がなくなり、川が死んでしまっているわけであります。故に水質とともに水量も少なくなり、水源にしてきた水道部局にも多大な影響を及ぼすこととなります。前にも延べましたように平成9年に高度処理水を導入、また、今後、来るであろう紀ノ川の水の供給によって水源としての槇尾川が要らなくなり、水質の悪化が心配されるところであります。

今、手を付け、延長20数kmしかない河川を守らなくては、おくれればおくれるほど高い買い物になることは火を見るよりも明らかであります。幸い、父鬼、側川、小川、槇尾山、福瀬の一部並びに春木川には、合併処理浄化槽設置に対する助成がされようとしていますが、市全体をながめ、生命の源である水環境をごみ汚染から守るためにも、市外化調整区域に合併処理浄化槽設置助成の実現を訴えるものであります。

3月8日の一昨日の新聞には、吹田市がアサヒビール吹田工場から出るビール醸造に伴う年間200万リットルの排水を利用し、公園の親水施設整備や、よどみがちの隣接する河川の水質改善に使用するという計画を申し入れた、と発表しました。横山、南横山地区だけでも年間100万トンを超す水道使用量であります。今こそ英断を下し、地元住民と一体となって取り組み、少ないながらもホタルの飛ぶ町を夢見るのは私1人ではないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、泉北環境の灰捨て山松尾山処分場建設に係るごみ対策であります。昨日の質問にも20年との目標で、とありましたが、市長は、管理者としてのお答えであったのかどうか。管理種としてであるとするならば、焼却残灰だけであるのかどうか、お聞かせ願いたい。市長として、灰処分場を200年間トタン囲いをしたまま、ただ、手をこまねいて市民に緑を見せず、冷ややかなのみの景色でいいとお考えなのかどうか。私は、処分場反対でも何ものでもありませんが、むだなことに市民の大切な税金を使いたくはありません。生きたおカネの使い方をすべきだと考えてお

ります。

それは、市長も何回も中国へ行かれましたが、私も2回行かせていただきました。1回目よりも2回目は、中国の建国に対する息吹が感じられました。どこへ行っても道路の付け替えが始まっており、その道路には、そこそこの街路樹も植えてありました。私が、おやと思ったのは、至るところに小さな苗木がもやしてある。あるところでは、空地に途中まで大きくなった木、そこそこに大きくなった木等々、新しい道路に植えられた木とほぼ同じ大きさでありました。自給自足とも言うのでしょうか、それは感心するぐらいどこへ行っても見られました。白カバがありイチョウがあり、松もありました。名前の知らない木もたくさんありました。私は「中国もやるな」と思いました。

ところが、日本にも、否和泉市にもそれに似た光景がありました。信太山の駐屯地の中に大阪府から緑の週間に配布され、市民にも配布した残りをむだにすることなく、1本の木の生命を守るため駐屯地に植えかけてあり、実現した木が伏屋から山荘に行く道路脇に生い茂ったねずみもちの木と思いますが、ああおとりっぱなものですね。担当課の皆様の努力のたまものと感謝をいたします。

その木は、街路樹としては使えませんが、その方法で松尾山でやったらどうでしょうか。肥料は、テスト設置されているコンポスト化された生ごみの堆肥で、もし協力願えるならば、横山高校農芸の学生も一緒に、また、各小中学校園芸部の生徒たちの手によって、これからできるであろう道路、公園の樹木は私たちの手がかかり、息がかかっているのだと言えば、思い出に残る、いや、思い出が育っているという、自分たちと同じように育っている思い出づくり、子供にも語れ、自慢でき、語り継がれていける施策を考えてはどうかと提案するものです。20年間と言えば長いです。人間とすれば成人であります。木にとっては、まだまだ移植の効く若さであります。トタンに囲まれず、緑に囲まれたごみ処理を考える気持ちはありませんか。

次に、新しい町トリヴェールは、リサイクル、自然にどれだけ気遣ってつくられた町なのでしょうか。開発とは言え一枚皮をむかれた緑、人間の力で強引に自然を追いやった責任のもとで、今度は、前より以上の自然と緑をつくらなくてはなりません。せめて先ほどから述べた空き缶、空き瓶のない、ひいては、自動販売機が道路を向いていない、1台もない町ぐらいを目指してもいいのではないのでしょうか。

最後に、教育、公園整備、福祉、庁舎建設、税関係について一括して申し上げます。

昭和33年に新築され、今、議会を開いているこの庁舎が風前の灯火のごとく、現実社会の中で巨大なごみになろうとしております。この庁舎に感慨深く思い出のある市民が一体何人いるのでしょうか。だれもいないとは申しませんが、余りにも他の施設と違い少ないのではないのでしょうか。

私たちが学んだ小学校、中学校には、たくさんの思い出が詰まっています。思い返しても懐かしいものがあります。ここにいる私たちが学んだ建物も今は建て替えられ、新しい校舎になっているにもかかわらず、脳裏には、はっきりとその古い校舎が焼き付いておると思います。私は、次に建つ市役所は、50年先か60年先かわかりませんが、取り壊すときには、市民の大半の人々が、この市役所にはこんな思い出がある、あんなこともあった、と言われるような市役所になってほしいと願っているものです。

市は平成4年度予算において、散乱の空き缶、空き瓶に加え、新たに古紙等の集団回収事業に奨励金制度を取り入れ、ごみ減量を図り、資源化に取り組む、とあります。私は、そこでごみ減量化と同時進行で庁舎問題を考えてみてはどうかと思い、次のことを提案をするものであります。1kgのごみを収集・焼却・残灰処理に係る費用は25~30円、東京では40円以上かかっているわけであり、1kgの奨励金3円は、安いとも言えませんが、私は、6円の予算をごみ1kgに取り、奨励金として3円、市のごみ基金として3円を積み立て、そのたまったおカネで、ごみ減量によってこれだけのおカネがたまった、何に使おうか、どうするか、を携わった人々に考えてもらう。そして、希望の多い施設でもよし、イベントでもよし、何にでも使ってもらおう。例えば新しく建つ市役所の最上階に100~150人が入るプラネタリウムドームをつくり、市民に広く見ていただく。

幸い和泉市は、環境庁の「星空の美しい街」の表彰も受けたところであり、見えなくなってきた星もくっきり見えるプラネタリウムドームなどは最適ではありませんか。なかなか用事がなければ来られない市役所も、下は幼児から上は限りない人々まで、星空に興味のない人も、子どもを連れて十分に楽しめる施設を考えて役所に来ていただく。そして、一度星を見た人は、帰っても天気がよければ夜空をながめるでしょう。また、自分たちのごみ減量によってあの施設ができたのだ。次は、次は、と希望と夢を追いながら、ごみ減量を楽しみながら、1人ひとりが参加できる体制づくりが可能と私は確信いたしますが、どうでしょうか。

公園の木を植えるにしても、予算から言えば簡単に組めるでしょう。しかし、それではおカネの顔が見えません。交付金だの補助金だの一般財源だの、一般市民にとってわかりづらい、これほど無意味なものはありません。その顔の見えない予算も、子ども会が、老人会が、婦人会が活動資金を得ながらごみ減量に取り組めば取り組むほど基金としておカネがたまっていく。1人の子どもが、1人の老人が、1人の婦人の気持ちが伝わった顔の見えるおカネに変身するわけであり、市民がそのように自分たちがかわりを持ってする施策に親しみを感じるのではないのでしょうか。公園の整備をするにしても、このごみ基金からの支出であれば、1本の植樹に至るまで市民とのかかわりは今以上のものがあると確信するものであります。それは子供たちだけでな

くすべての人々に至るまで、他を思いやる心が養われ、みずからの生活の中に情操教育の効果は計り知れないものがあるのではないのでしょうか。実質的な社会教育、実りある道徳教育が計らずして体得し得ると考えております。

しかし、このような活動を大きく推進するためには、各種団体が困っているのが保管場所の問題であります。ボランティア活動を大きく育て、市民の協力を願い、ごみ減量が成功する、あるいは、用地の問題にかかってきているわけであります。そこで、市の管理する用地の提供、また、奇特な市民から提供される資源有価物管理用地に対し、一定の税の免除もしくはそれに代わる借り上げ料を検討、実施していかななくてはならないと思います。

以上、最初に述べましたように、今回は、個々の問題よりも市行政の基本をどう持つか、どう持とうとするのかについての事柄であります。市長を初め特別職の答弁を各セクションの皆様も聞いていただき、心して実現に取り組まれることを願い、自席での再質問もあるかもわかりませんが、市長、よろしく願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） ここで、午後1時まで暫時休憩いたします。
（正午休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続行いたします。赤阪議員の質問に対する理事者答弁を簡潔にお願いいたします。
市長。

- 市長（池田忠雄君） 赤阪議員さんの「ごみと緑と星空を」という御質問、一貫して行政に心を訴えてこられました赤阪議員さんの文字どおり心の問題を根底にして、また、一貫してごみ問題の権威者でもあられますお立場から、地球に優しい政治を、という赤阪議員さんの御質問の要旨ではなかったか、このように拝聴させていただきました。

ごもっともな御質問の要旨でございます。ごみから生じるさまざまな問題が、地球環境破壊の危機を現実のものとしているという御指摘は、ごもっともでございます。世界的に見ますと、現在、地球温暖化とオゾン層の破壊、熱帯雨林の減少等が顕在化してまいり、地球環境問題が世界の最重要課題の1つになっているわけでございます。これらは経済活動の巨大化が大きな起爆剤であると考えられ、また、足元で増え続ける廃棄物の問題が、日本を初め各国の政策課題となっている今日、これらを背景に私たちの活動の基盤である環境の有限性に照らせば、何らかの手立てが至急にとられるべきであり、大量消費が続けば、資源の枯渇という大きな問題に発展することは間違いのないところであります。

今や私たちは、ごみをつくらないこと、どうしてもできてしまったごみから可能な限り資源を取り出し、それをリサイクルしていくことに最大限の努力を傾注していくのが、処理すべきごみの減量化努力であり、地球資源、地球環境保護の努力でもあろうかと思えます。ごみの減量化とリサイクルは、昨年のリサイクル推進法の整備、廃棄物処理法の改正にも見られますように国民的課題となっております。

これらの中で本市としても、ごみ減量対策事業としていろいろと予算にも反映させておりますが、新年度早々にも別途、この議会で御審議をお願いしております和泉市ごみ減量等推進審議会を発足させていただき、議員皆様方、市民、学識経験者、事業者等広く御参画をいただき、今後の本市におけるごみ減量化対策事業につきまして、種々検討論議を賜りまして御提言、御意見をちょうだいしてまいり、行政に反映させていただきたい、このように存じております。

また、ごみの3分別戸別収集につきましても、この4月から実施してまいる予定でございますが、これらの徹底には、市民の御協力が非常に重要でございます。現在、住民説明会等を開催させていただき、1人でも多くの市民の皆さんに御協力をお願いをしております。4月以降も引き続き市民啓発活動に努めながら、ごみ減量化対策に係る行政内部の組織も強化充実をまいり、今後の廃棄物行政を効果的に進めてまいりたいと考えております。

個々にわたりましていろいろと御意見を拝聴させていただきましたが、再生資源化事業推進奨励金の交付制度の創設に当たりまして、その奨励金の一部を基金として積み立て、今後、建てるであろう新庁舎建設の際にプラネタリウムを設置するための資金に活用してはどうか、というユニークな御提言もいただきました。まことに時宜を得た御発言だと存じておる次第でございます。市民に愛される今後の庁舎づくりへの助言として、大いに参考にさせていただきたく存じておる次第でございます。

これからの市役所の庁舎は今までと違ひまして、いろんな機能を持たせていかなければならぬであろう。市民のための庁舎としていくためにはどうしていけばいいのか、この問題につきましては、まさにこれからの検討課題であると考えております。これまでの事務スペースのみの市役所から、市民スペースも大切にしたい、例えば市民サービスの一環として相談、休憩、展示あるいは広報などを兼ね備えた待合ホール等を確保したり、さらには、現在の市民課前にあります市民ギャラリー等につきましてももっと大規模なスペースを確保するなど、近年の市役所の庁舎は、市民スペースの確保にも力点を置くなどの傾向にございます。

先ほど、御提言をいただきましたプラネタリウムにつきましても、学校教育の一助ともなりますし、また、小さいお子さんを連れて来られた市民の皆さんにも喜ばれ、情操教育にもなるものと考えております。そのような種類の施設につきましても、今後の大きな検討課題としてとら

えてまいりたいと存じております。庁舎建設に際しましては、市民の皆さんに気軽に来ていただくにはどうすべきであるか。また、環境保護の観点から省資源、省エネルギー等も考えるべきではなからうかと思っております。

このようないろんな観点から、市役所をどうしていくべきか、につきましては、今後、設置を予定しております庁舎等の審議会あるいはその後に議会でも特別委員会等の設置をお願いする予定でございますが、その中で御検討をいただきたい大きな課題ではなからうか。貴重な御意見をいただきまして、心から感謝をさせていただいております次第でございます。

また、こうした奨励金制度につきましては、府下的にも平均的なところでございます回収古紙等1kgにつき4円の奨励金を予定しております。回収業界との話し合い、交付要項等の整備を行った上で登録団体を募ってまいり、従来から各地域の団体の自主的な活動として取り組んでいただきました古紙、古繊維の集団回収をより一層推進していただきたい、このように思っております。

古紙は、貴重な再資源として活用されるものであります。また、古紙の利用促進は、森林資源の保全にも役立つということは認識をいたしておりますが、リサイクル推進法の整備が行われる中、各市町村がこぞって古紙の回収を奨励していけば、回収量が増えることは確実であります。回収古紙がだぶつくようになりますと、再利用されないものがまたごみとして出されてくる。鉄がそうであったように、利用価値がある間は売却が可能であります。余剰になってまいりますと値崩れを起こしますし、ひどくなれば、おカネを付けないことには引き取ってくれないという、いわゆる逆流現象となっている事実も鉄等でありまして、多くの市町村は、このようなリスクを承知でリサイクルを進めておるわけでございます。安定したこうした産業の育成が非常に重要であると望まれているところであります。これにつきましては、全国都市清掃会議等の組織を通じてかねてより政府、業界等に要望しているところでございますが、効果的な施策が打たれていないような状況でもあります。

また、一例として、松尾山のごみ処理場についても、緑で覆うべきだ、という御提言、ごもつともだと存じておまして、今後、泉北環境と十分打ち合わせをいたしてまいりたい、このように考えております。これからの御時勢の中、発展を続けていく本市にとりまして、やはり部分的な中では自然を幾らか損なわせていただかなければならないと思っておりますが、これを回復するためには、当然、都市緑化を推進し、緑の再生等も行政として重要な課題だと承知をしております。そういう観点からも今後、都市緑化の推進につきましても力を入れてまいりたい、このように存じております。

個々のリサイクル推進には何かと問題点もはらんでおりますが、ごみの減量化に向けまして種

々の施策を打ち出しておりますので、行政、住民、事業者のおのおのが果たすべき役割を明確にしながらいサイクル運動を展開し、施策的には、地球環境の保全、限りある資源の有効活用を意識した事業を推進するため、ごみ減量化対策担当部局を中心に調査検討を行い、廃棄物処理行政の充実を図ってまいりたい、このように存じておる次第でございます。

こうした緑の再生と合わせまして、新庁舎への御提言も含めまして、地球に優しい、人に優しい行政を、という御提言を胸にいただきまして、われわれ行政一同、今後とも一生懸命に取り組んでまいりたい、このように存じております。

いろいろと御指摘、御要望あるいは御質問をいただきましたことを心より感謝を申し上げ、心のこもった行政としてわれわれ一同、肝に銘じてやってまいりたいと存じますので、今後ともよろしく御指導をお願いを申し上げたい、このように申し上げまして、御答弁に代えたいと存じます。ありがとうございました。

○ 7番(赤阪和見君)　そこまで言われると、また、言いたくなるんですよ。今回、私は各原課に対して1つ1つどうのこうのと言わない。そのつもりで市長に、ということで市長の心が聞きたかったんです、ところが、今の各原課から上がって来た答弁を何ほ読んでいただいても、僕は非常に心外ですし、僕の言うている意味がわからないのかな、となってくるわけです。今、池田市長が答弁されたことが、皆さん方に市長の心がわかるか、そして、おカネの顔が見えた予算を使って施策をやってほしいということを言わんとしているんですよ。しかし、それだけの各原課が書かれたりっぱな答弁を読まれますと、非常にもう一步突っ込んで言いたくなるような気持ちなんです。市長の本当の答弁は、こんなことを言う失礼かもしれませんが、泉北環境の後ろの部分だけ、常に言っておられることがそこへあらわれてきたと理解しておりますが、それではだめなんですよ、と言わんとしているんです。

公明党が新年政策研究会で岩國哲人出雲市長を呼びました。この人は、投資銀行のメリルリンチ社の副社長でして、年収1億2,000万円を捨てて年収1,000万円の出雲市長に転身されたという本当にりっぱな方で、かつユニークな形を政策として打ち出しておられます。本も読んでいただいていると思いますが、その中で岩國さんは、出雲市の予算は年間300億円。投資銀行のメリルリンチ社での副社長という肩書きの前では、3分30秒で300億円のおカネが流れていく。しかし、そのおカネはか顔が見えなかった。しかし、1年間で出雲市長として使うわずか300億の予算の中で、役所の中を流れるおカネは小さいが、わずか30万円の予算をある団体に認めてあげたならば、これまで一生懸命にやってきたのに報われなかったお母さん方の顔が輝いてくる。苦勞がやっと報われた。そういう人たちの明日の幸せと生きがいにつながっていくおカネだ。おカネ顔が見える、このように言ってます。

僕は、ごみ減量に対して本当に市長が先頭に立って取り組もうとされているのか、疑問に映るわけです。今の答弁では、担当部局の方たちがおうむ返しに言っていること、そのままですわ。そうではなく、もう少しおカネの顔が見えるような、1円、1円の顔がじっくり見えるような、それも笑っている顔が、むだ遣いで泣いている顔はととも見たくありません。

また、出雲市では、今年の4月からごみの有料化を訴えています。僕もぼつぼつ有料化は必要ではないかと思っております。出雲市の例で言うならば、1年間に平均的な4人世帯に100袋のごみの袋を配ります。1週間に2回、4週間で8枚、10カ月で80枚、あとの2カ月で16枚、合計96枚が一応のごみを出す量です。1枚ずつ名前を書きます。もし、それが余ったら、1枚幾らで市が買い取りましょうという、ごみを減量することで市民はおカネ儲けができるんです。しかし、毎回到1枚多く出すと、その分は買っていただく。それが有料化というように出雲市ではとらえています。

そのような時代がもう目の前にきているし、あるいはもう通り過ぎていくかもわからんという時代の中で、市長を初め助役、特別職の皆さんは、基本的に人間生活のすべてに係る問題に対してしっかりとしたとらえ方をしてほしいということで、今回の質問をさせていただきました。

これは3円の、1円がどうのという問題ではない。先ほども言いましたように、公園に1本の木を植える。それがどこそこの交付金あるいは府、国の助成であり、一般財源であるとすれば、それでおカネの顔が見えますか、見えないでしょう。もっと極端に言えば、1kg10円を出し、そのうち3円を協礼金として使っていただき、あとの7円をためていただく。そして、たくさんたくさんためていただいて、それによって市行政がしなければならないところを1つずつ補完していくということも1つの方向ではないでしょうか。その点を訴えさせていただきましたが、もし、この件に関して市長なり助役で答弁がございましたらいただきたい。なければ、もう一度話をさせていただきますので終わりたいと思います。

それと、泉北環境は灰だけを捨てるんですか。

- 市長（池田忠雄君） そうです。
- 7番（赤阪和見君） 間違いないですね。
- 市長（池田忠雄君） そうです。

重ねてのお尋ねでございますので、私よりお答えさせていただきたいと存じます。

議員さんが御指摘の心のこもった行政を、ということにつきましてはごもっともであり、われわれも心して政治に取り組んでいきたい、このように思いを新たにさせていただきます。また、ごみ行政についての「ごみと緑と星空を」というユニークに御提言につきましては、われわれといたしましても、おっしゃる意味は十分理解をするわけでございます。御提言を受け止めさせて

いただき、実現を図っていくために頑張っていきたい、このように存じておるわけでございます。

ちょっと答弁が長くなりましたが、行政は一体となって仕事をしております関係上、各課のいろんな考え方とトップの考え方を交錯をさせながら行政を執行しておる立場でありますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。今後、御指摘を肝に銘じましてごみ行政に取り組んでまいりたいと存じておりますので、どうかよろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 7番（赤阪和見君） わかりました。議事録もできてきますので、じっくりと読んでいただきたいと要望いたします。

泉北環境の灰捨て山については、灰だけを捨てる、とおっしゃいましたが、空き缶、空き瓶は燃やしても灰にはなりません。細かい話ですが、あなたは泉北環境の管理者ですからあえて申し上げます。あれは、灰と違います。空き缶、空き瓶が焦げただけの話。そのような空き缶、空き瓶を取り除いて、和泉市の灰捨て山は、正規の一般廃棄物の灰だけを捨てるようにしてください。この点を約束していただきたいと思いますが、最後に、この点の答弁をいただきたいと思えます。

今まで私が取り上げましたことにつきましては、担当者の努力によりまして実現をしていただきました。空き缶、空き瓶の買い上げ、保育園や小中学校、公共施設における合成洗剤から石鹼の使用に変えていただきました。まだ完璧とは言えないにしても、再生紙の使用についても取り入れていただきました。また、地域環境をよくするため合併処理浄化槽助成、町内防犯灯の電気代の半額助成等々を実施する中、大変な御苦勞をおかけしたことに対しましても、この席から厚く御礼を申し上げます。今後、なお一層のお力添えをよろしく願います。担当者皆様方の御協力に感謝を申し上げます。

先ほどの答弁をしていただいて、以上、終わります。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） ただいま赤阪議員さんから御指摘をいただきましたが、泉北環境が松尾山処分場に投入するのは、焼却灰並びに土砂瓦礫等の投入でございます。今日、こういう御意見をいただきましたので、泉北環境とも十分協議をする中で解消させていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

○ 7番（赤阪和見君） 協議という問題じゃない。協議ということ自体、1つの大きな方向性の誤りが出るんです。市長は、はっきりと焼却灰と言われております。その中にある空き缶や空き瓶はすべて取り除いて20年以上持つように努力しなければ、今や、和泉市は灰捨て山、廃棄物の捨て場になろうとしております。ですから、空き缶や空き瓶を取り除いて圧縮し、それをどうするかについて今後、検討していくんだ、という方向性をあなたがしっかり持っていかなければ、和泉市は泉北環境に食われてしまいます。なおさら、環境が汚れてしまいます。その点では、こ

の大事な最終処分地を延命ある姿で、市民から本当によかったと言われるような灰捨て山を建設していただきたいことを要望しておきます。わかりましたか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） はい。
- 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力、まことにありがとうございます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

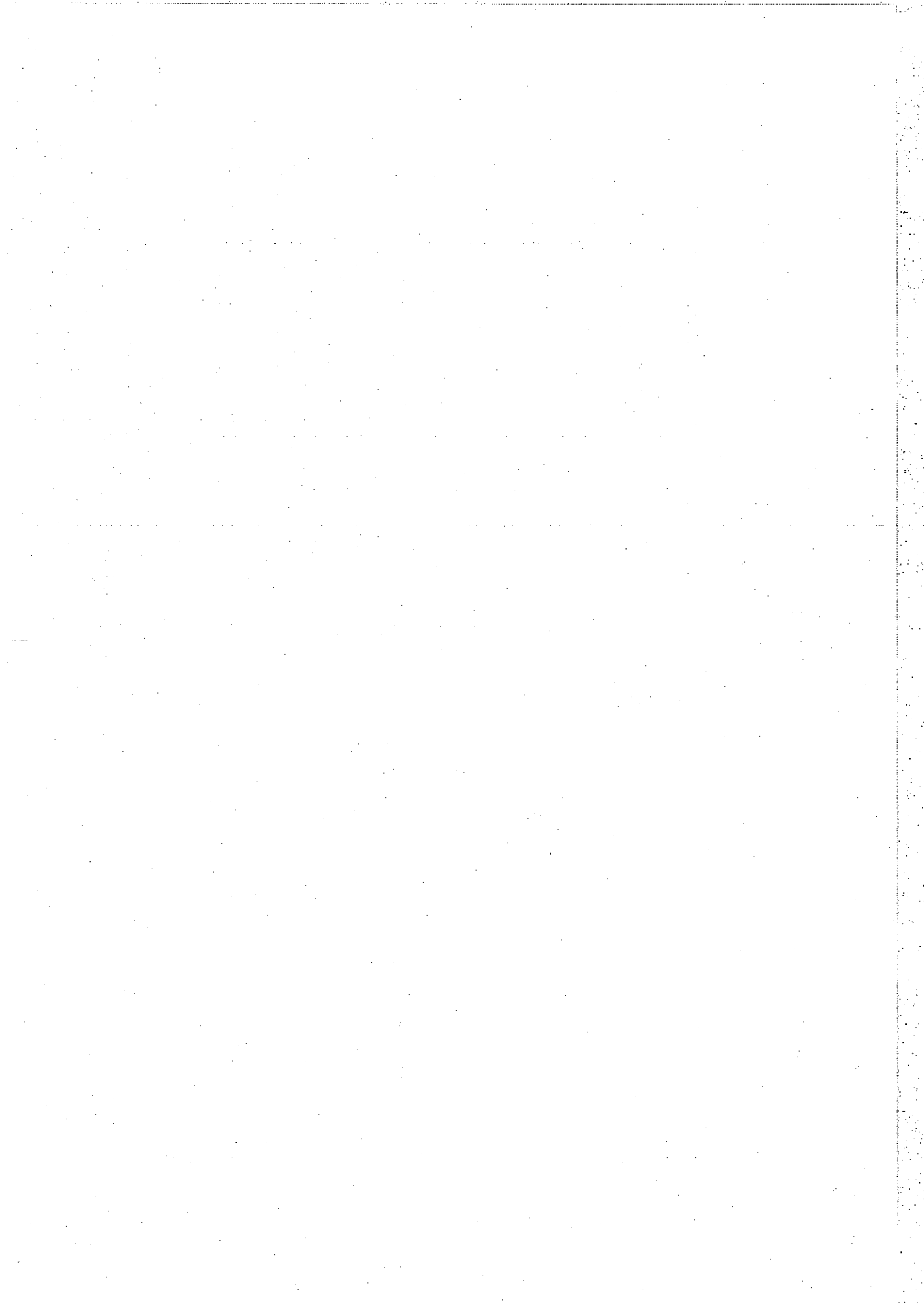
それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後1時23分散会）

○

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY
5800 S. UNIVERSITY AVENUE
CHICAGO, ILLINOIS 60637
TEL: 773-936-3700
WWW: WWW.CHEM.UCHICAGO.EDU

第 4 日



平成4年3月11日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	竹下 義章 君	16番	西口 秀光 君
2番	須藤 洋之進 君	17番	上田 育子 君
3番	西口 平和 君	18番	若浜 記久男 君
5番	並河 道雄 君	19番	木村 静雄 君
6番	穴瀬 克己 君	20番	出原 平男 君
7番	赤阪 和見 君	21番	勝部 津喜枝 君
8番	中塚 新治 君	22番	猪尾 伸子 君
9番	讃岐 一太郎 君	23番	原 重樹 君
10番	竹内 修一 君	25番	天堀 博 君
11番	池田 秀夫 君	26番	飯坂 楠次 君
12番	松尾 孝明 君	27番	奥村 圭一郎 君
13番	森 悦造 君	28番	友田 博文 君
15番	柳 瀬美樹 君	29番	大谷 昌幸 君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市 助	長 池田 忠雄	総務部 次長	奥村 富彦
市 助	役 坂口 禮之助	総務部 次長	池辺 功
市 助	役 田中 昭一	総務部 次長	阪 豊光
市 助	役 中塚 白	同和対策部 長	森 利治
市長公室 長	堀 宏行	同和対策部 理事	向井 洋
市長公室 理事	稲田 順三	同和対策部 次長	戸口 泰明
市長公室 理事	尾崎 秀忠	福祉事務所 長	中川 鉄也
市長公室 理事	鹿島 賢昌	福祉事務所 次長	坂田 平之
市長公室 理事	中辻 寿夫	市民生活部 長	麻生 和義
市長公室 次長	井阪 和充	市民生活部 次長	岸田 秀仁
市長公室 次長	龜山 学	市民生活部 次長	明坂 文嘉
市長公室 次長	池辺 一三	市民生活部 次長	池辺 修次
市長公室 次長	今村 堅太郎	産 業 部 長	大塚 孝之
市長公室 次長	山下 喬三	産 業 部 理事	藤原 清司
市長公室 次長	石本 博信	産 業 部 次長	高三 一行
総務部 長	神藤 恒治	産 業 部 次長	松 林 保

参与兼建設部長	浅井隆介	病院事務局長	橋本昭夫
建設部理事	山崎琢磨	病院事務局次長	谷上徹
建設部理事	緒方和夫	消防長	角谷泰夫
建設部理事	中西淳富	消防本部理事兼消防署長	高宮武男
建設部次長	谷俊雄	消防本部次長	一ノ瀬喜広
建設部次長	赤田儔信	消防本部次長	池野透
建設部次長	山崎精二	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	松村吉堯
建設部次長	中野英二	土地開発公社事務局次長	大宅清臣
建設部次長	藤本仁	教育委員長	藤原忠男
建設部副理事	岸本孝二	教育長	杉本弘文
都市整備部長	萩本啓介	管理部長	逢野博之
都市整備部理事	中野義裕	管理部次長	白樫通有
都市整備部理事	三井義秋	指導部長	木村吉男
都市整備部次長	中屋正彦	社会教育部長	生田稔
都市整備部次長	田中武郎	社会教育部理事	竹田明郎
改良事業部長	富田宏之	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部理事	笠木恒忠	収入役室長	藤木意継
改良事業部次長	席田嗣夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部長	岩井益一	監査委員	庄司清
水道部次長	仲田博文	監査事務局長	吉田陽三
水道部次長	城前伊佐雄	農業委員会会長	森口義忠
病院長	竹林淳	農業委員会事務局長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄

次長 河原茂隆

調査係長 井之上光一

議事係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月11日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成3年10月分)	別冊 P. 1
2	監査報告 第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成3年10月分)	別冊 P. 11
3	監査報告 第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成3年10月分)	別冊 P. 17
4	監査報告 第4号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成3年11月分)	別冊 P. 22
5	監査報告 第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成3年11月分)	別冊 P. 32
6	監査報告 第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成3年11月分)	別冊 P. 38
7	監査報告 第7号	定期監査(平成3年度第一次分)結果報告	別冊
8	議案 第12号	和泉市職員の育児休業等に関する条例制定について	P. 16
9	議案 第13号	和泉市コミュニティ供用施設設置及び管理に関する条例制定について	P. 27
10	議案 第15号	和泉市農地課税審議会条例を廃止する条例制定について	P. 39
11	議案 第16号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 41
12	議案 第18号	和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について	P. 48
13	議案 第21号	財産取得について(いしたちはら公園用地)	P. 64
14	議案 第22号	平成3年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	追加 P. 1
15	議案 第23号	平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	追加 P. 16
16	議案 第24号	平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	追加 P. 21
17	議案 第25号	平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	追加 P. 27

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	議案 第26号	平成3年度和泉市水道事業会計補正予算 (第4号)	追加 P. 34
19	議案 第27号	平成3年度和泉市病院事業会計補正予算 (第4号)	追加 P. 50
20	諮問 第1号	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	P. 66

(午前10時00分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中連日にとわり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは21名でございます。欠席届の出ている議員さんはございません。西口平和議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、21名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長(柳瀬美樹君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第7までは、例月出納検査及び定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は、表題のみを朗読させます。

(市議会事務局長報告)

監査報告第1号	例月出納検査	収入役扱	平成3年10月分	P. 1
監査報告第2号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成3年10月分	P. 11
監査報告第3号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成3年10月分	P. 17
監査報告第4号	例月出納検査	収入役扱	平成3年11月分	P. 22

監査報告第5号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成3年11月分	P.32
監査報告第6号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成3年11月分	P.38
監査報告第7号	定期監査（平成3年度第一次分）結果報告書			別冊

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第7号までの報告を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第8「和泉市職員の育児休業等に関する条例制定について」を議題といたします。
 議案を朗読させます。
 （市議会事務局長朗読）

議案第12号

和泉市職員の育児休業等に関する条例制定について

和泉市職員の育児休業等に関する条例を次のように制定する。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の育児休業等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第9条第1項及び第2項並びに附則第5条第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業の承認を請求する日から起算して1年以内に任期が満了する職員及び和泉市職員

の定年等に関する条例（昭和59年和泉市条例第15号）第2条の規定により退職することとなる職員

(4) 和泉市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(5) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、育児休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(3) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこととする。

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の3分の2に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内

で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

第7条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号。以下「給与条例」という。）第37条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

（部分休業をすることができない職員）

第8条 育児休業法第9条第1項で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(3) 前号に掲げる職員のほか、部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（部分休業）

第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

第10条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第11条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例（昭和51年和泉市条例第21号）第2条の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている職員については、当該許可は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の承認とみなす。

3 育児休業法附則第5条第2項に規定する育児休業給（以下「育児休業給」という。）の月額は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第114条第3項の規定に基づき算定される掛金のうち長期給付及び福祉事業に係る額に相当する額と健康保険法（大正11年法律第70

号)第71条ノ2の規定に基づき被保険者が負担すべき保険料額に相当する額とを合計した額とする。

- 4 前項に定めるもののほか育児休業給の支給に関し必要な事項は、市長が定める。
- 5 職員に育児休業給が支給される間、給与条例第3条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び育児休業給」とする。
- 6 和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例(昭和51年和泉市条例第22号)及び和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例(昭和51年和泉市条例第21号)は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和50年法律第62号)に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る給与及び退職手当等に関する取扱いについては、なお従前の例による。

(和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 7 和泉市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年和泉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条第7号を次のように改正する。

(7) 和泉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年和泉市条例第 号)

(和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 8 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

- 2 職員が部分休業(当該職員がその1歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第16条の次に次の1条を加える。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第16条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)が、平成4年4月1日から施行されることに伴い、同法の定めるところにより、本市条例の定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長公室理事（鹿島賢昌君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第12号「和泉市職員の育児休業等に関する条例制定について」、市長公室鹿島から提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律が昨年、国会で成立し、平成4年4月1日から施行されることに伴いまして、同法の規定により条例で定めるべき事項を本市においても制定しようとするものでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律は、満1歳未満の子を育てる男女職員に対して、休業制度及び1日の勤務時間の一部について勤務しない部分休業の2つの制度を設けたものでございます。

本条例案の内容でございますが、（議案書17ページ）第2条は、育児休業のできる対象者を定めたもので、非常勤職員、臨時的任用職員及び配偶者が子を養育している場合等を除いて、男女を問わずすべての職員が対象となるものでございます。

次に、第3条から第5条までは、育児休業の承認及び取り消しに関する規定でございますが、職員は、任命権者の承認を受けて子が満1歳に達する日まで原則として1回取得できますが、第3条及び第4条に規定する特別の事情がある場合には、育児休業期間の再度の取得や延長ができる旨の規定を設けようとするものでございます。また、職員以外の者が当該子を育てることができることとなった場合は、承認の取り消しとなるものでございます。

第6条及び第7条は、育児休業取得の効果を規定したものでございまして、育児休業中の期間については給与を支給しませんが、復職した場合、育児休業期間の3分の2を勤務したものとみなして昇給期間の調整を行おうとするものでございまして、第7条は、退職手当の算定におきまして、育児休業期間の2分の1を在職期間として取り扱おうとするものでございます。

第8条から第11条までは、部分休業に関する規定でございますが、1日の勤務時間のうち、勤務の初めまたは終わりの合計2時間について部分的に休業できるものでございまして、その承認を受けた場合、勤務しない時間の給与について減額措置を講じるものでございます。

附則につきまして、施行日を平成4年4月1日とするほか、第2項から第6項までは、現行の育児休業制度との経過措置並びに今回の法律及び条例制定のため、和泉市一般職の女子職員の育児休業に関する条例及び和泉市職員の育児休業に係る給与に関する条例を廃止しようとするものでございます。

また、附則第7項及び第8項におきましては、本市の企業職員につきましても、本条例案の準用と給与の種類と基準に関して同様の規定を設けようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第12号につきまして、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 17番（上田育子君） 17番・上田育子です。育児休業制度に関しましては、昨日も申し上げましたと同じ理由で、非常勤職員も正職員と均等待遇として、この法律が運用されるよう検討していただきたいと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 市長公室次長（石本博信君） 昨日も先生からこの問題につきまして、いろいろ御意見もいただいたところでございます。昨日の答弁では、勤務時間の問題も申し上げましたが、非常勤、臨時的任用職員については、1年という任期が限られております。この育児休業そのものが1年という長期の休業制度でございますので、そういった任期の1年というものと、この育児休業制度そのものの1年という制度がなじまないということで、非常勤、臨時職員は除いているということです。その辺についてひとつよろしく御理解をいただきたいと思います。
- 17番（上田育子君） 昨日も明らかになりましたように、3年以上の長期継続雇用を行っている非常勤職員が圧倒的な過半数を占めております。そうした中では、法律の1年というのをはるかに上回る常用雇用として事実上雇用されているパート労働者に対しては、労働大臣は、既に常用雇用とみなすように、という告示を出している中、非常勤職員だけが、長期雇用でありながら形だけを問題にして、1年雇用ということで法律で位置付けられているため、事実上、長期雇用で育児休業も必要な非常勤職員に対して、その例外ということでこだわるのは、全くお役所的な無意味なことではないかと考えております。その辺では、今後、運用の面で検討する、という市長のお話もありましたので、検討できるのかどうかお伺いをしたいと思います。
- 市長公室次長（石本博信君） 昨日と同じことになりますが、先生の継続されている、という御意見、御指摘を賜っておりますが、あくまでも、非常勤、臨時職員については、1年雇用ということの中での更新ということでございます。この制度の適用についても、基本的には、職員自身も無給ということでございます。健保共済の共済関係については、休業給の形で支給しますが、本来的には、無給でございます。仮に非常勤、臨時職員の方が取得されても、そういった短期間の雇用の中でその期間が無給になるということです。取得することにもなじまないのではないかと考えております。
- 17番（上田育子君） 健康保険は少し前からあったわけですが、ようやく雇用保険も付けられ、さらに、今年度に厚生年金も付けられるという方向ということで検討していただい

る中、何というか、雇い止めになるということは、健康保険が取り上げられてしまうと、雇用保険も1年、1年積み重ねられることによって、やめたときにもらう給付金の額も全く違ってくるわけです。もちろん、厚生年金も何年掛けたかということで変わってくるのです。そういうすべての女性が働き続ける権利が、育児休業を取れば雇い止めで一たん、席がなくなるという中では、すべての権利が奪われてしまうわけです。そういうことに対して、本当に働き続けていく女性の地位の向上を進めていくという立場に立って真剣に検討していただくよう昨日もいろいろ答弁をお願いしたんですが、市長は、検討する、と言ってくださったんですが、どちらの答弁を優先させて考えたらよろしいのでしょうか。

- 市長（池田忠雄君） 昨日の一般質問でいろいろ女性問題についての上田議員さんの御質問に対しまして、私は基本的なことをお答え申し上げ、以下、女性問題については、今回、設置を予定しております女性政策課におきまして種々検討させてまいりたいという、いわゆる女性問題全般についての御答弁として申し上げた経過がございます。ただ、育児休業について検討していくという答弁を申し上げたわけではないということを御理解を相賜りたいと思います。

おっしゃる意味はよくわかりますが、育児休業は1年にわたります休暇でありまして、常用職員については、男女を問わず育児休業を認めていくという画期的な1つの法的措置であり、男女同権をうたった法の精神からして、今回の条例改正となったわけでありまして。

ただ、1年ずつ契約を更新していく非常勤職員に対しては、育児休業制度はちょっとなじみにくいという点があるということは、担当も申し上げているわけでございますので、その点、ひとつ御理解を相賜りたいと存じます。女性問題全般について検討してまいる、という御答弁を申し上げたという点で御理解を相賜りますればありがたいと存じます。

- 17番（上田育子君） 議事録を見ていただいたらいいんですが、市長はうそつきとは思いませんが、非常勤職員の退職金制度と育児休業制度については検討する、と受け止めてよろしいのでしょうか、ということに対して、はい、と言われております。今日になってそういうふうに言われるのは非常に遺憾であります。今後、この点に関しては運用上の問題として、該当しそうな人たちも含め、例えば病院の非常勤職員に対しては、1日に9時から5時15分まで働いてくれ、という提案も出されております。世間で言う一般の正職と彼女たちの労働時間がほとんど変わらない、しかも、長期雇用の中で除外するということは、とても働き続ける女性の立場として納得がいかないものがあります。この件に関しては、今後、十分検討していただきたいということで終わりたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第9「和泉市コミュニティ供用施設設置及び管理に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第13号

和泉市コミュニティ供用施設設置及び管理に関する条例制定について
和泉市コミュニティ供用施設設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市コミュニティ供用施設設置及び管理に関する条例（案）

(設 置)

第1条 市民の連帯意識の高揚と良好な地域社会を形成するとともに、市民各層及び各種団体の交流、供用と文化の向上及び福祉の増進を図り、もってうるおいのある社会づくりを進めるため、和泉市コミュニティ供用施設（以下「コミュニティ供用施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティ供用施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用許可の制限)

第3条 コミュニティ供用施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備その他調度品等を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第4条 使用の許可を受けた者に前条ただし書に定める事由が発生したときは、市長は使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

(損害の賠償)

第5条 使用者は、建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第6条 市長は、コミュニティ供用施設の管理に関する事務を公共団体又は公共的団体に委託することができる。

(利用料金)

第7条 コミュニティ供用施設の利用料金は、別表第2に定める額を上限とする範囲内において、管理受託者が市長の承認を得て定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)
コミュニティ供用施設の名称及び位置

名 称	位 置
和泉市伏屋町会館	和泉市伏屋町428番地の80
和泉市尾井町山ノ谷会館	和泉市尾井町732番地の1

別表第2 (第7条関係)
コミュニティ供用施設利用料金 (単位：円)

館 別	室名	区 分			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
和泉市伏屋町会館	1階 大ホール	7,500	15,000	15,000	37,500
	2階 会議室	2,300	3,000	3,000	8,300
	2階 和 室	1,500	2,300	2,300	6,100
和泉市尾井町山ノ谷会館	1階 談話室	2,300	3,000	3,000	8,300
	2階 集会室	2,300	3,000	3,000	8,300

1 利用時間に関する区分は次のとおり。

午前 9時から正午まで

午後 正午から5時まで

夜間 午後5時から午後10時まで

全日 午後9時から午後10時まで

理由

市民の連帯意識を高揚し、あわせて良好な地域社会を形成するとともに各種団体の交流、文化水準の増進に寄与することを目的として和泉市コミュニティ供用施設を設置し、その管理等について所要の事項を定め、もって和泉市民の生活文化の向上に資する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長公室長（堀 宏行君） それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第13号「和泉市コミュニティ供用施設設置及び管理に関する条例制定について」、その提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。議案書28ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、市民の連帯意識を高揚し、合わせて良好な地域社会の形成と各種団体の交流、文化水準の向上に寄与することにより、市民の生活、文化の向上を図るための施設として、防衛施設周辺生活環境整備事業による補助を受け建設を進めてまいりました尾井町山ノ谷会館が、このたび、関係各位の御協力をいただき竣工いたすこととなりますので、地方自治法の規定に基づきまして、条例を定めようとするものでございます。

なお、従前に同じ趣旨の補助を受け建設されております伏屋町会館につきましても、この際、この条例を適用いたしたくお願いいたしますのでございます。

次に、条例案の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、設置条例の趣旨について定めております。

第2条は、名称及び位置について定めておりまして、和泉市伏屋町会館和泉市伏屋町428番地の80、和泉市尾井町山ノ谷会館 和泉市尾井町732番地の1の2施設でございます。

第3条、第4条、第5条につきましては、使用の許可の制限、使用許可の取り消し等及び損害賠償の規定を定めたものでございます。

第6条につきましては、会館の管理を公共団体又は公共的団体に委託することができることと定めたものでございます。

第7条につきましては、会館の利用料金の上限額を定めたものであり、この範囲内で管理受託者が市長の承認を得て定めるものでございます。

なお、利用料金の上限額は、次のページの別表第2にお示しいたしておるとおりでございます。

す。

第8条は、細部にわたる必要な事項について、規則で定めることとしてございます。

最後に、本条例案の施行期日を平成4年4月1日からいたすものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議を賜り、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。まず、第1点目は、今の説明のように尾井町の山ノ谷会館、それから、従前からあった伏屋町会館についても、今さらというか、なぜ今回、改めてこういう条例をつくるのかという理由です。

それから、条例の中身ですが、第6条で、市長は、管理の委託を公共団体又は公共的団体に委託をすることができる、となっておりますが、今回の山の谷あるいは伏屋町会館も含めたものをどこに委託をするのか、ということです。

それから、第3条の使用許可等については、あらかじめ市長の許可を受けなければならない、となっておりますが、この受託管理者に利用の申し込みをするのか、窓口についてですが、その際、市長の許可をどういう形で受けようとするのか。

それから、細かい点については規則で定めることになっておりますが、例えばその中で利用時間、利用料金等の減免や軽減等は、どういう形になってくるのか。

以上の点について説明願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長公室次長（池辺一三君） 1点目のどこに委託をするのか、というお尋ねでございますが、これにつきましては、各町会に委託をしていきたいと考えております。

使用許可申し込みにつきましては、受託管理者、いわゆる町会に申し込んでいただくことになろうかと思っております。この許可の関係につきましては、現在、検討しておりますところでございますが、受託者におきまして、使用申し込みの時間等前後の記録をしていただく中で、順序に従い、利用申し込み者に対し、市に代わって許可をする旨を伝達していただくという、事実行為のみを委託していきたいという形で検討を進めております。

また、利用時間、減免関係についてでございますが、現在、検討中でございます。時間的な関係につきましては、午前9時から午後10時までというような考え方をしております。減免につきましては、受託者との関係もございまして、その辺の整合性も考えていかなければいけませんので、現在、検討中でございます。

もう1点の伏屋町会館は56年度事業として実施、現在まで約10年を経過しております。なぜか、ということにつきましては難しいのですが、山ノ谷会館の補助申請をいたしましたとき、防衛施設局から、伏屋の会館の設置条例はどうなっているか、という問い合わせに対し、まだ設置してございません、という中、早急に設置せよ、という強い指導が出たわけでございます。しかし、それだけということにはなりにくかったものでございますので、今回、山ノ谷会館と合わせて条例設置をお願いするものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 市長公室長（堀 宏行君） ただいまのなぜ、今さらということでございますが、先ほど、次長がお答えいたしましたように、昭和56年度事業でつくった伏屋町会館でございます。一番問題になるところは、いわゆる利用料金の収入についてどう扱うか、ということで過去、いろいろ問題が生じてきたものでございます。今回、条例を定める大きな根拠となりましたのは、昨年4月2日付で地方自治法の一部改正がございました。公の施設を利用する料金については当該管理受託者の収入として利用できる、という法改正がございまして、管理受託者の方でこれを収入して収受されることになりました。それらも考慮いたしまして、今回、両施設の条例化に踏み切ったわけでございます。

○ 25番（天堀 博君） それぞれの地元によれば、伏屋にしても山ノ谷にしてもみずからの町の会館である、という認識がかなり強いと思います。これは当然やと思います。用地の確保などいろんな全般について相当苦労されてきたと思います。宝くじの補助をもらったり、市からの補助をもらう場合もありますが、それらと同じ形で考えておられると思います。ただ、今回の補助が付いてきているのが防衛庁であり、しかも、きちんとした条例をつくらなければいけないとなっているために条例をつくるんだという認識を持っております。それ以上のことは、余り詰めてとやかくいうつもりはないわけですが、伏屋については、こういう形で今まで置いてきたという点については、もっと事前にきちんとすべきではなかったかと申し上げておきます。ただ、これが議会にかかってきておりますので、実態と条例が本当に整合性を持つものかどうか問題になると思います。そうでなければ、単に市の皆さん方が勝手に決める要項のようなものならば、われわれの議会で議決するわけではないので問題はないのですが、条例として議会で議決する限りは、その点の整合性が問題になると思います。

引き合いに出して申しわけないのですが、例えば以前から私どもの方で問題にしています老人集会所の条例あるいは施行規則がありますが、これらについても、実態と違う面があちこちでさまざまに出てきております。実際の管理は、老人クラブあるいは老人クラブの会長さんに委託をし、使用や利用の許可権限まで与えているような形になっております。

今回も市長が許可をするんですが、先ほどの答弁では、一度聞いただけではわかりにくいような言い方をされていました。市長に伝達をする方向の事実性を持って承認をしていくことのようなようです。となりますと、実際上は、町会長さんなりがきちんとその場で書類をつくれるのかどうか分かりませんが、町会長さんがOKを出せば利用できるとなるんですね。あるいは料金の減免や軽減についても、いわゆるその受託管理者の権限ですべて通ってしまう。

利用時間にしても老人集会所の場合、条例では出てませんが、施行規則で午前10時から午後5時までとなっております。こういう会館については、午後5時というわけにはいかんと思いますが、例えば老人集会所の施行規則では、夜の9時とか10時まで延長する場合、また、早朝から会合をする場合には、市長が必要と認めるときはこれを変更することができる、となっております。この点についても、恐らく同じようなことになると思います。本来、市長が許可権限を持つわけですから、だれかが勝手に時間の延長などを認めることはできないということになるわけですが、実際上は、全部受託管理者が権限を持つこととなります。

そうしますと、町会長さんは公人ではありません。しかし、今回は伏屋と山ノ谷になりますが、その町会長さんは変わっていきますが、その人たちが責任者として全部判断をしていくことになるという問題が出てきます。この辺で本当に条例との整合性が図られるのかどうか。先ほど言いました老人集会所の例から言っても疑問があります。この辺では、市長の責任の問題からすればどういうふうになっていくのか。本当にきちんとできるのかどうかというところまで矛盾を持ったものを議会で議決せよ、と言われても非常に難しいわけです。その辺をお尋ねいたします。

○ 市長公室次長（池辺一三君） 使用許可の関係でございますが、受け付け申し込み順という形をとる中では、申し込み者への伝達方法、市への定期的な報告義務、不許可となる場合の基準に該当する申し込みがあった場合の市への伝達方法等を明確にする中で運用できるようにしたいと考えておるものでございます。

○ 25番（天堀 博君） 実態のあるものから言えば、先ほど、老人集会所を引き合いに出しました。和泉市立老人集会所条例やその施行規則がありますが、実態は、それと違うことが一杯出てきているわけです。あるAという団体には使用を許可するが、Bという団体には許可しない。確かに使用させてはならないという条項が幾つかあります。例えば老人集会所条例第4条では、公の秩序を乱す恐れがある、あるいは建物その他を壊す恐れがある、管理上支障があると認めるとき、その他不相当と認めるとき等です。今回も第3条で「その他不相当と認めるとき」と同じようなことが書かれております。こういう判断をだれがするのか、となった場合、非常に難しいと言っているんです。実際上、老人集会所でそういうことが起きていると指摘を

しているんです。

以前、われわれが指摘をしてきた使用料金を取っていることもあります。これは暖房費とかであればまだしも、その範囲を越える使用料金を取っているという問題があります。もちろん、市が老人集会所の運営費をもっと出さなければならないという問題と裏腹ですが、それはそれとして、条例や規則からいけば矛盾し、間違っただ、違反したことが行われているわけです。

そこで今回、こういう条例が設置されれば、實際上、町会長さんが全部決めて、あんたところは使ってもらっては困る、となってくれば、市に対して異議申し立てをした場合紛争が起きますが、その場合、市長はどう判定し、裁断をするのか、という問題が起きます。老人集会所では、まだそこまで進んでいることはないわけですが、断られた団体がやろうと思えばできるんです。全くそれよりもどうか、と思われる団体にまで貸しているのが実態ですからね。その辺を市長がどう判断、裁定されるのか、ということです。

○ 助役(坂口禮之助君) 非常に議論のあるところでございまして、われわれといたしましては、こうした管理委託をするに付いての中身については、非常にいろいろ検討してございます。大きく分けまして、こうした施設に対します管理権というものは、通常、この施設を設置した目的がますます促進され、発展していくという中身であれば管理ができる、という見解がございまして、今、先生がおっしゃっておられますように、例えば拒否されて紛争が起きたとなりますと、そういう管理権までは委託することはできません。当然、市長がそれを受けて解決を求めているかなければならない、となります。

あるいは細かい点では、利用料金等についても、この条例では、最高限度額は規定してございますが、内容によりまして減免したり、あるいは減額する中身もあるだろうと存じます。そういう面では、委託の段階で具体的に当該受託者と協議をいたしまして、あらかじめ市と受託者との間で協定を結んでおきたい、かように存じております。

たまたま今回の場合、使用許可の制限については、老人集会所の場合と全く同じ文言で条例に化しております。こういう問題については、公の秩序を乱すとか、それを許可するかどうかの判断は、当然、受託者で行っていただくことはできないと思います。市の方に協議があり、市長がそれに対する決定を下すという形になります。そういう扱い方でやっていきたいと存じております。

○ 25番(天堀 博君) 今、助役さんが言われたとおり実施、実行されれば問題はないと思います。例えばいちいち市長の公印を押すとき、市長にお伺いを立てて許可を取るといようなことはほかでもしてません。例えば青少年の家にしろ、コミュニティセンターにしろ、どこにしろ、われわれが申し込みに行けば、今、政党もそれぞれ半額の割引という特典がありますの

で、減免の申請を出しますが、全部係の方がポンポンと判を押して許可をくれるわけです。しかし、その場合と今回の場合は違います。今回は、受託管理者を定めるわけですが、全くケースが変わってくる。

最初に言いましたように、それぞれの地元の方々は、恐らく自分たちの町の会館だという認識が100%に近いだろうと思います。宝くじからいただいたり、市の補助をもらって建てていただくのと同じことで考えておられると思います。ところが、歯止めというか綱がかかってくる。例えばどこかの呉服屋さんが展示会を開きたいという場合、特に支障がない場合利用料金を取ってさせてもいいわけです。ところが、いわゆる伏屋、山ノ谷という該当する町会以外の遠く離れた町の方々が何かの都合でそこで会合をする。例えば私の地元である福瀬なら福瀬の町会でなく、全く任意の団体、町会も任意の団体ですが、全く任意の団体の方々が会合をしたいと申し入れた場合、それは困る、とそこまで利用を拒否する権限は受託管理者にはない、と助役さんはおっしゃられた。しかし、実態として、そういうことが起きてくるんですよ。そういうことを全く起こさせないと言い切られれば、それでいいんですが、今後の受託管理者に対する指導の問題が出てきますが、そういうことが本当に言い切られるものかどうか。

合わせて私は、それぞれ該当する町会の方々は、そんなことは夢にも思ってなかったかもわからんと思うんですよ。その辺では、だまされたと言えば語弊がありますが、そんなことになってしまうことについての問題点は出てこないかどうか。それについては、市が責任を持ってきちんとできるのかどうかという2点です。

- 助役（坂口禮之助君）：2つの問題提起がございます。いわゆるこの施設を設置する本来の目的を拡大発展させていくという意味合いの中身の問題については、すべて受託者によって判断していただき、許可を出す、という言い方はいろいろ問題はございますが、使っていただけるよう、先ほど、次長も答弁しておりますが、先着順に使用させていただくという基本的な問題をきちんとしていただきたいと思います。

今、全然当該町会と関係のない団体等から申し込みがあった場合許可をするかしないか、という問題につきましては、通常、その施設の本来の目的を拡大発展をさせていくという性格のものであれば、受託者において判断をしてお貸しいただくことは差し支えないと思います。ただ、支障があって貸せないと拒否する場合は、合理的な理由がなければなりません。また、申し込まれた方々から、それは困る、ぜひ貸してほしい、という不服が出る可能性がございます。そうした場合、不服申し立てに対する裁定は、受託者の方でやっていただくことはできません。当然、設置者であり、総括的な管理権を持っている市長の方で判断させていただくこととなります。受託契約を結ぶ段階では、十二分にその点を御説明をし、御理解をいただくようにもつ

ていかなければなりません。

おっしゃるように伏屋町であり山ノ谷であれ、われわれの町会館やから自由に使えばいいんだ、という意識は多分にあると思います。しかし、たまたま国庫補助をいただいております関係上、伏屋町の場合でも遅くはなっておりますが、当時から管理に関する条例制定をしなければならぬということは何回も指導を受けてございます。できれば、そんなかた苦しいことはなしに、ということやってまいりましたが、たまたま今回、山ノ谷の方でも同じように補助金をいただくことになりまして、その段階でぜひでも管理条例をつくらなければだめですよ、ということが起きてきましたので、今回、合わせて条例を設置することになったわけです。

当然、その経過なり中身については、当該受託者である伏屋町の町会長さん、今回であれば、山ノ谷の町会長さんを初め役員の方々には、補助金の申請をする段階で十分に御理解をいただいておりますので、そこらあたりから、こういう管理条例をつくることに対する反論は、まず、ないだろうというように理解をいたしてございます。

○ 25番(天堀 博君) 条例の細かい点は別にして、基本的には2点あるだろうと思います。

まず、1点目は、あくまでも使用の最終許可は市長がするものであり、受託管理者が行うものではない。常識的な判断では、それはできるけれども、それ以上のものについては市長が行う。例えば右翼が押し寄せてくるとか、やくざの抗争があるとか、これは常識的に考えてもわかることですが、それ以外のことで別に何ら支障がないような団体あるいは一定の個人に近いグループとかが申し込んだ場合、それを利用させないことは、本来、できないことです、公的な施設という意味合いからはね。その点はきちんとしておいていただきたい。

もう1点は、地元に対しては、その点は十分に説明しているから反論はない、と言い切っておられますので、額面どおり受け取らせていただきます。問題は先ほども言いましたように、今までの老人集会所条例なども同じことです。その辺では、いまだにそういう点では、直接の地元では、条例なり規則に沿った形でやられていない個所があると聞いております。今後、その点もぜひ早急に徹底をさせるということをお約束いただけますか。

○ 助役(坂口禮之助君) 施設そのものの性格からは、今回のコミュニティ施設あるいは老人集会所も同じ性格のものではないかというお考えだろうと思います。施設の性格からいけば、私も同じだろうと思います。現在まで、老人集会所の管理等につきましては、全く当該老人クラブの会長さん等に委託をいたしておるだけでございます。その使用関係等についての細かい点については、受託者である老人クラブの会長さん等とも余りコンセンサスを得るようなことは、今までもやってきてございませんので、直ちにコミュニティ供用施設と同様の扱いをす

るということをこの場でお約束することは、もうしばらく当該部局と協議検討をさせていただきたい。

ただ、先生が御指摘されましたような老人集会所の扱い方があるということであれば、当然、また、改めるようにもっていきたいとおもいます。できる限り、この条例と同じような方法での管理運営をしていただけるような方向については当該部局と検討し、また、委託先である老人クラブの会長さん等とも協議をしてみたいと思いますが、ここでの結論はちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

- 25番(天堀 博君) 確かに老人集会所条例では、第1条の設置のところ「本市は、老人クラブの活動を促進させるとともに老人の健康の増進及び福祉の向上に資するため、和泉市立老人集会所条例を設置する」となっております。それが基本なんです。しかし、実際には、きちんとした自治会館や集会所がないところとか、それがあっても非常に便利が悪い、逆に老人集会所が便利のいいところにある場合とかは、そこを自治会の会館がわりに使用しておられるところがたくさんございます。それは、それでいいと思いますが、問題が非常に出やすいんですね。こういうところに使わせているが、こういうところには使わせない。Aという団体から申し込んだが断られたという問題などが起こってきますので、現場で混乱をしないよう、そういうことのないよう極力徹底をしていただきたい。あくまでも、基本は基本であるということ踏まえていただきたい。そういう形での利用・使用も可能だと思いますので、きちんとやっていただきたい。

また、特に無料とされているにもかかわらず、かなり取っているところもありますので、これについては予算委員会等でも問題にしますが、とにかく老人集会所なりに対する補助、助成を図るべきだということを付け加えて指摘をして終わります。

- 議長(柳瀬美樹君) 他に。
- 7番(赤阪和見君) 天堀議員さんからも出ているように今回の条例は、老人集会所条例と公民館設置条例の3つが、同じように方向の問題点が出てくると思います。というのは、他市のように公民館設置条例が、本当に公民館としての役割を果たしていない。和泉市の場合、特に父鬼の公民館の設置が、公民館設置条例の中にあるにもかかわらず町会に委託していることで以前、問題になりました。先ほどの老人集会所もそのとおりです。おカネを取るところと取らないところもある。

今の天堀議員さんの質問と同じ内容ですが、もう少し掘り下げていきたいと思いますが、この利用料金の問題です。この上限を決めた、と言われますが、ここまで取ってもいいんだということですね。となると、管理する町会の長の気分によって各種団体に対する値段が変わって

くるということです。そういうことがあるんです。特に業者の場合、その何倍とかははっきり決めていただく方がいい。例えばその町内の呉服屋さんがやる場合、ちょっとええ格好をせないかんから、極端に言えば倍払うとかね。ところが、よそから来た場合、そこが倍払っているからと断ってしまうこともあり得るんですよ。これは、一般町会でもあり得るんです。その点も含め、前の町民会館という名前かどうかわかりませんが、その値段とかの規則があったはずですので、それをちょっと提出してくれませんか。それから金銭的な問題に入っていきたいと思えます。それが第1点。

それから、老人集会所についても話があったように、これも代表者の気分によって変わってくるわけです。特に心やすい人が行けばすぐ安い料金を貸してくれる。端的に言えば、政治団体は一切だめだと決められているところがありますが、これは市の建物ということから、選挙管理委員会が指定に入れてもらいましたね。個人演説会も入れてもらいましたね。そこへいくまでにそんなことがあるんです。あるところではいけるが、あるところはだめだということですよ。

これは市からのしっかりした指導がないため、個人の町会長さん、あるいはそれを預かっている会計さんによって値段がばらばら。これは普段の場合ですが、そういうふうになっているのは事実です。その点では、はっきりした1つの方向性をつくらんことには、このように一括して出されますと、網がかかっていいという方向よりも、よけい断れる理由にされ、あるいは金銭の上下の問題に利用されるというところで市も絡まされてくると考えるんですが、その点はいかがなものでしょうか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 市長公室次長（池辺一三君） 1点目の利用料金の件ですが、上限の設定に当たりましては、市立のコミセンあるいは伏屋の現行の料金等を参酌させていただきました。一応、伏屋の場合は、現行料金の5割増ということで上限を設定させていただいたものでございます。

○ 7番（赤阪和見君） その規則は出せますか。1回、それを見せてもらい、以前あったものとどのくらい違うかということがわからんと論議になりませんからね。

○ 議長（柳瀬美樹君） 後で提出させますので、御了承のほどをお願いいたします。

○ 7番（赤阪和見君） それでは、これを延ばしてくれますか。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答えいたします。

今回、この条例におきましては、利用料金の最高限度額というものを設定させていただいたものでございます。これがひとり歩きをしていくと、ある意味では、その人の考え方によって利用料金差が起きてくるのではないかと、という御指摘でございますが、少なくとも、そういう

ことはないようにしていきたいという考え方でございます。

ここに決めてございます料金の上限額は、使用する質と、その時間によって一定の金額を設定してございます。甲乙の区分がございまして、そういう物理的なものによって上限を設定させてさせていただいておまして、伏屋町会あるいは山ノ谷町会等と協議の上、この物理的な区分によって、おたくの場合は幾らにいたしますか、ということは、委託者である市長と地元の間で十分事前に協議をし、個々の伏屋町あるいは山ノ谷の両施設の利用料金を決定していきます。それは委託契約の中できちんと金額を明示し、画一的な扱いになるように取り計らっていく。したがって、その受託している町会長さんの気分によって料金に変更される、あるいはまた、申し込み者によって左右されることのないようきちんとやらせていただきたい、かように思っております。また、そのとおり、受託契約の中では、きちんと料金を定めて契約をさせていただきたいと思います。

- 7番（赤阪和見君） この上限額までは取れるということでしょう。この中でばらつきが出てきたらどうするのか、ということです。
- 助役（坂口禮之助君） 伏屋町会館あるいは山ノ谷会館の中では、上下の差が出る可能性はございます。
- 7番（赤阪和見君） いえいえ、そうじゃないんです。どうも昨日から僕の質問の内容を理解されていないようですが、僕がこの大ホールを借りに行ったら3万7,500円ですが、町民のこども会や婦人会が使うのはただ、これは当然やと思います。そこで、和泉市内、市外という感覚でいけば、和泉市全体のある任意の長が、伏屋町民の名前で借りに行けば3万7,500円の半額だ。しかし、その代表者がよそにいるため、その人が借りに行ったら3万7,500円だということはある得ますね。
- 市長公室次長（池辺一三君） 現行、伏屋町会館の利用料金の件でございまして、先生がおっしゃったように、町内会、各種団体が使う場合は無料でございます。隣組その他町内の公的団体が使う場合は料金の5割、その他個人が使う場合は100%というような現行料金を設定して運用をしております。
- 7番（赤阪和見君） だから、古いやつがあるでしょう。それを出してほしいと言うてるんです。それを見た上でやれば、いちいち聞かなくてもええんやからね。
- 市長公室長（堀 宏行君） ただいまの御質問でございまして、伏屋町会館の利用料金規定については、今、手元に持っておりますので、質問されている議員さんにお示ししてよろしいでしょうか。
- 議長（柳瀬美樹君） はい。

○ 7番（赤阪和見君） というのは、父鬼の公民館ですらいろんな問題があるんですよ。以前に指摘をしましたが、公民館ですら、それが歳入として上がってない。選挙の関係で言いますと痛み入るんですが、天堀議員さん、飯坂議員さん、僕も父鬼の公民館を個人演説会の会場として使っておりました。そこでは、利用料金を一応提示されて渡したんですが、それが歳入として入ってない。その点について、公民館はしっかりしなさいよ、ということが以前に指摘をしたわけです。

この以前のやつを見ますと、大ホールについては午前が5,000円、午後1万円、夜間も1万円、合計2万5,000円、これは消してますが、印刷間違いでなく、全日やったから2万円にまけるということだったかもわかりませんね。一応、こうして挙げてあるということは、今後、こういう団体は何ぼだ、ということを決めていく中で挙げとかんといかんということでしょうが、そうなってくると町内の運営の仕方によっては、例えば「和泉市を美しくする会」の代表の山田さんは北田中におりますが、その会が伏屋町のごみの問題であそこで会合をしたい、となった場合、外ですので全日だと3万7,500円要る。

ところが、伏屋町内に住んでいる同じ「和泉市を美しくする会」の会員さんがおって、その人が借りに行ったら5割減免でいける。こういうことがバランスでいいとかあかんとかでなく、そこで決めていたんです。今までは、町会の会館だということで、条例やそんなものがないときは、そうか、頼んどくわ、ということで、なまなまの中で隣組の顔も伺い、町内の顔も見て言うて行ったわけです。

ところが、今回、このように条例化されますと、よけいにそういうことがトラブルの可能性があると心配して天堀議員も僕も言うているのであって、趣旨は同じことです。こういう条例できちんと決めた以上は、市に対する責任体制というもの是非常に大きなものが出てくるんですよ。これによって出てくる同等のもの、また、市がもっとしっかり管理体制を持たなければならぬ老人集会所や公民館については、もっとシビアに、平等にやっていただきたい。

例えばある老人集会所では、政治団体、宗教団体を初めどんな団体にも使わせている。時には、商品販売までやらせているが、あるところでは、一切だめだということです。また、選挙の準備のためにも使われている。その地域から出る人のため、その老人集会所で寄り合いをしている。それは何かの会合の後といえども、事実、そういうことがあり得るわけです。そういうことが本当に平等なのか、条例に即してやっているのか、というのが基本的な問題です。その点も十分に注意してやってもらわんことには、現状では困るということです。

以上で終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

○ 議長(柳瀬美樹君) 日程第10「和泉市農地課税審議会条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第15号

和泉市農地課税審議会条例を廃止する条例制定について

和泉市農地課税審議会条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市農地課税審議会条例を廃止する条例(案)

和泉市農地課税審議会条例(昭和51年和泉市条例第25号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

理 由

地方税法の一部改正(平成3年法律第7号)により長期営農継続農地制度が廃止されたことに伴い、「和泉市農地課税審議会条例」を廃止するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長(神藤恒治君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第15号「和泉市農地課税審議会条例を廃止する条例制定について」、提案理由並びにその内容につきまして、総務部神藤より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、このたび、廃止しようとする条例は、昭和51年度に税制改正に伴いまして制定されて以来今日まで、市街化区域内農地で、長期営農継続農地として農

地課税審議会の議を経て市長の認定を受けたものについては、固定資産税、都市計画税の徴収猶予が行われていたところでございます。

しかしながら御案内のとおり、平成3年度の税制改正によりまして、平成4年度より生産緑地地区の指定を受けたものを除くすべて市街化区域内農地に対して宅地並み課税が実施されることに伴い、長期営農継続農地制度が平成4年3月31日で廃止されることになりました。したがって、「和泉市農地課税審議会条例を廃止する条例制定について」を御提案申し上げるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第15号「和泉市農地課税審議会条例を廃止する条例制定について」の御説明に代えさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、可決御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 23番（原 重樹君） 23番・原です。1点だけ、数字をお伺いしておきたいと思います。

長期営農継続農地の認定を受けている分、今回の生産緑地指定との絡みもありますが、今までの分で言えば、対象となる市街化区域内農地のどの程度になるのか、その率を含めまして、わかれば教えていただきたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 資産税課長（加久本良一君） 資産税課加久本からお答え申し上げます。

市街課区域内農地につきましては、賦課期日の1月1日現在の数字等はどんどん変わってまいるものでございますが、平成3年度末でこの制度を廃止するわけでございます。平成3年1月1日現在、市街化区域内の長期営農継続農地の対象といたしましては、一応、3,039筆、面積にして161万7,388㎡と相なっております。税額にいたしますと、宅地並み課税相当額としては1億6,387万1,583円、猶予いたしました税額は、1億3,532万6,400円ということでございます。

- 23番（原 重樹君） 1億6,000余万円のうちの1億3,000余万円が猶予されたという意味ですね。大体、わかるような気もいたしますが、これは何%ぐらいになるか、わかりますか。
- 資産税課長（加久本良一君） 猶予の数字の割合にしましても、時期によって異なるわけですが、最終的には、猶予した数字が82.6%、農地並みで支払った数字としては17.4%ということでございます。
- 23番（原 重樹君） わかりました。その数字は、そういうことで聞いておきたいと思っております。

少し基本的な意見だけを述べておきます。結論といたしましては、別に反対するものではご

ざいませんが、生産緑地法の関連から言えば、これを残しておいてもどうこうあるというものでもありません。上級法との関係もあるのであえて反対はいたしません。

ただし、今回、そういうように8割以上の農家の方々が受けていた長期営農継続制度を廃止し、生産緑地法で網をかぶせていくということです。この指定云々ということでやっておりますが、仮に生産緑地法に指定されたとして、保全すべき農地という認定をするということですが、その条件の中身が厳しくなることは事実だと思いますので、農家にとっては、非常に大変な指定ということでございます。

共産党の国会議員団では、生産緑地法改正の中の30年間という縛りを10年にするという修正案を出したりしましたが、基本的には、この問題は、営農の意思を無視した農地の宅地並み課税ということで、都市の緑と農業を破壊するもので認められないというのが基本的な立場であることを表明しておきます。

ただし、この条例の廃止につきましては、最初に言いましたように、上級法との絡みもありますのであえて反対はしないということで、意見だけにしておきます。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第11「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第16号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市保育所設置条例(昭和48年和泉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中「和泉市唐国町1037番地」を「和泉市池田下町3494番地」に改める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

理 由

現在の保育園敷地並びに建物の大部分が、住宅・都市整備公団により泉州山手線道路用地として買収されることに伴い、定員120名を措置する施設として移転新築するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。

○ 福祉事務所長(中川鉄也君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第16号「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」、福祉事務所中川より提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、現在の北松尾保育園の敷地並びに建物の大部分が、泉州山手線用地として買収されることになり、これ伴いまして保育園を移転新築をすべく、昨年7月より新築工事を行っておりましたが、間もなく竣工の運びとなりましたので、その位置の変更の必要が生じたものでございます。

次に、その内容でございますが、その位置が「和泉市唐国町1037番地」とあるのを「和泉市池田下町3494番地」に変更しようとするものでございます。

なお、この位置につきましては、将来、住居表示の実施により「いぶき野二丁目」に変更される予定でございます。

最後に、附則として、この条例は、平成4年4月1日から施行するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第16号「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第12「和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第18号

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について
和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を次のように制定する。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（案）

（目 的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、和泉都市計画和泉中央丘陵地区地区計画（以下「中央丘陵地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において用語の定義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び中央丘陵地区計画の定めるところによる。

（適用区域）

第3条 この条例は、中央丘陵地区計画の区域内のうち、地区整備計画が定められた区域に適用する。

（用途に関する制限）

第4条 別表（い）項に掲げる建築物は、建築してはならない。

（延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限）

第5条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、別表（ろ）項に掲げる数値以下でなけれ

ばならない。

(敷地面積に関する制限)

第6条 建築物の敷地面積は、別表(は)項に掲げる数値以上でなければならない。

(外壁の後退距離に関する制限)

第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、別表(に)項に掲げる数値以上でなければならない。

(建築物の高さに関する制限)

第8条 建築物の高さは、別表(ほ)項に掲げる数値を超えてはならない。

(建築物の敷地が区域等の内外にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が、第3条に規定する区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に存するときは、その敷地の全部について第4条及び第6条の規定を適用する。

2 建築物の敷地が、地区整備計画で細々区分された区域の2以上にわたる場合は、第4条の制限については、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区の規定を適用する。

(公益上必要な建築物の特例)

第10条 市長がこの条例の適用に関し、公益上必要な建築物で、用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

(委 任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰 則)

第12条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条から第8条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計者に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(2) 建築物の敷地を分割したことによって第6条の規定に違反した場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者

(3) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対して同項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

別表(第4条-第8条関係)

地区	低層住宅地区Ⅰ	低層住宅地区Ⅱ	中高層住宅地区	生活サービス施設地区
建築物の制限 (イ) 用途に関する制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3戸建以上の長屋住宅 住宅で、居住の用以外に供する用途を兼ねるもの(法別表第二(イ)項第2号に掲げるものの)。ただし、令第130条の3第5号又は第6号に掲げる用途を兼ねるものは除く。 共同住宅 畜舎 	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 店舗、事務所又は飲食店(以下この項において「店舗等」という)。ただし、住宅又は共同住宅で店舗等の用途を兼ねるもののうち、次の掲げるものは除く (1)和泉中央線との道路境界線から20メートルの範囲内においては、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの (2)上記以外の区域においては、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、令第130条の3第5号又は第6号に掲げる用途を兼ねるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの 食品製造業の工場(令第130条の6) 畜舎 	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 戸建住宅 店舗等。ただし、共同住宅で店舗等の用途を兼ねるもの及び共同住宅に併設されるものは除く。 食品製造業の工場(令第130条の6) 畜舎 	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの。ただし、計画図に表示する区域内においては500平方メートルを超えるもの 畜舎(ペットシヨップ又は動物病院に附属するものを除く。)

(3) 延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限		10分の15	
(4) 敷地面積に関する制限	170平方メートル	170平方メートル。ただし、法第86条の規定に基づく一団地の総合的設計による場合は、この限りでない。	200平方メートル
(5) 外壁の後退距離に関する制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。
(6) 建築物の高さに関する制限		12メートル（軒高は、10メートルを超えてはならない。） 低層住宅地区Ⅰ又は低層住宅地区Ⅱに面する部分（道路又は敷地の境界線から10メートル以内の範囲）においては、建築物の高さは12メートルを超えてはならない。また、建築物の各部分の高さは、当該部分から低層住宅地区Ⅰ又は低層住宅地区Ⅱとの境界線（隣地境界線又は当該地区の反対側の道路境界線）までの真北方向の水平距離に10分の6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下でなければならない。	12メートル

理 由

和泉都市計画和泉中央丘陵地区地区計画の決定に伴い、良好な都市環境を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき、建築条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第18号「和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について、都市整備部長萩本より御説明申し上げます。

御承知のように地区計画制度は、市町村が定める都市計画として、また、地域に密着した総合的な町づくりの手法の1つといたしまして、昭和55年の都市計画法の改正により制定され、今日まで全国で約700の地区で既に運用されております。

この制度を本市で初めて和泉中央丘陵地区において採用することとなり、別冊参考資料その1の地区計画図にございますように、住宅地区ほか3地区に区分の上開発地区全体の地区計画の方針を定め、さらに、この中で北部地区につきましては、土地利用の具体化に伴い地区整備計画区域といたしまして、参考資料その2の地区整備計画図のとおり、低層住宅地区1のほか3地区について建築物等の整備の方針を定め、和泉都市計画審議会並びに大阪府の都市計画地方審議会の議を経て御承認をいただき、このほど、和泉都市計画として決定した次第でございます。

今回、議案として上程させていただいております建築条例は、地区整備計画で定められた建築物に関する制限を、市条例として制定することができる旨の建築基準法の規定に基づきまして、その制定をお願いしようとするものでございまして、違反時の罰則規定も定めておりますことから、地区計画の実現に向けて実効性のある制度となるものと考えております。

それでは、条例案について順次、御説明申し上げます。議案書の49ページをお願いいたします。

条例の名称は、「和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」となっております。

第1条は、条例制定の目的として、適正な都市環境の形成を図ることとしております。

第2条は、用語の定義を定めております。

第3条は、この条例の適用の区域を定め、地区整備計画が定められた区域としておりますことから、当面は、北部の住宅地区となっておりますが、今後、事業の進捗に合わせまして区域を広げていく予定でございます。

次に、第4条から第8条までは、建築物に関する具体の制限内容となっております、その内容は、別表にまとめてございますので、後ほど、御説明申し上げます。

50ページをお願いいたします。第9条では、敷地が区域の内外にわたる場合と、第2項では、地区内の2以上の区域にわたる場合の措置を定めておりまして、いずれも過半が属する側の敷地として取り扱うこととしております。

第10条は、公益上必要な建物として市長が特に必要と認めた場合は、第4条から第8条までの規定によらず例外許可できることとしておりまして、第11条の委任により別途、規則を定めまして、公聴会を行うこととする予定でございます。

第12条は、罰則規定でございまして、第2項、第3項は、両罰規定を定めてございます。

53ページの別表をお願いいたします。

地区を低層住宅地区Ⅰから生活サービス施設地区までの4地区に分類いたしまして、それぞれに制限を規定しております。まず(い)では、第4条の用途制限として、低層住宅地区Ⅰでは、3戸建て以上の長屋住宅や兼用住宅の一部、共同住宅等が規制されております。低層住宅Ⅱでは、さらに区域を2分いたしまして、それぞれ一定規模以上の兼用住宅、食品工場等が規制をされております。また、中高層住宅地区では、1戸建て住宅その他が規制され、かつサービス施設地区については、一定規模以上の店舗が規制されております。

次に、(ろ)では、第5条に規定する延べ面積、つまり容積率の制限として、低層住宅地区Ⅱ-2を10分の15とし、後段のところは、通常の用途地域の10分の10から10分の20となっております。

(は)は、第6条の敷地の最小区画面積を定め、再宅地割を防止することにより環境を保全しようとするものでございます。

(に)は、第7条の外壁の後退距離を低層住宅地区Ⅰが第一種住居専用地域として1mとなっていることから、その他の地区についても、道路からの後退距離を1mから3mとするものでございます。

最後に、(ほ)は、第8条の高さに関する制限として、これも(に)と同様に低層住宅地区Ⅰが10mとされていることに準じ、高さ制限を定めようとするものでございます。

このように別表の規制につきましては、地区により通常の用途制限よりさらにきめの細かい内容とすることによって、地域の環境をより良好に保全しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行日を平成4年4月1日と予定しております。

以上が、和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例案でございます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。これは開発の特別委員会でも申し上げましたが、既に入居が始まるようしております。建物も建っているわけです。今になって、こういう条例を制定して網をかけていくということですが、この辺がどうもわからない。相手が公団であるため市との協議もあり、間違ったことはしないであろうということだと思いますが、そんなことではだめであって、もっときちんとした位置付けがあるのかどうか。例えば新住法に基づいて事業者である公団が、ここをこういうことしかできない、これ以上してはならない、という決まりがあって、それに基づいてやられてきて、改めて和泉市の方で建築基準法に基づいてこういうことをやるのかどうか。何かのきちんとしたものがあるのかどうか。全くそれがなければ、これは後追いとしか考えられない。まず、それが第1点。

それから今回、地区整備計画区域は資料その1に書かれている部分ですが、それ以外の部分、いわゆる駅前地区、学園ゾーン、研究開発地区あるいは西部の住宅地区、東部の住宅地区のあたりについては、この条例が制定されれば、いわゆる地区整備計画そのものが決定されていけばそれぞれ網がかけられていく。もちろん、公共的なものについてはその限りでない、となっておりますが、そういう網がかけられていくとなれば、いつ、そういうものが、どこで協議をして決められていくのか、ということだろうと思います。

それと、先程言いましたように、新住法なり何かの上級法に基づいて、事業者である公団が制約を受けている部分ということがあるのかどうか、その辺を伺いたい。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 都市整備課参事（上出 卓君） 建築条例そのものが、先ほど、申し上げました都市計画の地区計画に連動しておりますことから、先生がおっしゃっておられますように、確かに地区計画そのものの発足というか制定が多少おくれたということに関連をいたしますが、つい先般、都市計画決定をされたということで、建築条例そのものにつきましては、本日の議会以前にはかけられないという法的制限がございましたので、本日になっております。

それと、他の地区についても全く同じこととございまして、都市計画における地区計画が定まり次第、その法的措置に基づきまして、それ以降に建築条例をかけるということになってございます。

それと、いつ、どこで協議がされるのか、ということですが、案というものは、住都公団と和泉市で協議をしてつくっていくわけですが、当然、手続き的には、上級官庁である大阪府建築指導課、開発指導課、総合計画課あたりの指導を得てやっていくということですが、

もう1点、新住法との関係ですが、直接、新住法とは全く連動していません。厳密に言いますと、また、違う意味で10年間の縛りであるとか販売上の規制は別途、かかっていますが、これとは全く別の問題でございます。

○ 25番(天堀 博君) 私が心配というかわからないのは、住都公団が広い地域を持っているわけですね。今回の中央丘陵の地区はすべて住都公団の持ち物、中には、桃山学院大学の関係とかはありますが、基本的には、住都公団の持ち物と考えていいと思います。今の説明によれば、今回の地区整備計画は、都計審の議を経てかかってくる。ところが、この前も言いましたように、そのものが非常に遅いのではないかと。既に建物が建っているのに、後からそういうことを決めていくということについては問題がないのか、ということです。それ以前に、公団として何らかの規制があってそういうことができないのかということら辺がわからないので、その点を説明してほしい。この地区整備計画というものがなければ公団は事業ができないのか、ということも含めてね。というのは、勝手に言うてみたら、この白塗りのところは、すべてそんな制約がなければ何でも建てていけるわけでしょう。何でも町づくりをしていけるわけでしょう。その辺を知りたいんです。

○ 都市整備部次長(中屋正彦君) 計画課中屋よりお答え申し上げます。

公団の施行計画、具体的には、今春、町開きが予定されておりますエリアにつきましては、既に地区計画の都計審の手続あるいはこのたびの建築条例との時期的な整合性の問題でございますが、これにつきましては、いわゆる公団の整備地区をメインとする特定業務施設用地導入の都計の変更の際、大阪府との協議の中で公団の今後の整備については、いわゆる地区計画の導入によって良好な市街地の形成を図っていくという協議がついたわけです。

その中で公団の施行計画の熟度に合わせて、地区計画の内容についての協議を公団とかなり以前からやっております。と言いますのは、地区計画そのものは、関係住民の意思を十分に聞いてやっていく、という建前がございますので、この前、御質問いただきました地区整備計画の方針なり整備計画の個々の内容について、公団と協議あるいは府が入った中で調整を進めております。

手続がおくれた理由でございますが、そういう法手続がおくれた結果になっておりますが、内容的には歩調を合わせ、一応、公団と府が入って調整を進めておりますので、さきに建てら

れた建築物についても、内容の整合性が図られているということでございます。

○ 25番(天堀 博君) 協議をしてやっているので整合性が図られている、ということですが、それは審議上の問題であって、法制度上の制約は何もないというわけですか。

○ 都市整備部次長(中屋正彦君) 法制度上は、いわゆる地区計画を導入しなければいけない、という決まりはないわけです。前回の整備地区の変更の際、大阪府、和泉市、公団の三者協議の中で、大阪府から良好な市街地の形成を図る上で地区計画を導入せよ、という指導に基づきまして、今回の地区計画の導入あるいは建築条例の制定という運びになったわけでございます。

○ 25番(天堀 博君) 例えば資料その1の住宅地区(東部)というのがございますが、ここはまだ地区整備計画の網がかかっておりませんね。この東部の住宅地区に住都公団が、恐らく市に何の前触れもなく建てることを始めないと思いますが、いろんな状況の変化で先にこっちをやっています、となった場合、今のところは、この東部地区はずっと後になってますが、これは極端な例ですが、この青葉台が一番近いところから建てていきます、と言うてきた場合、ということは、既にどんどん進行していくことになりますね。そこからまた地区整備計画ということの区域設定を協議をしてやっていくことになるわけですね。その辺で上級法なりいろんなこととの関係で事業者である住都公団に縛りはないのかを聞いているわけです。ないのか、あるのかだけをお答えください。

○ 都市整備部次長(中屋正彦君) 先ほど申し上げましたように、法的な縛りはございません。ただ、都計の変更の際、大阪府との協議の中での約束事に基づきまして実施をしていくということでございます。

今後、地区計画といたしまして、北部、東部、西部の全区域にわたって、地区計画の方針が都市計画の中でも明確に位置付けされております。あと北部の残り、東部、西部についても、公団の施行計画の熟度に対応し、順次、地区整備計画を打っていき、さらに、引き続いて建築条例を制定していくということでございます。

○ 25番(天堀 博君) 今回の建築物の制限に関する条例は、このままでいいわけでしょう。地区整備計画が定められた区域にどんどん適用されていくわけですね。ただ、問題は、例えば今回も協議してきた、ということですが、うがった見方をすれば、公団は、自分とがここへこういうものを建てたい、ここは中高層の住宅地区だ、と指定をしてきたら、全部それで罷り通ってしまうという問題が出てくるでしょう。それでは、公団の町づくりにはなりますが、せっかく条例をつくっても、本当に和泉市本来の町づくりになるかどうか、疑わしいんです。小中学校は公共的な施設ですから別にして、中高層住宅地区として線を引っ張ってある地域がありますが、そこが、そうなるんでしょう。公団は、自分とが都合のええように決めている

わけですよ。そうではないんですか。

僕が心配するのは、特にこれに連動する泉州山手線と和泉中央線が交差する（仮称）和泉中央駅が平成7年に開業すると言いますが、ここのシビックセンターを初めとする駅前交通広場とかいろんなものについても、これもうがった見方をすれば、市の意向にかかわりなく、公団がどんどん自分のところの都合のええように進めていく。どちらかと言えば、OTKとか道路公団とかとの協議を優先してどんどん決めていく。あるいは自分のところの都合のええようにやっていくように本来からなっているのではないか。そこに市が何も参画していないわけでしょう。向こうが言うてきて、そこで初めて協議をし、そして、地区計画が作られていくという、そんな後追いになることについて、そうではない、という表現の仕方を今までからしているのです、その辺に問題があると言っているんです。その辺はどうなんですか。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） 基本的には、昭和59年、この中央丘陵の都市計画について、いろいろ関連いたします線引きの対応あるいは用途地域の指定、都市基盤整備ということで道路、公園、下水道などの公共施設の配置計画が定められ、同時に新住法に基づく土地利用計画が新住事業として定められました。その中で住宅地なり駅前の商業地域、シビックセンターの予定地あるいは学園ゾーンといった大まかな土地利用の計画が定められ、一定、計画人口もはじき出されております。

今回の地区計画の趣旨から申しますと、そういう住宅地においても、低層なり中高層なり、先ほど御説明いたしました低層Ⅰとか、中央線沿線の生活サービス施設地区あるいは学園ゾーン、特定業務施設用地という大まかな土地利用計画について、さらに、それぞれの地区についてきめ細かな規制誘導を図っていくのが地区計画の目的でございます。59年当時から土地利用計画として、ここは低層住宅、ここは中高層、ここは学園ゾーンというように計画決定が既にされておりまして、それをさらに各地区の特性に応じてきめの細かい規制誘導を図ることによりましてより良好な市街地をつくり上げ、さらに、将来にわたって担保していこうということが趣旨でございます。

○ 25番（天堀 博君） いろんな地区を決め、そこに地区整備計画を設定して規制誘導を図り良好な都市環境をつくっていく、これは市長、非常に耳触りとしてはいい言葉です。それならば、もっと早く積極的に地区整備計画を決めてやっていかなければいけない。例えばすぐ引き続いて中央駅前地区というところも決めていかないといかんわけでしょう。さらに、産技研が来るという研究開発地区にしても、西部の住宅地区とも絡めて決めていかないとだめなんですね。そうすると、そこには一定、これだけの公共的施設あるいは公益的施設を設けなければならないとか、そういう網を逆になぜかけていけないのか。だから、いまだに原課から出しても

らうて利用状況をどうこうやしているが、まだ決まらない。この前の猪尾議員の質問に対する答弁では、シビックセンターの中の複合施設として文化会館や第二福祉会館など全部ワンフロアずつに入れようと思ったら、30何階かのビルを建てなければいけないが、そんな計画はシビックセンターにはないわけでしょう。

だから、どこそこにはどれだけの公共的施設あるいは公益的な施設の用地を確保しなければいけないという、中央駅前地区では面積にして何%、あるいは駅前交通広場も決まってくるわけですから、それについては後追いですが、どんな形でどうするのか、ということを早く協議をするなりして決めていかなかったら、公団の思うことばかりの方向に進んで行ってしまう。企画調整部という新しい部ができて全体が前へ進まないのではないか。公共的施設や公益的施設の配置などについても早く決めていかなければいけないと思います。でないと、その辺で後追いになるんじゃないかと心配するんです。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） いろいろ進め方について御指摘をいただきまして、恐れ入るわけでございます。確かに地区計画の都市計画決定なり、あるいは建築条例につきまして、若干のスケジュールのおくれがあったことは事実でございますが、現在、それに整合させて進めているわけでございます。今、特に地区整備計画に関して、参考資料にもございますが、中央駅前地区について、市としての積極的なかわり合いを持ちまして、市の意向を十分反映するような整備計画をつくるべきだというのは、確かにそのとおりでございます。

われわれといたしましても、以前にも少しお示しいたしましたが、市としても、計画委員会の中でそれなりに市の構想というものをまとめまして、既に公団に出しているところでございます。公団の方といたしましては、非常に取り組みがおくれているわけでございますが、市と公団との間で中央駅前地区計画の中で地区センター等の整備構想なり計画についても協議が近く発足する予定になっております。この中には、若干の学識経験者として大学の先生等もございますが、地元の商業施設に関する代表者も学識として参画していただき、早期に基本的な構想を確立したいと考えております。それを受けまして、駅前地区の整備計画に反映させていくという取り組みをいたしたいと思っておりますので、御了承賜りたいと思っております。

○ 25番（天堀 博君） この条例そのものは、これでいいと思います。しかし、条例で決めていく限りは、早くやっつけていかなければなりません。今、言われたように、これから学識経験者を入れてやっっていく、ということですが、とにかく市長、やるのが遅い。あれほど公益施設が云々と言っているのに、まだそんなことを言っている。そんなことをしているうちに、中央駅前地区の中にKという銀行が来て、「ここにうちの銀行が来ますので預金をしてください」とティッシュペーパーを配ってます。そこに付いているのは、公団が発注したコンサルタント

からちゃんときれいなカラーでつくった計画図、中央丘陵はこんなところですよ、というもので配ってますよ。この中央駅前地区に来るんや、と言うて回ってますよ。これでは、全くの後追いじゃないですか。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 銀行の問題でございますが、平成4年春の町開きに合わせまして、当初、公団としては、住民のサービス施設はつくりたくない、という方針でまいったわけですが、昨年秋、やはり200世帯以上の入居者が来られることになりまして、簡単な身の回り品の仮設店舗を計画いたしまして、住民の利便に供しようということに変更いたしまして、現在、仮設店舗を建設しております。その中の一部に2つの銀行から希望がありまして入っているような状況でございます。それは、和泉中央線の沿道でございます、シビックセンターの区域外でございます。その仮設店舗の中にそういった金融機関が入りまして、多少のPRをされているのではなからうかと解釈しております。

○ 25番（天堀 博君） しかし、優先権ができてくるわけでしょう。実際にできてから、あんたとは来てくれるな、とは言えないでしょう。既得権を取ってしまう。そんなことがどんどん先行してやられ、肝心の中央駅前地区の整備計画の設定については、いまだに学識経験者をお願いして、というようなことを言ってます。これでは、市長が言うように本当に市の主体性を生かした町づくりはできない。公団主導でしょうがな。

○ 市長（池田忠雄君） 私からお答えさせていただきますが、シビックゾーンにおける商店の張り付けとか公益施設の張り付けなどについて御指摘をいただいておりますが、それらにつきましては、基本的に市と公団がすり合わせをして決定をしていく、というルールには変わりございません。ただ、仮設の店舗の一部に銀行が入っているということについては存じませんが、少なくとも、平成7年を目途に新駅ができ、周辺の1～2万坪の副都心の中核になる町づくりについては、市と公団のすり合わせという基本原則は何ら変わってございません。公団が先行しているものでもございません。

近く発足する学識経験者も交え、市のプランというものは前回の特別委員会で申し上げましたように、既に公団に提示しております。公団の方が新しい考え方ですり合わせをさせていただきたい、と言っておりますのは事実でございますが、それらの議を経て決定をさせていただいてまいるといふ、このルールには変わりございません。民間の一部のものからいろんなニュースが出ていることは、私の耳にも入っておりますが、何ら確定したものではありません。その意味合いにおいては、おくれておりますけれども、市と公団のすり合わせで決まると私たちは承知をしておりますので、その辺はひとつ御理解を相賜りたいと存じます。公益施設その他についても、公団とのすり合わせの上で決めてまいるルールには変わりございませ

ん。

ただ、施主は、あくまでも公団であり、うちは地元市であります。その関係の中ですり合わせをしながら、市の要望をできるだけ公団にのんでもらうという方向付けで今後、公団と交渉してまいりたいと存じますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

○ 25番(天堀 博君) いろいろ問題はありますが、例えば銀行が出しているこういう図面、こういうものは、われわれにしても普段は余り簡単に手に入るものではないのに、それをコンサルタントからの提供、だということまでちゃんと書いてます。恐らく、おカネを出して版權を使用させてもらったと思いますが、勝手にそういうことがやられているわけでしょう。銀行が既得権を取っていくわけでしょう。そのようにどんどん向こうが先行して行っている。市長は、中央駅前地区の計画についても市の計画案を提示してあり、それで公団と協議をしていく、と言われますが、そんなことは聞いてない。どんな内容で、どんなものを入れていくんだ、ということを出してあると云っているんでしょう。

○ 市長(池田忠雄君) 市のシビックゾーンに対する考え方は、特別委員会等でも方向を定めてまいってきておりますのは事実です。

○ 25番(天堀 博君) 細かいところまでは聞いてませんよ。それは平成7年ですが、これからどんどん進めていくわけですから、2年や3年はすぐたってしまう。

○ 市長(池田忠雄君) 細かいことではないですよ。

○ 25番(天堀 博君) 具体的にオープンスペースは何ぼぐらい、公共のスペースはどのぐらい取るか、ということらまではまだ決まってないわけでしょう。それをきちんと早くやらなければいかんと言ってます。その前に、和泉市として支所にするのか、出張所にするのか、その中身はどうするのか、どの程度まで受け付けるのか、建て替える本庁との関係もありますが、そういういろんなものをきちんと早く決めて公団と折衝しなかったら、周辺がどんどん先に走ってしまって、公団が、こんな格好でいきまっせ、ということになってしまう。地区整備計画をここに張り付けます、ということになって後追いになってしまう。今までも後追いになっているんですが、これからも後追いになってしまうので、早くしなさい、ということです。その点でも今回の条例と重要な関係をしていますので、意見だけ言うておきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。

○ 7番(赤阪和見君) これは和泉市で初めて決められる罰則規定も付いた内容であります。これは住む人と土地とが永久につながっていくものですが、それをどのように知らせていくか、その点についてお聞かせ願いたい。

それと、中央丘陵の開発に関しては、こういう場でしかものが言えない。記録に残るところ

ではね。委員会も開かれませんか。そこで、ちょっと聞きたいんですが、以前に歩道設置のことで道路課に聞いたとき、3mなければ植樹ができないので、3mが基本だということでした。それはそのとおりで間違いがないと思いますが、中央丘陵の中でも3m以上のところを植樹していく形であるのかどうか。ちょっと見ると、3mはないであろうというところがありますが、今も話があったように中央丘陵の中は特別なのかどうか。そのような考え方をどう持っておられるのか。ここしか中央丘陵の話、都市整備公団の話を書く場がない、聞けないし、言ってくれないのですね。

それと、参考資料ですが、地区施設ということですが、児童公園やそんな場所が何も載っていない。児童公園は変わってもいいということになってくるのか、児童公園は抜いておくべきものかどうか、僕はわかりませんので、はっきりしてください。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 都市整備課参事（上出 卓君） 都市整備課からお答えいたします。

第1点目のどうして直接かかわる住民に知らしめていくか、ということでございますが、これは住都公団から先だって販売要領と申しますか、募集の案内の時点でパンフレット等は無償で配布しておりますが、その中に特記事項として、地区計画の説明や罰則規定が設けられる予定である、ということをお知らせしております。それ以降につきましては、住都公団と打ち合わせ中ですが、さらに、パンフレットを配布することを予定しております。

もう1点の図面上の記入の仕方ですが、これは何も開発計画のすべてを明記しておく図面ではございません。地区計画に係る問題だけを重点的に書いておるといって、直接かかわりのないことについてはすべて省略しております。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） 地区施設の中での児童公園の問題でございますが、地区整備計画の地区施設の配置及び規模の中で位置付けさせていただきますのは、公園の場合は都市公園法の規定に基づき計画決定され、その計画決定をして担保されますことから除外しております。そういう担保性のない部分につきまして、地区整備計画の中で地区施設の位置付けをさせていただきますことになっております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課より植樹の件で御答弁を申し上げます。

以前に青葉台あるいは緑ヶ丘の歩道設置のとき、歩道は原則2m、植樹する場合は1mということで、3mの歩道の場合は、できるだけ緑化ということで植樹をしてみたい、という

ように申し上げております。先生が御指摘の丘陵開発地内のところでございますが、伏屋唐国線という道路を築造しておりますが、この幅員が12mございます。それで両側に2m50ずつの歩道を付けておりますが、その一部区間におきまして歩道が2m、植樹が50cmというところが出ております。一応、原則として1mほしいのですが、公団との話し合いの中では、緑化ということで緑化率というものがございまして、一応、事例はないんですが、大きく育つ樹木ではなく、「ちし」(?)というもので緑に寄与できるので植えさせてほしいということで、一部区間でそれを試みてみようと言話を進めております。

○ 7番(赤阪和見君) それでは、緑ヶ丘や青葉台でそういうものを取り入れる計画が道路緑化の中でなかったのかどうか。何か話がちぐはぐなんです。どうも一貫性がない感じだと思います。僕は、公団のことは、最初からボタンの掛け違いがあると言いますのは、あれだけ大きな開発地域ですから周辺に影響がないかどうか、あるだろうと思います。僕は、影響があると言ってくれて、だから、その影響を少なくしていくという方向性で進んできたのなら何にも言いません。僕があるだろう、と言ったら、そんなことは一切しません。あの中で土を移動するにしても全部すかっとやりますので、その周辺の区域外には迷惑はかけません、と言っていました。土を移動するのに何百万円もかけて橋をつくってやったでしょう。

ところが、今や我が物顔ですよ。初めからボタンの掛け違いがあるということですので、どうしても考え方が引っかけます。あの道の付け替えから市道という市道は、本当に警察に届け出て工事をやってるのか、と思うぐらいの無謀としか言いようがない工事の仕方ですよ。池田下焼津線ですかどろどろ。でこぼこがあろうがなかろうが、あの橋の欄干の付け替えをしますが、安全策として、あの三角のものをパイプでつないでぽっと置いてあるだけ。狭かろうが、どうしても、1人の警備員も立ってない。今や、朝日生コン(?)の向う側の橋は2台が対向できませんよ。危険この上ない状態の中で工事をされている。そういう実態をどう見ているのか。

緑道の工事にしても、道路に使う材料を積んで土をぶっちゃけて工事をやっています。そこが2mぐらいかそれを切れるかどうか、電信柱があってちゃんと木を植えるように穴が空いてますわ。あそこよりも緑ヶ丘の方が広いですよ。そういう点をどのようにしていくのか。大阪府営水の切り替えの道路にしても、あなたがたは、こちらが言うまでどないも手を打たない。どのように工事の管理をし、どこが窓口なのか、はっきり答弁をしてください。

それから、榎尾川緑道ですか、これは地区施設ですか。それと、中の方にある児童遊園は関係がないと理解したらいいんですか。

○ 建設部次長(谷 俊雄君) 道路課谷より工事の関係につきましてお答え申し上げます。

今、住都公団が急ピッチで事業を行っている関係上、各地で迂回道路を付けるとか、工事の施行で御迷惑をかけているのは事実でございます。一例を申し上げますと、石尾中学校の裏の市道の迂回道路を付けたのですが、工事をする場合、できるだけ供用開始している道路で通行止めというのは避けたいという観点から、迂回道を設置する場合、構造の問題、安全施設の問題で警察とも協議をしながら、それなりに対応しておるつもりでございます。

先生が御指摘された場所につきましては、たまたまでき上がりの現場を見てなかったということでしたので、現地へ行って不備なところを直したということでございますが、大変迷惑をかけたところでございます。今後、一層公団あるいは関係者に安全対策を強く申し入れまして、そういったことのないよう努めてまいりたいと考えております。よろしく御理解賜りたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 公園課長（樋渡顕治君） 公園課樋渡よりお答えさせていただきます。
- 児童公園につきましては、中屋次長さんから答えがありました。都市計画法により決定され、計画決定もされていきます。それができますと、都市公園法という法的規制の網がかかります。緑地につきましては、この地区指定におきましてその位置付けをする、こういうように御理解願いたいと思います。
- 7番（赤阪和見君） どの、だれが窓口か、ということだけ聞かせてください。道路だけでなく、出てくる問題に対して文句を言うて行くところがないんです。中央丘陵の問題すべてについての窓口はここや、というところを決めてください。
- 市長（池田忠雄君） 都市整備です。
- 7番（赤阪和見君） 今からですか。今までもそうだったんですか。
- 市長（池田忠雄君） 御指摘の全般的な問題も含めまして、従前から都市整備部の都市整備課が中央丘陵の窓口になっております。道路その他について、今まで行き届かない点がありましたことは、われわれとしても気を引き締めてまいりたい。すべての窓口は、都市整備課と御理解いただきたいと思います。
- 7番（赤阪和見君） 今までも都市整備へ言うて行ったら、道路は移管されているので道路課や、と言うんですよ。その点、この場ではっきりしてください。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 再度の御指摘、痛み入ります。全般的な調整の窓口といたしましては、市長が申し上げましたように都市整備部都市整備課でございます。ただ、個々の問題については、担当の原課といろいろ調整もしていくということでございます。
- 7番（赤阪和見君） だれが調整をしていくんですか。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 窓口の都市整備課でございます。
- 7番（赤阪和見君） はっきりしてくださいよ。苦情があれば、都市整備課へ言うて行けば、これは原課ですよ、と言わずにきちんとするということですね、公園にしろ、道路にしろね。
これは市長、完成するまでですか。
- 市長（池田忠雄君） 都市整備部でいろいろと連絡調整を図ってまいる。もちろん、各原課にまたがる場合もあろうかと存じますが、連絡調整は取らせていただきます。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。
- 議長（柳瀬美樹君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。
（午後12時06分休憩）

○
（午後1時00分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
- 市長（池田忠雄君） 冒頭にお時間をいただいて恐縮でございます。
午前中の最終の赤阪議員さんの中央丘陵の窓口に関する御質問に対しまして、都市整備部都市整備課と申し上げました。現行、そのとおりでございますが、現在、議案として条例改正を御提案をさせていただいております企画調整部に関する事項でございますが、その議案を御可決いただいた暁には、中央丘陵に関する連絡調整につきましては、都市整備部から企画調整部に移管をされるということでございます。誤解があってはいけませんので、一言、御了解をいただきたいと思っております。
- 7番（赤阪和見君） それで結構なんです、現場を抱える状態ですので、この条例が可決されれば、企画調整部は、しっかりとしたすぐ動けるような体制をとっていただきたいと思っております。
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第13「財産取得について」（いしたちはら公園用地）を議題といたします。
議案を朗読させます。
（市議会事務局長朗読）

議案第21号

財産取得について

和泉都市計画公園（いしたちはら公園）敷地として次の用地を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

1 場 所

和泉市箕形町968番地

2 面 積

9,472.30㎡

3 取得の方法

随意契約

4 取得予定価格

359,000,170円

5 取得の相手方

大阪市城東区森ノ宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 山 根 林

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第21号「財産取得について」の提案の理由並びにその内容につきまして、都市整備部長萩本から御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本年春の和泉中央丘陵北部ブロックの町開きに合わせまして、いしたちはら公園の開設を予定しておりますが、同公園用地を住宅・都市整備公団より取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案書64ページの議案第21号「財産取得について」の内容の御説明を申し上げます。

本件は、いしたちはら公園の用地取得でございますが、場所は、和泉市箕形町968番地。面

積9,472.30㎡。取得予定単価1㎡当たり3万7,900円。取得予定価格3億5,900万170円で住宅・都市整備公団より取得しようとするものでございます。

また、取得に係る財源といたしましては、国庫補助金1億2,000万円、住宅・都市整備公団負担金2億3,900万170円を予定いたしております。

以上、まことに簡単でございますが、議案第21号の提案の理由並びにその内容の説明を終わります。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 29番（大谷昌幸君） 29番・大谷です。地図がないのでちょっとどこかということが把握しにくいんですが、住宅・都市整備公団ということから考えますと、問題になっている隣接地ですか。違うんですか。
- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 公園課長（樋渡顕治君） 公園課からお答えいたします。

場所につきましては、箕形町の横に三宝伸銅という会社が開発いたしました、現在、唐国台という名前になっておりますが、その横に地獄谷池がございますが、それを取り巻く2.4haの一部でございます。

- 29番（大谷昌幸君） まず、地図を付けてほしい、ということ要望しておきます。それから、これは1haと言いますと、昔流に言えば1町歩近くあるわけですね。これは都市計画公園ですから、当然、都市公園ですね。これからどのように整備されるかという図面は上がってきていると思います。

合わせて、ほかのこれだけ大きな公園は、そうざらにないと思います。この近くで言えば肥子池公園がありますが、それでもこの半分もないと思います。そういう点からいって、使い勝手というか、どこにでもあるような公園でなく、和泉市へ行ったらこういう公園があると言われるような、例えば黒鳥山公園は、間もなく1カ月もしないうちに大勢の方がお出でになる一時的な名所になりますが、できるだけそういうふうなことを計画してほしいと思います。

以上、答弁はよろしいですので、要望だけしておきます。

また、中央丘陵開発に関連して次々に公園ができてくると思いますが、そういうものも網羅し、一定の自主的な計画を持って対処していただきたいということも要望して終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第14「平成3年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第22号

平成3年度和泉市一般会計補正予算（第4号）

平成3年度和泉市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,522,685千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ41,843,671千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		17,054,492	213,688	17,268,180
	1. 市 民 税	9,196,366	213,688	9,410,054
8. 分担金及び負担金		962,698	37,678	1,000,376
	1. 負 担 金	940,762	37,678	978,440

10. 国庫支出金		4,746,664	△ 85,247	4,661,417
	1. 国庫負担金	2,634,540	1,103	2,635,643
	2. 国庫補助金	2,052,692	△ 86,350	1,966,342
11. 府支出金		2,603,142	117,212	2,720,354
	1. 府負担金	325,829	552	326,381
	2. 府補助金	1,997,603	73,500	2,071,103
	3. 府委託金	263,591	43,160	306,751
12. 財産収入		841,091	122,219	963,310
	1. 財産運用収入	362,975	122,219	485,194
13. 寄附金		263,000	457,290	720,290
	1. 寄附金	263,000	457,290	720,290
15. 諸収入		3,384,550	513,145	3,897,695
	2. 市預金利子	29,659	37,000	66,659
	5. 雑収入	2,293,328	476,145	2,769,473
16. 市債		1,796,039	146,200	1,942,239
	1. 市債	1,796,039	146,200	1,942,239
18. 特別地方消費税交付金			500	500
	1. 特別地方消費税交付金		500	500
歳入合計		40,320,986	1,522,685	41,843,671

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,722,091	206,000	4,928,091
	1. 総務管理費	3,271,782	206,000	3,477,782
3. 民生費		10,734,480	2,207	10,736,687
	1. 社会福祉費	4,070,014	2,207	4,072,221
4. 衛生費		4,352,172	19,869	4,372,041
	3. 墓地管理費	223,336	19,869	243,205
6. 商工費		246,324	19,508	265,832

	1. 商 工 費	246,324	19,508	265,832
7. 土 木 費		7,777,826	233,767	8,011,593
	2. 道 路 橋 梁 費	1,901,295	△ 25,224	1,876,071
	4. 都 市 計 画 費	3,091,429	258,991	3,350,420
11. 諸 支 出 金		269,568	1,041,334	1,310,902
	2. 基 金 費	264,568	1,041,334	1,305,902
歳 出 合 計		40,320,986	1,522,685	41,843,671

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
4. 衛 生 費	3. 基 地 管 理 費	幸・王子共同墓地整備事業	147,447
7. 土 木 費	4. 都 市 計 画 費	放光池1号公園整備事業	70,537
7. 土 木 費	4. 都 市 計 画 費	和泉中央駅前交通広場 整備事業	35,000
9. 教 育 費	5. 社 会 教 育 費	(仮称)榎尾山森林浴 コース整備事業	113,921
合 計			366,905

第 3 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正			前			補 正			後					
	限 度 額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法	限 度	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法	限 度	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
都 市 計 画 事 業	217,400	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以 内	政 府 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	346,200	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以 内	政 府 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。					
臺 地 整 備 事 業	27,000	同 上	同 上	同 上	同 上	44,400	同 上	同 上	同 上	同 上					
計	1,796,039					1,942,239									

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） 総務部神藤でございます。それでは、ただいま御上程をいただきました議案第22号「平成3年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の内容は、退職者の増加に伴います人件費の追加及び事業の確定に伴います事業費の追加並びに公共施設整備基金、福祉基金等への積み立てなどが主なものでございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。追加議案書1ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億2,268万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ418億4,367万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、繰越明許費でございます。経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたものでございまして、内容につきましては、幸・王子共同墓地整備事業外3件で、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条は、地方債の変更でございます。都市計画事業債及び幸・王子共同墓地整備事業債でございます。内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算より御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

まず、総務費では、職員の退職手当2億600万円を追加計上いたしました。

次に、民生費でございますが、国民健康保険事業特別会計への保険基盤安定繰出金確定に伴い220万7,000円を追加計上いたしましたものでございます。

衛生費では、幸・王子共同墓地整備事業費1,986万9,000円を追加計上いたしました。

続きまして、商工費1,950万8,000円の追加計上は、商業共同施設設置補助金の追加並びに和泉府中駅前商店街商業振興事業助成金でございます。

次の土木費2億3,376万7,000円の追加計上の内容につきましては、伏屋唐国線整備事業費9,232万5,000円の追加計上並びに住宅・都市整備公団直接施行に伴う負担金として、和泉中央線整備事業費6,630万円、和泉中央駅前線整備事業費2,750万円、和泉中央駅前交通広場整備事業費3,500万円並びに室堂4号公園整備事業費1億2,948万円などを追加計上し、また、

橋梁架設事業費では、1億1,754万9,000円を更正減いたすものでございます。

最後に、諸支出金でございますが、10億4,133万4,000円の追加計上でございます。内容につきましては、公共施設整備基金積立金の追加8億2,942万5,000円は、開発指導要綱に伴う負担金を積み立てるものでございます。次の財政調整基金積立金664万2,000円、美術館運営準備基金積立金71万5,000円、減債基金積立金5,386万2,000円につきましては、いずれも条例に基づき、利息を各基金に積み立てるものでございます。また、福祉基金積立金1億5,069万円につきましては、善意寄附金及び今後の長寿社会に備え在宅福祉対策の向上、健康づくり、ボランティア活動の活性化等のため、果実運用型の施策経費として積み立てるものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。6ページでございます。

市税2億1,368万8,000円につきましては、実績等を勘案し追加計上いたしましたものでございます。

次に、分担金および負担金3,768万8,000円、国庫支出金マイナス8,524万7,000円、府支出金1億1,721万2,000円、市債1億4,620万円につきましては、歳出予算に関連する特定財源でございます。

財産収入1億2,221万9,000円の追加計上につきましては、基金運用収入でございます。

また、寄附金4億5,729万円につきましては、開発指導要綱による収入追加4億3,960万円、和泉府中駅前商業振興事業指定寄附金1,700万円などでございます。

諸収入5億1,314万5,000円につきましては、市預金利子の追加3,700万円、住宅宅地関連促進事業収入3億3,102万5,000円などでございます。

最後に、特別地方消費税交付金として、新たに款を設け50万円を計上いたしました。これは都道府県が徴収しております特別地方消費税の一部が市町村に交付されるため、所要の措置を講じたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第22号「平成3年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（赤阪和見君） 1点だけ。

歳入の寄附金の中で、商工費寄附金として府中駅前商業振興事業指定寄附金ということですが

が、これが11ページの商工費の中に出てきております。もう1つ、その上の福祉基金積立指定寄附金追加がありますが、これがどこからどのように寄付されてくるのか。その内容について、寄付者のお名前などがわかればお願いしたい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 商工課参事（山本茂樹君） 府中駅前商業振興事業指定寄附金につきまして、商工課山本よりお答え申し上げます。

和泉府中駅近くの旧ニチイ跡地に和泉整備開発株式会社と協力いたしまして事業を計画しております東急不動産株式会社から、府中駅前の商業振興のために役立ててほしい、との申し出がありました寄附金でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 福祉基金の寄附金につきましては、福祉のために役立ててほしい、という善意の寄付でございます。横田富男さん等市民の方々、あるいは和泉市近辺の方々に組織されている団体、合わせて6個人団体でございますが、最高100万円、最低5万円の御寄附をいただいたものでございます。

○ 7番（赤阪和見君） 最高100万円と言いましても、これは69万円しかないでしょう。今回のやつは別ですか。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 全体で169万円の御寄附をいただきましたが、そのうち100万円につきましては既に予算化されておりますので、69万円の補正でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 23番（原 重樹君） 23番・原です。9ページの雑入のところで北松尾幼稚園移転補償費5,880万円が出ておりますが、これはどこからなのか、ということと、全額なのかという問題。それから、北松尾幼稚園の移転の時期についてお聞かせ願いたい。

それと、数字的なことですが、公共施設整備基金を初め各基金に積み立ての補正が出ておりますが、これを積み立てた結果の各基金の総額をずっと言うてくれませんか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 総務課参事（田丸周美君） 北松尾幼稚園の移転に関しまして、総務課田丸よりお答え申し上げます。

まず、補償費の相手でございますが、日本住宅・都市整備公団でございます。それと、その額でございますが、移転補償費の全額は、1億1,760万1,555円でございます。

次に、移転の時期でございますが、北松尾幼稚園の移転につきましては、今年4月、保育園がゼロ歳児から5歳児までの総合保育園ということで開園されます。したがって、この幼

稚園の就園児童数を見極める必要がございます。

もう1点は、唐国から幼稚園への通園路である伏屋唐国線が非常に狭隘でございます。現在、この道路につきましては、建設部で鋭意取り組んでいただいておりますので、この経過を見まして一定の時期を検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 総務部次長（阪 豊光君） 今回、基金に積み立てをいたしました5つの基金の平成3年度末現在高について、財政課阪よりお答え申し上げます。

まず、公共施設整備基金につきましては67億6,179万円、福祉基金につきましては2億3,047万円、財政調整基金6,254万2,000円、減債基金8億8,421万9,000円、美術館運営準備基金1,114万2,000円と相なるものでございます。

○ 23番（原 重樹君） 基金総額は、数字として聞いておきます。

幼稚園の方の移転補償費ですが、保育園が総合園として開園するので、就園児童数を見極める、ということですが、そういう時期ということであるのにこの移転補償費が出てくるのはなぜか、というところが1点。

それから、額の問題ですが、総額1億1,000万円余の半分ということですが、これが半分か半分でないかは別として、この全体の1億1,000万円という額はどのように計算されているのか。この用地は既に確保しているわけですから、要するに、そこに補助金等も含めて幼稚園が建つという計算上に立っての額なのか、その辺の基礎的な考え方をお願いしたい。

○ 総務課参事（田丸周美君） 歳入される時期ですが、平成3年度におきまして用地の交換契約をしておりますが、それに伴っての移転補償費が発生いたしますので、その時期との整合性がありまして、移転補償費の歳入を半額としております。全額の歳入につきましては、除却後ということになっております。

それから、1億1,760万155円の根拠でございますが、RC580㎡の鑑定額でございます。新設移転した場合の全額ということではございません。

○ 23番（原 重樹君） この移転補償費というのは、ただ壊すだけのおカネだけではないと思います。例えば幼稚園を建てるのに上物だけですが、何ぼぐらいかかるということで成り立って出ているものかどうか。その2分の1なら2分の1、3分の1なら3分の1を補償しよう、という発想のもとにこの1億1,000万円が出ているものかどうか。それとも、全く何もなくて、ただ1億にしておきましょう、2億にしておきましょうや、という全く別の基準があってやっているものかどうか。その辺の考え方の基準ですわ。

○ 総務課参事（田丸周美君） この補償額そのものにつきましては、移転新築する総額を根拠

にした額ではございません。現在の建物についての補償鑑定を取ったものでございます。

- 23番（原 重樹君） 現在の建物の補償鑑定を取ったもの、ということですが、もう1点、聞きたいのは、保育園がゼロ歳児から5歳児までの総合保育園として始まるので就園児童数を見極める、ということですが、これは見極めるということであって、用地は確保してもらっているのだけれども、移転すると決めたわけではないという意味ですか。その辺のニュアンスだけを教えてください。

- 管理部長（逢野博之君） 教育委員会逢野からお答え申し上げます。

議員さんが御指摘のように、幸いなことに現在の幼稚園につきましても、道路用地としてかかる部分は建物には該当しておらず、運動場用地でございます。したがって、現状、一定の見極めをするということは、現状の施設でもって当分、保育ができるという見通しを立ててございます。

今、御質問がございました前提条件でございますが、御承知のように園児減少の中にありまして、北松尾幼稚園そのものを建て替えるというのが大前提でございますが、やはり幼稚園教育の将来計画もございますので一定の用地を確保し、それと、中央丘陵から発生する園児の動向も総合的に勘案する中、定数の面においても検討してまいらなければいけないということもございます。

移るということにつきましては絶対的な条件でございまして、移転補償費もそういう条件でいただいております。園をつくるということについては問題はないわけですが、全体的な計画の中で建設を検討していきたいということも1つの要因でございます。御理解いただきたいと思っております。

- 23番（原 重樹君） 私だけが理解できないのかわかりませんが、移転新設することははっきりしているが、時期の問題だというように理解していいのかどうか。また、建設そのものも全体を見極める中でやっていく、と理解すればいいのか、どちらですか、はっきりしてください。

- 管理部長（逢野博之君） 私が申し上げましたのは、移ることにしましてはそのとおりでございますが、やはり現在の北松尾の周辺区域とみなされる地域の条件的な面が1つの要因でございます。また、全体的な就学前教育、いわゆる園児減少の中にあります和泉市の幼稚園教育について、将来的にどういう考えでいくのか、ということで、あの用地を十分にその方面で活用していく、という1つの目的もございます。そういう2つの要因でしばらく現状を見極める中で建設に踏み切っていきたいというのが教育委員会の考え方でございます。

- 23番（原 重樹君） 時期的な問題だというように受け止めておきたいと思っております。

最後に1点、この5,880万円が半分だとすると、あとの半分は、取り壊したときと考えてよろしいんです。

- 総務課参事（田丸周美君） そのとおりでございます。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）御異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第15「平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。議案を朗読させます。（市議会事務局長朗読）

議案第23号

平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成3年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,539,601千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 繰入金		397,010	△ 13,781	383,229
	1. 一般会計繰入金	320,000	2,207	322,207

	2. 基金繰入金	77,010	△ 15,988	61,022
10. 繰越金		5,702	13,781	19,483
	1. 繰越金	5,702	13,781	19,483
11. 財産収入			14,583	14,583
	1. 財産運用収入		14,583	14,583
歳入合計		6,525,018	14,583	6,539,601

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 基金積立金			14,583	14,583
	1. 基金積立金		14,583	14,583
歳出合計		6,525,018	14,583	6,539,601

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第23号「平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、歳入財源の保険基盤安定繰入額の確定に伴う財源更正並びに基金運用収入を条例に基づき、利息を基金に積み立てるものでございます。

16ページでございます。まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,458万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,960万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から内容を御説明申し上げます。20ページでございます。

基金積立金でございますが、平成3年度中の運用利息1,458万3,000円を積み立てるものでございます。

次に、歳入でございますが、保険基盤安定繰入金の確定に伴いまして繰入金220万7,000円

並びに前年度繰越金1,378万1,000円をおのおの追加計上し、基金繰入金1,598万8,000円の財源更正を行い、財産収入として基金運用収入1,458万3,000円を計上いたすものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第23号「平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第16「平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第24号

平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成3年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,289千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		159,778	711	160,489
	1. 一般会計繰入金	159,778	711	160,489
3. 市債		83,000	△ 2,000	81,000
	1. 市債	83,000	△ 2,000	81,000
歳入合計		321,878	△ 1,289	320,589

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共用地先行取得事業費		83,300	△ 1,289	82,011
	1. 公共用地先行取得事業費	83,300	△ 1,289	82,011
歳出合計		321,878	△ 1,289	320,589

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正			前			補正			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地 先行取得 事業	88,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 銀行 その他	10年以内(内据置4年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	81,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 銀行 その他	10年以内(内据置4年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。		普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 銀行 その他	10年以内(内据置4年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第24号「平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、黒烏山公園の用地購入費の確定に伴う更正減でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。21ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,058万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の変更でございます。内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容の御説明を申し上げます。25ページでございます。

まず、歳出予算でございますが、黒烏山公園の用地先行取得事業といたしまして、用地購入費が減少したことに伴いまして事業費を128万9,000円減額いたすものでございます。

次に、これに充当いたします歳入予算でございますが、事業費の減少に伴いその財源更正の変更といたしまして、市債200万円を更正減額し、一般会計繰入金71万1,000円を追加いたすものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第24号「平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第17「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第25号

平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成3年度和泉市の公共下水道事業特別会計予算(第3号)は、次に定めることによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,529,784千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 市債		1,164,700	28,700	1,193,400
	1. 市債	1,164,700	28,700	1,193,400
歳入合計		2,501,084	28,700	2,529,784

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		2,063,341	28,700	2,092,041
	1. 下水道総務費	522,672	28,700	551,372
歳出合計		2,501,084	28,700	2,529,784

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	前			後						
	補	正	補	正	補	正				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	利率				
公共下水道整備事業	1,164,700	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	1,193,400	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第25号「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、中央丘陵内における住宅・都市整備公団の直接施行事業に対する負担金の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。27ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,978万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の限度額の変更でございまして、内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき歳出予算から御説明を申し上げます。28ページでございます。

下水道総務費といたしまして2,870万円を計上し、これに充当いたします歳入予算といたしまして、市債2,870万円を追加計上いたしました。

なお、この市債につきましては、国庫補助金カットに対する臨時財政特例債として、償還時に元利償還金が交付税に算入されるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第25号「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） ここで、ただいま一般会計補正予算並びに特別会計補正予算が可決さ

れましたことに伴い、総務部長から平成4年度当初予算書の地方債残高見込調書等の修正をそれぞれさせていただきたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

資料を配付させますので、しばらくお待ち願います。

(資料配付)

それでは、説明願います。

- 総務部長(神藤恒治君) ただいま平成3年度和泉市一般会計並びに特別会計補正予算案を原案どおり御可決いただきまして、ありがとうございました。

御可決賜りました平成3年度和泉市一般会計補正予算並びに公共用地先行取得事業特別会計補正予算、公共下水道事業特別会計の各補正予算の議決に伴いまして、平成4年度当初予算に添付いたしております地方債の現在高調書を変更いたす必要が生じたので、ただいま御配付させていただきました調書のとおり、平成4年度当初予算説明書付表209ページ及び244ページ、263ページの地方債前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の差し替えをお願いいたしますのでございます。

なお、ただいま御配付させていただきました一般会計地方債現在高調書内に当該年度中元金償還見込額欄におきまして誤りがございましたので、訂正をさせていただきました。まことに申しわけございません。お詫び申し上げますとともに、よろしく願い申し上げます。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 日程第18「平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第26号

平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第4号)

第1条 平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成3年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「37,200千円」を「45,210千円」に「43,500千円」を「35,620千円」に「152,567千円」を「166,477千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,350,482千円	4,060千円	2,354,542千円
第1項 営業収益	2,124,493千円	2,060千円	2,126,553千円
第2項 営業外収益	225,979千円	2,000千円	227,979千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,427,323千円	△25,069千円	2,402,254千円
第1項 営業費用	2,108,891千円	△25,490千円	2,083,401千円
第2項 営業外費用	316,632千円	421千円	317,053千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「224,522千円」を「238,982千円」に、過年度分損益勘定保留資金「223,625千円」を「237,717千円」に、当年度消費税資本的収支調整額「897千円」を「1,265千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	505,320千円	△21,900千円	483,420千円
第1項 企業債務	204,000千円	△1,000千円	203,000千円
第2項 負担金	40,200千円	△20,900千円	19,300千円
	支	出	
第1款 資本的支出	729,842千円	△7,440千円	722,402千円
第1項 建設改良費	569,458千円	△7,440千円	562,018千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、配水管更生事業「35,000千円」を「40,000千円」に配水管整備事業「40,000千円」を「30,000千円」に水道施設等整備事業「129,000千円」を「133,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第6条中原水及び浄水費「892,106千円」を「863,241千円」に改める。

第7条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額を「219,808千円」を「208,508千円」に改める。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。
- 水道部長（岩井益一君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第26号

「平成3年度和泉市水道事業会計補正予算（第4号）」につきまして、提案の理由並びにその内容について岩井から御説明申し上げます。

今回、補正いたします主な理由は、決算見込み額に基づき、収益的収支並びに資本的収支について、それぞれ所要の補正措置を行うものであります。

まず、第2条では、業務の予定量について、第1項第4号中、配水管更生事業3,720万円を4,521万円に、配水管整備事業4,350万円を3,562万円に、水道施設等整備事業1億5,266万7,000円を1億6,647万7,000円にそれぞれ増減額し、第4条及び第5条と相関連するものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出では、第1款 水道事業収益既決予定額に406万円を増額し、計23億5,454万2,000円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 営業収益において、受託工事収益の増額と給水収益の減額を差し引きいたしまして206万円を追加計上し、また、第2項 営業外収益では、効率的な資金運用により預金利息として200万円を追加計上いたしました。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用の既決予定額に2,506万9,000円の減額を行い、計24億2,254万4,000円と相なるものであります。

その主な内容は、第1項 営業費用において給水量の伸び悩みに起因する受水費の減を初め、水質の安定などによる薬品費の減少並びに受託工事費の追加等それぞれ差し引きいたしまして2,549万円の減額を行い、第2項 営業外費用では、消費税納付予定額を追加計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出については、第1款 資本的収入額の既決予定額から2,190万円を減額し、計4億8,342万円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 企業債で配水管更生事業、配水管整備事業及び水道施設等整備事業の増減措置により差し引き100万円を減額し、また、第3項 負担金では、水質検査機器購入の先送りに伴い2,090万円を減額するものであります。

一方、支出につきましては、第1款 資本的支出の既決予定額から744万円減額し、計7億2,240万2,000円といたします。

その主な内容は、第1項 建設改良費では、営業設備費のうち、さきの水質検査機器購入先送りによる減額、その他各事業の増減結果によるものであります。

次に、第5条では、企業債確定に伴う同債の限度額を、第6条では、流用金額を、さらに、第7条では、たな卸し資産購入限度額について、それぞれ今回の補正措置に伴い改めるものでございます。

なお、以上により平成3年度決算見込み額は、損益収支において目下のところ、約5,000万円の単年度欠損額が生ずる見通しと相なりました。

以上が、今回、上程させていただきました「平成3年度和泉市水道事業会計補正予算（第4号）」の概要であります。

詳細につきましては、36ページ以下に記載しておりますので御参照賜り御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第19「平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第27号

平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成3年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第2号中、外来「233,050人」を「238,950人」に、同項第3号中、外来「790人」を「810人」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	4,928,642千円	300,164千円	5,228,806千円
第1項 医療収益	4,414,008千円	265,044千円	4,679,052千円
第2項 医療外収益	406,634千円	35,120千円	441,754千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	5,045,705千円	133,131千円	5,178,836千円

- 第1項 医業費用 4,846,754千円 133,131千円 4,979,885千円
- 第4条 予算第8条第1項第1号中、「2,819,826千円」を「2,789,911千円」に改める。
- 第5条 予算第10条中、「1,391,906千円」を「1,516,906千円」に改める。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第27号「平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第4号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。追加議案書50ページでございます。

今回の補正は、収益的収入につきましては、入院及び外来収益、室料差額収益、預金利息並びに府補助金をそれぞれ増額するものでございます。収益的収支につきましては、職員給与費の組み替えと、これに伴う減額補正、入院、外来等の料金収入の増額に伴う薬品費並びに経常経費の増額補正が主なものでございます。

それでは、内容について申し上げます。

第2条では、業務の予定量を外来患者数の増加によりまして、年間外来患者数を5,900人増の23万8,950人に、同じく1日平均外来患者数を20人増の810人に改めるものでございます。

次に、第3条でございます。まず、収入でございますが、第1款の病院事業収益に3億16万4,000円を追加し、52億2,880万6,000円といたすものでございます。

その内容でございますが、第1項 医業収益既決予定額に入院収益の増収分1億257万2,000円、外来収益の増収分1億5,947万2,000円及び室料差額収益の増収分300万円を追加し、46億7,905万2,000円といたすものでございます。

第2項 医業外収益では、既決予定額に預金利息の増収分3,500万円、府補助金の増加分12万円を追加し、4億4,175万4,000円といたすものでございます。

次に、支出でございますが、第1款の病院事業費用に1億3,313万1,000円を追加し、51億7,883万6,000円といたすものでございます。

内容でございますが、薬品費並びに経常経費の増加分1億3,313万1,000円を追加し、合計49億7,988万5,000円といたすものでございます。

次に、第4条は、流用することができない職員給与費の額並びに第5条は、たな卸し資産の購入限度額をそれぞれ改めさせていただくものでございます。

この結果、本年度予算は、収益的収支及び資本的収支のトータルベースで収支均衡を保つこ

とができました。さらにまた、昭和63年度から平成3年度までの4年間で計画しておりました不良債務を解消する病院事業経営健全化計画につきましても、予定どおり平成3年度をもって達成できる見通しでございます。これもひとえに議員並びに関係各位の皆さん方の御協力と御支援のたまものと心から厚く御礼を申し上げます。

なお、次ページ以降に資料を添付いたしておりますので御高覧賜り、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第20「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

諮問第1号

人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦するについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

氏 名	生年月日	住 所	職 業

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として御尽力をいただいております森下堯夫氏、関戸節子氏のお2人は平成4年4月14日付をもって、また、井坂巳義氏、神倉亥佐男氏、坂上八重子氏、藤原カネ氏の4人の方が平成4年6月14日付をもって任期満了と相なります。

森下堯夫氏、関戸節子氏、井坂巳義氏、藤原カネ氏につきましては、引き続き人権擁護委員として御推薦申し上げたく存じております。

なお、今期で在任22年をお迎えになられました坂上八重子氏と、健康上の都合によります神倉亥佐男氏が任期満了をもって御退任をされます。お2方には長きにわたり御活躍をいただき、衷心より感謝申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、田所英次氏と壺井多恵子氏を人権擁護委員候補者に御推薦いたしたく、合わせて御提案申し上げる次第であります。

森下氏は5期15年間、関戸氏は1期3年間、井坂氏は4期12年間、藤原氏は2期6年間、信念と情熱を持って人権思想の普及高揚と人権活動の推進に努められ、ともに人格高潔で豊かな経験と識見の持ち主であります。

なお、お手元御配付の資料のとおり、森下堯夫氏は大正3年11月3日生まれ。太町171番地の18にお住まいで、和泉市人権擁護委員会の会長さんでありますとともに、岸和田人権擁護委員協議会の常務委員の役職に就かれ、ますます御活躍をいただいております。77歳になりましたが、平成元年7月25日付の法務省人権擁護局長の通達、すなわち現に上部団体の役員であり、任期満了時に78歳未満の委員の方については1期のみ再任を認める、とありますことから、特例として、引き続き人権擁護委員として御推薦を申し上げる次第であります。

関戸節子氏は昭和3年11月3日生まれ。内田町381番地にお住まいで、平成元年4月15日に人権擁護委員の委嘱を受けられ御活躍をいただき、現在に至っております。

井坂巳義氏は大正6年10月2日生まれ。伏屋町451番地の1にお住まいで、昭和54年8月1日に人権擁護委員の委嘱を受け御活躍をいただき、現在に至っております。

藤原カネ氏は大正13年12月9日生まれ。黒石町319番地にお住まいで、昭和61年5月15日に人権擁護委員の委嘱を受けられ御活躍をいただき、現在に至っております。

また、今回新しく人権擁護委員候補者として推薦をいたします田所英次氏は昭和2年4月26日生まれ。和気町三丁目7番13号にお住まいで、昭和23年に教壇に立たれて以来、37年の長き

にわたりまして教育者として和泉市内の小中学校及び府立の高校で御活躍、府立羽曳野高等学校を最後に退職されておられます。

壺井多恵子氏は昭和2年6月9日生まれ。北田中町80番地の2にお住まいで、昭和61年より婦人会活動で女性の地位向上に努められ、平成3年度は、和泉市連合婦人会の会長をなさっておられます。

お2方とも豊かな経験から広く社会の実情に通じ、人格識見が高く、人権擁護にも御理解があり、人権思想の普及高揚に信念と情熱を持って当たっていただけるものと確信をいたしております。

何とぞ満場一致で森下堯夫氏、関戸節子氏、井坂巳義氏、藤原カネ氏、田所英次氏、壺井多恵子氏の6人の方々を人権擁護委員候補者として御推薦することにつきまして御同意を相賜りたくお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本件を原案どおり推薦することに御異議ありませんか。須藤君。

○ 2番（須藤洋之進君） 2番・須藤です。この提案された6人の方々に対しては何の異存もないのですが、この経歴書について若干、疑問を感じる箇所がありますので、質問いたします。

この経歴書というのは、本人さんが届けたとおり、そのままここに記載されるのですか、その点を最初に教えていただきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 市長公室次長（亀山 学君） そのとおりでございます。

○ 2番（須藤洋之進君） 私は、年齢の関係で古いことをよく知っておりますので、質問いたします。

まず、これは経歴書も含め公式な文書になるわけですね。

○ 市長公室次長（亀山 学君） そうでございます。

○ 2番（須藤洋之進君） それでは、若干、誤っておりますので、今から説明いたします。

壺井多恵子さんの最初に「昭和17年 泉北郡北池田村尋常高等小学校高等科卒業」とありますが、昭和17年には、既に国民学校になっていると思います。と申しますのは、藤原カネさんの経歴書の上から2番目に「昭和19年 泉北郡北池田村立国民学校訓導」とあります。ということは、昭和16年に尋常小学校が国民学校に名前が変わっていると思うんです。そうなりますと、壺井さんの「昭和17年 泉北郡北池田村尋常高等小学校高等科卒業」というのは誤りで

「国民学校卒業」となるべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

- 市長公室次長（亀山 学君） これは御本人の履歴書の中に書かれていたものでございますので、本人さんに確認をいたしまして、誤るべきところは正し、議長さんの許可を得まして、再度、配付をさせていただきたいと思っております。
- 2番（須藤洋之進君） これはうろ覚えなんです、田所英次さんの経歴の中で昭和23～24年というのは中学校の教諭、そして、昭和28年に同志社大学を卒業されておりますが、まさか大学に2回も行かれることはないと思いますが、逆算すると、昭和23年か24年に入学されていると思います。当時、同志社大学には夜間部もあったと思いますが、この辺はいかがなものでしょうか。23年～24年の中学校の教師の資格についてです。
- 市長公室次長（亀山 学君） 先生がおっしゃっておられますのは、教諭云々の表現についてですか。
- 議長（柳瀬美樹君） はい。
- 29番（大谷昌幸君） こちらから答弁をするのはおかしいんですが、私は田所先生と全く同期でございます。昔のことですので、もう私どもの年齢の方しか覚えがないと思いますので、ちょっと説明させていただきます。

田所先生は、ここには昭和28年の同志社大学から書いておられますが、先生は、実は国立大阪第二師範学校、現在の大阪教育大学池田校舎を卒業されています。多分、それは昭和23年の3月やと思います。私は第一師範で校舎が別ですので、類推で申し上げるわけです。しかも、この先生は、昔は一部ということで昭和17年に入学してはると思います。したがって、教員免許は、小学校及び中学校の2級以上（あるいは1級かもわかりません）をお持ちですので、この昭和23年～24年の和泉中学校が最初の新任校です。それから、24年から26年が小学校となったと思います。したがって、この点は間違いないんじゃないかならうと思います。

- 2番（須藤洋之進君） その件は、後で調べてお願いします。

先般、教育委員会の教育委員として藤井さんが任命されましたが、その人の経歴のことについて、これも年数と学校名にこだわるんですが、「昭和28年 大阪府立大学卒業」とあったんですが、この大阪府立大学になったのはたしか昭和32年だったと思います。それまでは「大阪浪速大学」ではなかったかと思います。したがって、カッコ書きで「現大阪府立大学」とするのが正しいと思います。昭和28年の卒業は、「大阪浪速大学」が正しいと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（柳瀬美樹君） きちんと調べて報告させますので、よろしくお願い申し上げます。
- 2番（須藤洋之進君） 前から調べて報告してください、と議長に言うてるんですよ。報告

がないから言うているんですよ。

- 議長（柳瀬美樹君） いや、私は何もまだ聞いてません。何も命令してません。
- 2番（須藤洋之進君） そういうことですので、よろしく頼みます。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、諮問第1号を原案どおり推薦することに決しました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、明日12日より25日までを休会とし、26日に議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

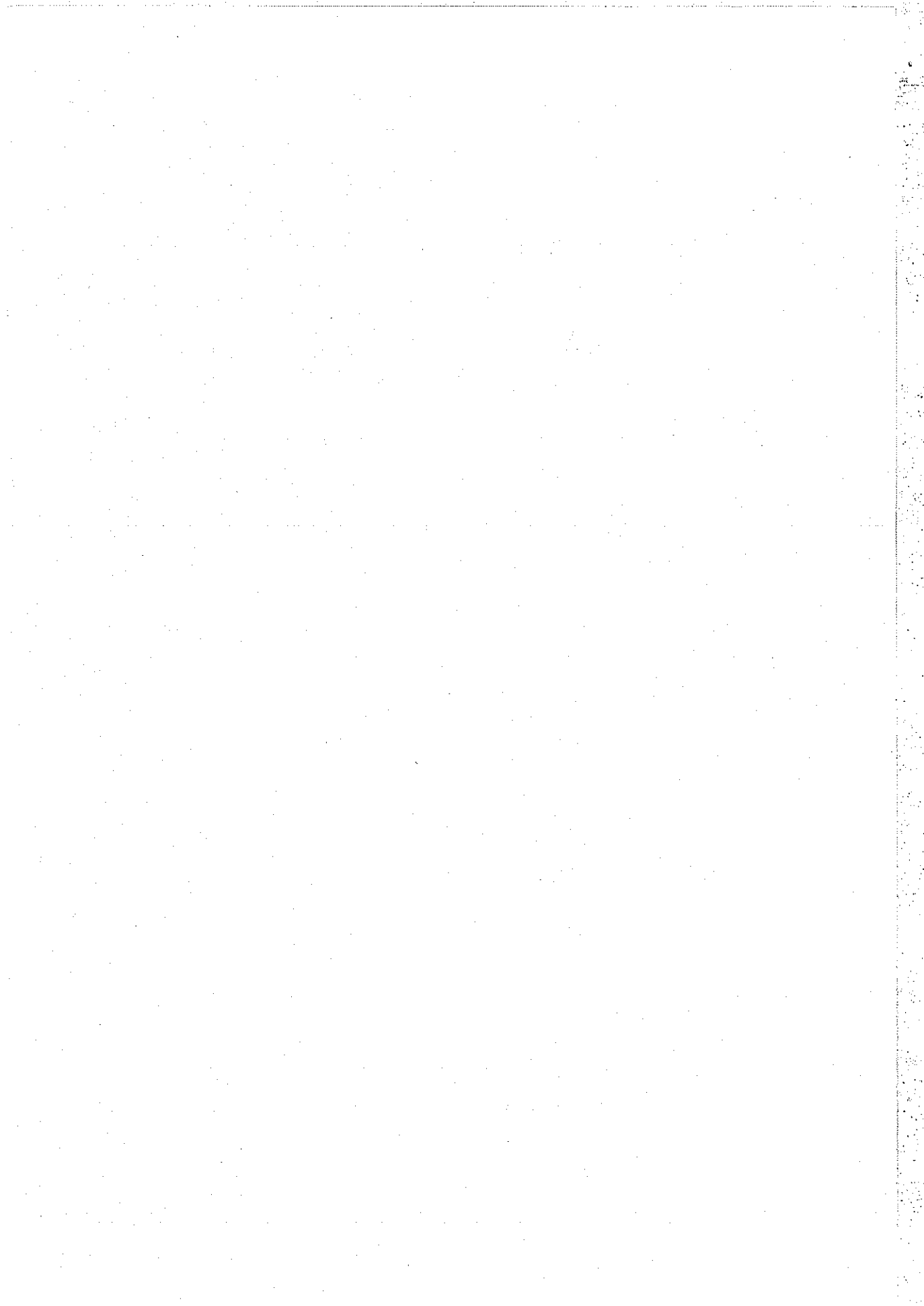
また、16日から予算審査特別委員会を開催して御審査をお願いすることになっております。委員の皆さんには、大変御苦勞でございますが、よろしく御審査くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。長時間、まことにありがとうございました。

（午後2時05分散会）

○

最 終 日



平成4年3月26日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	竹下義章君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	17番	上田育子君
3番	西口平和君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讃岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	役	坂口禮之助	総務部	次長	池辺功
市長公室	役	田中昭一	総務部	次長	阪豊光
市長公室	入	中塚白	同和対策部	長	森利治
市長公室	長	堀宏行	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	理事	稲田順三	同和対策部	次長	戸口泰明
市長公室	理事	尾崎秀忠	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室	理事	鹿島賢昌	福祉事務所	次長	坂田平之
市長公室	理事	中辻寿夫	市民生活部	長	麻生和義
市長公室	次長	井阪和充	市民生活部	次長	岸田秀仁
市長公室	次長	亀山学	市民生活部	次長	明坂文嘉
市長公室	次長	池辺一三	市民生活部	次長	池辺修次
市長公室	次長	今村堅太郎	産業部	長	大塚孝之
市長公室	次長	山下喬三	産業部	理事	藤原清司
市長公室	次長	石本博信	産業部	次長	高三一行
総務部	長	神藤恒治	産業部	次長	松林保

参与兼建設部長	浅井隆介	病院事務局長	橋本昭夫
建設部理事	山崎琢磨	病院事務局次長	谷上徹
建設部理事	緒方和夫	消防長	角谷泰夫
建設部理事	中西淳富	消防本部理事兼消防署長	高宮武男
建設部次長	谷俊雄	消防本部次長	一ノ瀬喜広
建設部次長	赤田儒信	消防本部次長	池野透
建設部次長	山崎精二	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	松村吉堯
建設部次長	中野英二	土地開発公社事務局次長	大宅清臣
建設部次長	藤本仁	教育委員長	藤原忠男
建設部副理事	岸本孝二	教育長	杉本弘文
都市整備部長	萩本啓介	管理部長	逢野博之
都市整備部理事	中野義裕	管理部次長	白樫通有
都市整備部理事	三井義秋	指導部長	木村吉男
都市整備部次長	中屋正彦	社会教育部長	生田稔
都市整備部次長	田中武郎	社会教育部理事	竹田明郎
改良事業部長	富田宏之	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部理事	笠木恒忠	収入役室長	藤木意継
改良事業部次長	席田嗣夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部長	岩井益一	監査委員	庄司清
水道部次長	仲田博文	監査事務局長	吉田陽三
水道部次長	城前伊佐雄	農業委員会会長	森口義忠
病院長	竹林淳	農業委員会事務局長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
次長 河原茂隆
調査係長 井之上光一
議事係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月26日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第11号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 1
2	議案第14号	和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 32
3	議案第17号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 44
4	議案第19号	和泉市庁舎建設基金条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 58
5	議案第20号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 61
6	議案第4号	平成4年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
7	議案第5号	平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
8	議案第6号	平成4年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
9	議案第7号	平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
10	議案第8号	平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
11	議案第9号	平成4年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
12	議案第10号	平成4年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
13	報告第1号	和泉市土地開発公社平成4年度事業計画書類の提出について	P. 68
14	意見第2号	若年層等の障害年金無年金者の解消に関する意見書	別紙
15	意見第3号	パートタイム労働者の労働条件改善に関する意見書	別紙
16	請願第1号	子どもたちのすこやかな成長を保障するため保育所の充実をもとめる請願	別紙

平成4年和泉市議会第1回定例会議事日程（追加）

（3月26日）

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第28号	監査委員の選任について	追加 その2 P. 1

（午前10時55分開議）

- 議長（柳瀬美樹君） おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、25名でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長（柳瀬美樹君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」より日程第12「平成4年度和泉市病院事業会計予算」までの12議案を一括議題といたします。

本件につきましては、去る3月4日の本会議において予算審査特別委員会に付託し、慎重審議をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を並河委員長から御報告願います。

（予算審査特別委員長登壇、報告）

- 予算審査特別委員長（並河道雄君） それでは、報告いたします。

去る3月4日の本会議におきまして、平成4年度和泉市一般会計予算、4特別会計予算及び2企業会計予算並びに関連議案5件についてが上程され、その審査を予算審査特別委員会に付託されました。慎重審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御

報告いたします。

去る16日から委員会を開催し、審査の進め方については、一般会計から特別会計、企業会計の順とし、予算に関連する議案は、関係する予算と並行して行うこととし、内容の説明は、提案の際に終わっていることから直ちに審査に入りました。

なお、審議内容の詳細につきましては、既に各会派に委員会録を配付させていただいておりますので、報告の内容については、主な要望、意見、指摘事項のみといたしておりますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、一般会計におきましては、非常勤職員の厚生年金について、大阪府は、労働大臣の指針に沿うようにということで、事実上、長期勤続をしている非常勤職員に対して厚生年金制度を適用することになっているので、本市においても、本市の実態から3年以上が60%以上占めているという現状と、熟練度を増した非常勤職員が採用されているということを考えて、ぜひとも今年度から厚生年金制度化を考えるよう、要望がありました。

次に、固定資産税の納税通知書を送付する際、課税明細書を添付することについて、平成5年度から実施に向け検討されたい、との要望がありました。

次に、コスモポリス計画用地の集約が約85%できていると言うが、事業の中心主体が第三セクターであるコスモポリス会社であるため、今後、企業誘致に当たり景気、不景気の状況で左右される可能性も強いが、そのようなことのないようきっちりした産業団地に整備しておく必要がある、との意見がありました。

また、いずみ・ラーバン・ライフ・リゾート構想については、社会経済情勢が大きく変化してきた中で、事業化に向けて取り組むことは大変難しい時期となってきているが、もっと熱意を持って取り組まないと地元や地権者の理解を得ることは大変である。したがって、さらなる熱意を持って取り組むよう、指摘がありました。

また、和泉診療所の決算状況の報告については、報告できない理由は何なのか、という指摘がありました。

次に、放置自転車の最終処分については環境問題からも疑問がある。平成4年度でリサイクルセンターの設置に向け調査、研究することでもあり、放置自転車の再利用についてもセンター構想と連動し取り組むよう、要望がありました。

次に、デイサービスセンター設置に当たっては、国・府の補助にとらわれず住民の利用しやすい場所に配置するよう、利用者の立場に立った構想のもとに進められたい、との要望がありました。

次に、乳幼児医療費について、急激な出生率の低下への国の観点も変わってきている中で、

子供を守り育てる責務のある地方自治体として、先見の明を持って乳幼児医療費無料化を市単独で実施すべきである、との意見がありました。

また、老人保健福祉計画の策定に当たっては、学識経験者、福祉事業従事者、老人などの市民が参加し、声が反映できるような委員会等を設置し、検討されたい、との要望がありました。

次に、簡易心身障害通所授産事業運営について、「鶴山台共同作業所」が、皆がカネを出し合わなければ運営できないという危機的状況から出発していることを十分理解し、今後、少なくとも家賃、光熱費の補助を前向きに検討されたい、との要望がありました。

次に、リサイクルセンターについては、資源ごみや粗大ごみの処理方法の有効な解決策として重要であり、調査費を計上しているが、1日も早く事業化を図られたい、との要望がありました。

次に、人口増加が進むにつれ墓地不足がますます深刻化している。市でも総合計画の中にプランを織り込んでいくなど、公園墓地整備について、市民要求にこたえ具体的な整備プランを早急に策定すべきである、との指摘がありました。

また、本市において行われている各種イベントの共催については、個々のセクションで行うよりも、各部署の行事として一体になれる部分があれば、共同して行う方が市民も大いに参加できるのではないか。各部の調整なり各種団体との調整を図りながら、市行政一本のいい意味での新しい流れをつくってほしい、との要望がありました。

次に、松尾川旧河川敷修景事業については長年の要望でもあり、設計委託に当たっては、旧河川敷の有効利用のみでなく、新河川堤防、さらには、小田池公園を含め遊歩道でつなぐなど、市民が利用しやすいような一体的な土地利用を考えるよう、要望がありました。

次に、生産緑地に関して、市政方針によると、生産緑地指定の農地利用促進、また、農地等を計画的に保全し、都市環境の形成に努める、という施策を述べているが、これらの方策を反映されていない、という指摘がありました。

次に、同和対策事業により地区内道路は整備されてきたが、周辺道路の接点については整備されていない。今後、整備計画を立てるとともに、特に池下線南側については、側道とのすり合わせに十分留意するように、との要望がありました。

次に、学校週5日制の導入については、導入背景を踏まえて現状を十分把握し、市行政としての的確な対応を図るために十分な協議検討を重ねる必要がある。特にぬくもりのある人間性豊かな親子関係、家庭環境をつくり上げていくためには、学校教育担当課だけでなく、広く全市行政を挙げて取り組むべき問題である、との意見がありました。

また、青少年健全育成については、その施策を立案の上積極的な推進を図られるよう、との

要望があり、審議を終わりました。

お諮りいたしましたところ、本予算については反対意見があり、採決の結果、賛成多数で議案第4号「平成4年度和泉市一般会計予算」は原案どおり可決されました。

次に、議案第11号「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」、議案第14号「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」並びに議案第17号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第19号「和泉市庁舎建設基金条例制定について」をお諮りいたしましたところ、別に異議なく、原案どおり可決されました。

次に、国保会計においては、本予算について反対意見があり、採決の結果、賛成多数で議案第5号「平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」は原案どおり可決されました。

次に、議案第20号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」は、別に異議なく、原案どおり可決されました。

次に、老人保健事業特別会計についても反対意見があり、採決の結果、賛成多数で議案第6号「平成4年度和泉市老人保健事業特別会計予算」は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号「平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」についてお諮りいたしましたところ、別に異議なく、原案どおり可決されました。

次に、議案第8号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」についてお諮りいたしましたところ、別に異議なく、原案どおり可決されました。

次に、水道事業会計においては、自己水源の水質保全に注意を払い、石綿管の残っているのを早く入れ替えることと、福祉減免制度の拡充についての要望があり、お諮りいたしましたところ、別に異議なく、議案第9号「平成4年度和泉市水道事業会計予算」は原案どおり可決されました。

次に、病院事業会計については、看護婦不足と言われているが、自治体病院として十分患者サービスが行える看護婦の確保を行っていただきたい。また、駐車場についても引き続き努力願ひ、実現に向けて検討されたい、との要望があり、お諮りいたしましたところ、別に異議なく、議案第10号「平成4年度和泉市病院事業会計予算」は原案どおり可決されました。

以上で本委員会の報告を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） ありがとうございます。ただいま委員長から詳細な報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは、これより討論を行います。まず、反対討論をお願い

いたします。

○ 22番(猪尾伸子君) 22番・猪尾伸子です。自席から、ただいまの委員長報告に対しまして、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計については、反対をいたします。その他の公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、病院、水道の2企業会計、さらに、関連の議案第11号、第14号、第17号、第19号、第20号については、賛成の立場であります。ただいまの委員長報告は、予算審査特別委員会に付託された諸議案を一括しての報告でありますので、反対の立場で意見を表明いたします。

まず、一般会計についてですが、特に同和問題につきましては、解放同盟和泉支部助成金がようやくなくなったとはいえ、その分が、そのまま地区協に横滑りしていることは明らかであります。また、和泉診療所の会計報告がいまだに提出されていない問題や、丸笠の共同浴場跡地利用の問題でも「解放同盟の意向を伺ってから」という態度であり、行政としての主体性が確保されていません。

さらに、改良住宅などの一般空き家40戸募集は、今までからの議会答弁も無視し、地区協からの要請で即実行したことが委員会審議で明らかになりましたが、これは議会や市民を軽視し、地区協や解放同盟最優先という行政姿勢のあらわれです。

また、予算委員会審議でも問題になったように、幸青少年センターの活動実態や、一般に比べて多額の一般財源投入問題。障害者の授産所問題でも、一般では、家賃や光熱水費の補助というささやかな要望を無視しているのに、同和事業関連の身体障害者解放会館には十数名もの職員を配置するなど、今までと同様の不公正予算となっております。

今回の予算委員会では、同和関連問題に対し、わが党だけでなく、他の委員さんからも一般との格差是正などの批判や指摘が出されましたが、同和事業の見直しもせず、格差是正のために一般施策の引き上げをするという点でも全く耳を傾けない態度であり、平成4年度予算も不公正な予算となっております。

次に、開発などの問題ですが、市長の4大プロジェクトの1つであるラーバン・ライフ・リゾートは、バブルの崩壊などによって計画変更を余儀なくされたという状態ですが、いまだにこれにしがみつき、部分的な実施を目指し、企業探しをしようとしています。

コスモポリスも既に多額の借入れを銀行からしており、引き返せない状況ですが、企業誘致では問い合わせがほとんどないなど、今後の不安が大きくなっております。

中央丘陵開発でも公益施設計画のおくれなど、バラ色に描き出してきた大プロジェクトが大変厳しい状況になっています。市民にとっても周辺地域対策のおくれや、特に交通渋滞など機

性を負わされており、都市基盤整備のおくれを強く指摘しておきます。

暮らし・福祉の問題では一部前進面もあるものの、乳幼児医療の無料化が近隣市では既に実施され、国の方でも出生率低下に伴う対策をしてきている状況にもかかわらず、単独での無料化実施をする考えがないことを表明しました。

保育園の完全自家給食問題でも同和4園だけが実施し、調理員の加配までしているのに、一般園は、設備の整っている総合園でも実施していないなど問題があります。

さらに、老人デイサービスについては、今回、同和関連の上乗せ補助金で建設し、市負担も1億4,000万円余と多額になりますが、今後もこのような額、割合での市負担をするのかという点には、明言しないという状況です。

不燃物の戸別収集問題では、4月1日実施ということですが、予算委員会の審議を通じて、ますます混乱するのでは、という不安が大きくなりましたし、もともとこの問題の根源は、解放同盟の新規業者参入を受け入れ、市職員の配置転換、全面業者委託までして強引に進めてきたものであり、到底納得できるものではありません。

次に、農業を守るという点では、生産緑地指定の申請問題に関連し各施策の温かい対応が必要になりますが、予算委員会の審議でも、市長が本当に農業を守り、緑を守る立場を貫く決意があるかどうかは疑問だと言わざるを得ません。

その他いろいろと理由はありますが、以上のことを指摘し、一般会計には反対をいたします。

関連4議案については賛成をいたしますが、第14号の事務分掌条例に関連し、事業が減少している改良事業部の縮小や同和加配など、人材の適正・公正な配置が必要ですし、また、第19号の庁舎基金条例については、今後、積立金の捻出問題があることを意見として申し上げておきます。

次に、国民健康保険事業特別会計についてですが、議案第20号の条例改正のように、国の基準や補助率の引き上げもあり、助産費が13万円から24万円に引き上げられるということは評価できますが、人件費などを地方交付税に理論参入させるという制度改正は、複雑な国保会計をさらに複雑化するだけでなく、今後、実質的に地方自治体の負担が増えるという危険な面も持っているものと考えます。

また、今回は、国保料金の改定はしないものの、特に低所得者に対する負担が非常に重い中で、減免制度には大変な矛盾と問題点があります。年々多額になる同和減免に対し、一般減免は年々減少しています。これは同和減免が所得制限もなしに地区協からの推薦をそのまま実施していますが、一般は、ケース・バイ・ケースだという理由で内規の公表もせず窓口指導をしているなど、減免が受けにくくなっており、本会計には、反対をいたします。

続いて、老人保健事業特別会計についてですが、予算委員会審議でも明らかなように、お年寄りの一部負担金が今年1月よりまたまた引き上げられましたが、平成3年度と4年度の当初予算比較でも、1億8,000万円から2億5,000万円になり、約7,000万円の負担増となっております。

この会計は、もともとお年寄りの医療費の有料化に道を開き、その後の福祉水準後退の突破口となった会計であります。本当に充実した高齢化社会を迎えるための対策をするというのなら、差別医療を止め、お年寄りの医療費無料化を復活させるべきであります。

以上の理由で本会計には反対をいたします。

その他の会計には賛成をいたしますが、公共下水道事業特別会計では、料金の減免に対し市内でのアンバランス、矛盾があり、充実する立場での是正を要望しておきます。

また、水道会計については減免制度の充実を、病院事業会計については看護婦の十分な確保に努めるよう強く意見を申し上げ、反対の立場からの討論といたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、賛成討論をお願いいたします。
- 28番（友田博文君） 28番・友田です、私は、平成4年度予算並びに関連議案につきまして、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

まず、一般会計予算についてですが、市税収入等若干の自主財源の増加があるものの、依然として国の高率補助金の削減、バブル経済の崩壊等による景気の低迷などにより、財政基盤の脆弱な本市における予算編成は、非常に苦慮されたものであろうかと思われるところであります。

このような状況のもと、21世紀を展望した和泉の町づくりを目指し、都市基盤の整備や、迫り来る高齢化社会に対応する在宅福祉施策及び環境保全対策等を積極的に推進しなければなりません。

まず、都市基盤整備ですが、和泉中央線、和泉中央駅前線、伏屋唐国線、黒鳥観音寺線、光明池春木線、阪和東側2号線、伯太桑原線等の道路網の整備及びいしたちはら公園、松尾寺公園、黒鳥山公園、小田公園等の公園整備並びに和泉府中駅前再開発事業の推進など、新規・継続の各種事業を積極的に取り組まれています。さらに、4月町開きのトリヴェール和泉と既存市街地との新旧地区での調和ある町づくりを進めている姿勢も伺い知ることができます。

次に、急速なテンポで迫り来る高齢化社会に対応する福祉施策として、老人デイサービスセンターの建設、家事援助型ホームヘルパーの増員を図るとともに、地域に根ざしたホームヘルパーの育成に積極的に努められています。

また、障害者（児）の社会復帰を目指す授産施設に対し助成を行うなど、従来からの福祉施

策の推進及び充実を積極的に図られ、老人や障害者の方に対するきめ細やかな配慮が伺えるものであります。

一方、児童福祉についても、北松尾保育園の4月開園、南池田第二保育園の大規模修繕事業の実施など、保育環境の整備及び充実を図られています。

また、市民の健康の保持増進を図るため、胃がん、子宮がん、肺がんなどの各種検診を初め、老人保健事業基本検診、乳幼児に対する検診及び予防接種事業を推進されています。

次に、近年、大きな社会問題にもなっている環境保全とごみ対策についても、大気汚染、水質汚濁、環境騒音等の測定調査を強化するとともに、近畿自動車道、泉州山手線の開通に向け常時監視施設を設置し、さらには、河川の水質保全のため、山間部地域を対象に合併処理浄化槽の普及活動と設置に対する一部助成を実施するなど、積極的に取り組まれています。

一方、ごみ対策においても、ごみの減量化と再資源利用に向け従来の2分別収集を3分別収集とし、さらには、戸別収集を図り、住民サービスの向上とごみの減量と資源化を推進される姿勢は評価するものであります。さらに、今後、より一層環境の保全及び美化に積極的に努められることを切に望むものであります。

次に、教育施策としては、情報化教育の一環としてのコンピューター教育の推進のため、市内全中学校に学習用のコンピューターを設置するなど、学校教育環境の充実を図られています。また、障害を持つ保護者と学校との連絡用としてファクシミリを設置するなど、きめ細かな施策も伺い知ることができます。

一方、社会教育面でも、昨年度に引き続きふるさと創生事業による槇尾山森林浴コースの整備を初め、女性問題や生涯学習に積極的に取り組まれ、生涯を通じた教育の充実を図られています。

その他市内4カ所に設置しているサービスセンターにおいても、従来業務の上に税務関係の諸証明の発行を行うのを初め、市行政に協力されるボランティアに対しボランティア保険への加入、無料法律相談日を月4回から6回に増やすなど、きめ細かな市民サービスの向上に努められている姿勢を伺い知ることができます。

以上のように限られた財源のもとで効率的な行政運営を図られている姿勢を高く評価するとともに、特に今後、進展する高齢化社会への対応としての在宅福祉施策の充実を図るとともに、今日、社会問題化している環境対策についてもより一層積極的に取り組まれ、環境の保全に努力されることを要望する次第であります。

また、国に対しては、特別交付税の増額並びに超過負担の解消をねばり強く要請されるとともに、自主財源の拡充に努力され、本市の財政基盤を強力なものにされることを望むものであ

ります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算につきましては、国庫補助金の一般財源化の問題もあり、非常に厳しい状況にあらうかと思われます。しかし、そのような状況の中で、今年度においても保険料の値上げを行わず運営され、その上に助産費の支給額の引き上げ、さらに、人間ドックの一部助成を実施されることは高く評価するとともに、今後も抜本的な制度改正により財政基盤の確立を国に対し強く要望し、健全な運営を維持できるよう期待するものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算につきましては、面整備を積極的に実施され、普及率の向上に努められていることを評価するとともに、和泉市民の快適な住環境づくりに努められることを切に望むものであります。

その他老人保健事業特別会計予算並びに公共用地先行取得事業特別会計予算につきましても、事業目的に積極的に取り組まれ、適切な予算であると評価いたします。

次に、企業会計予算につきましては、水道事業、病院事業ともに消費税問題を初め、諸般の情勢等により大変厳しい状況にあらうかと思われますが、職員一同、一丸となって経営努力を図られ、独立採算性を基調とする企業経営の努力が伺えるところであり、一層の市民サービスの向上に努められるよう要望するものであります。

以上により平成4年度一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算並びに関連議案につきまして、要望、意見を付して賛成をいたすものであります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本12議案のうち3議案について反対意見がありますので、これを先に採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号「平成4年度和泉市一般会計予算」、議案第5号「平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」並びに議案第6号「平成4年度和泉市老人保健事業特別会計予算」の以上3議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本件を委員長報告どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございました。挙手多数であります。よって、議案第4号、第5号並びに議案第6号の3議案は原案どおり可決されました。

次に、残り9議案についてお諮りいたします。議案第11号「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」、議案第14号「和泉市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について」、議案第17号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第19号「和泉市庁舎建設基金条例制定について」、議案第20号「和泉市国民健康保険条例の

一部を改正する条例制定について」、議案第7号「平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」、議案第8号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」、議案第9号「平成4年度和泉市水道事業会計予算」並びに議案第10号「平成4年度和泉市病院事業会計予算」の以上9議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本9議案を委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第11号、第14号、第17号、第19号、第20号、第7号、第8号、第9号並びに第10号の9議案は原案どおり可決されました。

予算委員の皆さんには連日にわたる御審査、まことに御苦労さんでございました。厚く御礼申し上げます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 日程第13「和泉市土地開発公社平成4年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第1号

和泉市土地開発公社平成4年度事業計画書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成4年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成4年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長(柳瀬美樹君) 報告の説明を願います。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(松村吉彦君) お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第1号「和泉市土地開発公社平成4年度事業計画」について、公社松村から御説明を申し上げます。

当公社の運営につきましては平素から格別の御指導、御鞭撻を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。公社の事業計画は、さきに御議決を賜りました平成4年度和泉市一般会計予算の執行方針に基づき策定いたしましたものでございます。

それでは、内容を御説明申し上げます。別冊公社予算書1ページをお願いいたします。

第1条は総則で、第2条は、土地売却による収益的収入及び土地売却に伴う原価及び一般管理費等を収益的支出として定めるものでございます。

収入の部では、第1款 事業収益といたしまして15億6,464万2,000円と予定いたしております。

その内容は、第1項 公有地取得事業収益といたしまして、土地売却に伴う収入を事業収益と同額を予定し、第2款 事業外収益といたしまして130万円を予定し、その内容は、第1項 受取利息30万円と、第2項 雑収益の100万円を予定いたしました。

以上、収入合計15億6,594万2,000円といたすものでございます。

次に、2ページの支出でございます。第1款 事業原価14億7,854万4,000円と予定。

その内容は、第1項 公有地取得事業原価といたしまして、事業原価と同額を予定いたしております。

第2款 販売費及び一般管理費といたしまして、職員の給与費その他で7,108万6,000円と予定いたしております。

第3款 事業外費用では、職員給与費に充当いたします短期借入金の利息186万円を予定し、第1項 支払利息186万円を計上いたしました。

第4款 予備費は、前年度と同額の300万円といたしております。

以上、支出合計は15億5,449万円となり、収益的収入及び支出との差額は1,145万2,000円となり、これが当年度純利益と相なる予定でございます。

3ページの第3条資本的収入及び支出でございますが、これは新たに取得する土地の資金及び取得費を定めるものでございます。

第1款 資本的収入27億5,632万円と予定し、第1項 長期借入金で同額の27億5,632万円といたすものでございます。

次に、支出でございますが、第1款 資本的支出42億3,486万4,000円を予定し、その内容といたしましては、新規に取得する土地の買収費として、第1項 公有地取得事業費21億6,633万3,000円を予定いたしました。前年度当初予算に比べ率にして約30%の減と相なっております。第2項 長期借入金償還金といたしまして、借入金の元金及び支払利息を20億6,853万1,000円と予定いたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14億7,854万4,000円は、当年度損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。

以上、支出合計42億3,486万4,000円と相なるものでございます。

次に、4ページの第4条は、土地取得に必要な今年度の借入金の限度額を定めたものでござ

いまして、和泉市一般会計予算の債務負担と債務保証に基づきまして、事業執行に必要な資金を調達するものでございまして、本年度の限度額は、27億5,632万円と定めるものでございます。

第5条は、経常経費等に必要な短期借入金の限度額を定めるもので、6,000万円といたしました。

次に、事業計画につきまして御説明申し上げます。8ページでございます。

まず、先行取得計画でございますが、環境改善整備事業用地といたしまして、4,725㎡を6億4,573万3,000円で、また、一般公共用地では、都市計画街路等の用地及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り用地で、7,569.24㎡を15億2,060万円で取得する計画でございます。

以上、先行取得合計は、1万2,294.24㎡を21億6,633万3,000円で取得する予定であります。

次に、9ページでございます。公社におきまして既に先行取得いたしております用地の譲渡処分計画でございますが、一般公共用地の上代伏屋線を初め、計画街路、公園並びに公共下水道用地を含め2,567.39㎡を3億4,191万2,000円で、また、環境改善整備事業用地といたしましては、地区内2号線用地等3,439.77㎡を4億5,291万5,000円、合計いたしまして、市への売却は、6,007.16㎡、7億9,482万7,000円を予定いたしております。

また、都市計画街路岸和田南海線用地1,678.57㎡を3億1,362万2,000円で大阪府に売却を予定いたしてございます。

次に、換地対策事業用地といたしまして、公共用地取得に伴う代替用地といたしまして、4,448.45㎡を3億8,281万円で各権利者へ売却予定をいたしてございます。

その他一般処分用地といたしましては、766.14㎡を7,338万3,000円で売却し、売却総面積1万2,900.32㎡を売却総額15億6,464万2,000円と予定いたすものでございます。

10ページに資金計画、11ページに予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただいておりますので御参照賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、報告第1号「和泉市土地開発公社平成4年度事業計画」について説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。まず、貸借対照表の関係でございますが、12ページと14ページにそれぞれ平成3年度と4年度の見込みが出ております。それで見ますと、繰越欠損金が3年度では1億4,800余万円、当年度純利益が1,285万8,000円と出ております。さらに、4年度になりますと1億3,529万6,000円に減少、当年度純利益が1,145万2,000円とな

りますが、まだ1億3,000余万円の欠損金が残るという見込みであります、その辺の今後の見通しをお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、9ページの譲渡計画であります。これは予算委員会でも申し上げましたが、改良住宅用地というのは、公社にはもうほとんどないわけですが、名称として、改良住宅用地として市の方に売却するという事です。その面積が2,163.77㎡とかなりの面積があるわけです。これは改良住宅として指定されている部分に関する用地がすべてそういうことになるということですが、その辺では、整合性をとる、という改良事業部からの答弁がございました。公社としても、その辺の整合性を図り、次からは、その辺の用地については、きちんとした名称を使う形にしていきたいと思います、その点をお伺いをしたい。

それから、同じく9ページの一般処分用地が出ております。私も公社の委員でありますので、この一般処分用地の明細が出てきておりますが、どの部分になるのか、場所等も明らかにしていただきたい。

それから、一般処分用地で今回の予算書の報告には出てませんが、いつも特別委員会には提出するように、ということですが、先だつての特別委員会には資料として出てきております。その中の平成3年度事業の執行状況のところ、財産目録の中では、一般処分用地について特に明細として出すように、ということを出させておるんですが、そのときも質問をいたしました、サントリーの北側の用地として1と4とあります。現時点では、実勢価格の方が上回っているということですが、その辺では、なぜ処分をしないのかということ。

その理由については、市長は、従前から同和対策事業用地だということで協議が整わないが、早々に結論を付けたい、という答弁をしてきております。それでは、このサントリーの北側の用地は1と4と飛んでいますが、他にもあったはず。それは同和対策用地ではなかったのかどうか。それは財産目録から消えているわけですが、どうなったのかということ。

まず、そのあたりまでお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（松村吉亮君） 天堀議員さんの御質問にお答え申し上げます。

まず、平成3年度の状況と4年度の見通しでございますが、平成3年度につきましては、1,285万円余の純利益予定をでございます。4年度も1,100万円余りの純利益の見込みでございますが、御案内のような経済情勢並びに市の事業の進捗状況等もでございます。平成4年度の見通しにつきましては、まだ正式な数字そのものは出てまいりませんが、今、盛んにやっている最中でございまして、若干の赤字が出るのではないかとこの予想でございます。今日までの累積欠

損金につきましては、何とか3年度で解消したいと思っていたんですが、残念ながら、そういう結果になってしまったということでございます。

2番目の改良住宅用地の名称でございますが、これも先ほどの御質問にもございましたように、もう改良住宅事業そのものが終局にきている段階でこの名称を使うことについてはいかがか、という御指摘でございます。これにつきましては、担当の改良事業部とも協議をいたしまして、今後、これらの名称の使用等についても整合を図ってまいりたい、かように存じます。

それから、一般処分用地の場所でございますが、後ほど、担当の方からお答えさせていただくといたしまして、現在、サントリーのところの1と4を持ってございます。その他にもあった、ということですが、若干、代替地としての処分をいたした経過がございます。ここにも書いてございますように約8,000㎡の用地を持ってございまして、この一団の固まりの中で大量に処分をしたということではなかったと記憶しております。一般処分用地の場所につきましては、担当の方から御説明申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） 一般処分用地につきましては、聖神社下りの297.14㎡と岸和田南海線用地の残りの469㎡でございます。
- 25番（天堀 博君） いろいろ関連するのですが、12ページと14ページに出ています貸借対照表では、平成4年度の決算見込では1億3,520万円の繰越欠損になるということです。ということは、前の12ページの3年度の純利益がここに入ってきて減るということですね。平成4年度は、一応、当年度純利益が1,145万円を見込んでいるが、赤字になる恐れがある、というような答弁でした。その辺の計上の仕方はいろいろ問題があると思いますが、今後、この繰越欠損をなくしていくということが重要だと思います。

以前、バブルその他で土地が高騰したとき、坂口助役さんも答弁されておりましたが、公社の欠損をどうするのか、という辺では、その時点で市の一般会計が持たざるを得ないだろう、というお話もございました。理事長が市長であることからいけば同じ行政ですから、市長の責任で始末をしていかざるを得ないということに関連をしてくると思います。

4年度は赤字が出る見込みだが、純利益を計上している云々はともかくとして、その点からいきますと、公社そのものが所有している財産を適切に売却していくことが重要だと思います。多少でも純利益が上がってきている1つの要因としては、以前に市が買い入れる場合の事務費を引き上げたとか、いろんな対策を講じてできるだけ公社に損をさせないという対策をとりましたので、順次、好転をしてきております。ところが、今、抱えている一般処分用地という財産を適時適切な価格で売却ができれば、その辺も解消されてくると思います。ですから、特別

委員会でも問題にしてきたわけです。

今、サントリーの1と4以外の部分については代替地だ、と言われましたが、阪和東側線の関係の代替地もあったんじゃないかと思いますが、環境改善整備事業による立ち退きに伴う代替地というものはありましたか。

○ 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） これは弥生博物館用地の代替地として、1号と4号以外のものは売却いたしました。

○ 25番（天堀 博君） 1と4以外のものはね。

○ 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） そうです。

○ 25番（天堀 博君） 環境改善整備事業用地の代替地としての売却はない、ということですね。

○ 土地開発公社事務局次長（大宅清臣君） はい。

○ 25番（天堀 博君） それを問題にしているわけではないので、それでいいんですが、逆に一般処分用地になっている経過というのは、どうなんですか。今になって同和対策用地だとおっしゃってますが、財産目録の中では、同和対策用地としてはどこにも載ってない。環境改善整備事業用地とかは載っているが、その中に入っていない。一般処分用地の部分の明細に入っています。この明細を出せ、ということに関連する土地に対して問題が多かったですね、青少年グラウンド等も含めてね、ですから、特別に一般処分用地の明細を出しなさい、ということこの資料を出させているんですが、この用地がいつの間にかまた同和対策事業用地となっているんです。これは、どこでどう区分されているのかわからない。これは一般処分用地やないんですか。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（松村吉堯君） 当該用地につきましては御案内のように、昭和46年から48年にかけて同和対策事業用地として、当時の事業目的としては、買収住宅の代替用地ということで買収されたと聞いております。その後、二転、三転いたしまして、時には、工場団地用地という、いわゆる同和対策に伴う事業が計画されてきたという経過がございます。しかしながら、その後、当該用地をめぐる事業が計画されていないという中と、もう1つは、公社の財政健全化を目指しまして、これが事業目的に乗っていないので一般処分用地という位置付けをいたしまして、現在も公社としては、一般処分用地ということで位置付けてございます。

○ しかしながら、先ほども申し上げましたような経過の中で、支部から当初目的が同和事業だったのだから、現在もまだ続いているそうした対策事業の中で利用すべきではないか、という申し入れがございました。この件に関しましては、公社と支部の意見が全く平行したままで時

間を経過しているというのが実態でございます。御理解賜りたいと思います。

- 25番(天堀 博君) これは委員会でも申し上げましたが、とにかく今の答弁を聞いていても委員会と同じで、全く市の主体性がないですな、あっちへうろうろ、こっちへうろうろしてね。今の答弁は、そのままだと思いますよ、正直に言っていたらいい。同和対策事業用地として購入し、当時は、代替用地ということも含めてやられたきた。その後、それがなくなった。現在、代替用地はほとんど必要ないですね、あれだけ広い土地はね。換地対策用地として別にありますが、それぐらいあれば、事業そのものの進展の度合いから見てもほぼ終結ということですので、ある部分の換地は必要ですが、これだけの広い土地は要りませんわね。工場アパートの話は、われわれも聞きましたが、実際には、実現しなかった。その後、事業の計画はない。そこで、公社の運営も考えて一般処分用地にしたということですね。

しかし、それがいつか知らない間に土地の値段が上がってきたので支部から待ったがかかった。だから、売れないという、そんな変な話はないですよ。しかも、協議が整わないということで、ここ2〜3年もたってきている。早急に、と言われるますが、めどは全くつかない。委員会でも問題にしましたが、どこに問題があるのか。単に支部にお願いをしているだけなのか。それとも、変遷をたどってきた中、現在、同和対策事業用地だということであれば、われわれは認めませんが、仮に同和対策事業用地としてどうされようとしているのか。そういう計画も含めて支部に示しているのか。もう少し具体的に協議の内容を明らかにしていただきたい。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(松村吉彦君) 先ほども御答弁を申し上げましたように、公社といたしましては、一般処分用地ということで位置付けております。この用地の上にこういう事業を、というようなお話はいたしてございません。

- 25番(天堀 博君) 市長、この協議をしている窓口はどこですか。

- 市長(池田忠雄君) 公社の用地でございますので、公社が窓口ではございますけれども、先ほど来、局長が申し上げましたように、当初からの経過がございます。市としては、一般処分用地ということで処分をいたしたい。運動側としては、そうした当初の買収経過なり環境改善整備事業用地ということで位置付けてきたものを、一般処分用地ということで処分をするということについてのいろんな意見があり、平行線をたどっておるわけでございます。

窓口は公社でありますとともに、われわれトップといたしましても、運動側と協議をしているということでございまして、何とか話を付けて処分に踏み切ってまいりたい、現状、このように考えておりますので、これからはシビアな話し合いをいたしてまいりたいと存じております。基本的には、行政としては処分をいたしたい、このように思っております。ただ、地元との話し合いをどう付けていくのか、ということが、これからのポイントであろうと存じます。

今しばらく御猶予をお願いしたいと思います。

○ 25番(天堀 博君) それでは、ここで何をするとか、支部の方から何をしてほしい、というふうな具体的な話は一向にないんですね。市の方は、こういうことだから公社の運営上処分をさせてほしい、というお願いをしているだけですか。

○ 市長(池田忠雄君) お願い、というよりは、申し入れをいたしておるわけでございます。支部としては、当初からの計画なり経過がありますので、同和対策としての有効活用を考えていただきたい、こういう申し入れがございましたが、具体的にどういうものをどうしてくれ、という話にまではいっておりません。何とか話し合いを付けてまいりたいと思っております。

○ 25番(天堀 博君) 支部に対しては、市としては一般処分用地として処分をしたい。ところが支部の方では、そういう経過なりがあるので、そういうものに関連をした何か事業をしてほしい、あるいは処分をしてほしい、という話があるということですね。それでは、市として同和対策事業用地だ、と支部から言われてそれを認めているならば、市としても何かの対策を考えていかないと。そうでないと、いつまでたっても平行線のままでいくんじゃないですか。

われわれは一般処分用地だとばかり思っていた。もう大分ええ値段まできた、これで公社も助かるやろう、と全部の議員さんがそう思っていました。ところが、いつや知らない間に止まってしまう、非常に批判的になってしまった。これでは市長、やはり支部の言いなりだ、と言われてもしょうがないですよ。この内容が、一向に特別委員会で明らかにされない。この特別委員会は、あなた方が議会にお願いをし、公社の健全な運営を図ろうということで設置されたものですよ。それなのに一向に内容が明らかにされず、ただ、申し入れをしているんだ、しばらく待ってほしい、ということばかりで推移をしていくことについての責任は感じられませんか。

○ 市長(池田忠雄君) いろいろ御指摘をいただくところでございますが、私たちがいたしましてもそうした経過はわかりながらも、公社の財政あるいは現状の関係からして処分をしてみたいと決意をいたしております。ただ、そういう経過がありますので、十分に話し合いを付けて円滑に処分をしまえるように努力をしてみたい。いろいろ有効活用を願いたい、という申し入れもございますので、その辺でも協議を付けて処理をしてみたいということで、この問題については考えております。

○ 25番(天堀 博君) これは報告で賛否を問うわけではありませぬので、意見を言うときます。

先ほどの局長からの答弁で私が申し上げましたように、そういう経過をたどってきて、これ

は市の主体性を持って確実に一般処分用地として処分をすべき土地なんです。これは市長もお認めになっているわけです。ところが、支部から待ったがかかった。ええかげんにせよ、土地の値段が上がってきたら待ったをかけるというのはなんちゅうこっちゃ、と私は言いたい。こういうことで支部の言いなりになってこの土地の処分ができないという市の主体性のなさについて、これは指摘しておきます。この点についても、同和対策事業をしていく中での一連の市行政の主体性のなさということがはっきりあらわれていると思います。

以前は、特別委員会に何でもすべて報告し、処分すべきものは処分をするということで、当時の公社の事務局は一生懸命になって処分計画を出し、業者とも交渉もしたりしました。やっとNTTの関連のところにも売却をしたといういろんな形で処分をされてきたのに、肝心かなめの一番大きなこの土地がああいう状態のままで残ってしまうことについては、公社運営の上でも大きな問題でもあります。それは先ほどの平成3年度あるいは4年度末の貸借対照表を見ましても、はっきりその辺があらわれてきていますので、その点を指摘して終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） お昼の時間ではありますが、このまま議事を進めたいと思いますので、よろしく御協力をお願いをいたします。

他に質疑、御意見ないものと認め、報告第1号を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第14「若年層等の障害年金無年金者の解消に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第2号

若年層等の障害年金無年金者の解消に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成4年3月26日

提出者

和泉市議会議員

並河道雄

須藤洋之進

木村静雄

友田博文

西口 秀光

天堀 博

松尾 孝明

上田 育子

若年層等の障害年金無年金者の解消に関する意見書

若年層等の転職者の増加に伴い、年金制度における被保険者資格喪失時期における疾病、障害事故が社会問題になっている。

現行の厚生年金保険法及び国民年金法においては、被保険者資格喪失時期に疾病、または負傷により障害者となった場合は、無年金者として一生を送らねばならない状況である。こうした無年金者を救済するために、厚生年金保険法関連法規を改正し、転職等のための就職活動期間（事業所に使用されなくなった後、次の事業所に使用されるまで保険料自己納付と一定期間を特定）においては、被保険者資格を継続し、障害年金の受給が可能になるようにすべきである。

よって政府は、若年者等の無年金者の発生を防ぐために、厚生年金保険法及び国民年金法を改正されるよう強く要求する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案の趣旨説明を願います。
- 5番（並河道雄君） ただいま局長朗読のとおりでありますので、どうか皆様方の御賛同をよろしく願います。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、意見第2号は、原案どおり提出することに決しました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第15「パートタイム労働者の労働条件改善に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

意見第3号

パートタイム労働者の労働条件改善に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成4年3月26日

提出者

和泉市議会議員

並 河 道 雄

天 堀 博

西 口 秀 光

須 藤 洋之進

上 田 育 子

パートタイム労働者の労働条件改善に関する意見書

パートタイム労働者の数は年々増加し、現在、約800万人ともいわれ、わが国経済や地域経済の発展に欠くことのできない重要な存在となっている。

パートタイム労働は働く側にとって、家庭や育児と仕事が両立できる雇用形態であり、企業にとっても欠くことのできない労働力として定着し、今後さらに増加していく傾向にある。

こうした状況下でありながら、パートタイム労働者を対象とした法制度は今だ未整備であり、その社会的地位、労働条件および福祉などは極めて不十分な状況に置かれている。

よって、政府は、これらパートタイム労働条件の改善、労働者の生活の安定および福祉の向上などを図るために、下記の施策について、速やかに実現を図るよう強く要望する。

記

- 1 パートタイム労働者の権利、労働条件の改善等を図るため、「パートタイム労働法」の早期制定を行うこと。
- 2 パートタイム労働者及び家内労働者の非課税限度額について、現行の100万円を当面150万円に引き上げること。
- 3 パートタイム労働者に対する職業訓練指導等を行うこと。そのための施設の整備を図ること。

4 パートタイム労働者の社会保険の適用率の向上を図るほか、パートタイム労働を希望する
高年齢者に、雇用の場が提供できるよう行政指導を強化すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案の趣旨説明を願います。
- 5番（並河道雄君） ただいま局長朗読のとおりでありますので、よろしく御賛同をお願いいたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、意見第3号は、原案どおり提出することに決しました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第16「子どもたちのすこやかな成長を保障するため保育所の充実をもとめる請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

請願第1号

子どもたにのすこやかな成長を保障するため保育所の充実をもとめる請願

紹介議員

和泉市議会議員

天堀 博

並河道雄

子どもたにのすこやかな成長を保障するため保育所の充実をもとめる請願

働く女性は年々増加し、仕事と子育ての両立を求める市民の保育要求は切実さをましています。

そんな中で、和泉市の公立保育所の3～5歳児の給食が、私たちの20年来の要求にもかかわらず、民間業者委託の状態から改善されず、子供達の発達に大きな影響をあたえています。

近年、成人病が、低年齢の子供の時からあらわれてきています。その原因ともなる食生活がどんなに大切であるかもさげばれています。

子供達の健やかな発達と働く父母の権利を保障する保育の充実と、その仕事に従事する保育者が、健康で働きつづけられるように次のことをお願いします。

記

- 1 全ての園で0～5歳児の完全自家給食を実施して下さい。
- 1 急増するアレルギー児への必要な対策ができるよう、調理員等の増員を行って下さい。
- 1 幼稚園(3～5歳児)を0から5歳まで措置する総合園にして下さい。
- 1 保育所に働くすべての職員の労働条件を改善して下さい。

平成4年3月26日

代表 和泉市王子町668番地の10

鈴木康夫

他 14,160名

和泉市議会議長

柳瀬美樹殿

- 議長(柳瀬美樹君) 請願の趣旨説明を願います。
- 25番(天堀博君) ただいま局長の朗読どおりであります。所管の委員会等に付託をしていただきまして、できれば速やかに結論、採択をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件については、十分調査検討の必要がありますので、所管の厚生病院委員会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしますと思いますが、これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、本請願を厚生病院委員会に付託することに決めます。
委員の皆様には、まことに御苦勞でございますが、よろしく御審査をお願いいたします。

○

- 議長（柳瀬美樹君） ここで、お諮りいたします。ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、日程に追加いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「監査委員の選任について」を日程に追加することに決めます。
議案を配付させます。

（議案配付）

- 議長（柳瀬美樹君） それでは、「監査委員の選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第28号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成4年3月26日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
（市長登壇、説明）
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第28号「監査委員の選任について」、提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。

本市監査委員は、条例に基づきましてその定数は2名でございまして、議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成をいたしております。

今回、議会議員より監査委員1名を選任するに当たりまして、奥村圭一郎議員が、人格識見ともに兼ね備えた方でございまして適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正な運営を期待しているものであります。どうか奥村議員さんを監査委員に御選任する

につきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致で御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なおまた、森 悦造前監査委員さんにおかれましては、監査委員に御就任以来適正な監査をしていただきまして、心から厚く御礼を申し上げたいと存じます。今後ともよろしく御指導を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の御説明に代えさせていただきたいと存じます。どうかよろしく願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号を原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました監査委員のごあいさつをお願いいたします。

（監査委員就任あいさつ）

○ 監査委員（奥村圭一郎君） このたび、監査委員の大役を命ぜられました。もちろん、微力な私でございますが、一生懸命取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、温かい御指導、御支援のほどをよろしくお願い申し上げたいと存じます。

はなばだ簡単ではございますが、監査委員就任のごあいさつに代えさせていただきます。

（拍手）

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議いたしました。

ここで、理事者から市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、お手元に配付いたしております資料に基づき、事前にその内容と理由の説明をしたい、との申し出がありますので、これを許可いたします。

○ 総務部長（神藤恒治君） 総務部神藤でございます。貴重なお時間を拝借いたしまして恐縮に存じます。それでは、お許しをいただきまして市税条例の一部改正について御説明申し上げ、あらかじめ専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

御承知のとおり、現在、第123通常国会において、地方税法の一部を改正する法律案の審議が行われているところでありますが、これに伴う市税条例の改正につきましては、国会における審議に十分注意を払うとともに対処してまいりたいと存じます。

本法律案が可決成立いたしますと、平成4年度の市税の賦課から適用することとなり、本市市税条例の規定につきましても、所要の改正を行う必要が生じることとなる次第でございます。

当然のことといたしまして、市税条例の一部を改正につきましても、市議会に御提案申し上げることと相なるわけでございますが、本定例会の終了後にこの法律案が可決されますと、市税条例の一部改正について御提案申し上げるいとまがございません。したがって、かかる事態におきましては、地方自治法第179条の規定により専決処分をさせていただきたく存じる次第でございますので、よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元御配付の資料に基づきまして、市税条例の一部を改正する案の概要について御説明申し上げます。

第1点目といたしましては、個人の均等割の非課税の範囲の加算額4万円を8万円に引き上げ、また、個人市民税の所得割の非課税の範囲等の加算額15万円を19万円に引き上げ、いずれも非課税限度額を引き上げようとするものでございます。

第2点目といたしましては、みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例を平成5年度限りで廃止しようとするものでございます。

第3点目といたしましては、市街化区域農地に対する長期営農継続農地制度が平成3年度限りで廃止されることに伴い、平成4年度の課税の円滑化を図るため、平成4年12月31日までに生産緑地地区内の農地に該当すると認められる場合には、当該市街化区域農地に係る固定資産税、都市計画税と農地課税相当額との差額を徴収猶予することができる制度を創設しようとするものでございます。

第4点目といたしましては、3大都市圏の特定市の市街化区域内の土地の取得に対して課する特別土地保有税の特例措置、いわゆるミニ保有税の適用期限を平成5年3月31日まで1年間延長しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

（市長登壇、閉会あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 去る4日、本年第1回の定例会をお願い申し上げ、平成4年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算、病院事業会計予算とそれに関連をいたします

条例制定等、多数の重要議案を御提案を申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず長期間にわたりまして慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。また、予算審査特別委員会の皆様方には、お疲れのところ、連日にわたりまして御審議を相賜り御議決をいただきましたことにも深く感謝を申し上げる次第でございます。

なお、本会議を通じまして、あるいは予算審査特別委員会の審議の過程におきまして御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望等につきましては十分尊重させていただき、私はもとより、職員一体となりまして遺憾なきを期してまいるとともに、予算執行に当たりましても慎重を期してまいる所存であります。議員皆様方におかれまして、市政運営につきましても、今後、なお一層の御支援と御協力をお寄せをいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

ようやく寒さも和らぎ、陽春の季節と相なっております。議員皆様方には、ますます健康に御留意をいただき、今後とも御多忙のこととは存じますが、市政発展のため御尽瘁を相賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての心からなる御礼のごあいさつとさせていただきますと存じます。長期間にわたりまして本当にありがとうございました。

(議長登壇、閉会あいさつ)

- 議長（柳瀬美樹君） 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

平成4年度当初予算を初め関連する諸議案の審議に当たり、終始御熱心に御審議を賜り、無事終了できましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、新年度も行財政にますます厳しさが加わる中で、定例会並びに予算委員会を通じ議員からの御指摘、御要望が多々ありましたが、これらを十分に尊重し、苦しい財源の中で創意と工夫をこらし、市民の信託にこたえるようお願いをいたします。

それでは、これをもちまして平成4年第1回定例会を閉会いたします。長期間、まことにありがとうございました。

(午後12時20分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 柳瀬美樹

同副議長 若浜記久男

同署名議員 中塚新治

同署名議員 讃岐一太郎

同署名議員 竹内修一